

HYŪGASHI Station



HOSOSHIMA-GYOKO



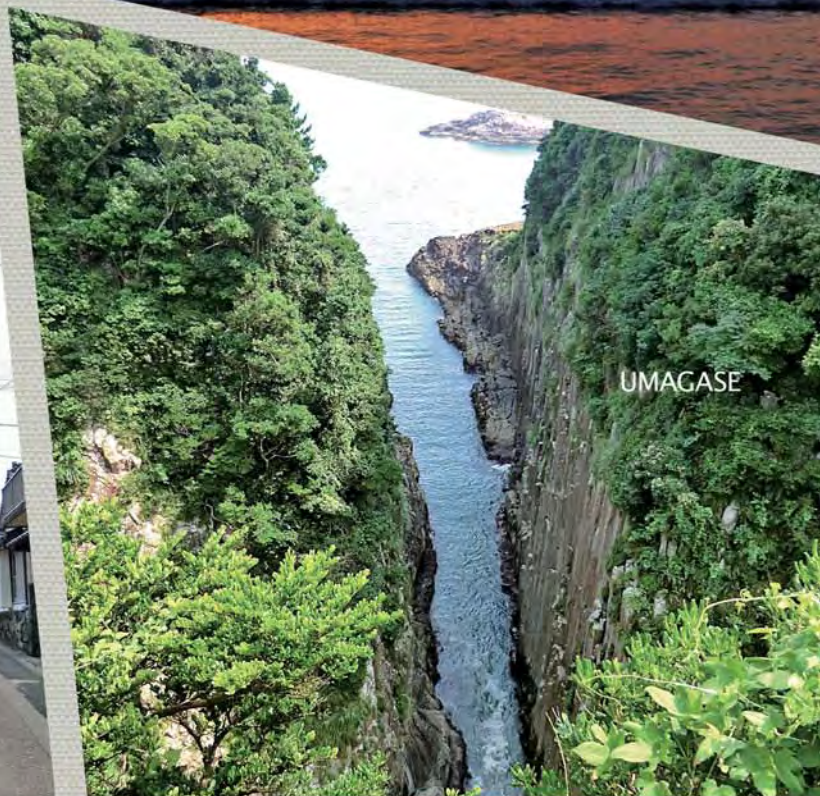
KURUSUnOUMI



OKURAGAHAMA



UMAGASE



MIMITSU



日向市

Urban planning master plan

都市計画マスタープラン ^{HYUGA}

平成30年12月
日向市

はじめに

本市は、緑豊かな山々や風光明媚な海岸線を有し、戦後の経済成長期のなか、天然の良港である細島港とともに「港湾工業都市」として発展し、人口の増加や都市の拡大に対応した計画的かつ機能的なまちづくりに取り組んできました。



しかしながら、全国的な課題である少子高齢化や人口減少社会の到来を迎え、本市においても、空き地や空き家が点在する「都市のスポンジ化」が危惧されております。また、周辺の里山では住民の高齢化や人口減少から、地域コミュニティの低下や耕作放棄地の増加など集落の維持及び機能の低下が懸念されている状況にあります。

そのような中、新たな地方創生への取り組みを進めるとともに、平成29年3月に策定した「第2次日向市総合計画（2017-2024）」や「コンパクトなまちづくり」を推進するため改正された「都市再生特別措置法」など、社会情勢の変化に対応する関係法令の改正を踏まえ、今回、時代の潮流に即したまちづくりの指針として平成21年の見直しから8年が経過した「日向市都市計画マスタープラン」を総合的に見直したところであります。

今後は、市民や関係者の皆さんとの「共通認識」のもと、まちづくりの基本的な方針に基づき、地域別構想を確実に推進していくことが必要でありますので、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、今回の策定にあたりましてご尽力いただきました日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会の委員の方々をはじめ、市民ワークショップにご参加いただきました方々、そして市民アンケートにより貴重なご意見をいただきました多くの市民の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成30年 12月

日向市長 十 屋 幸 平

目 次

序 章 都市計画マスタープランの基本的考え方	1
1. 都市計画マスタープランの策定にあたって	1
2. 都市計画マスタープランの目的と役割	2
3. 都市計画マスタープランの位置づけ	3
4. 都市計画マスタープランの見直しの必要性	5
第1章 日向市の現況と課題	6
1. 日向市の現況	6
2. 日向市の課題	20
3. まちづくりの基本的課題	25
第2章 まちづくりの基本構想	27
1. まちづくりのビジョンと目標	27
2. 実現に向けた取り組み	30
3. 将来都市フレーム	34
第3章 土地利用構想	51
1. 都市的土地利用	54
2. 自然的土地利用	62
第4章 分野別まちづくりの基本構想	65
1. 道路・交通施設	65
2. 公園・緑地	69
3. 上下水道・河川	72
4. 住宅・宅地整備	75
5. 公共公益施設（建物系）等	76
6. 産業	77
7. 都市防災	78
8. 都市自然環境の形成	81
9. 景観	83
10. 福祉	85
11. 歴史文化	86
12. 市街地整備	87
第5章 地域別まちづくり構想	90
1. 地域区分の設定	90
2. 地域別の現況と問題・課題	92
3. 地域別まちづくり構想	92
資料編	

序章 都市計画マスタープランの基本的考え方

1. 都市計画マスタープランの策定にあたって

まちづくりの基本方針の作成

日向市は、明治22年の富高村・細島町・岩脇村の誕生に始まり、平成18年の東郷町と合併に至るまで、様々な町村合併を繰り返し、現在の形になりました。

「日向市都市計画マスタープラン」は平成14年度に策定し、平成20年度に見直しがされ、『“優しく 強く 温かい 人とまち 日向”』をまちづくりのテーマとして、各種施策を実施してきました。その際、以下の3つの目標を立てています。

- ・内外に開かれた交流拠点都市としての発展
- ・安全で安心な居住環境の形成
- ・安らぎを与える都市環境の創造

本市は、豊かで美しい自然環境・景観、「若山牧水」などの文化・歴史資源、農林水産業をはじめとした地域産業、重要港湾「細島港」など多くの『地域資源』を有しています。この地域資源は『人（市民）』により受け継がれてきたものであり、今後、この資源を活かしたまちづくりを展開していく上でも『人（市民）』の力が必要です。

これらの『人』や『地域資源』といった地域力を活かしながら、様々な場面での交流や連携を通じて、“優しく 強く 温かい 人とまち 日向”の実現を目指してきました。

平成30年となった現在、見直しから9年の月日を経て様々なことが変化してきています。

平成18年12月に、日向市駅が鉄道高架化とともに新しく生まれ変わり、併せて東西駅前広場も玄関口として新しい姿を呈しています。平成28年に東九州自動車道「北九州市～宮崎市間」が全線開通し、所要時間の短縮による交流人口が増加しました。

また、重要港湾「細島港」においては、平成27年に国際物流ターミナルが設置されることで、さらなる国際交流の拠点としての役割を拡大してきました。

今後も、宮崎県における産業開発の物流拠点で、海上と陸上の結節拠点である重要港湾細島港を核とした港湾工業都市として、東九州自動車道や九州中央自動車道、国道などの広域交通網を活用した更なる地域経済の振興が求められます。

しかし、今日のまちづくりの課題は、道路、公園、下水道等といった都市基盤のみでは不十分であり、都市防災、自然環境との共生、都市景観や福祉・文化等、多岐にわたる分野の整備についてもハード・ソフト両面からの取組が必要となってきています。

時代の背景としては、平成26年に都市再生特別措置法の改正に伴い、地方都市における人口減少・少子高齢化の進展に対して、財政面および経済面を鑑み、安全で安心な持続可能な都市構造として、地方創生に基づく「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりの推進が必要とされています。

このため、都市機能強化の必要性や市街地から離れた集落の維持・存続、自然環境の保全・活用等への要望が高まっている状況です。

特に、市民の防災意識の高まりに加え、地域防災力の向上や避難施設の整備充実を図り、様々な自然災害から身を守り、市民の安全な暮らしを確保するため、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

本計画では、これらの課題に対応すべく、既存の「都市計画マスタープラン」を改定し、新たな都市のランドデザインを提示し、今後の都市計画の指針を策定しています。

2. 都市計画マスタープランの目的と役割

◆目 的

都市計画マスタープランとは、1992年（平成4年）の都市計画法の改正により規定された市町村が策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のことです。都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的として創設されました。

都市計画マスタープランの策定にあたっては、日向市の地域特性をもとに、県が策定する「都市計画区域マスタープラン」、及び「第2次日向市総合計画」や「第4次国土利用計画（日向市計画）」を踏まえた上で、市民との合意形成を図ることが必要となります。

そこで、市民の意見を反映させながら具体性のあるまちづくりの将来ビジョンを確立し、地域のあるべき将来像や整備方針等、都市空間を総合的に定めるために、市町村自らが定める都市計画に関する基本的な方針を提示することが「都市計画マスタープラン」の目的です。

◆役 割

この都市計画マスタープランは、行政と市民とが協働して進めるまちづくりのガイドラインであり、市民に対しては、まちづくりを進めていく上での本市の基本的な方向を示すものです。

目指すべき将来都市像を明示し、その実現に向けた都市計画の対応について合意形成を図っていくことにより、市民の都市計画に対する理解が深められ、各種の都市計画事業や規制、誘導への協力や参加を容易にする役割を果たすものです。

都市計画マスタープランは、土地利用や都市施設、都市環境などの分野別計画を相互に調整し、都市計画の整合性・総合性の確保を図り、都市づくりに関する体系的な施策の推進に寄与します。

本市の定める具体の都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないことから、都市計画マスタープランに示す将来像は、具体の都市計画の決定・変更を方向づける誘導指針としての先導的役割を果たします。



【平成29年度 最優秀賞】ファミリー
第6回日向市景観賞 景観フォトコンテストより

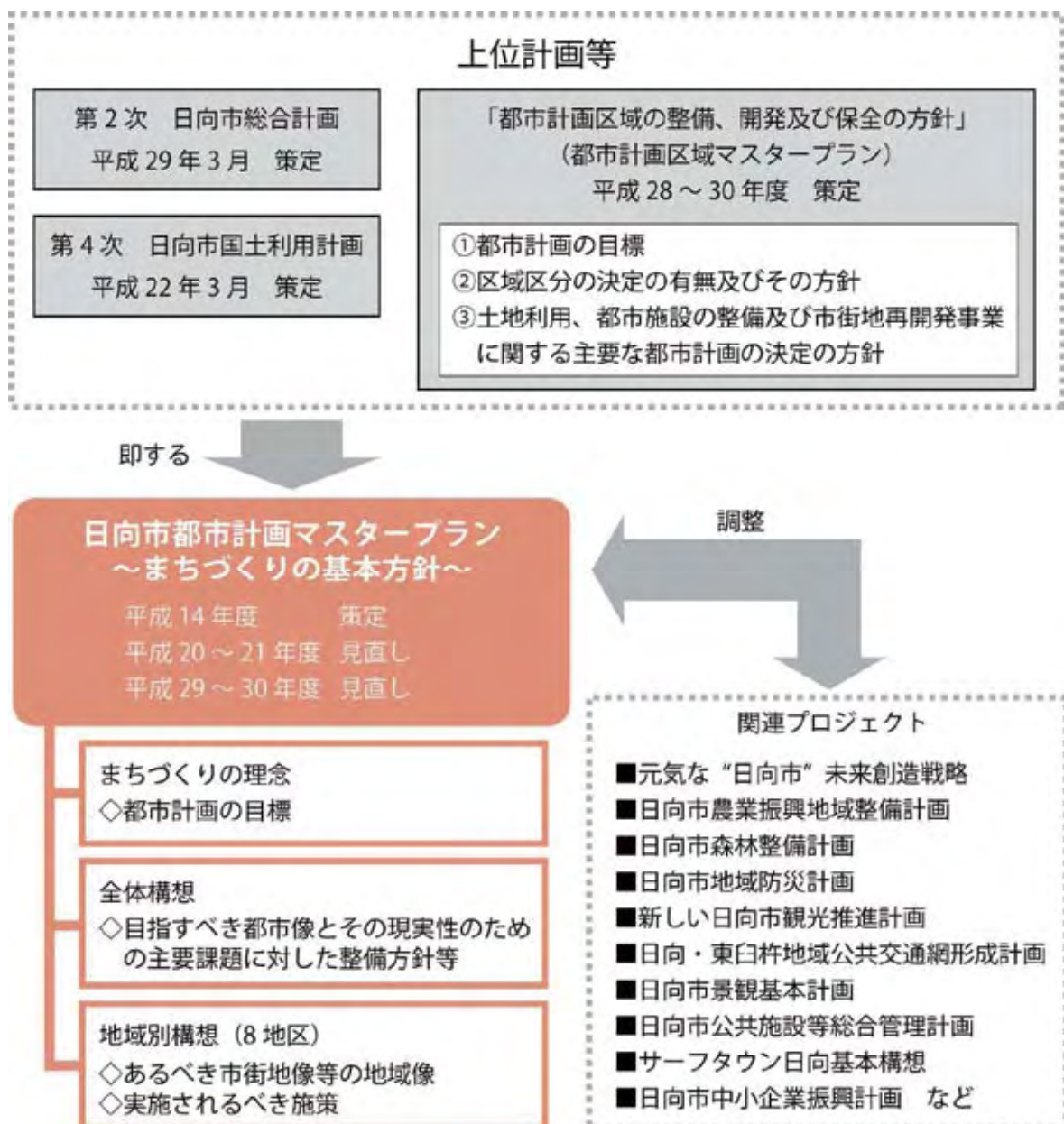
3. 都市計画マスタープランの位置づけ

◆位置づけ

日向市の行政運営の計画体系の中で、都市計画マスタープランは、行政運営の基本方針を示した「第2次日向市総合計画」、及び「都市計画区域マスタープラン」に即し、その内容をふまえて土地利用や都市施設の整備方針などについて、具体的に都市計画の展開に方向性を与えていくものです。

都市計画マスタープランはその他の分野の計画と十分に連携を図りつつ、行政運営を一元的、総合的、体系的に進めていくものです。

【日向市都市計画マスタープランの位置づけ】



◆目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、概ね20年後の平成47年（2035年）として定めたものですが、硬直化した都市計画マスタープランにならないように、社会・経済状況等の変化に応じて軌道修正を行う必要があると判断される場合は、適宜（概ね5年ごと）に適切な見直しを行い、内容の充実を図ることとしており、今回、見直しを行うものです。

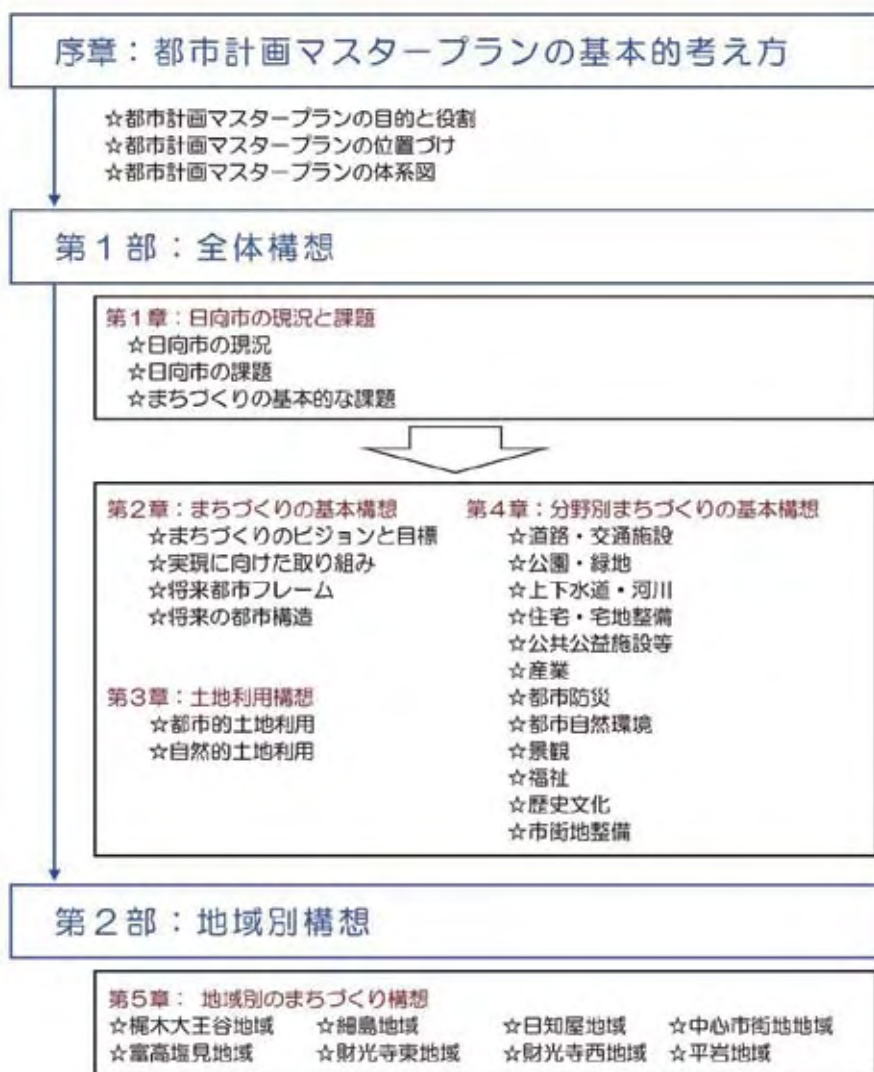
◆計画対象区域

都市計画マスタープランは、行政区域全体の総合的な都市づくりの方針を踏まえながら、都市計画区域を対象として策定します。

◆計画の構成

計画の構成としては、都市全体の将来像や土地利用及び分野別（都市施設等）のあり方等を示す「第1部 全体構想」と、地域ごとのまちづくりの考え方や整備の方針を示す「第2部 地域別構想」の2部構成です。

【計画の構成】

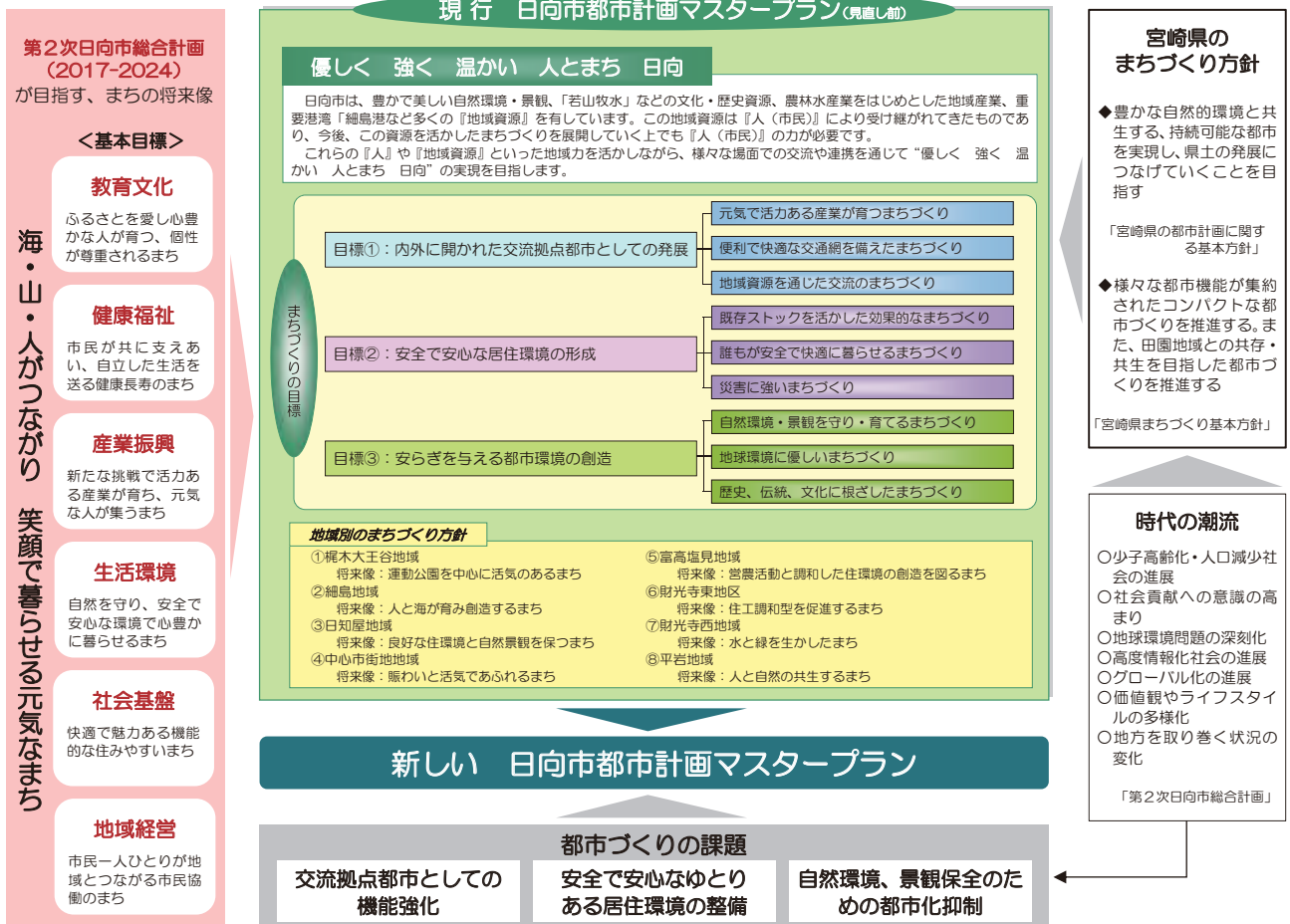


4. 都市計画マスタープランの見直しの必要性

本計画策定においては、以下のような理由により見直しの必要性が生じたことから改定を行っています。

- ・本計画の上位計画である「都市計画区域マスタープラン」や「第2次日向市総合計画」の見直しが行われ、整合を図るため。
- ・現行計画は策定から9年が経過し、その間、社会・経済情勢の急激な変化や都市計画に関する制度面の大幅な改正が行われたため。（人口減少・少子高齢化・地球環境問題・財政状況等）
- ・平成24年度に実施された都市計画基礎調査等が実施され、より詳細な現況の把握が可能となったため。
- ・防災に対して市民の安全安心への意識が高まっているため。
- ・国の政策である地方創生に向けた「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりや立地適正化計画を推進するため。

～日向市都市計画マスタープランの概要～



第1章 日向市の現況と課題

1. 日向市の現況

1) 本市の位置と沿革

1) - 1 位置及び自然条件

本市は、宮崎県の北東部に在り、東経131度37分、北緯32度25分に位置しています。

北は、門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が還流しています。

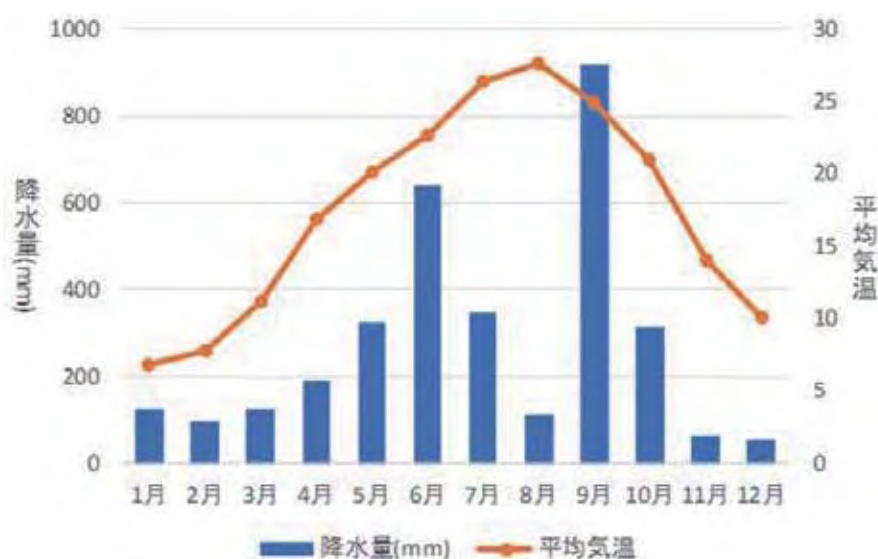
また、本市は、日向入郷圏域の交通の要である国道10号と国道327号との結節点であり、九州山地に連なる入郷地域の山の文化（森林文化）と太平洋の海の文化（黒潮文化）が交わる交流拠点でもあります。

市域面積は、336.94km²、人口は61,761人であり、県内では4番目の人口規模となっています。

【位置図】



【月別平均気温及び月間降水量の平年値】

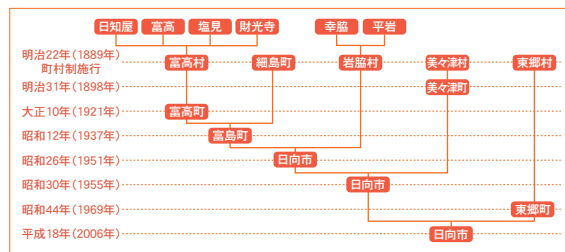


明治22年の町村制の施行により、日知屋、富高、塩見、財光寺が合併して富高村となり、細島は単独で細島町に、また、幸脇と平岩が合併して岩脇村となりました。明治31年に美々津村が美々津町となり、大正10年には、富高村が富高町に、昭和12年には富高町と細島町が合併し、富島町となりました。

そして、昭和26年4月1日に富島町と岩脇村が合併し、県内では6番目の市として日向市が誕生しました。

その後、昭和30年1月1日に美々津町、平成18年2月25日には東郷町と合併し、現在の日向市となっています。

【沿革図】



昭和27年からは、本県における中核工業都市建設を目指して細島臨海工業地帯造成事業が開始され、昭和39年には「日向・延岡地区新産業都市」の指定を受けました。

以来、工業等の進出に伴い工業都市として漸次都市形態を整え、昭和45年に本市をはじめ、延岡市、門川町の都市計画区域が変更され、新都市計画法による日向延岡新産業都市計画区域となりました。

その後、数回の区域変更を経て、平成22年に現在の約5,105haとなりました。日向市の都市計画の状況は右表のようになっています。

【日向市の都市計画の状況（H29.3.31現在）】

都市計画の決定状況		面積・延長	H21時点との差分
都市計画区域(ha)		5,105.0	14.0
市街化区域(ha)		1,731.0	17.0
市街化調整区域(ha)		3,374.0	-3.0
用途地域	第一種低層住居専用地域(ha)	203.0	1.0
	第一種中高層住居専用地域(ha)	74.0	0.0
	第二種高層住居専用地域(ha)	145.0	0.0
	第一種住居地域(ha)	274.0	0.0
	第二種住居地域(ha)	246.0	0.0
	準住居地域(ha)	34.0	0.0
	近隣商業地域(ha)	79.0	0.0
	商業地域(ha)	73.0	0.0
	準工業地域(ha)	228.0	0.0
	工業地域(ha)	74.0	0.0
	工業専用地域(ha)	301.0	16.0
計(ha)		1,731.0	17.0
風致地区(ha)		0	-20.2
臨港地区(ha)		277.9	14.5
準防火地区(ha)		68.0	0.0
都市計画道路(m)		92,990.0	-650.0
駅前広場(ha)		1.2	0.0
都市計画公園(ha)		120.85	0.0
墓園(ha)		12.7	0.0
公共下水道(ha)		1,381.0	4.0
ごみ焼却場(ha)		21.2	0.0
都市高速鉄道(m)		9,230.0	0.0
土地区画整理事業(ha)		112.2	0.8
地区計画【財光寺南地区】(ha)		36.5	0.0
地区計画【日向市駅周辺地区】(ha)		17.6	0.0
地区計画【財光寺池地区】(ha)		6.5	0.0
地区計画【中町地区】(ha)		3.9	3.9

2) 主要な上位計画等

2) - 1 第2次日向市総合計画 平成29年3月

◆目 的

日向市総合計画策定条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図ります。

日向市が目指す将来像の実現に向け、市民の皆さんと市が互いに尊重しながら、それぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくための「市民共有」の指針とします。

◆まちづくりの基本理念

- ・ 全ての人の人権が尊重されるまちづくり
- ・ 市民との協働による市民が主役のまちづくり
- ・ 地域の活用による自立したまちづくり

◆将来像と基本目標

＜将来像＞

「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」

＜基本目標＞

- ・ ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち
- ・ 市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち
- ・ 新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち
- ・ 自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち
- ・ 快適で魅力ある機能的な住みやすいまち
- ・ 市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち

◆キャッチフレーズ

「リラックスタウン日向」

2) - 2 第4次国土利用計画（日向市計画）平成22年3月

◆目 的

国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたり適正かつ均衡ある土地利用を確保すること。

◆土地利用の基本方針

- ・ 安全・安心な暮らしを支える土地利用の推進
- ・ 元気で活力ある産業を育む土地利用の推進
- ・ 人と自然が共生する環境に優しい土地利用の推進
- ・ 個性的で魅力あふれる地域を育む土地利用の推進
- ・ 市民との協働で取り組む土地利用の推進

2)－3 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

平成30年度

◆目 的

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法の規定に基づき定めるもので、長期的視野に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた道筋を明らかにするものです。

◆まちづくりの基本方向

- ・東九州の連携の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県北の広域都市圏の形成
- ・自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- ・自然・歴史・文化・地域産業などの地域資源を生かした、広域連携の形成

2)－4 宮崎県北地方拠点都市地域基本計画 平成7年3月

◆日向市の役割

周辺町村住民の生活・文化の交流拠点として、市（いち）的にぎわいに満ちた市街地の整備を図るとともに、楽しみや学びのための都市機能を集積します。

海洋に開けた物流・交流機能を強化するため、細島港の整備による国際物流拠点の形成を促進するとともに、ウォーターフロントの開発による広域的交流空間づくりを進めます。

◆整備計画

- ・高速道路等広域交通体系や情報通信基盤の整備
- ・高次都市機能の増進と快適な居住環境の整備
- ・多彩な自然を活用した交流空間やゆとりのある定住環境の整備
- ・県北部全域の振興に資する交流ネットワークの形成

◆拠点地区

- ・細島ウォーターフロント拠点地区
- ・日向市生活・文化交流拠点地区
- ・財光寺居住拠点地区

2)－5 都市計画に関する基本方針（宮崎県計画） 平成29年3月

◆目 的

- ・宮崎県としての都市づくりの基本的な考え方を定めるもの
- ・都市計画区域マスタープランを定める前提となるもの
- ・市町マスタープランや、市町の個別の都市計画において活用されるもの

◆目標年次

概ね20年後、平成47年を目標年次とする都市づくりの方向性を定めます。

◆宮崎県の目指す都市づくり

豊かな自然と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていくことを目指します。

◆基本方向

- ・広域都市圏の形成
- ・広域ふるさと交流圏の形成
- ・安全で快適な都市の形成
- ・ふるさと地域の形成

3) 現況

3) - 1 人口

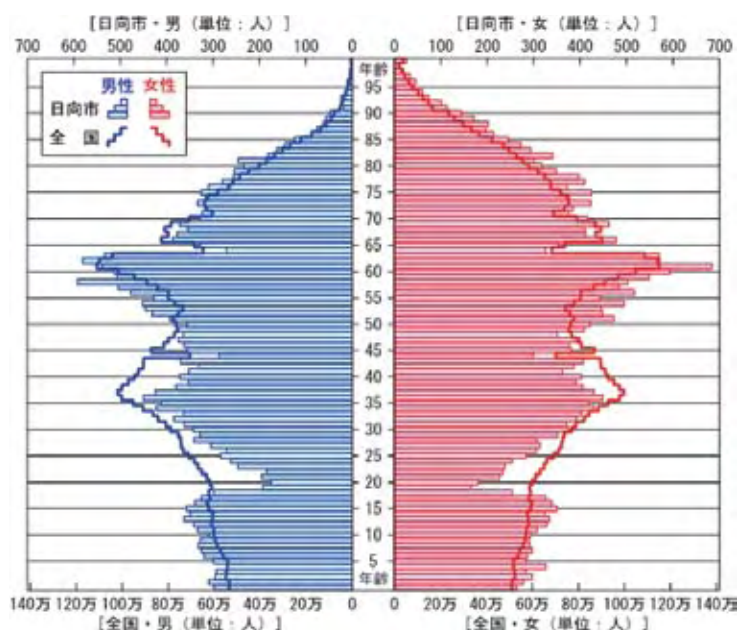
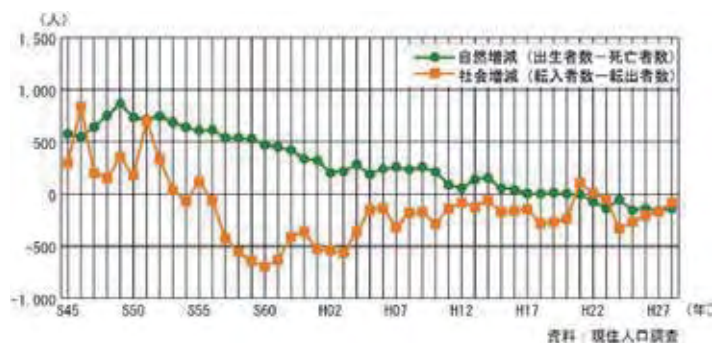
右図は、日向市の総人口と自然動態人口（出生者数、死亡者数）及び社会動態人口（転入者数、転出者数）の推移を表したものです。

昭和50年代半ばまでは、転入者数が転出者数を上回る社会増加と出生者数が死亡者数を上回る自然増加により人口は急激に増加していますが、その後は、転出者数が転入者数を上回る社会減少に転じ、それを自然増加が補う形で緩やかな減少傾向が続いてきました。

平成17年以降は、出生者数と死亡者数がほぼ同数となり、平成22年からは死亡者数が出生者数を上回る自然減少に転じており、平成27年の国勢調査では61,761人と平成22年に比べると1,462人（約2.3%）も減少しています。

また、年齢別人口の推移を表した人口ピラミッドを見ると、35歳および65歳前後の人口が多い傾向は全国的な状況と類似しているが、75歳以上および15歳以下が全国値を上回る傾向が見られます。

【日向市の総人口の推移】



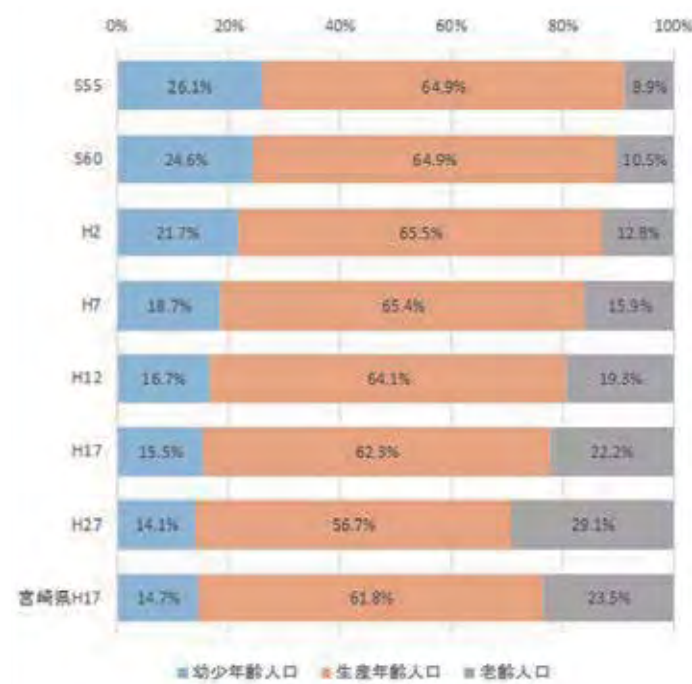
3) - 2 就業人口

本市の産業別就業人口比率の推移をみると、第1次産業の就業者比率が低下し、第3次産業の就業者比率が上昇する傾向が続いています。一方、第2次産業の就業者比率は、平成7年までは上昇傾向にありましたが、その後、減少傾向に転じています。

県平均と比較すると、全体的に第1次産業、第3次産業の比率は低く、一方、第2次産業は高く、県内では工業の盛んな都市とみることができます。

市内総生産は、平成22年度以降、第3次産業の割合が減少し、第2次産業の割合が増加しています。

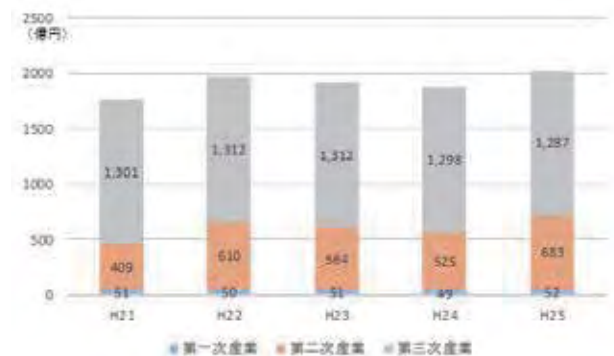
【年齢別人口の推移】



【就業別人口の推移】



【産業別市内総生産額の推移】

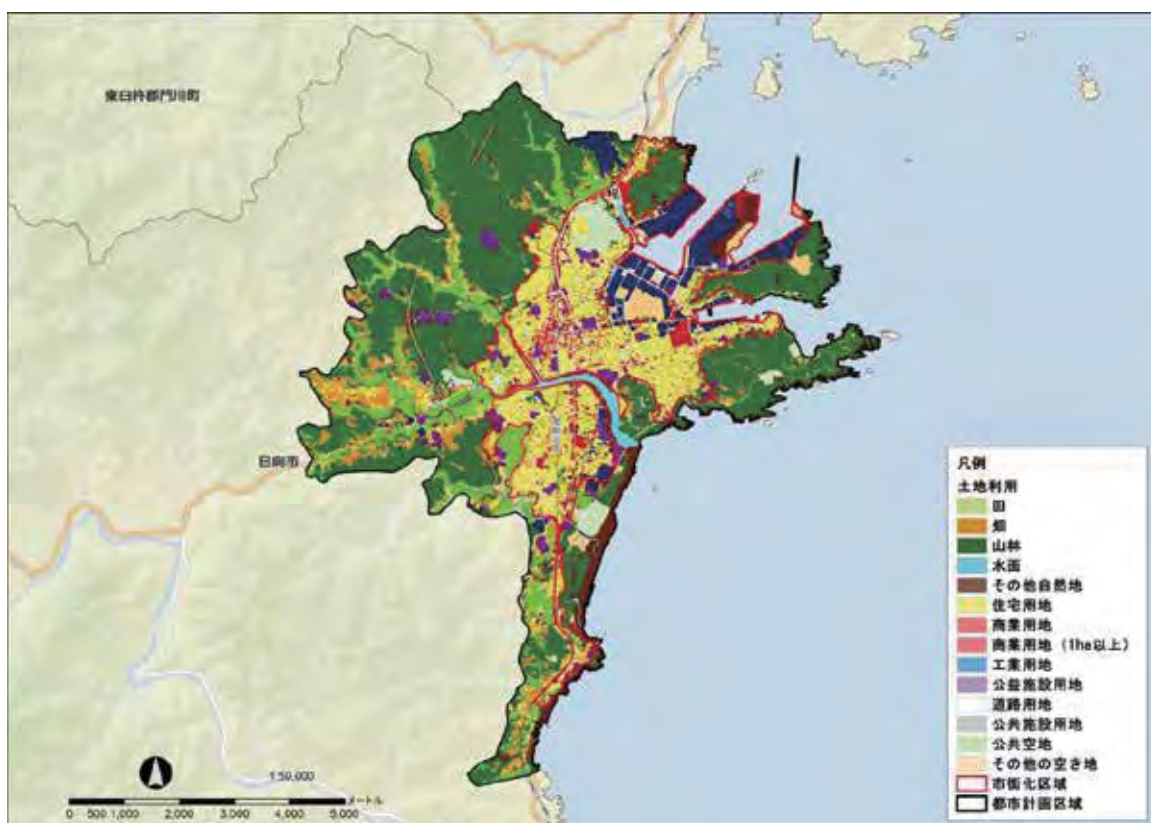
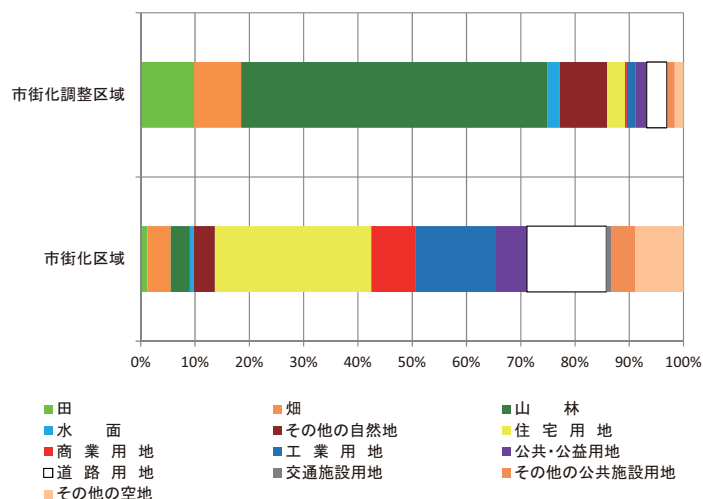


3) - 3 土地利用

市街化区域内では住宅用地の面積の割合が最も高く約29%を占め、工業用地・道路用地がそれぞれ約15%ずつ、その他の空き地が10%となっており、住宅用地の割合が最も高くなっています。

一方、市街化調整区域においては山林の割合が55%で最も高く、続いて田、畑、その他の自然地の順に高くなっています。

【土地利用面積（日向市のみ）】



3) - 4 都市基盤整備状況（平成29年3月のデータ）

道 路

道路は、都市構造の骨格を形成すると同時に、日常生活及び産業活動のための交通空間として重要な役割を果たしています。

本市の道路は、主要幹線道路である東九州自動車道、国道10号を主軸として、国道327号、国道446号、主要地方道及び県道、市道並びに農道等により道路網を形成しています。

都市計画道路として決定している44路線（延長92,990m）の整備率は約81.5%となっています。

公園・緑地

公園・緑地は、都市の公害及び災害を防止し、良好な居住環境を確保するとともに、日常生活におけるスポーツ、レクリエーション等の場を提供し都市の災害時における避難地となるほか、景観形成の場でもあります。

本市の都市計画公園は、44箇所（約121ha）が計画決定されており、都市計画公園の内約94%が供用開始となっています。

下水道

本市の公共下水道整備は、昭和48年に市街化区域1,360ha（工業専用地域を除く）の公共下水道基本計画を策定し、これを6処理分区とし、人口が集中する富高排水区を中心に分流式の下水道として事業が開始されました。

計画全体の処理面積は、1,381haで、普及率は56.1%になっています。

土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画の目標である優良な市街地を形成するため土地利用の増進等、都市施設の整備を総合的に進める事業です。

本市の土地区画整理事業において、現在までに施行されたものは17地区（約477a）、施行中のものは2地区（112ha）となっています。

また、民間開発による整備もなされており、市街化区域内の居住エリアの約50%が整備されています。

河 川

市内に二級河川が、20河川認定されています。また普通河川は119河川です。

特に耳川を中心に河川改修事業が進められており、災害復旧事業や基盤整備事業等により局所的に整備がなされています。

3) - 5 公共公益施設（建物系）等

主な教育施設

主な教育施設としては、幼稚園4園、認定こども園9園、小学校11校、中学校4校、小中学校3校、高等学校3校等があります。

名称	箇所数	備考
幼稚園	4	市立(東郷、寺迫) 私立(日向カトリック、日知屋)
認定こども園	9	私立(富高、財光寺、大王谷、財光寺南、日知屋東、伊勢ヶ浜、日向なないろ、やまげ、日向)
小学校	11	市立(富高、塩見、日知屋、日知屋東、細島、財光寺、財光寺南、美々津、田の原分校、寺迫、坪谷)
中学校	4	市立(富島、日向、財光寺、美々津)
小中学校	3	市立(平岩、大王谷、東郷)
特別支援学校	1	県立(日向ひまわり支援学校)
高等学校	3	県立(富島、日向、日向工業)
専修学校	1	日向看護高等専修学校
大学	1	放送大学宮崎学習センター

主な文化・スポーツ・レジャー施設

主な文化・スポーツ・レジャー施設は、文化交流センターや日向サンパークなど、以下に示す施設が市内各所に配置されています。

	名 称	箇所数	備 考
文化施設	文化交流センター	1	
	美々津まちなみセンター	1	
	主な公民館	7	中央公民館、地区公民館(大王谷、日知屋、細島、南日向、美々津、東郷)
	歴史民俗資料館	2	細島みなと資料館、歴史民俗資料館(美々津)
	若山牧水記念文学館	1	
	図書館	1	
	美々津軒	1	
	庭園	2	妙国寺、橋口氏
スポーツ施設	大王谷運動公園	1	
	お倉ヶ浜総合公園	1	
	体育館及び武道館	3	日向市体育センター、日向市武道館、東郷体育館
レジャー施設	牧水公園	1	
	日向サンパーク	3	体育施設、温泉、オートキャンプ場
	日向岬グリーンパーク	1	
	パラグライダー基地	1	
	海水浴場	4	御鉾ヶ浦、伊勢ヶ浜、お倉ヶ浜、金ヶ浜
	展望台	5	米の山、馬ヶ背、櫛の山、願いが叶うクルスの海、細島灯台
	石並川キャンプ場	1	

福祉・医療施設

福祉・医療施設は、提供する支援の違いにより、以下に示す施設が市内各所に配置されています。

	名称	箇所数	備考
老人福祉	老人福祉センター	2	日向市(春原)、美々津
	養護老人ホーム	2	ひまわり寮、鈴峰園
	特別養護老人ホーム	4	永寿園、立縫の里、伊勢の郷、牧水園
	デイサービスセンター	15	永寿園、立縫の里、財光寺、ラフィネ、瀧井、伊勢の郷、ほそしま、輝楽、JA 日向、大王谷スカイホーム、ふくじゅそう、やすらぎの里、東郷町デイサービス、みほこがうら、よりあいサロン
	在宅介護支援センター	6	大王谷、日知屋、中央、財光寺、南部、東郷
	老人保健施設	3	慶穰塾、ラポール向洋、メディケア盛年館
	通所リハビリテーション施設(デイケア)	7	甲斐外科、慶穰塾、瀧井、デイケアしおさい、三股、メディケア盛年館、ラポール向洋
	痴呆対応型共同生活介護施設(グループホーム)	9	あけぼの、仰星台1号・2号、ひなたぼっこ、ほほえみの里、みみつ、仰星台入綾、仰星台東郷、よりあい
	特定施設入所者生活介護施設(介護付有料老人ホーム、ケアハウス)	4	ほそしま、れいめい館、大王谷スカイホーム、ひむかの郷
	介護養型医療施設	2	甲斐外科、瀧井
	介護予防拠点施設	1	日向平岩ふれあい館

名称		箇所数	備考
障害者福祉	居宅介護	18	ラフィネ、永寿園、あったかほーむ愛あい、(社)日向市東臼杵郡医師会立ヘルパーステーション、日向農業協同組合在宅サービスセンター、ジャカランダ、日向市社会福祉協議会・東郷支所、むらやん介護サービス、きずな、サンルーム、くろき、ニチイ、日向、えがお、立縫の里、オリーブ、あやめ
	重度訪問介護	17	永寿園、あったかほーむ愛あい、(社)日向市東臼杵郡医師会立ヘルパーステーション、日向農業協同組合在宅サービスセンター、ジャカランダ、日向市社会福祉協議会・東郷支所、むらやん介護サービス、きずな、サンルーム、くろき、ニチイ、日向、えがお、立縫の里、オリーブ、あやめ
	同行援護	9	ジャカランダ、日向市社会福祉協議会・東郷支所、むらやん介護サービス、きずな、サンルーム、日向、えがお、オリーブ
	生活介護	17	しおみの里、白浜学園、第二白浜学園、あかつき学園、風舎つるまち、ふくじゅそう、よりあいサロン、永寿園、スマイルホーム 360、あったかほーむ愛あい、マイハート KOKO、きずな、よつ葉、ふりい、凜、トムソーヤ、瀧井病院つくし
	自立訓練(生活訓練)	2	ふくじゅそう、さつき寮
	就労移行支援	4	第二白浜学園、日向共働社、風舎、ひだまり
	就労継続支援(A型)	3	エアフォルク、絹の道、HRCplus
	就労継続支援(B型)	10	第二白浜学園、日向共働社、中心の里作業所、とうきゅう農園、福丸縁、歩、風舎、ひだまり、太陽の樹、スマイルホーム 360
	宿泊型自立訓練	1	さつき寮
	児童発達支援	3	瀧井病院つくし、もくせい園、たんぼぼ
	放課後等デイサービス	4	瀧井病院つくし、もくせいクラブ、にじの森、たんぼぼ
	短期入所	5	しおみの里、白浜学園、あかつき学園、あおぞら、さつき寮
	共同生活援助	12	白浜ホーム、奏、あかつき学園、第2あかつきホーム、どれみふあ荘、どーなつ荘、みんなの家、ふあいとハウス、あおぞら、なでしこ、ポパイ、タンポポ
	施設入所支援	3	しおみの里、白浜学園、あかつき学園
	移動支援事業	12	ラフィネ、永寿園、あったかほーむ愛あい、日向東臼杵郡医師会立ヘルパーステーション、日向農業協同組合在宅サービスセンター、ジャカランダ、日向市社会福祉協議会、むらやん介護サービス、きずな、日向、オリーブ、あやめ
	日中一時支援事業	11	白浜学園、第二白浜学園、あかつき学園、中心の里作業所、風舎、ひだまり、風舎つるまち、スマイルホーム 360、あったかほーむ愛あい、ジャックとまめの木、マイハート KOKO
	地域活動支援センター(I型)	1	はまゆう
	地域活動支援センター(Ⅲ型)	2	ワークプレイス水辺の家、もくせい会
児童福祉	児童養護施設	1	鐘ヶ浜学園
	放課後児童クラブ	6	日知屋、財光寺、富高、財光寺南、大王谷、日知屋東
	児童センター	2	日知屋児童センター、大王谷児童館
	児童心理治療施設	1	ひむかひこばえ学園
	保育所・保育園	16	市立(上町、細島) 私立(岩脇、財光寺、高松、正念寺、美々津、塩見、ひよこ、富高、中原乳児、長江、大王谷、往還、比良、日知屋)
医療機関	病院	8	協和、鮫島、瀧井、千代田、三股、渡辺、和田、日向市立東郷
	診療所	30	青柳、家村、稲原、今給黎、浦上、大久保、大平、尾崎、甲斐、くろき、なかむら、古賀、鮫島(整形)、大王谷、たかはし、たけなか、たしろ、天生堂、永田、なでしこ、沼田、松岡、みずの、康田、柳田、やまうち、山元、吉田、吉森、ながみね

行政サービス施設

主な行政サービス施設は、県日向総合庁舎や日向市役所など、以下に示す施設が配置されています。

名 称			
日向市役所	日向市消防署	日向東臼杵広域連合	宮崎県北部港湾事務所
宮崎北部森林管理署	日向土木事務所	日向海上保安署	日向警察署
日向保健所	日向簡易裁判所	日向公共職業安定所	日向県税・総務事務所

公営住宅

本市の平成28年の市営住宅戸数は1,332戸、県営住宅戸数は564戸です。

年 次	市営住宅(戸)	県営住宅(戸)
平成20年	1,320	566
平成28年	1,332	564



【平成29年度 優秀賞】79才の夏
第6回日向市景観賞 景観フォトコンテストより

文化財指定状況

本市では、有形・無形の文化財が数多く残っており、これまでの国指定3件、国選定文化財1件、国登録文化財2件、県指定15件及び市指定66件の文化財があります。

国の指定文化財では「妙国寺庭園」、また県の指定文化財では、「有栖川征討総督宮殿下御本営遺跡」をはじめ、「僧日要の墓」、「富高町古墳」があります。市の指定文化財では「本谷昭和橋」、「日知屋城跡」、廻船問屋「河内屋」跡、「永田のひよっとこ踊り」などがあります。

指定 区域	国指定文化財(3) 国選定文化財(1) 国登録文化財(2)	県指定文化財(15)	市指定文化財(66)
史跡		・幕末勤王家海賀宮門外二士の墓・有栖川征討総督宮殿下御本営遺跡・僧日要の墓・若山牧水生家・富高町古墳・細島町古墳・東郷町古墳・美々津町古墳・鈴鏡塚古墳	・西南の役細島官軍墓地 ・日知屋城跡 ・高鍋藩御仮屋跡 ・西郷南洲翁家来の墓
有形 文化財		・冠嶽権現の梵鐘	・木喰行道作「勝軍地藏尊座像」一体 ・木喰行道作「阿弥陀如来像」一体 ・木喰行道書「利剣六字名号」 ・木喰行道作「十一面観音像」一体 ・木喰行道作「疱瘡神像」一体 ・木造地藏菩薩坐像・本谷昭和橋 ・正法寺年中日誌・山陰神社のカ ・牧水歌碑・山陰神社の狛犬・硯 ・梶田山陰旧記・種痘人名録 ・社寺由緒調・御仕置五人組帳 ・田畑高割帖・東郷村是 ・小浜の地藏菩薩像・馬頭観音像 ・庭田の地藏菩薩像・崎山の大師堂 ・落鹿の地藏菩薩像・成願寺の宝塔 ・老谷の六地藏供養塔・老谷の板碑 ・下村の六地藏供養塔・深瀬の板碑 ・山陰百姓一揆供養碑・畝原覚之丞の墓 ・開商の碑・利権回復の碑 ・山内の庚申供養塔・迫野内の宝塔 ・大師原の庚申供養塔・後内の墓石
無形 文化財		・美々津手漉き和紙	・塩見の臼太鼓踊り・別府の供養盆踊り ・永田のひよっとこ踊り・迫野内臼太鼓踊り ・坪谷臼太鼓踊り・鶴野内臼太鼓踊り ・福瀬内臼太鼓踊り・羽坂神楽 ・迫野内神楽・田野神社神楽・八重原神楽 ・福瀬神楽・越表神楽・坪谷神楽 ・山陰神社神楽
名勝	・妙国寺庭園	・橋口氏庭園	
天然 記念物	・カモシカ ・日向岬の柱状節理	・福瀬神社のハナガガシ林 ・権現崎の照葉樹林 ・アカウミガメ及びその産卵地	・寺迫のエノキ・深瀬のイチヨウ ・坪谷のクス・冠岳の山桜群
建造物	・日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区 ・大御神社本殿、幣殿、拝殿 ・細島駿潮所		・廻船問屋「河内屋」跡 ・旧高鍋屋旅館及び附属屋・瀬戸眼鏡橋 ・道路橋「美々津橋」・野々崎眼鏡橋 ・関本勤兵衛家住宅・坪谷本村眼鏡橋

3) - 6 その他の都市施設

上水道

本市における上水道は、昭和25年から計画給水人口10,000人で給水を開始しました。

その後、人口の増加、生活水準の向上、都市活動の多様化などにより水需要の増大に対応するため、未給水区域の解消と上水道の安定供給を図ってきました。

現在の整備状況は、以下のようになっています。

上水道の整備状況（平成28年度）

給水人口(人)	給水戸数(戸)	年間配水量(m³)	普及率(%)
56,622	23,152	8,387,363	98.9

港 湾

本市の港湾としては、重要港湾に指定され海上輸送の要となっている細島港、地方港湾として美々津港、平岩港があります。

また、細島港には管理運営の円滑化を図るため、臨港地区（277.9ha）を設定しています。

ごみ処理施設

燃やせるごみについては、日向東臼杵広域連合清掃センターで焼却処分しています。

また、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、民間施設で破碎処理し、再生利用できる物は資源物として適正に処理しています。

なお、日向東臼杵広域連合清掃センターで発生する焼却灰及び民間施設で発生する不燃性残さは、日向市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

墓 園

本市では、墓地公園として城山墓園の整備を進めており、今後も墓地埋葬の需要に合わせた墓地区画の供給を行います。

現在、計画されている区画のうち、約82%は整備を完了し、供用を開始しています。

都市高速鉄道（連続立体交差事業）

本市では、都市における通勤通学その他の日常生活に必要な交通を処理し、道路とともに都市を形成する根幹的な交通施設として、都市高速鉄道（連続立体交差事業）が完成し、平成18年12月から供用を開始しています。

2. 日向市の課題

ここでは、前述の現況を踏まえ、上位・関連計画等の整理を行いつつ、今回実施したアンケート結果も加味して、基本的課題を抽出しました。

	日向市の現況	上位・関連計画	課題(まちづくりの視点)
① 土地利用	○市街化区域内の86%が都市的土地利用、残り14%が自然的土地利用状況となっています。一方、市街化調整区域内では、14%が都市的土地利用、残り86%が自然的土地利用状況となっています。 ○東九州自動車道の開通に伴う、日向 IC 周辺の土地利用の検討が必要です。 ○細島工業団地への企業立地が進んだため、工業用地が不足しており、新たな工業用地の造成が求められています。 ○細島港、平岩港、美々津港の機能を維持していくため、適切な維持管理が必要です。 ○中山間地域では人口流出や高齢化の急激な進行に伴い、後継者不足、地域の担い手不足からコミュニティの存続が危ぶまれる集落が増加しています。	○東九州自動車道などの広域交通網の整備進展に伴い、新たな産業拠点の形成が必要であると判断される場合には、農林漁業との十分な調整を図ったうえで、周辺環境と調和した良好な都市的土地利用の形成に努めます。 ○日向市駅周辺地区において、都市機能の更新と土地の有効活用を促進します。 ○大規模な集客施設について、中心商業地への立地誘致を図るため、他の地域への立地を規制します。 ○「細島港港湾計画」の着実な実行について、国や県、港湾事業者と連携し、円滑な事業の推進に取り組みます。 ○細島商業港地区の緑地化について、地域や関係機関、県と一体となって港のにぎわいづくりに取り組みます。	○日向市駅周辺、財光寺南地区における土地区画整理事業の推進 ○地域振興に寄与する産業の誘致のための新たな工業用地整備の推進(市街化調整区域を含む) ○雇用の創出のための拠点整備に向けた地区計画の検討 ○港湾機能の拡大や適正な維持管理のための臨港地区の指定 ○港湾計画に位置付けられた細島商業港の緑地の整備の促進 ○市街化調整区域における住宅建築の規制緩和(アンケート結果)の検討 ○社会情勢に対応する区域区分の見直しの検討
② 交通施設	○平成28年には東九州自動車道(北九州市～宮崎市)が全線開通し、さらなる広域道路の骨格を形成しています。 ○都市計画区域内の道路骨格は、国道10号、327号、並びに主要地方道の細島港線をはじめ、県道6路線により形成されています。 ○国道327号日向バイパス及び県道日知屋財光寺線は、森林資源を有する入郷地域から重要港湾「細島港」への木材供給インフラとして重要性を増しています。 ○都市計画道路の改良率は約81.5%となっています。 ○市道1,248路線(総延長587km)の4割以上が、供用開始から30年を経過しており、老朽化による維持管理費が増大しています。 ○コミュニティバス(ぷらっとバス)を運行しています。 ○日豊本線は、通勤時及び通学時の利用者が増加しています。	○都市間交流・連携、産業経済の活性化、広域観光ルートの形成を支える九州中央自動車道の整備を促進します。 ○高速交通ネットワークと連携し、地域間の交流・連携を支える国県道の整備を促進します。 ○細島港において道路と相互に連携した交通結節機能の強化に努めます。 ○各都市間を結ぶ都市計画道路の整備を促進します。 ○必要性が低下した都市計画道路の未整備路線については、沿道の土地利用計画などと一体的に総合的な見直しを行います。 ○市内外の交流促進や利便性の向上を図るため、安全で円滑な道路整備網の構築に向けた道路整備を推進します。 ○市道・橋梁の安全性確保や長寿命化を図るため、維持・更新費用を平準化し、効率的・効果的な維持管理に努めます。	○九州中央自動車道の整備の促進 ○国県道、都市計画道路等の整備促進を図る一方、必要な計画見直しの実施 ○物流拠点細島港を強化するための広域交通網の形成 ○国道327号バイパスの早期完成と延伸の促進 ○県道日知屋財光寺線の4車線化の促進 ○拠点を結節する市道中央通線の整備の検討 ○安全・安心なまちづくりのための道路整備の推進 ○アセットマネジメントの導入による道路の維持管理 ○地域の実情に応じたコミュニティバスの運行の見直し ○日豊本線の高速化、利用者数に応じた車両等の設定や増便の検討
③ 公園・緑地	○都市計画決定した公園が44箇所・121ha が計画決定されており、(都市緑地・墓園含む)人口一人あたり公園面積は約22㎡です。 ○44箇所の内、街区公園1箇所、近隣公園1箇所が未供用で、整備率は94%となっています。 ○公園施設の老朽化が進行し、重大事故につながる懸念があります。	○都市防災上の広域避難地、一時避難地などとして必要な規模の都市公園について、防災機能の強化に努めます。 ○多様な市民ニーズに応じた安全で快適な公園施設の整備や健康遊具の設置に努めます。 ○老朽化がみられる公園については、安全点検の実施や計画的な改修を進め、地域に密着した安全・安心な公園となるよう維持管理を実施します。 ○スポーツキャンプなど誘致を進めているお倉ヶ浜総合公園や大王谷運動公園については、施設が老朽化しているため、計画的に施設の整備を図ります。	○災害時の避難場所や地域の避難計画を考慮した都市公園の適正な配置 ○既存公園の適正な維持管理や老朽化公園の再整備の推進 ○ユニバーサルデザインに配慮した憩いのある公園・緑地の整備の推進 ○都市公園における健康長寿のまちづくりにつながる健康器具の設置の推進 ○お倉ヶ浜総合公園や大王谷運動公園の適正な維持管理

	日向市の現況	上位・関連計画	課題(まちづくりの視点)
④ 上下水道・河川	○下水道の処理区域の計画面積は1,381haで、普及率は56.1%となっています。 ○上水道は、現在までに給水戸数が23,152戸となっており、普及率は98.9%となっています。 ○上下水道施設は老朽化が進行しています。 ○河川は、一級河川が小丸川と渡川、二級河川が耳川や塩見川など20本、普通河川は鳥川や大谷川など119本あります。	○豊かな水環境や健全な水循環の保全、水質浄化に向け、地域特性などに配慮した総合的な視点に立って、効率的・効果的な下水道の整備を推進します。 ○生活排水処理施設(下水道、農業集落排水、浄化槽)の整備にあたっては、既存施設の有効活用や長寿命化を図ります。 ○安全で良質な水の安定供給を図ります。 ○県や関係機関と連携して、河川改修の早期整備を推進します。	○効果的な雨水排除と浸水対策を図るための雨水管整備の推進 ○公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の効率的・効果的な整備と適正な維持管理の推進 ○浸水・氾濫等の災害の多い河川の改修整備の促進 ○自然環境に配慮した計画的な河川の整備・維持管理
⑤ 住環境整備	○市街化区域1,731haの内、1,377.5haの区域に整備が必要で、この内約674.4ha(49%)が土地区画整理事業や民間開発などにより整備済、または施行中となっています。 ○市内には1,285戸の市営住宅、564戸の県営住宅がありますが、一部は老朽化が進み、改修等が必要となっています。 ○地震や老朽化による建物倒壊など住宅への不安が広がる中、空き家の増加による生活環境の悪化も懸念されています。	○施行中の土地区画整理事業や住環境整備事業を推進します。 ○高齢者への対応のみならず、障がいのある人や妊婦等全ての人に配慮した公営住宅の整備を推進します。 ○快適な居住環境を提供するために、「日向市公営住宅長寿命化計画」に基づく効率的な施設の改修、改善に努めます。 ○良好な居住環境を維持するために、空き家の実態把握や適正な管理について指導や啓発活動に取り組みます。 ○空き家を有効に活用するために、「空き家等情報バンク」による住宅情報を提供するとともに、空き家住宅の改修、家財の運搬などへの支援を行います。	○施行中の土地区画整理事業の早期完成の推進 ○地域の実情にあわせた住環境整備の推進 ○計画的・効率的な市営住宅の施設の整備・改善 ○ユニバーサルデザインの考え方に基づく公営住宅の整備の推進 ○空き家の適正管理と活用
⑥ 公共公益施設(建物系)等	○市民アンケートの結果より、行政機関や公共公益施設は、公共交通機関がなく、移動に時間を要しているという意見が多くなっています。 ○学校施設の長寿命化を図る必要があります。 ○図書館は、昭和40年に建設され、老朽化が進んでおり、十分な蔵書スペースや閲覧スペースが確保できない状況です。 ○高齢化が加速する中、健康志向の高まりなどに伴い、市民の健康や生きがいにつながる生涯スポーツの推進が求められています。 ○体育施設のほとんどが昭和54年に開催された宮崎国民体育大会以前に建設されており、老朽化が進んでいます。 ○平成30年度、新庁舎が完成します。	○人口減少や利用実態を踏まえた公共施設の最適化を図るため、公共施設の集約化、複合化を推進し、利用の少ない施設については、転用や廃止を検討します。 ○公共施設の安全・安心の確保とライフサイクルコストを縮減するため、適切な維持管理や長寿命化を推進します。 ○利用しやすい図書館の在り方や施設の整備について検討します。 ○スポーツ施設の在り方や整備等に関する基本的な方針を示した「日向市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、計画的な施設整備を図ります。 ○新庁舎は、利用者や環境に優しく、災害などから市民を守る強さを備え、温かな地域社会を創るための協働のまちづくりの拠点施設と位置づけします。	○日向市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進 ○安全で安心な教育環境の充実 ○図書館機能の充実 ○老朽化したスポーツ施設の整備・維持管理 ○協働のまちづくりの拠点施設の核となる新庁舎の活用

	日向市の現況	上位・関連計画	課題(まちづくりの視点)
⑦ 産業基盤	○第1次産業の振興を図るため、農道・林道・漁港・漁場等の生産基盤の整備を進めています。 ○本市の産業基盤として広域幹線道路や細島港等の交通基盤の整備を進めています。 ○後継者不足、地域の担い手不足が進んでいます。 ○富島幹線水路は、建設から50年以上が経過し、老朽化しています。 ○林業は、大型製材工場や周辺地域の木質バイオマス発電施設の稼働によって、新たな木材需要の増加が見込まれています。 ○自然災害などにより河川環境が悪化しており、魚貝類などの生育に大きな被害が及んでいます。 ○産業支援施設「ひむか-Biz」を設置し、専門のコーディネーターによる継続的な支援を行い、中小企業の経営支援、相談体制の充実を図っています。 ○重要港湾「細島港」を核として、港湾や高速道路の整備促進、物流機能の強化、細島工業団地を中心に企業誘致などを積極的に進めています。 ○平成27年度の観光入込客数は約140万人であり、ここ10年間で96.6%も増加しており、東九州自動車道の開通が大きい要因です。	○第1次産業を支援するため、生産基盤の整備を図ります。 ○農業・林業・漁業の担い手を育成し、支援します。 ○遊休農地の再生に取り組みます。 ○高い品質を有した製材品を安定供給するため、木材加工団地や製材関連事業所などの加工・流通体制の効率化を支援します。 ○公共施設、民間住宅、商業施設などへの耳川流域材の利用を促進します。 ○水産資源の保護増殖や、森林・河川環境の保全に努め、安心安全な水産物の供給と安定経営に取り組みます。 ○商工会議所や商店街と連携し、空き店舗の活用やにぎわいの創出などに取り組み、活気あふれる商店街づくり、魅力ある店づくりを促進します。 ○内陸型工業団地や臨海型工業団地など、多様な企業ニーズに対応できる新たな工業用地の確保に取り組みます。 ○細島地区や美々津地区、東郷地区などそれぞれの地域資源を生かした魅力ある観光拠点づくりを推進します。 ○地方創生や定住人口の増加など地域経済の活性化につなげるため、「リラックス・サーフタウン日向」を推進し、ビーチレジャー等の環境整備を図ります。	○産業基盤として重要な道路交通網の体系化や港湾整備の促進 ○雇用効果の大きい企業立地の受け皿となる用地の確保 ○新規就農者・認定農業者・集落営農組織または、既存の活動団体への支援 ○特産品の開発やブランドづくりによる食の魅力の強化やスポーツの活用 ○観光を支える組織の強化と人材の育成
⑧ 安全・防災	○近年、台風や豪雨等による災害、また豪雨時の家屋浸水や道路冠水が頻繁に発生しています。 ○本市の総面積の5%の市街化区域に80%の人口と主要産業が集中し、その中で津波浸水想定区域が76%を占めています。 ○東南海・南海地震の防災対策推進地域の指定を受けています。 ○日向市津波避難対策緊急事業計画(平成26年策定)が策定され、津波避難施設の整備および防災体制の強化を進めています。 ○平成27年度の刑法犯認知件数は394件、交通死亡事故の件数は4件となっています。	○災害に強いまちづくりとして災害予防対策を推進します。 ○津波避難施設や避難路などを計画的に整備し、特定避難困難地区の解消を図っています。 ○河川や急傾斜地など災害が発生しやすい場所について、関係機関と連携し、情報の共有を図るとともに災害予防工事を促進します。 ○上下水道施設や緊急輸送路である市道塩見美々津線の橋梁耐震化など、公共施設の耐震化を推進し、市民生活への影響が最小限に抑えられるよう災害復旧体制の構築を図ります。 ○交通安全施設、子どもの通学路など交通環境の整備を推進します。	○国・県と連携した災害危険箇所対策の促進および受援体制の整備 ○自治会や自主防災組織、ボランティアなどとの連携による災害時の情報伝達や被災者支援の体制の整備の推進 ○津波浸水想定区域等の災害対策の推進 ○大雨時の常時浸水地区の住環境の整備・改善の検討 ○上下水道施設や道路・橋梁の更新及び耐震化の推進 ○交通安全施設の整備の促進
⑨ 自然環境の保全と都市環境の形成	○日向市環境基本計画(平成27年策定)を策定し、自然と共生した持続可能な社会の構築を目指しています。 ○日向市ごみ処理基本計画(平成28年策定)に基づき、ごみ排出抑制・減量化・資源化を行い、循環型社会づくりを推進しています。 ○公害に関する苦情件数が年間100件発生しており、問題解決までに時間を要する場合があります。	○環境保全対策や公害対策を推進します。 ○循環型社会づくりの普及啓発を図ります。 ○ごみの減量化・資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。 ○公害に対する情報開示や関係機関との連携強化を図ります。	○環境に優しい社会づくりに向けた市民の啓発や教育の推進 ○公害監視体制の強化や公害の未然防止対策の充実

	日向市の現況	上位・関連計画	課題(まちづくりの視点)
⑩ 都市景観	○国指定天然記念物の日向岬を含む日豊海岸国定公園内の海岸線や尾鈴山系の山並み、耳川の清流など、豊かな自然景観に恵まれています。 ○国の重要伝統的建造物群に指定されている美々津地区や国の指定文化財である妙国寺庭園などの歴史的・文化的景観を始め、国土交通省の都市景観大賞を受賞した日向市駅を中心とした都市景観など、多様な景観資源を有しています。 ○平成18年度に景観行政団体となり、市民や地域と連携した良好な景観づくりや花のあふれるまちづくりなど、美しい景観の保全と形成に向けた取組を推進しています。	○景観基本計画を策定し、良好な景観の保全と形成を図っています。 ○優先的に景観誘導を行う地区を景観形成重点地区(5地区)として定めており、4地区にて景観計画を策定しています。 ○景観を保全する市民意識の啓発を行っています。 ○まちなみ色彩に関するガイドラインを作成しています。 ○大規模建築物等景観形成ガイドラインを作成しています。 ○市内全域を花や緑であふれる憩いの場とするために、緑花を推進します。	○日向灘一帯を中心とする美しい自然景観の保全 ○シーニックバイウェイの検討 ○景観重点地区における景観保全(各種重点地区計画) ○自然と歴史的景観に配慮したまちづくりの推進 ○歴史文化的資源の保全 ○日向市駅周辺地区における本市の「顔」又は「玄関」としてふさわしい都市景観の形成 ○太陽光、風力発電と自然景観との調和 ○花と緑であふれる憩いの場となる緑花の推進
⑪ 福祉・医療	○急速な高齢化の進展への対応、障がいのある方への社会参加の支援などを図るため、福祉施設の整備・充実を進めています。 ○すべての人が安心して生活でき、行きたいところに自由に安全に行けるようユニバーサルデザインのまちづくりを推進しています。 ○日向入郷医療圏の医療施設の整備の充実を進めています。	○高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる社会づくりを推進します。 ○障がいのある人が自立した生活を営むことができる社会づくりを推進します。 ○だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。 ○東郷病院については、地域医療の拠点として充実を図り、施設のあり方について検討を進めます。	○ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進 ○多世代交流のための施設や高齢者が利用しやすい施設整備の推進 ○住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進 ○東郷病院の経営健全化 ○東郷地区における安定的な医療サービスの提供
⑫ 都市構造	○日向市駅を中心としたコンパクトな都市が形成されています。 ○日向市駅を中心とした中心市街地、居住拠点、交流拠点等が形成されています。 ○日向市駅前には、中心市街地ににぎわいを創出するための交流拠点施設として駅前交流広場(ひむかの杜)、野外ステージ(木もれ日ステージ)が整備され、祭りやイベントなど多くの市民が集まる空間が形成されています。	○中心市街地の活性化や定住人口の増加を図るため、生活に必要な機能が集積した利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進します。 ○中心市街地のにぎわい空間を創出するため、市有地や空地、空き店舗の有効活用を図ります。 ○日向市駅前交流拠点施設を積極的に活用するとともに、市民が主体となったにぎわい創出の取り組みを支援します。 ○建築物に耳川流域産の杉材を活用し、木の香りのする街なか空間の形成を促進します。 ○商店、学校、病院など生活に必要な機能が整った地域拠点を形成し、中心市街地との交通ネットワークで結ぶことにより、それぞれの地域で住み続けられる利便性の高いまちづくりを推進します。	○中心商業機能及び地域拠点機能の強化による街なかの回遊性と賑わいの創出 ○コンパクト+ネットワークのまちづくりの推進 ○立地適正化計画の施策の推進 ○市有地・空き地・空き店舗の有効利用、土地の集約や再編、新たな拠点施設の検討など、中心市街地の有効利用や高度化の推進

3. まちづくりの基本的課題

本節では、第2節で整理した各分野の課題について、今後の社会経済の変化を踏まえ、まちづくりの基本的課題としてまとめます。

1) 交流拠点都市としての機能強化

本市は、昭和39年に延岡市、門川町と共に「日向・延岡地区新産業都市」の指定を受け、以来、宮崎県北部の産業開発の拠点として重要な役割を担い、港湾工業都市としての発展を続けています。本市の中心市街地では平成18年12月にJR日豊本線の新「日向市駅」が完成し、日向入郷圏域の顔として、交流拠点となるまちづくりが進められています。

さらに、平成28年には東九州自動車道（北九州から宮崎）も開通し、これまでに蓄積された都市機能を有効に利用し、「細島港」はもとより、豊かな自然的資源や歴史的資源、特産品など、本市の特色を生かしつつ、港湾工業都市として、さらには日向入郷圏域や隣接地域の交流人口を支える交流拠点都市として発展するため、都市機能の中心市街地への集約化およびコンパクト化を図ることが必要となっています。

2) 安全で安心なゆとりある居住環境の整備

本市は、住み良い環境を備えた住環境の創出を図るために、土地区画整理事業や住環境整備事業等を推進してきました。現在も市街地において整備が必要とされる低未利用地や防災上問題のある地区、スプロール化の進行している地区が残存していますが、これらの地区においては、既存の社会資本ストックの有効活用を図りつつ、地域の実情に応じた道路や公園の整備等により、安全で安心なゆとりある居住環境の整備を図ることが必要です。

また、近年では地震・津波・浸水・土砂災害などの自然災害が発生しており、これらに対応する災害に強いまちづくりが求められています。

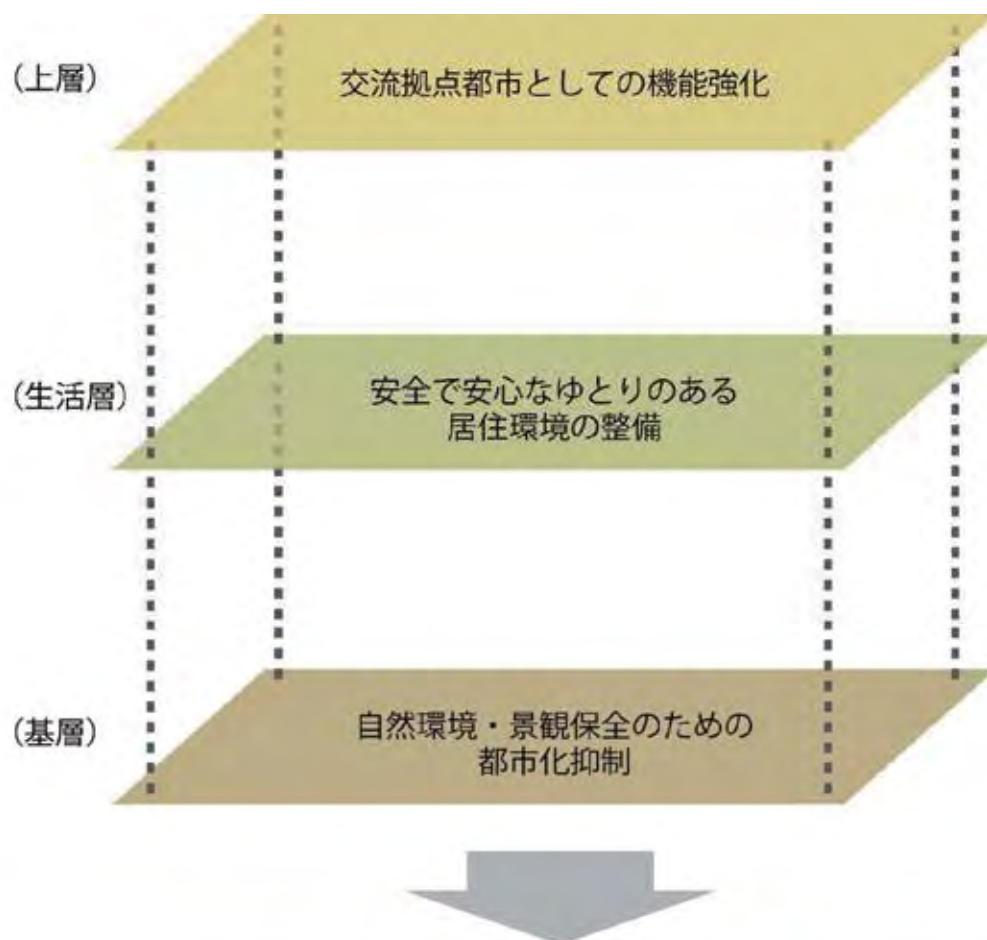
3) 自然環境、景観保全のための都市化抑制

本市の海岸線は、日豊海岸国定公園の南端に位置し、馬ヶ背に代表される景勝地が多く存在しています。この多彩な自然環境を活用しつつ、自然との共生を図っていく必要があります。

また、農業・森林地域及び海岸部では、農林漁業の振興を図り、生産機能を維持すると同時に、農山漁村が元来担ってきた環境保全機能や親水機能、また、美しい景観にも配慮しつつ、農山漁村空間の自然生態系を保持していくことが求められています。

このため、このような地域を中心とする自然環境が豊かな地域においては、基本的には都市的な土地利用の拡大を抑制することが必要です。

【まちづくりの基本的課題の相関関係】



(まとめ) まちづくりの基本的課題

人口の減少局面を迎え、急速に少子高齢化が進む中、豊かな自然環境・美しい景観の保全等を図るため、基本的に今後の都市化は抑制しつつ、交流拠点都市としての都市機能の強化と安全で安心な居住環境の整備を進める必要があります。

第2章 まちづくりの基本構想

第1章の日向市の現況と課題を受けて、本章では今後の本市のまちづくりのビジョンと目標を明らかにし、将来の都市構造として提示します。

1. まちづくりのビジョンと目標

1) まちづくりのビジョン

第2次日向市総合計画では、「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる 元気なまち」を将来像とし、「リラクスタウン 日向」をまちづくりのキャッチフレーズとして、「教育文化」、「健康福祉」、「産業振興」、「生活環境」、「社会基盤」、「地域経営」という6つの視点で分野別の将来像を掲げています。

また、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）では、都市計画に関する基本方針に基づき、「豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげる都市づくり」を行うとしています。

これら上位計画を踏まえ、まちづくりのビジョンおよびテーマを以下の通り設定しました。

まちづくりのビジョン

日向市は、海や山を始めとした豊かな自然環境とともに、歴史・文化的資源も多く、細島港を中心とした地域産業も盛んです。温暖な気候とともに、人と時がゆっくり穏やかに流れていく空間が最大の魅力です。

近年押し寄せている人口減少や少子高齢化社会などの時代の荒波の中においても、これらの地域の魅力を失うことなく、コンパクト+ネットワークを実現するまちづくりを進めることで、都市の魅力を維持・向上させることが必要です。

これらの目的を踏まえ、“豊かな地域資源を活かし、穏やかな人と時に包まれた持続可能なリラクスタウン 日向”の実現を目指します。

まちづくりのテーマ

“豊かな地域資源を活かし、穏やかな人と時に包まれた
持続可能なリラクスタウン 日向”

2) まちづくりの目標

前述のまちづくりのビジョンとテーマにそって以下のように目標を設定します。



目標① コンパクトで魅力ある交流拠点都市としての発展

コンパクト+ネットワークを実現するまちづくり

- ・人口減少・少子高齢化の進展に伴う、将来都市構造の見直しに際し、中心市街地への都市機能の誘導や周辺市街地に位置する地域拠点整備、それらを結ぶ公共交通の強化や、市域外の市街地との広域連携の強化など、都市機能のコンパクト化および便利で快適な交通ネットワークの強化を推進します。

元気で活力ある産業が育つまちづくり

- ・細島港や東九州自動車道、また国道10号や327号など、日向市の持つ特性を最大限に生かし、戦略的な企業誘致を展開し、雇用の創出を図ります。
- ・特産品の開発やブランドづくりなどのソフト施策についても推進し、日向市で受け継がれてきた伝統的地場産業や農林水産業の生産・流通を支える基盤整備を図ります。

地域資源を通じた交流のまちづくり

- ・地域の産業活動における交流や地域資源を活かした観光交流を活発化させ、地域経済の活力向上につなげていくとともに、地方都市の個性を生かした多世代の移住等新たな交流の創出を図ります。

目標② 安全で安心な居住環境の形成

既存ストックを活かした効果的なまちづくり

- ・これまでに蓄積された道路、公園、下水道や公共公益施設等の社会資本ストックを活用しながら、地域の実情に応じた効率的・効果的な手法により、安全・快適な居住環境の形成を図ります。

誰もが安心で快適に暮らせるまちづくり

- ・高齢社会への対応のみならず、障がいのある人や子育て世代等全ての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を推進します。
- ・公的な情報提供の場における外国語表示を図るなど、外国人にもやさしいまちづくりを推進します。

災害に強い安全なまちづくり

- ・近年突発的に発生している、地震・津波・浸水・土砂災害などの自然災害に対応した災害に強いまちづくりを推進します。
- ・道路・公園・行政施設などの公共・公益施設においては、災害予防・保全のための点検、整備を推進するとともに、災害発生時の初動体制の迅速化を図る体制整備を推進します。

目標③ 安らぎを与える都市環境の創造

自然環境、景観を守り、育てるまちづくり

- ・日向灘沿岸に続くリアス式海岸や白砂青松の砂浜などの海岸線、尾鈴山麓から続く山々などは、日向市のもつ“宝”であり、適正な保全・活用を図っていきます。
- ・住む人が、住む場所に愛着を持ち、まちに訪れた人がまた訪れたいと思えるよう、日向市らしいアメニティ空間の創出を図ります。

地球環境に優しいまちづくり

- ・基本的に市街地の拡大を抑制することで自然環境の保全を図るとともに、徒歩、自転車、公共交通機関など環境負荷の小さい交通手段が活用しやすいコンパクトなまちづくりを推進します。
- ・リサイクル活動の普及・啓発、ごみの適正処理、公害防止対策、省エネルギーシステムの普及・啓発などの発生源対策を推進し、地球環境にやさしいまちづくりを推進します。

歴史、伝統、文化に根ざしたまちづくり

- ・本市には有形無形の文化財が数多くあり、地域に根ざした貴重な文化が残存しています。これらの貴重な文化財を保全・伝承・活用するまちづくりを推進します。

2. 実現に向けた取り組み

前述のまちづくりのテーマと目標を受け、その実現に向けた取り組みを以下に提示します。



取り組み① 多様な主体の参加と広域的な連携

より良いまちづくりには、市民、ボランティア団体、民間企業等の様々な人々が参加する主体的なまちづくりが必要です。多様な主体の参加は、これまでの行政では十分対応しきれなかった分野を補完する以外にも、多様な要請に対応するきめ細かいサービスの提供とその質の向上を可能にします。本市においてもこれまで、多様な市民や団体等の参加のもとにまちづくりが行われてきており、今後もこういった参加型のまちづくりを推進します。

また、人口減少や少子高齢化が進む中で、市民の多様な要請にこたえ、質の高い自立的な日向市を形成していくためには、既存の行政単位の枠を越えた広域的な発想が必要であり、近隣町村との連携に主体的に取り組む施策の展開が求められます。このような近隣町村との連携は、新たな日向市の発展の機会を創出し、市の提供するサービスの高度化と効率的な基盤整備を可能とし、また、本市を含めた日向入郷圏域に共通する広域的な課題の解決等に効果を発揮するものです。以下では、そのための取り組みの方策を提示します。

多様な主体の参加を促進するための方策

まちづくりにおける市民参加と合意形成システムの整備

- ・まちづくりへの市民参加の意識の高まりにこたえ、まちづくりにおける市民参加と合意形成のシステムを整えることが必要です。
- ・まちづくりに係わる土地利用や基盤整備等については、基盤投資の効果、所要資金とその負担、環境への影響、災害の危険度等について情報提供の仕組みを構築します。

民間主体の能力や資金の活用に向けた取り組み

- ・まちづくりに市民が参加する主要な手法となりうるボランティア活動等の推進やまちづくり協議会等の設置のほか、民間のノウハウや資金力を活用した事業の推進方式を検討します。

周辺地域との連携・交流を推進するための方策

定住人口に加えて、交流人口が地域活性化の重要な視点となることから、周辺地域との連携を促進するためには、本市と近隣町村とが連携や協力する意識を持ち、市民意識の醸成を図るための交流事業の実施や、共同利用施設の整備等を行うなど、周辺地域との連携を着実に進めます。

取り組み② 社会基盤投資マネジメントの構築

社会基盤投資の基本方向としては、今後の人口減少・少子高齢化の進行や限られた経営資源の効率的・効率的な活用を踏まえながら、長期的な視点による計画的な投資を進めます。そのために、社会資本ストックの有効利用方策等ソフト的な施策も含めて重点的、効率的な投資に努めます。

また、本市の特性を踏まえた効果的な基盤投資や次世代に備えた効果的な基盤投資等も考慮した総合的な社会基盤投資のマネジメントを構築します。

以下ではそのための取り組みの方策を提示します。

重点的、効率的な基盤投資

重点的な基盤投資

- ・本市の社会基盤整備にあたっては、本市の発展の障害となっている課題地区、最も早急に整備する必要のある地区や広域的なアクセス施設等について、重点的な基盤投資を進めます。

効率的な基盤投資

- ・今後は周辺地域と連携し、効率的な基盤投資を進めつつ、建設コストの縮減、ストックの有効利用、費用対効果分析等の導入による投資や民間活力の活用等の手法を駆使して、効率的な基盤投資に努めます。

新しい視点に立った基盤投資

今後の社会経済構造の大きな変化に対応できるように、新しい視点に立った基盤整備を進めます。そのためには、

- ・安全性が高く長期の使用が可能な基盤整備
- ・平常時のみならず災害時でも活用できる都市施設等の有効利用による効率化
- ・地域の景観と調和し、自然環境の保全や回復に寄与し、しかも利用者の立場も考慮した自然との共存を重視した基盤整備
- ・廃棄物のリサイクルによる環境負荷の低減や生活排水などの処理技術等、新しい技術開発の積極的な活用

などの視点を重視して、社会基盤投資を進めていきます。

取り組み③ 体制づくりの推進

前述の「多様な主体の参加と広域的な連携によるまちづくり」を効果的に推進するためにその体制づくりを進める必要があります。そのための取り組みの方策を以下に示します。

市民協働によるまちづくりの体制づくり

これからのまちづくりにおいては、市民がお互いに、あるいは、市民と行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いに補完し、協力し合ってまちづくりに取り組むことが必要です。この協働のまちづくりにより、これまでの「公共サービスを行政だけが担う」という公助中心の行政主導によるまちづくりから「自助・共助・公助」がうまく融合された社会の実現を目指します。

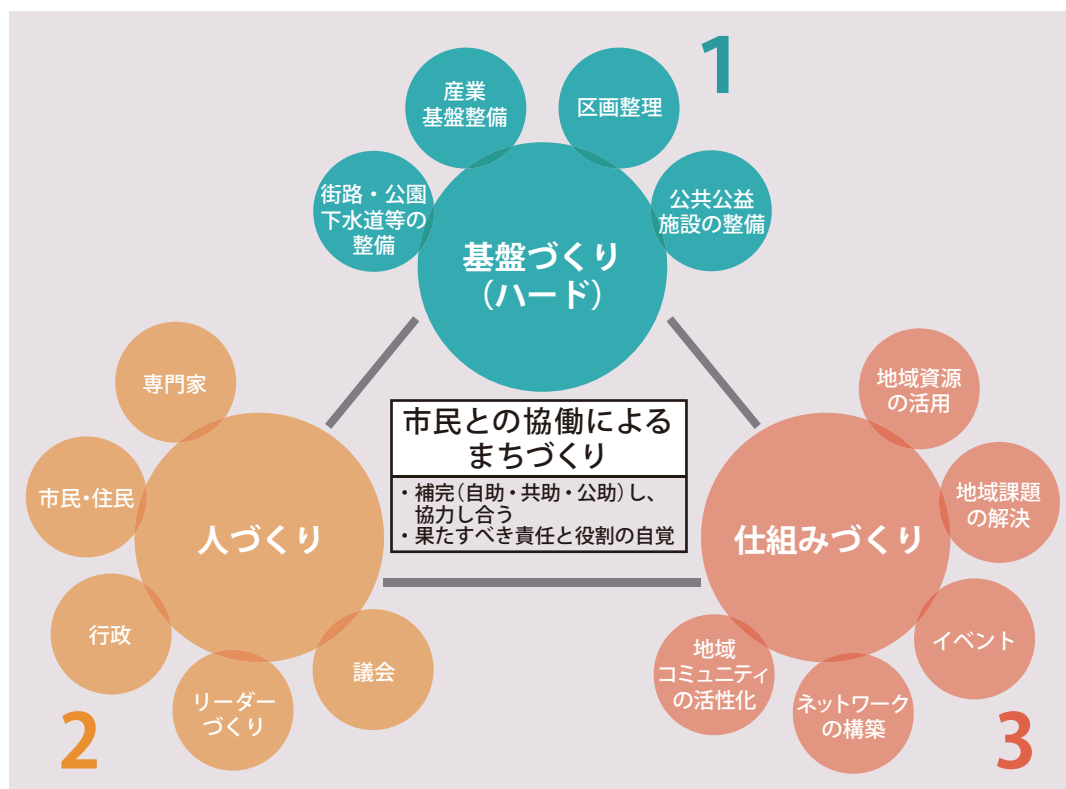
具体的には、

- ・ハードの整備・維持・運営のための協働
- ・自治体間を越えたソフト事業の協働
- ・ハードの整備ならびにソフト事業への市民参画の方法

などを、地域の自治会（区）やまちづくり協議会をはじめ、地域を構成する各種団体等と検討します。

その後、この活動を基軸に、行政だけでなく、市民や地域を構成する各種団体が、それぞれの特性や役割を理解し、尊重したうえで、互いに知恵や力を出し合い、責任を共有しながら協力し合う「市民との協働によるまちづくり」に取り組んでいくことを基本的な方針とします。

【市民協働のまちづくりイメージ図】



総合的なまちづくり計画の体制づくり

この都市計画マスタープランは、都市計画区域を主たる対象範囲としていますが、都市計画区域は市全体面積の約15%にすぎず、将来的には市全体を対象とした総合的なまちづくり計画の作成が必要となります。特に考慮すべき点としては、都市地域以外の地域である農業振興地域、森林地域、自然公園地域、そして自然保全地域等を視野に入れた市全体を対象とすることです。

この都市計画マスタープランは、「第2次日向市総合計画」「第4次国土利用計画(日向市計画)」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)及び「都市計画に関する基本方針(宮崎県計画)」等と整合を図りながら策定されたものです。

- 「第2次日向市総合計画」は、政策のビジョンを中心に都市基盤整備以外に、産業、教育、福祉等を含む市政全般の分野についての方針を提示しています。
- 「第4次国土利用計画(日向市計画)」は、都市地域のほか、農業振興地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の各地域を含んだ方針を提示しています。
- 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)は、本市を含む延岡市、門川町、高千穂町の都市計画区域を対象範囲としており、その中で本市の都市計画区域の主要な都市施設や土地利用等の方針を提示しています。
- 「都市計画に関する基本方針(宮崎県計画)」は、都市計画区域マスタープランの上位計画であり、宮崎県全体の都市づくりの基本方針を提示しています。
- 「宮崎県北地方拠点都市地域基本計画」は、本市を含む2市2町(策定時2市5町1村)を対象範囲としており、その中で本市の役割分担と整備の方向が提示しています。

今回、「第2次日向市総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）などの上位計画の改定や、策定から9年が経過したことによる日向市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて改定を行いました。

「第2次日向市総合計画」などの各種計画は、日向市の将来構想を中心としたマスタープランで、相互のマスタープラン間の整合は図られているものの、その主題は異なっており、日向市全体の総合的なまちづくり計画の作成が必要となっています。

都市計画マスタープランを「第2次日向市総合計画」の具現化した総合的なまちづくり計画（まちづくりの基本方針）として位置づけ、今後とも、日向市を取り巻く社会情勢の変化に対応しながら概ね5年ごとに見直すことを基本とします。

さらに、今後、地方分権が一層進み、それに関連して都市計画法、地方自治法及び国土利用法等の改正やまちづくり条例等が制定された場合に、総合的なまちづくり計画としての骨格を順次整えていくものとします。

その際には総合的なまちづくり計画の下部組織として、まちづくりに関係する組織を中心に編成を行い、その体制づくりの骨格を形成していくものとします。

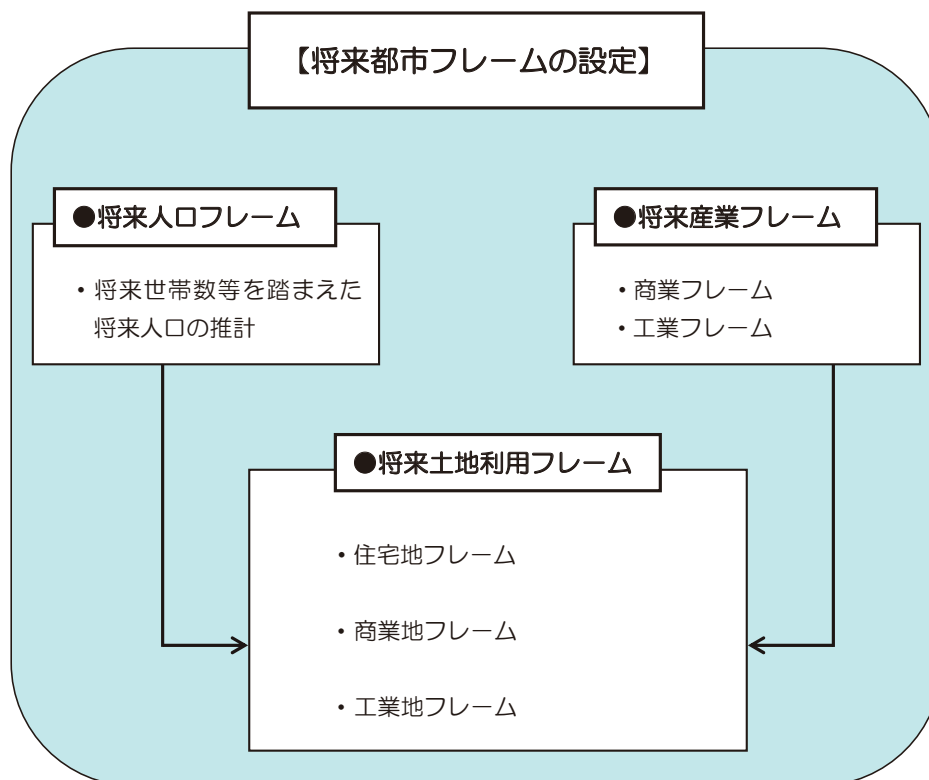


3. 将来都市フレーム

ここでは、本市の将来都市フレームを設定します。

将来都市フレームとは、将来の都市活動を支える最適な都市規模を設定することであり、具体的には、将来の人口と産業の成長に合わせた、住宅地や商業地、工業地の面積を設定し、将来の都市規模を想定します。

設定方法については、以下のフローに従って検討を行います。



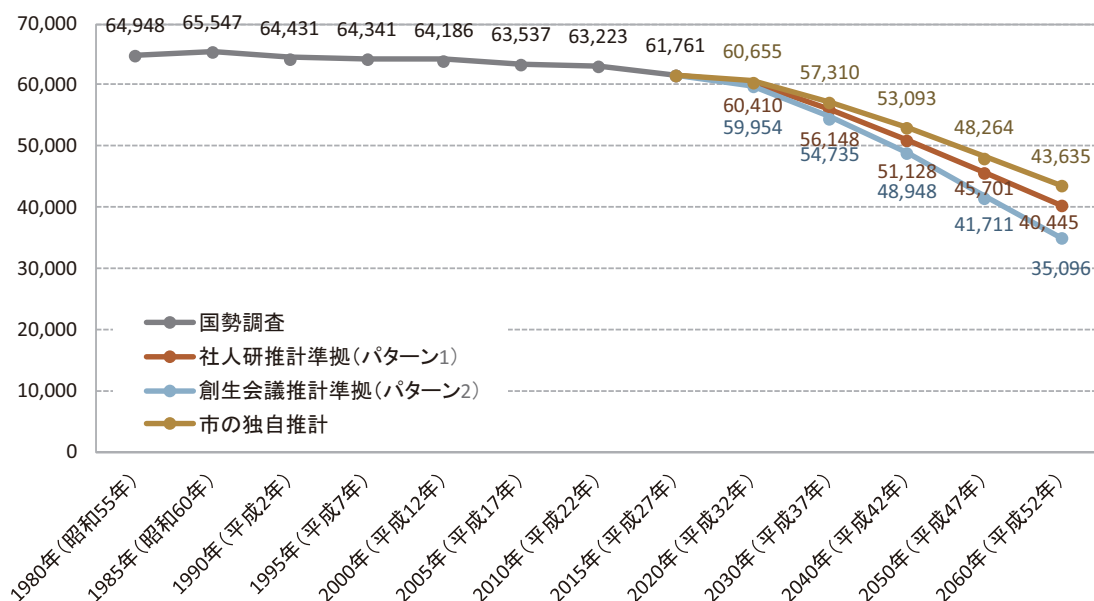
1) 将来人口フレーム

本市の人口の推移をみると、昭和55年(1980年)までは順調な人口の伸びを示していましたが、それ以降は停滞傾向を示し、直近の平成27年(2015年)にかけては減少傾向を示しています。

これは、少子高齢化の進行による自然増(出生者数－死亡者数)の減少ならびに、社会的要因(転入、転出等)による転出過多の傾向が主要な要因となっています。

第2次日向市総合計画においては、具体的な人口目標は掲げられていませんが、進学や就職等による若者の流出の現状に対し、人口流出超過を30%抑制するとされています。

本都市計画マスタープランにおいては、直近の5年間(平成17年(2005年)～平成22年(2010年))の国勢調査人口から推計される将来人口を最低ラインの人口目標としながら、人口の維持・拡大のための様々な施策等の展開による人口の定着を目指していきます。



※人口推計値については、平成27年10月に策定された「日向市人口ビジョン」より引用している。なお、各パターンの具体的な推計方法は、以下に示す通りである。

■パターン1(社人研推計準拠)

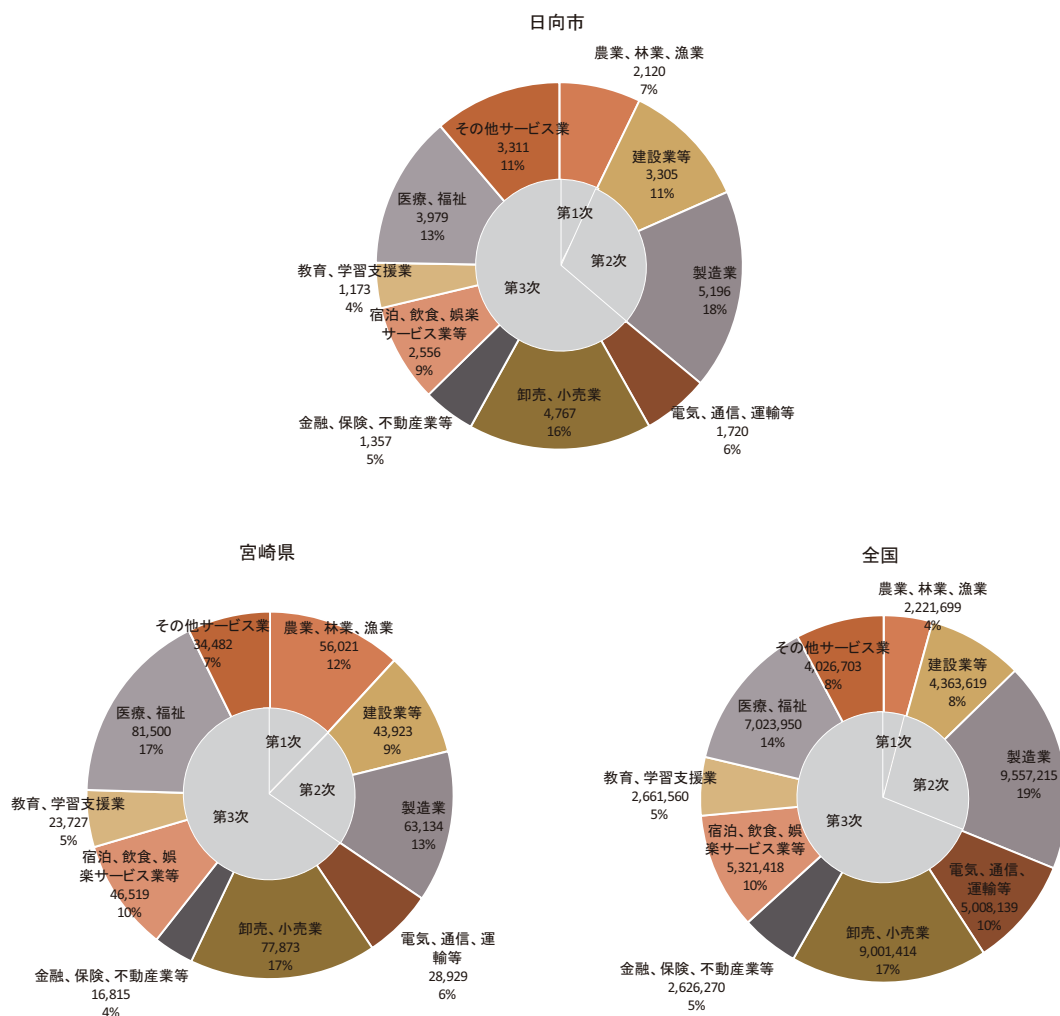
主に2005年から2010年の人口の動向を勘案しコーホート要因法を用いて将来人口を推計。移動率は、2015年から2020年までに定率で0.5倍に縮小しその後一定と仮定。

■パターン2(創生会議推計準拠)

社人研推計をベースに、移動に関して2010年から2015年の推計値から縮小せずに、概ね同水準で推移するものと仮定している。

2) 将来産業フレーム

本市の産業別就業者数は、第1次産業が7.2%、第2次産業が28.8%、第3次産業は64.0%となっており、全国や県平均と比べて第2次産業の割合が高い傾向にあります。



工業フレーム

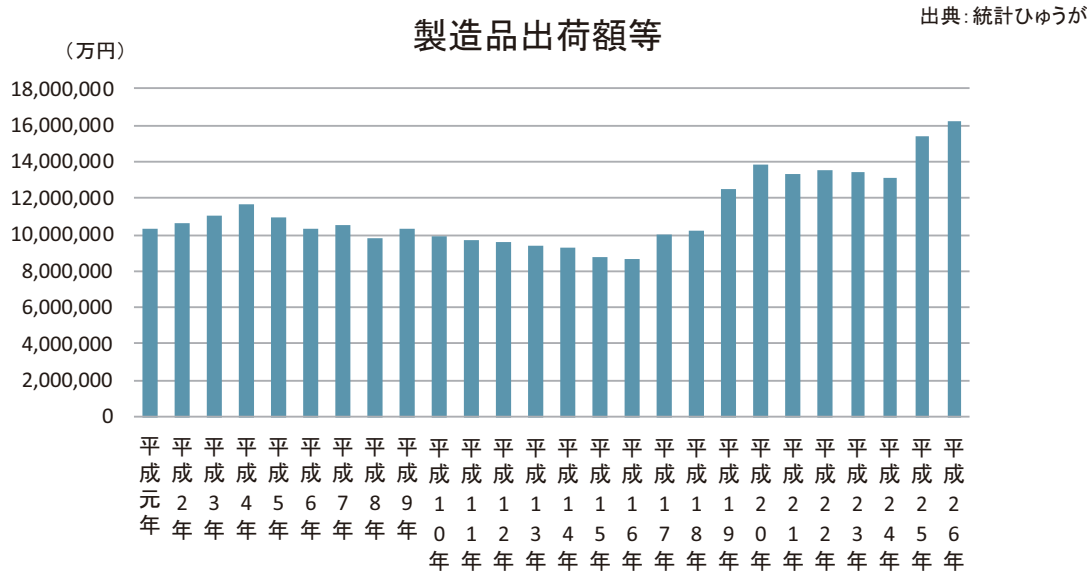
製造品出荷額等については、近年増加傾向が見られます。

本市では、食料品、化学、飲料等が全体の約6割以上を占めている状況であり、市街地部の食料品製造業と工業港の化学工業が本市の工業の中核となっています。

重要港湾「細島港」ではガントリークレーンの整備に合わせて、平成27年6月には17号岸壁に国際物流ターミナルが完成するなど急速にインフラ整備が進んでいます（「日向市人口ビジョン」より）。

また、平成28年2月の港湾計画においては、細島港の物流コスト削減及び輸送効率向上のため、船舶の大型化および背後用地の確保等の理由にて、公共ふ頭約39.7haの整備計画が進められています。

これらの外部環境の変化及び将来人口の推移を鑑みた結果、将来的には人口の減少に伴う、工業用地の削減が必要になると考えられますが、現況においては、外部環境の変化に伴う、工業用地の必要性が高まっていることから、各種関連計画にて記載されている工業用地については、増やす方向にて整備を進めることとして、今後の社会動向等も鑑み、必要な場合に限って適宜用地面積の見直しを行うこととします。



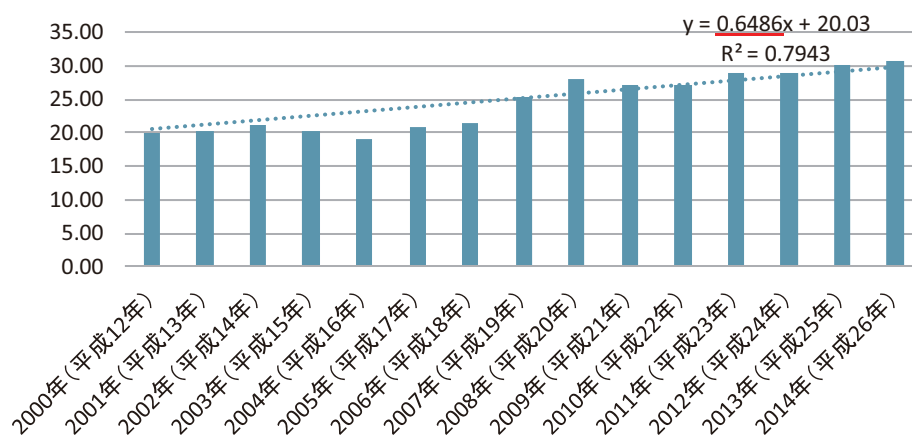
(参考：将来の製造品出荷額の推移)

将来の製造品出荷額の算出する際には、平成12年から現在までの製造業従事者数の推移および製造品出荷額の伸び率を回帰直線の傾きより算出し、2014年（平成26年）の実績値に上乘せをして推測しています。

		A:製造業従業者数(人)	B:製造品出荷額等(百万円)	B/A:製造品一人当たりの 出荷額(百万円)	一人当たり出荷額の増減 (百万円)
実績	2000年(平成12年)	5,076	101,647	20.03	-
	2001年(平成13年)	4,902	99,119	20.22	0.20
	2002年(平成14年)	4,622	97,755	21.15	0.93
	2003年(平成15年)	4,587	92,792	20.23	-0.92
	2004年(平成16年)	4,825	92,481	19.17	-1.06
	2005年(平成17年)	4,812	100,518	20.89	1.72
	2006年(平成18年)	4,764	102,083	21.43	0.54
	2007年(平成19年)	4,912	125,062	25.46	4.03
	2008年(平成20年)	4,962	138,968	28.01	2.55
	2009年(平成21年)	4,919	133,283	27.10	-0.91
	2010年(平成22年)	4,983	135,248	27.14	0.05
	2011年(平成23年)	4,638	134,461	28.99	1.85
	2012年(平成24年)	4,541	131,165	28.88	-0.11
	2013年(平成25年)	5,091	153,660	30.18	1.30
予測	2014年(平成26年)	5,270	161,861	30.71	0.53
	2015年(平成27年)	5,013	157,219	31.36	-
	2020年(平成32年)	4,903	156,949	32.01	-
	2030年(平成42年)	4,557	148,829	32.66	-
	2035年(平成47年)	4,353	144,990	33.31	-
	2040年(平成52年)	4,149	140,886	33.96	-
	2050年(平成62年)	3,709	128,351	34.61	-
	2060年(平成72年)	3,283	115,738	35.25	-

※黄色網掛け：推計値

B/A: 製造品一人当たりの
出荷額(百万円)



商業フレーム

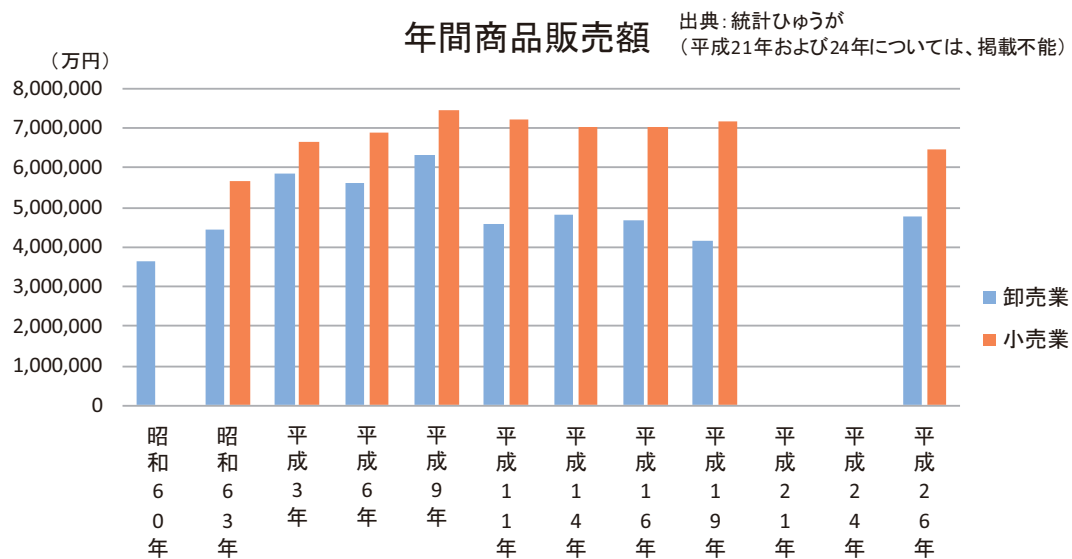
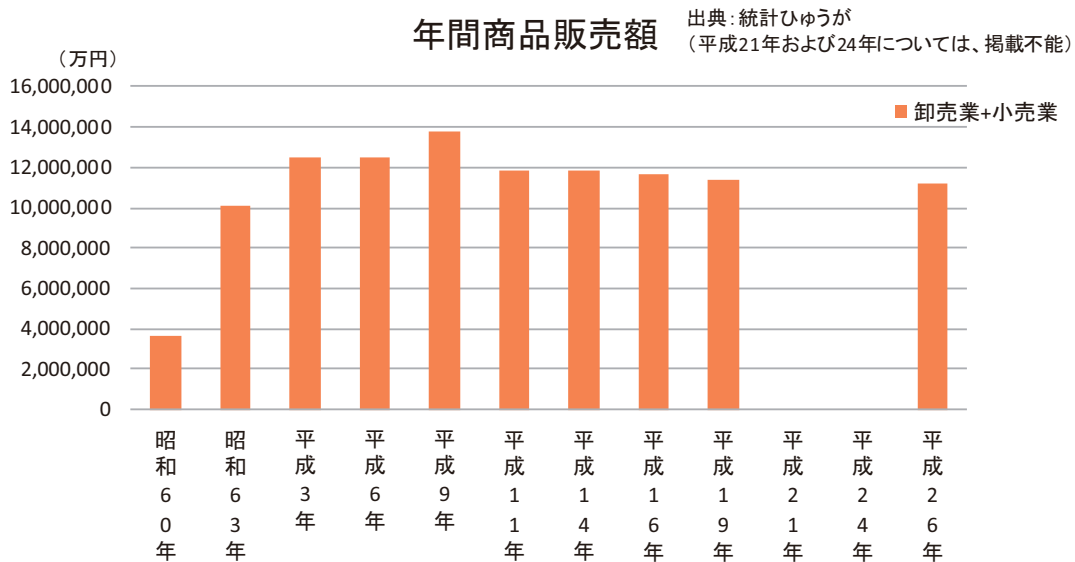
年間商品販売額については、近年特段大きな増減は見られません。

本市では、卸売業の中で飲食料品・機械器具・建築材料等が高く、小売業の中では飲食料品が高い傾向にあります。

また、年間商品販売額の内訳としては、小売業が卸売業を上回っており、平成26年においては、卸売業が微増し、小売業が微減している状況です。

これらの外部環境の変化及び将来人口の推移を鑑みた結果、現況においても人口は減少傾向となっていますが、年間商品販売額の減少も見られないことから、今後もこの傾向は継続され则认为、商業用地については、現状維持とします。

なお、工業フレームと同様、今後の社会動向の変化も鑑み、必要な場合に限って適宜用地面積の見直しを行うこととします。



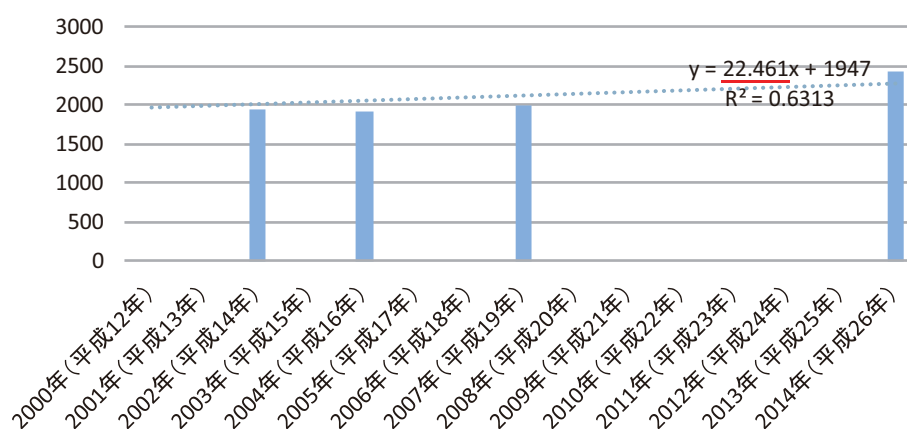
(参考：将来の商品販売額の推移)

将来の商業販売額算出する際には、平成12年から現在までの商業従事者数の推移および商業年間販売額の伸び率を回帰直線の傾きより算出し、2014年（平成26年）の実績値に上乗せをして推測しています。

		C:商業従業者数 (卸売業+小売業)(人)	D:商業年間商品販売額 (卸売業+小売業)(百万 円)	D/C:商品一人当たりの 販売額(百万円)	一人当たり販売額の増減値 (百万円)
実績	2000年(平成12年)	-	-	-	-
	2001年(平成13年)	-	-	-	-
	2002年(平成14年)	6,068	11,818,599	1,948	-
	2003年(平成15年)	-	-	-	-
	2004年(平成16年)	6,089	11,679,158	1,918	-14.81
	2005年(平成17年)	-	-	-	-
	2006年(平成18年)	-	-	-	-
	2007年(平成19年)	5,708	11,359,230	1,990	23.99
	2008年(平成20年)	-	-	-	-
	2009年(平成21年)	-	-	-	-
	2010年(平成22年)	-	-	-	-
	2011年(平成23年)	-	-	-	-
	2012年(平成24年)	-	-	-	-
	2013年(平成25年)	-	-	-	-
予測	2014年(平成26年)	4,625	11,179,597	2,417	61.02
	2015年(平成27年)	4,510	11,002,917	2,440	-
	2020年(平成32年)	4,411	10,860,465	2,462	-
	2030年(平成42年)	4,100	10,186,832	2,485	-
	2035年(平成47年)	3,917	9,820,131	2,507	-
	2040年(平成52年)	3,733	9,442,680	2,530	-
	2050年(平成62年)	3,337	8,515,944	2,552	-
	2060年(平成72年)	2,953	7,602,313	2,574	-
	平均	4,496	10,315,261	2,347	23.40

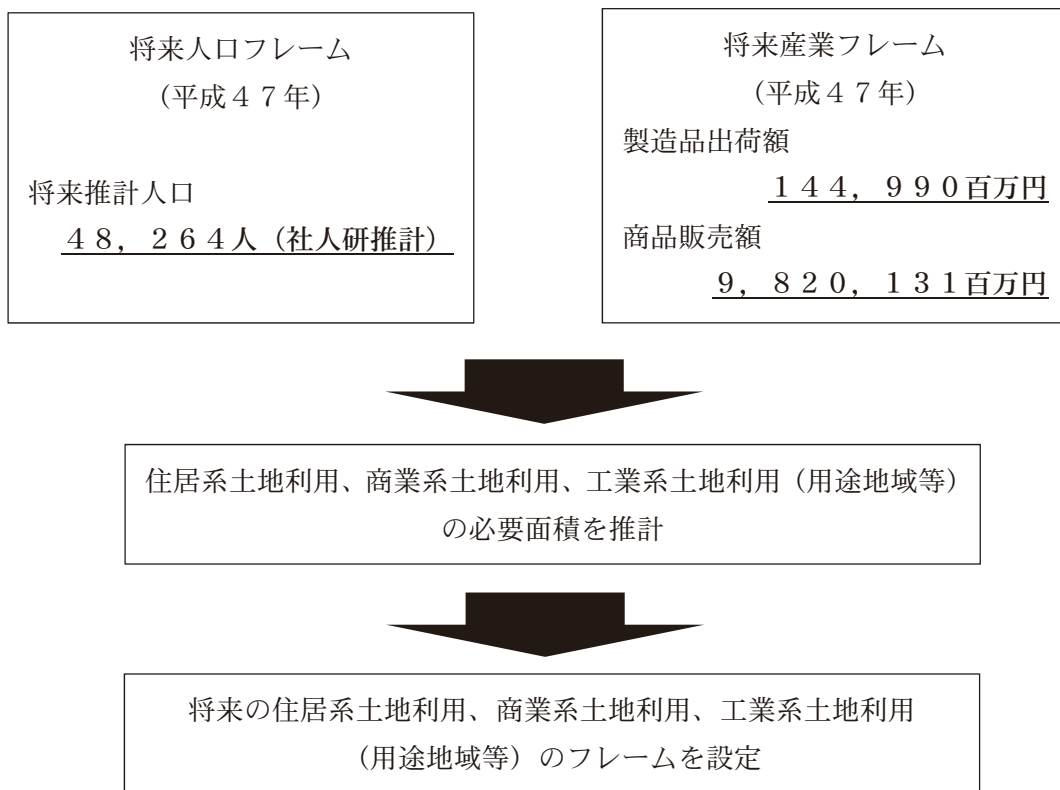
※黄色網掛け：推計値

D/C:商品一人当たりの
販売額(百万円)

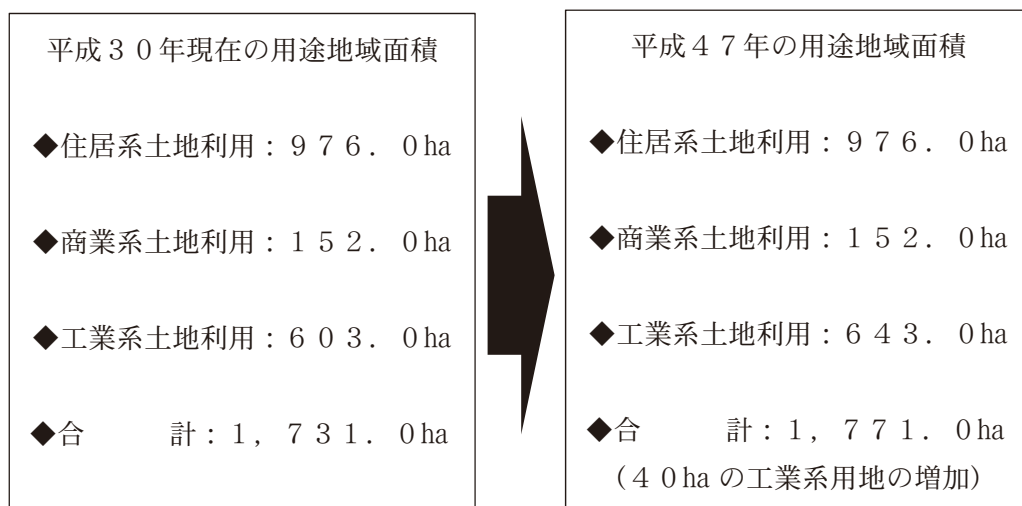


3) 将来土地利用フレーム

本市の将来土地利用（用途地域等）の設定にあたっては、以下のフローに従って行います。



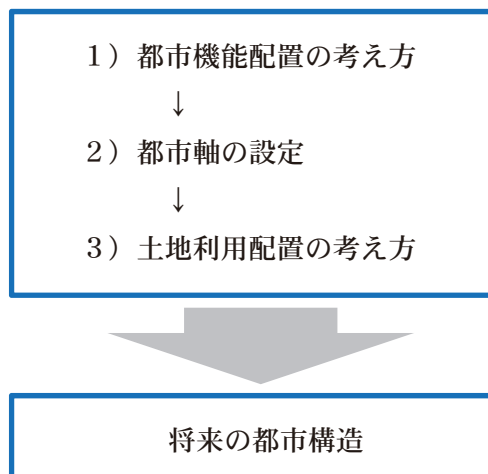
以上の結果、将来土地利用フレームを次のように設定します。



4. 将来の都市構造

ここでは、現在の都市構造、主要プロジェクト及びまちづくりのビジョンや目標等を踏まえ、日向市の目指すべき将来の都市構造を提示します。

将来の都市構造は、次のフローに従って検討します。

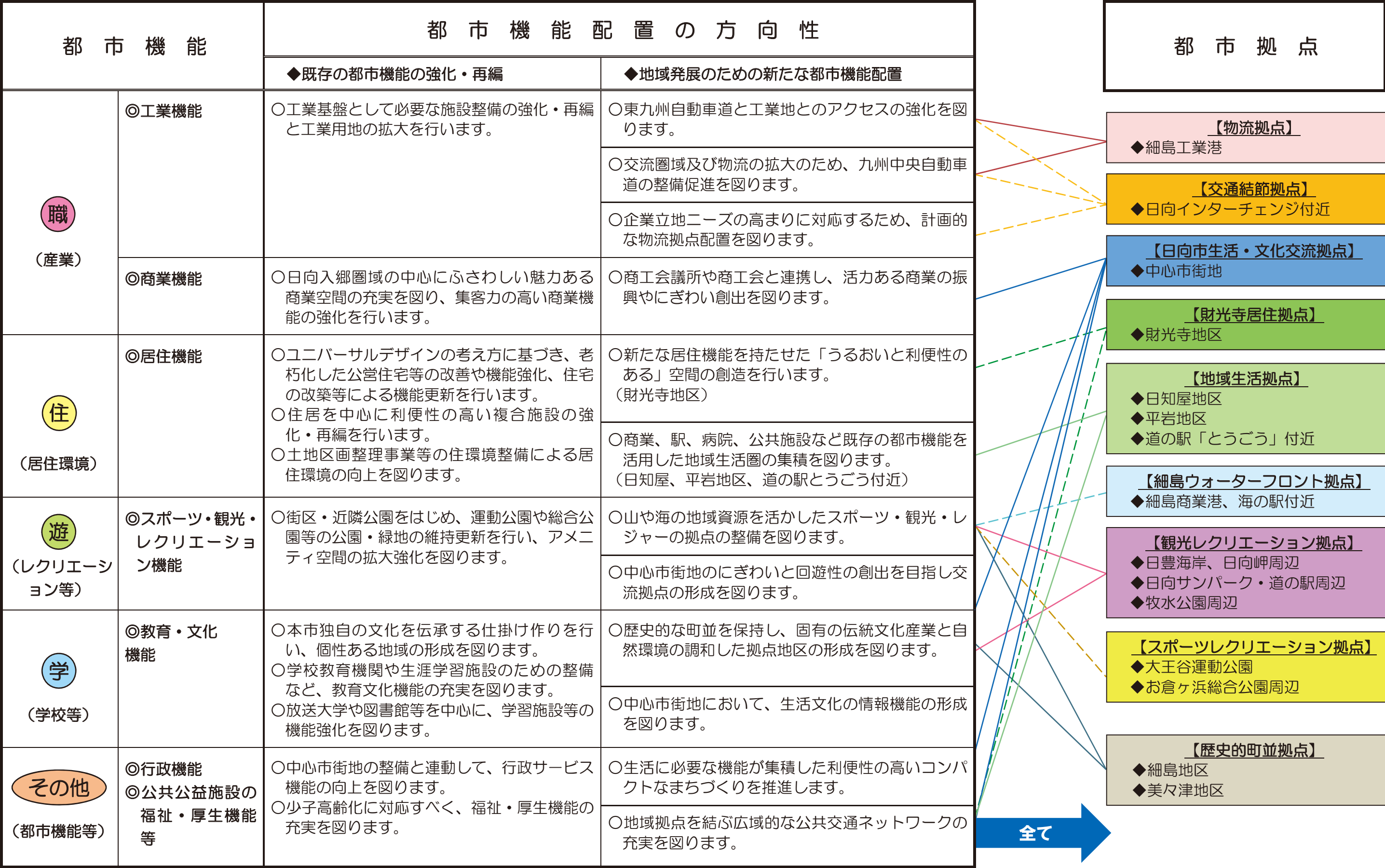


1) 都市機能配置の考え方

都市機能については、基本的に現在担っている機能をそれぞれ強化・再編していくものとしませんが、特に中心市街地は、本市のみならず、日向入郷圏域の中核を担う拠点地区として、これにふさわしい機能を配置していきます。

また、中心市街地以外の拠点地区については、既存の都市機能の強化や中心市街地との連携強化、さらに新たな都市機能の整備を図ることにより、本市全体を含む日向入郷圏域の中核となるべき都市機能を担っていくものとします。

以下では、都市機能ごとの配置及び整備の方向を次表にまとめます。



2) 都市軸の設定

本市の将来の都市軸は、

- ・日向入郷圏域の拠点都市としての機能を担うため、市外の各都市との連絡を図る軸
→都市間連絡軸
- ・入郷地区と本市との連携を図る軸
→日向入郷圏域連携軸
- ・都市間連絡軸や日向入郷圏域連携軸と市街地内の都市拠点との連携を図る軸
→市街地基幹軸

をそれぞれ明確に位置づけていくとともに、中心市街地内外の軸を設定します。

①都市間連絡軸

日向入郷圏域の拠点都市としての機能を担うために、日向入郷圏域と各都市とを連絡する陸軸（北方向：北九州市、大分市、延岡市等、南方向：鹿児島市、宮崎市等）、海軸（諸外国の都市や京浜、阪神の各都市等）を設定します。

また、これらの軸が通過交通のみを処理する動線ではなく、市内の様々な都市機能へのアクセスを誘導するために、市街地基幹軸との連携を明確にしていきます。

具体的には以下の交通を位置づけます。

都市間連絡軸

- 陸路・東九州自動車道
 - ・国道10号
 - ・JR日豊本線
- 海路・細島港と国内各都市を結ぶ内貿航路及び諸外国を結ぶ外貿航路

②日向入郷圏域連携軸

本市は、海岸沿いに市街地を形成しており、都市軸としては南北の軸が強く、東西の軸が弱い傾向にあり、中山間地域に行くほど連携の軸が弱くなっています。

そこで、入郷地区と本市との連携を強固にすることにより、各地域の産業文化の活性化を促し、日向入郷圏域の一体化を図る軸として、日向入郷圏域連携軸を設定します。

具体的には以下の交通を位置づけます。

日向入郷圏域連携軸

- 国道327号
- 国道446号
- 国道327号バイパス
- 県道細島港線

③市街地基幹軸

都市間連絡軸や日向入郷圏域連携軸から、多くの「人」や「もの」の流れを市街地内に誘導することによって、本市のみならず、日向入郷圏域全体の活性化を促進します。そのために、都市間連絡軸や日向入郷圏域連携軸と各都市拠点とを結ぶ軸を市街地基幹軸として位置づけます。

特に中心市街地、細島港及び日向インターチェンジとの連携を強めることにより、本市の拠点都市としての機能を十分に発揮するように設定します。また、同時に市街地基幹軸は、本市の総合的な暮らしの大動脈としての機能を持たせます。

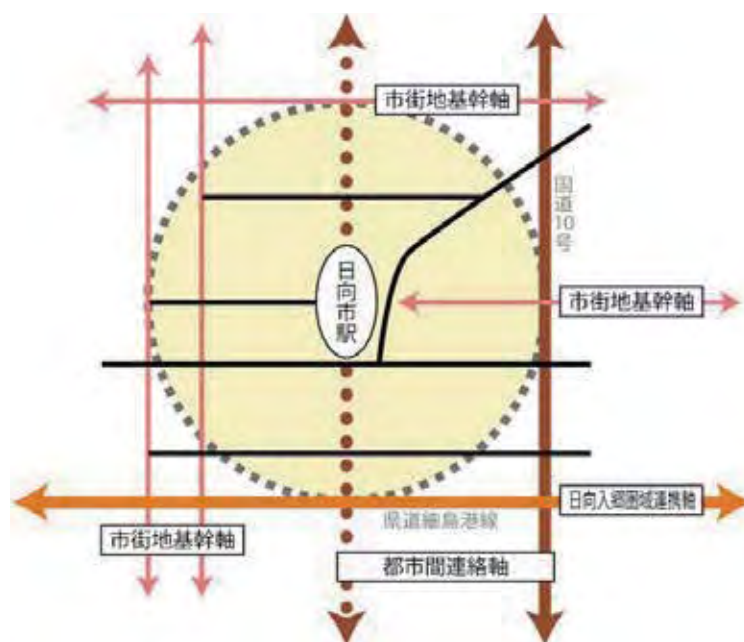
具体的には以下の交通を位置づけます。

市街地基幹軸

- （都）中央通線
 - －中心市街地と細島港とのアクセス
- 県道日知屋財光寺線及び（都）赤岩通線
 - －細島港と日向インターチェンジ及び財光寺居住拠点とのアクセス
- （都）北町通線
 - －中心市街地と細島港とのアクセス
- （都）草場大曲通線
 - －国道327号と（都）北町通線及び財光寺居住拠点とを連絡
- 県道土々呂日向線
 - －中心市街地と日向インターチェンジ及び財光寺居住拠点とのアクセス

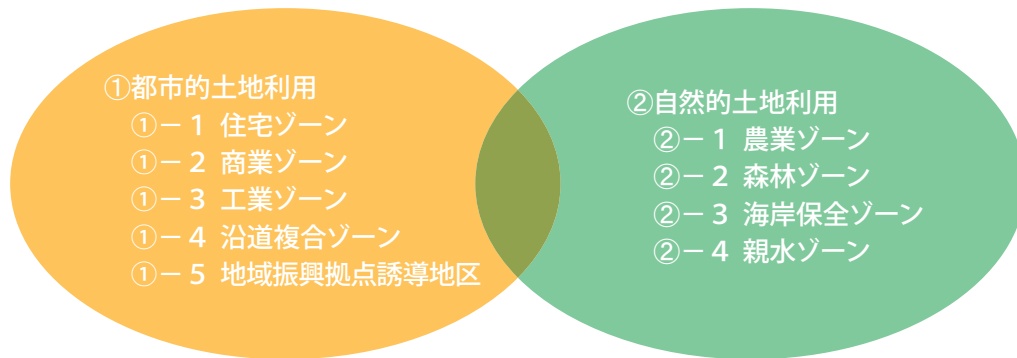
次に都市間連絡軸、日向入郷圏域連携軸及び市街地基幹軸から、中心市街地へアクセスした「人」や「もの」の流れが、効率よく中心市街地内外を流出入するために、以下の模式図を基本として中心市街地内外の交通処理を行います。

【中心市街地内外の都市軸】



3) 土地利用配置の考え方

土地利用配置の考え方については、前述の都市機能配置の考え方及び都市軸の設定を踏まえ、以下に示す土地利用区分を基本にして設定します。



①都市的土地利用

①－1 住宅ゾーン

住宅ゾーンについては、住居の環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、住居の環境を適切に保護する区域とします。

このため、低層の住宅地、中高層の住宅地、住宅以外の建物がある程度混在している住宅地などの形成を図ることを基本方針とし、居住環境の向上を進めていきます。

①－2 商業ゾーン

商業ゾーンについては、周辺の道路交通網を考慮しながら、中心市街地や各地域（日知屋地区、財光寺地区等）に商業地の形成を図り、商業機能の適正な配置を行っていきます。

①－3 工業ゾーン

工業ゾーンについては、工業の利便の増進を図る区域とし、工業の利便を害するおそれのある施設の混在を防止することを基本方針とします。

このため、細島港周辺や財光寺東部地区周辺を中心に立地を図り、できるだけ工業施設の立地を優先し、住宅との混在を防止していきます。

①－4 沿道複合ゾーン

沿道複合ゾーンについては、幹線道路沿いに商業施設や軽工業等の関連施設などの立地を図る区域とし、道路騒音や用途の混在状況等を考慮して、適正な配置を行っていきます。

①－5 地域振興拠点誘導地区

地域振興拠点誘導地区については、地域振興に寄与する大規模な工場立地が予想された場合に工業ゾーンとは別にこれを誘導する地区とします。

地域振興拠点誘導地区

- | | |
|---------|---|
| 市街化区域 | ・・・工業地域では、企業の進出が進み大規模な敷地を要する工場等の誘致に対応できない状況にあります。また、他の市街化区域内には周辺環境と調和が図られ、かつ一団となった土地は存在しません。 |
| 市街化調整区域 | ・・・原則として都市的土地利用を抑制する区域ですが、工業系用途の施設立地に限り、地区計画を策定した上での開発は制度上可能です。
なお、山地部を除いて平野部及び海岸部については、農地や既存集落、国定公園等となっているため誘導地区の設定は困難です。 |
| 都市計画区域外 | ・・・農地等を除き、ほとんどが急峻な山地となっているため、大規模な敷地を造成することが困難な状況です。また、大規模工場に必要な物流環境や社会基盤の整備は困難な状況にあります。 |

前述のとおり、市街化区域内に適当な用地が存在しないことから、市街化区域外において道路網の構成等、インフラの整備状況を考慮し、日向インターチェンジ周辺地区及び細島工業港周辺地区などにおいて適正な土地利用を検討します。なお、立地施設については工業系用途に限ることとします。

②自然的土地利用

②－1 農業ゾーン

農業ゾーンについては、市街地との整合を図りつつ、基本的に維持保全していく区域とし、周辺の居住環境との共生を図ります。

今後の企業立地需要を踏まえ、周辺の土地利用との調和を図りながら、地域振興拠点誘導地区の配置を検討します。

②－2 森林ゾーン

森林ゾーンについては、経済機能だけでなく、山地災害防止、自然環境保全等の公益的機能を持った重要な資源として、積極的に保全を図ります。

今後の企業立地需要を踏まえ、周辺の土地利用との調和を図りながら、地域振興拠点誘導地区の配置を検討します。

②－3 海岸保全ゾーン

海岸保全ゾーンについては、本市の重要な環境資源として保全整備を図っていく区域に位置づけ、緑地の保全とともに憩いの場としてのレクリエーション機能の強化を図ります。

②－4 親水ゾーン

親水ゾーンについては、河川（塩見川、庄手川、富高川等）沿いを位置づけ、人が行き交う憩いの場として自然環境に配慮した親水空間の形成を図ります。

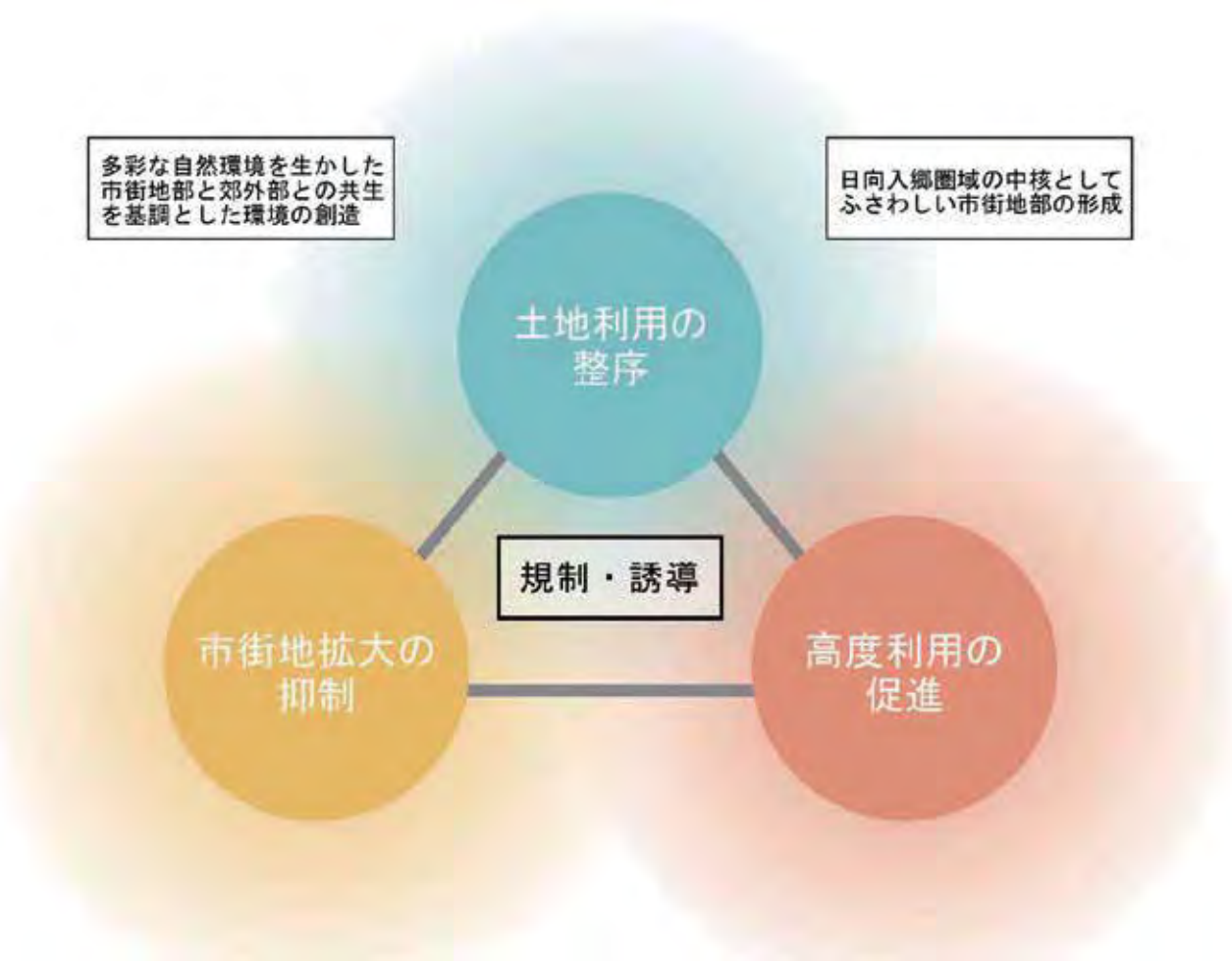
第3章 土地利用構想

土地利用については、「第2次日向市総合計画」や「都市計画に関する基本方針（宮崎県計画）」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）等との整合や、将来都市フレームを考慮すると同時に、土地利用上の諸課題の解決のための構想を展開し、市街地と郊外との健全な発展をめざして、多彩な自然環境との共生を実現していくことを基本とします。

市街地においては、日向入郷圏域の中核としてふさわしい都市機能の適正な配置を進めつつ、安全で安心な、しかも便利な「まち」の創造を積極的に図ります。

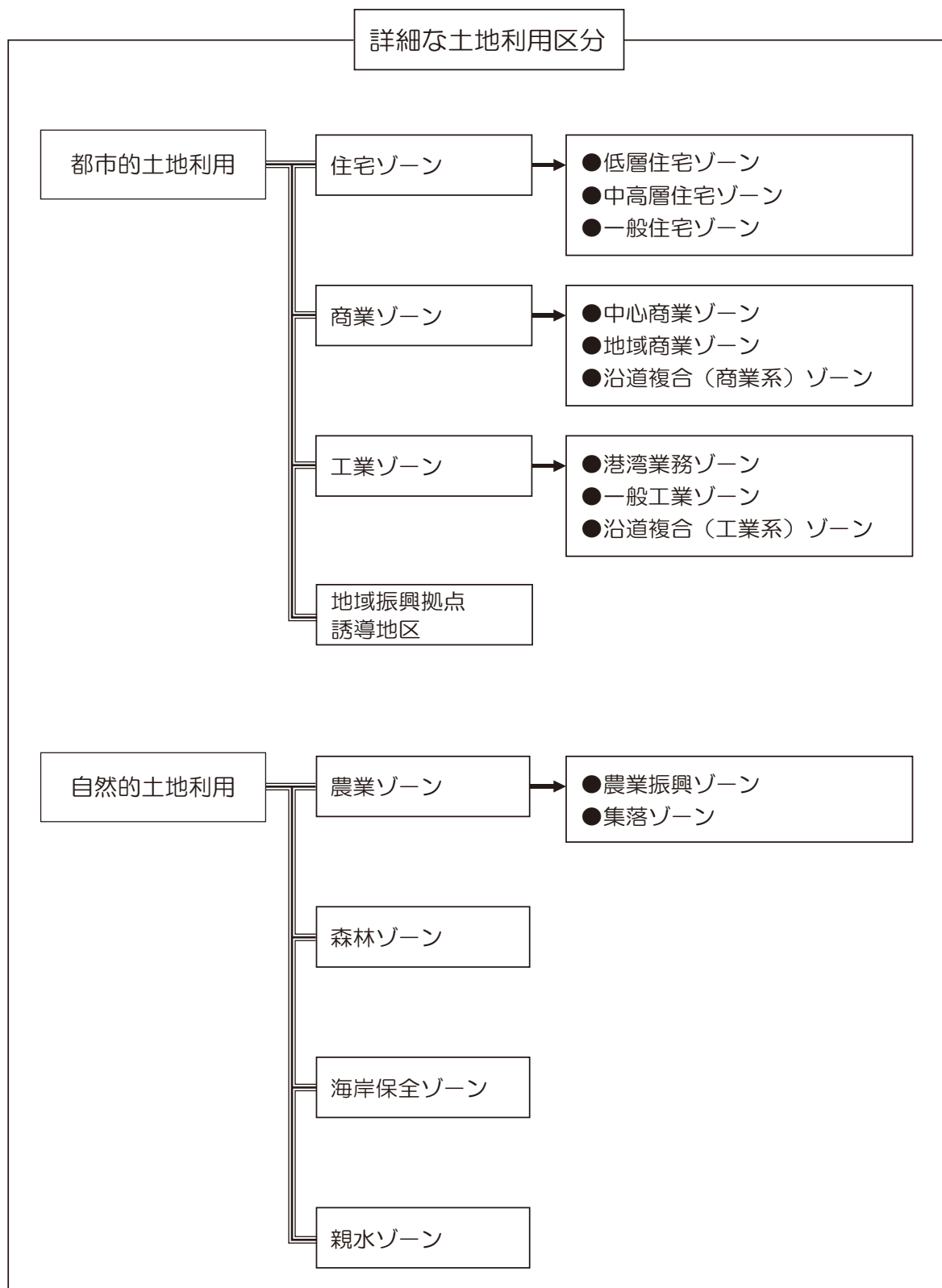
郊外部においては、営農活動等の促進を図りつつ、市街地との共生を基調に多彩な自然環境の保全を積極的に推進します。

これらの実現に向けては、地域の自然的土地利用や都市基盤と整合のとれた計画的な土地利用を図るため、既成市街地内における機能更新や有効活用による土地の高度利用、市街地における土地利用の整序、市街地の拡大抑制を基本に、適正な規制と誘導を行いながら本市の土地利用構想を展開します。



【本市の個性を生かした効果的な土地利用方針の枠組み】

以下では、将来の都市構造の土地利用区分に基づいて詳細な土地利用の基本構想を提示します。



1. 都市的土地利用

住宅ゾーン

機能更新や有効活用などによる高度利用や住環境の向上を図ります。

低層住宅ゾーン

(優れた住宅地の形成を図るゾーン)

◇方針	◆方策
(優れた住環境でゆとりある住宅地の形成)	
◇優れた住環境でゆとりある住宅地を形成するために、原則として低層住宅地としての規制を行い、住環境に悪影響を及ぼさないようにします。	◆すでに面整備を行っている地区においては、現状の低層住宅として優れた住環境の維持を図るとともに、長期的には地区計画や建築協定等の導入を検討し、住環境の向上を目指します。 ◆狭小、老朽住宅の改善による居住水準の向上や高齢者や障がいのある人に配慮した公営住宅の機能更新を図ります。
(都市施設の整備や市街地開発事業等による優れた住環境の形成)	
◇低層住宅ゾーンの配置としては、現在の第一種低層住居専用地域の配置状況を基本とし、今後は、都市施設の整備や市街地開発事業等による優れた住環境の形成を図ります。	◆財光寺南土地区画整理事業の早期の完成による、新たな都市機能の整備と魅力的で住みよいまちづくりを推進します。 ◆農用地と隣接した住宅地は、水質汚濁等を未然に防ぐ施策などを講じ、農業生産活動と住環境との共生を図ります。 ◆地域の実情にあわせた道路、公園、下水道等の都市施設の整備を行い、安全・安心な住宅地の形成を図ります。

【低層住宅ゾーンのイメージ】

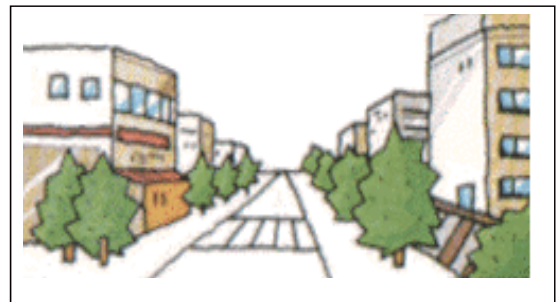
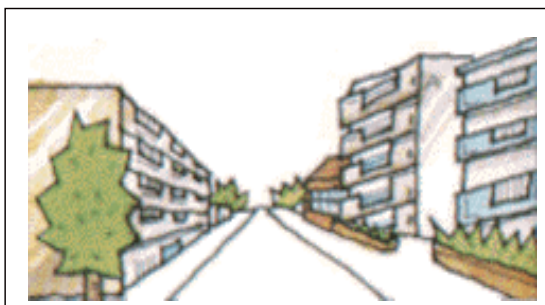


中高層住宅ゾーン

(ある程度の土地の高度利用を図る良好な住宅地の形成を図るゾーン)

◇方針	◆方策
(ある程度の土地の高度利用を図る良好な住宅地の形成)	
◇ある程度の土地の高度利用を図る良好な住環境の形成のために、中高層住宅地としての規制を行いつつ、日常生活の利便性の向上を図るための中規模な店舗等の立地を許容します。	◆既に面整備を行っている地区においては、現状の中高層住宅として良好な住環境の維持を図るとともに、長期的には地区計画や建築協定等の導入を検討し、住環境の向上を目指します。 ◆狭小・老朽住宅の改善による居住水準の向上や高齢者や障がいのある人に配慮した公営住宅の整備、機能更新を図ります。
(都市施設の整備や市街地開発事業等による良好な住環境の形成)	
◇中高層住宅ゾーンの配置としては、現在の第一・二種中高層住居専用地域の配置状況を基本とし、今後は、都市施設の整備や市街地開発事業等による良好な住環境の形成を図ります。	◆地域の実情にあわせた道路、公園、下水道等の都市施設の整備を行い、安全・安心な住宅地の形成を図ります。

【中高層住宅ゾーンのイメージ】



一般住宅ゾーン

(用途の混在をある程度許容し、一般的な住宅地の保護を目的とするゾーン)

◇方針	◆方策
(用途の混在をある程度許容した一般的な住宅地の形成)	
◇用途の混在をある程度許容した一般的な住宅地の形成のために、一般住宅地としての規制を行い、住環境の保護を図ります。 ◇幹線道路沿いについては、用途の混在をある程度許容し、これと調和した住環境の形成をめざしつつ、今後の土地利用の動向によっては、用途地域の見直しを適宜行っていきます。	◆亀崎地区や中原地区等の準住居地域においては、今後の土地利用の推移を見据えつつ、沿道複合ゾーンへの移行も視野に入れた用途地域の見直しを検討します。 ◆沿道の第一・二種住居地域については、今後の土地利用の動向を見据え、必要であれば沿道複合ゾーン等への見直しを検討します。
(都市施設の整備や市街地開発事業等による住環境の向上)	
◇一般住宅ゾーンの配置としては、現在の第一・二種住居地域及び準住居地域の配置状況を基本とし、今後は、都市施設の整備や市街地開発事業等による住環境の向上を図ります。	◆幡浦地区、財光寺南部地区の住環境整備事業を推進し、住環境の向上を図ります。 ◆財光寺南土地区画整理事業等の早期完成による、新たな都市機能の整備と魅力的で住みよいまちづくりを推進し、事業地内の土地利用構想に沿った、用途地域の見直しを行っていきます。 ◆地域の実情にあわせた道路、公園、下水道等の都市施設の整備を行い、安全・安心な住宅地の形成を図ります。 ◆道路拡幅整備事業を活用し、土地利用の推進を図ります。

【一般住宅ゾーンのイメージ】



商業ゾーン

機能更新やストックの有効活用などによる高度利用を図ります。

中心商業ゾーン

(中心市街地にふさわしい商業地の形成を促進するゾーン)

◇方針	◆方策
(中心市街地にふさわしい商業地の形成)	
◇ＪＲ日向市駅周辺は、本市の中心市街地として、商業・サービス施設などの機能を高めるために、商業基盤施設の整備等を行い、抜本的な土地利用の高度化を図ります。 ◇中心商業ゾーンの配置としては、現在のＪＲ日向市駅周辺の商業地域の配置状況を基本とし、都市基盤整備の実施に併せて、商業施設の誘導を図り、商業施設の集積を高めます。	◆街区の適正化及び土地の高度利用の推進を図るため、土地区画整理事業、商業集積整備や活性化事業等による中心商業地の形成を図ります。 ◆中心商業ゾーンとしての魅力を高めるための店舗の協調建替えの促進と、買物空間の快適性や回遊性を図るためのモールやポケットパークの整備を推進し、街なかの賑わい創出を図ります。

地域商業ゾーン

(地域性を考慮した商業地の形成を促進するゾーン)

◇方針	◆方策
(地域性を考慮した商業地の形成)	
◇地域商業ゾーンの配置としては、現在の細島地区の商業地域、財光寺地区及び平岩地区の近隣商業地域の配置状況を基本とし、地域住民の利便性を高めるための商業施設等の誘導を推進し、商業施設の集積を図ることにより、地域の発展に寄与します。	◆必要な商業基盤施設の整備を地域住民と協働して検討し、地域の利便性を高める商業施設の集積を図ります。 ◆財光寺南土地区画整理事業の早期の完成による、商業基盤施設の整備を図り、魅力的なまちづくりを推進します。

沿道複合（商業系）ゾーン

（沿道型の商業地の形成を促進するゾーン）

◇方針	◆方策
（幹線道路の沿道にふさわしい商業地の形成）	
◇幹線道路沿いで、道路交通騒音等が著しい又は著しくなると予想される地域では、沿道複合（商業系）ゾーンとして位置づけ、現在の幹線道路沿いの近隣商業地域の配置状況を基本とし、沿道型にふさわしい商業業務の利便の増進を図ります。	◆沿道の第一・二種住居地域については、今後の土地利用の動向を見据え、必要であれば近隣商業地域等への見直しを検討します。

【商業ゾーンのイメージ】



工業ゾーン

機能更新やストックの有効活用などによる高度利用を図ります。

港湾業務ゾーン

(重要港湾細島港を中心とした港湾業務地形成の促進を図るゾーン)

◇方針	◆方策
(重要港湾細島港を中心とした港湾業務地の形成)	
◇重要港湾細島港を中心とする港湾業務地としては、臨港地区内を位置づけ、九州の扇の要となる海の玄関口としての港湾機能並びに流通機能の強化を促進します。 ◇平岩港を漁港区として臨港地区に位置づけ、漁業用地として有効活用を促進します。	◆重要港湾細島港の港湾業務機能の強化のために新たな岸壁を整備し工業用地の確保を図るとともに、沖防波堤をはじめとする外郭施設の整備を促進し、船舶航行の安全性を図るうえから港湾の浚渫等、港湾水域の管理を促進します。 ◆平岩港について、小型漁船の基地として利用されている現状を踏まえ、適切に維持・運営を行います。

一般工業ゾーン

(港湾業務地以外の工業地形成の促進を図るゾーン)

◇方針	◆方策
(港湾業務地以外の工業地形成)	
◇工業の利便の増進を図り、今後とも工業地としての機能を高めます。 ◇未利用工業団地への企業誘致を積極的に推進します。	◆工業地へのアクセス道路の整備や都市施設の整備等を図ります。 ◆工業専用地域周辺については、用途の純化を一層進め、住宅地との明確な分離を図るため、用途地域の見直しを検討します。

沿道複合（工業系）ゾーン

（沿道型の工業地形成の促進を図るゾーン）

◇方針	◆方策
（幹線道路の沿道にふさわしい工業地の形成）	
◇幹線道路沿いで、道路交通騒音等が著しい又は著しくなると予想される地域では、沿道複合（工業系）ゾーンとして位置づけ、現在の幹線道路沿いの準工業地域の配置状況を基本とし、軽工業等の環境悪化の恐れのない工業業務の利便の増進を図ります。 ◇大規模集客施設の立地を規制し、中心商業地への立地誘導を図ります。	◆沿道の準住居地域については、今後の土地利用の動向を見通し、必要であれば準工業地域等への見直しを検討します。 ◆日向市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例に基づき、準工業地域への大規模集客施設の立地を規制します。

【工業ゾーンのイメージ】



地域振興拠点誘導地区

市街化調整区域内において計画的な拠点地区整備を図ります。

地域振興拠点誘導地区

(地域活性化のため、新たな工業系施設を誘致するゾーン)

◇方針	◆方策
(周辺環境と調和した工業系拠点地区の形成)	
◇市街化調整区域は、原則として都市的土地利用は抑制していきますが東九州自動車道の整備等に伴う企業立地需要の高まりに対応するため、工業系用途の施設（工業地域に立地可能な施設）に限り、必要な公共施設の確保と周辺の土地利用との調和を図った拠点地区として土地利用を図ります。	◆農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然環境保全法、自然公園法等、関連法規における土地利用規制との整合を図り、工業系用途の施設としての利用に必要なインフラの整備状況を考慮した上で周辺環境への配慮を前提として地区計画による開発を認めます。 ◆細島港と入郷地区を結ぶ幹線道路沿線、特に日向インターチェンジ付近、及び細島港周辺の市街化調整区域において、港湾の背後地として有効活用を検討します。



【平成 29 年度 優秀賞】細島漁港夏の宵
第 6 回日向市景観賞 景観フォトコンテストより

2. 自然的土地利用

農業ゾーン

開発の整序、抑制を基本方針とします。

農業振興ゾーン

(農業振興地域の形成の促進・整序を図るゾーン)

◇方針	◆方策
(農業の健全な維持)	
◇営農活動の基盤となる農用地の維持・保全を推進し、農業の健全な維持を図ります。	◆灌漑排水事業、ほ場整備事業や農道整備事業等を行い、農業の健全な維持を推進します。
(農業振興地域の整序)	
◇市街化調整区域内では、基本的に農業振興地域を優先し、保全・整備を行っていきます。	◆東九州自動車道の開通に伴い、企業立地需要が高まった場合、周辺環境に配慮しながら、地区計画等による計画的な土地利用を図ります。

集落ゾーン

(農村環境形成の促進・整序を図るゾーン)

◇方針	◆方策
(農村環境形成の促進・整序)	
◇集落環境のアメニティ性を高め、やすらぎとゆとりを感じさせる農村環境を形成します。 ◇高齢化や人口減少が進行する市街化調整区域において、集落の維持や地域コミュニティの活性化を図ります。	◆農村公園等レクリエーション機能の整備を図り、農村の持つ地域資源の有効な活用を推進します。 ◆市街化調整区域の土地利用について、区域や用途など限定的な見直しを行い、住宅建築の規制の緩和を図ります。

森林ゾーン

開発の抑制を基本方針とします。

森林ゾーン

(森林の確保と整備を促進するゾーン)

◇方針	◆方策
(森林の確保と整備を促進)	
◇森林ゾーンについては、木材生産性等の経済機能及び水源のかん養、山地災害防止、保健文化や生態系の保全などの公益的機能を総合的に発揮するように、必要な森林の確保と整備を図ります。	◆国有林、民有林の維持・増進を基本に、林道網の整備等林道生産基盤を高めます。 ◆土砂流出などの災害防止や公共の福祉増進、産業の保護などを目的に、森林法による保安林指定等を活用し、森林の維持・保全を推進します。

海岸保全ゾーン

開発の抑制を基本方針とします。

海岸保全ゾーン

(海岸部の保全と整備を促進するゾーン)

◇方針	◆方策
(海岸部の保全と整備を促進)	
◇海岸保全ゾーンについては、海岸線の浸食防止や国定公園等の保全など、海岸部全体の保全を行い、本市の貴重な地域資源としての価値を維持・増進します。	◆景観地区の保全整備と海岸部の丘陵地帯における総合的な保全及び活用方法の検討を行います。

親水ゾーン

開発の整序を基本方針とします。

親水ゾーン

(治水機能の向上を基本に憩いの場としての河川空間の保全・整備の促進を図るゾーン)

◇方針	◆方策
(治水機能の向上を基本に憩いの場としての河川空間の保全・整備の促進)	
◇親水ゾーンにおいては、清らかな水の確保とあわせて、人と自然の共生を図った快適な水辺環境を創造し、自然にもやさしい活用を図ります。	◆河川空間の適正な利用については、人と人、人と自然がふれあう空間の親水性が損なわれないよう維持、保全を促進します。 ◆自然環境に配慮した工法を取り入れた河川改修を進めます。



第4章 分野別まちづくりの基本構想

1. 道路・交通施設

道路・交通施設としては、人口減少・少子高齢化社会の到来を受け、都市活動を支える総合的な道路ネットワークの形成および交通拠点機能の集約化を図り、コンパクトなまちづくりと連動した持続可能な道路・交通施設の整備を推進します。特に、日向入郷圏域を視野に入れた道路交通網の総合的な体系化が必要であり、将来の都市構造の都市間連絡軸、日向入郷圏域連携軸及び市街地軸幹軸を骨格軸に位置づけ、東九州自動車道の開通を契機にさらなる市内のアクセスの向上を図っていきます。そのための道路整備としては、

第1には、上記の骨格軸の整備促進を図ること。

第2には、都市計画道路として未整備の区間の整備を図ること。

ただし、都市計画道路の幅員や線形等を再度検討し、早急な整備が必要となる道路を優先する。

第3には、市民の生活に必要な道路の整備を図ること。

これらが一体となって相乗効果を発揮できる道路網を整理し、道路の整備期間や財政的な負担等を考慮の上、優先順位を設定し、効率的に整備することを基本的な方針とします。また、歩行者空間の整備、交通拠点の整備及び公共交通機関の充実などを図ります。

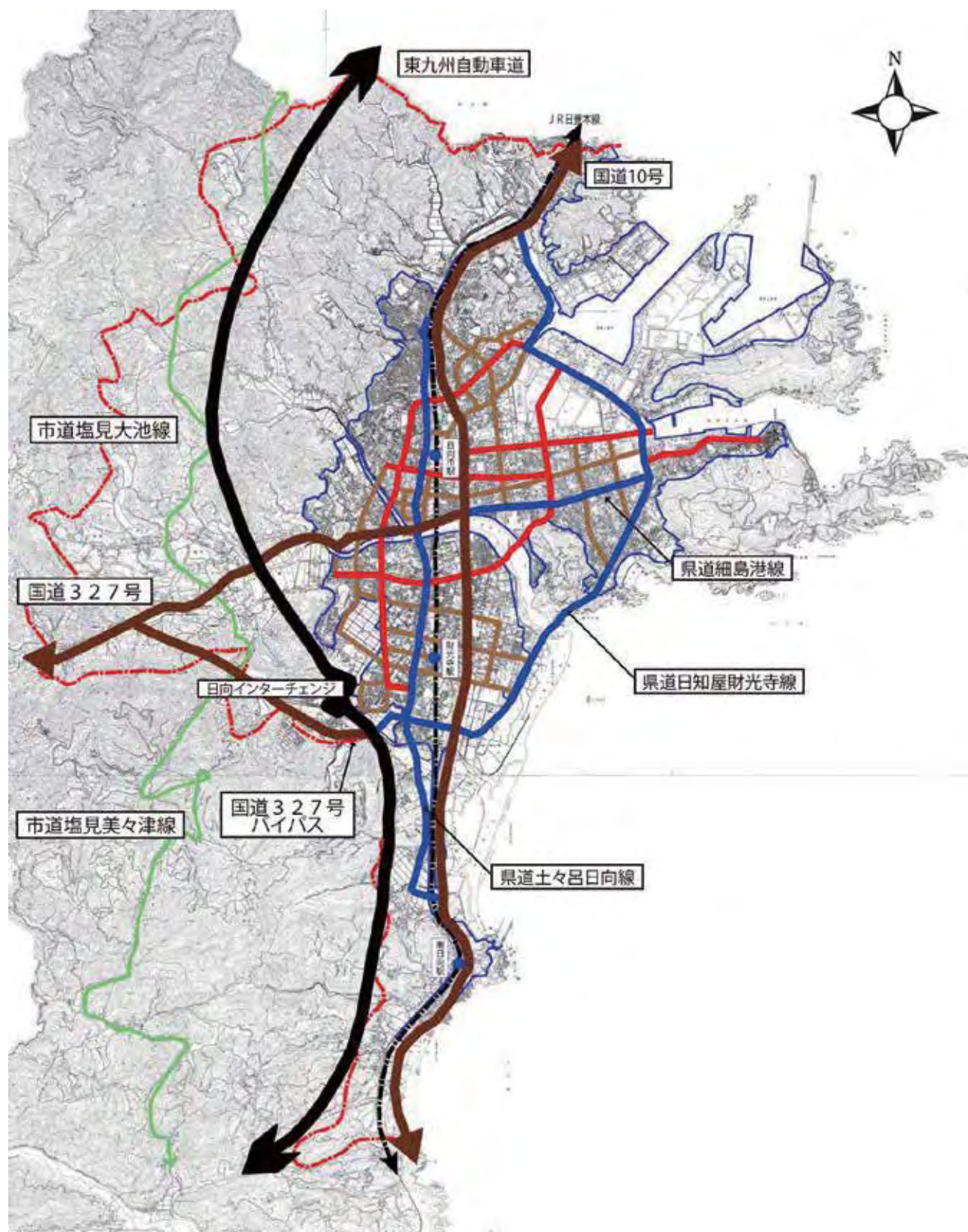
道路・交通施設

◇方針	◆方策
(広域幹線道路の整備)	
◇広域幹線道路は、都市間連絡軸と日向入郷圏域連携軸を形成する東九州自動車道、九州中央自動車道、国道10号、国道327号、国道446号、国道327号日向バイパスを位置づけ、主要各都市と日向入郷圏域の周辺町村とを連結する機能を持たせ、広域の交流や連携を促進する道路とします。	◆東九州自動車道及び九州中央自動車の未開通区間について、整備を促進します。 ◆国道10号の改良整備を促進します。 ◆日向入郷圏域の中心となる国道327号、国道446号全線の改良整備を促進します ◆国道327号バイパスは、事業中である永田工区の早期完成に加え、永田工区以西の区間延伸について、県と連携を図りながら整備を促進します。
(主要幹線道路の整備)	
◇主要幹線道路は、日向入郷圏域連携軸を形成する県道細島港線や市街地軸幹軸を形成する県道日知屋財光寺線、県道土々呂日向線を位置づけ、広域幹線道路と市街地内の各都市拠点とを連絡する機能を持たせ、広域レベルの交流を市街地レベルへと誘導する道路とします。	◆県道土々呂日向線の整備を促進します。 ◆県道日知屋財光寺線は、日向インターチェンジと細島港を結ぶ重要な産業道路となることから、県との連携を図りながら暫定2車線区間の解消などの整備を促進します。

◇方針	◆方策
（幹線道路の整備）	
◇幹線道路は、上記以外の都市計画道路を基本的に位置づけ、市街地内の自動車交通を円滑に処理するネットワークとしての機能を担い、主要な公共公益施設等を連結する最も基本となる道路とします。	◆都市計画道路の未整備区間の内、計画を見直しながら、今後とも計画の存続が必要と考えられる区間については、継続して整備を推進します。 ◆幹線道路の内、中心市街地に関連する区間については、主要幹線道路等からの交通の受け止めや通過交通の受け流しを行い、中心市街地の活性化を図るため、重点的に整備を行います。 ◆日向市駅と細島港を結ぶ重要幹線である市道中央通線について、安全・安心で景観に配慮した整備を検討します。
（補助幹線道路の整備）	
◇補助幹線道路は、幹線道路網によって囲まれた居住環境地区の主要な集散道路、及び主要施設へのアクセス道路として、より利便性を高める道路とします。	◆幹線道路となる都市計画道路と連絡する道路を中心に、緊急車両の通行が困難な狭小区間の解消や、歩行者・自転車の安全性の向上を図る整備を推進します。 ◆郊外と市街地との連携を強化する道路網の整備を推進します。
（生活道路の整備）	
◇生活道路は、地域交通の集散機能に加え、各地域のコミュニティスペースとしての機能を担うため、安全性、快適性に配慮した道路空間を構成します。	◆「日向市道路整備実施計画」に基づき、重点的かつ効率的な道路整備を推進します。 ◆住宅地内を相互に連絡する生活道路については、緊急車両の通行が困難な狭小区間の解消や、歩行者・自転車の安全性の向上を図る整備を推進します。 ◆安全性の確保や道路施設の長寿命化を図るため、維持更新費用を平準化し、効率的・効果的な整備、維持管理を図ります。

◇方針	◆方策
（歩行空間の整備）	
◇歩行者空間の整備によって、歩行者の安全性、快適性の確保を進めるとともに、地域の特性に合わせて、連続したまちの賑わいの確保、良好な地区環境、景観の創出を図ります。	◆幹線道路などの道路整備に際しては、十分な幅員をもつ歩行者空間を確保します。 ◆歩行者の通行の障害となる電柱や道路標識の位置、デザインの工夫、電線類の地中化等により、車椅子などが容易に通行できる歩道の幅員、平坦な路面の確保等を検討します。
（交通拠点の整備）	
◇拠点地区は、様々な公共交通の結節点であり、人々が多く集まり、賑わいが形成される場所です。このため、拠点地区では総合的な交通基盤整備を図ります。 ◇生活環境や都市機能の改善とともに、医療や福祉、商業等の機能が集約され、特に高齢者や子育て世代が安心して快適な生活が送れるコンパクトな拠点づくりを推進します。	◆日向市駅周辺は、駅前交流拠点施設を積極的に活用するとともに、日向市の「顔」にふさわしい整備を推進します。 ◆中心市街地においては、「歩いてアクセスする」ことを基本に、様々な都市機能及び駐車場等を相互に結び、安全で快適な歩行者ネットワークの整備を推進します。 ◆財光寺駅については、土地区画整理事業により県道土々呂日向線とアクセスする「財光寺駅通線」及び「駅前広場」の整備を推進します。 ◆地域交流において憩いと賑わいを形成する拠点として整備した、「まちの駅」、「道の駅」等の適切な維持、機能強化を推進します。 ◆商業・医療施設など生活に必要な機能が集積する小さな拠点の整備を推進します。
（公共交通機関の充実）	
◇地域間の移動や通勤・通学、買物等の日常生活の利便性を高めるため、鉄道網やバス路線網の充実を推進するとともに、交通の利便性についても一層の向上を図ります。 ◇地域拠点を結ぶ広域的な公共交通ネットワークの充実を図ります。	◆鉄道については、ＪＲ日豊本線の高速化や新型車両の導入、ダイヤ改正等についてＪＲに要望を行いながら、利用促進を図ります。 ◆路線バスについては、国・県や圏域町村及び交通事業者と連携して「日向・東臼杵地域公共交通再編実施計画」で定める事業に取り組み、地域公共交通網の再編による利用促進、路線の存続に努めます。 ◆ぷらっとバス（コミュニティバス）については、利用状況に合わせた路線やダイヤの設定など必要な見直しを行い、効率化と利用促進を図るなど、交通空白地域の解消や交通弱者対策を促進します。

【将来道路網図】



2. 公園・緑地

公園・緑地は、環境保全、レクリエーション機能及び防災機能等の重要な役割を果たしています。急速に都市化が進む社会において、都市公園法における住民一人当たりの都市公園の敷地面積の目標水準は達成しており、全市緑花推進事業によって、毎年の緑による良好な都市空間の創出が図られています。しかしながら、地区によっては、市民の憩いの場やこどもの遊び場、緊急時の避難所となる公園が確保できていない地区もあります。

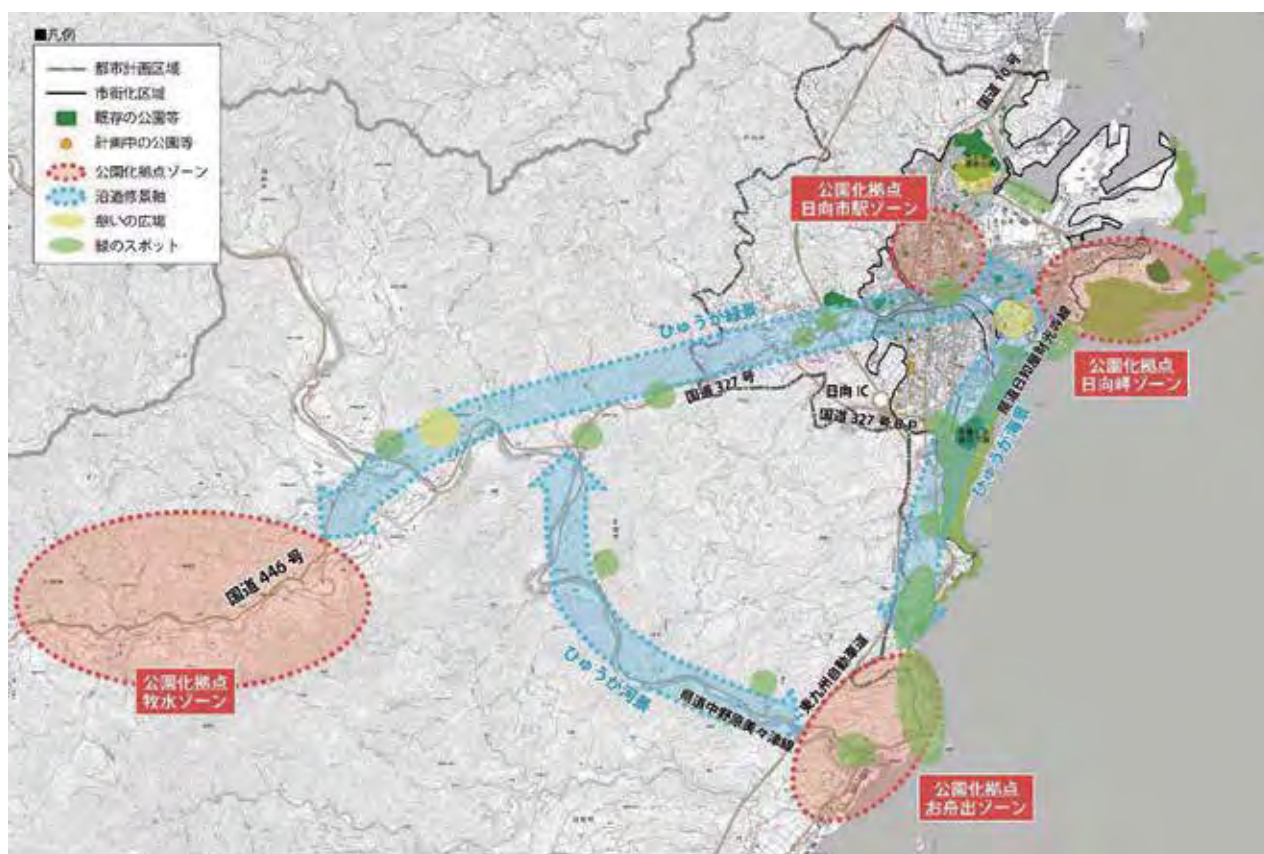
これらの点を踏まえ、既存の公園・緑地の適正な維持管理や必要な公園・緑地の整備・保全を進めて行くとともに、花植えや植樹・清掃活動などの市民との協働による魅力ある都市空間の形成を推進することで、花と緑のあふれるまちづくりの実現に取り組みます。

公園・緑地

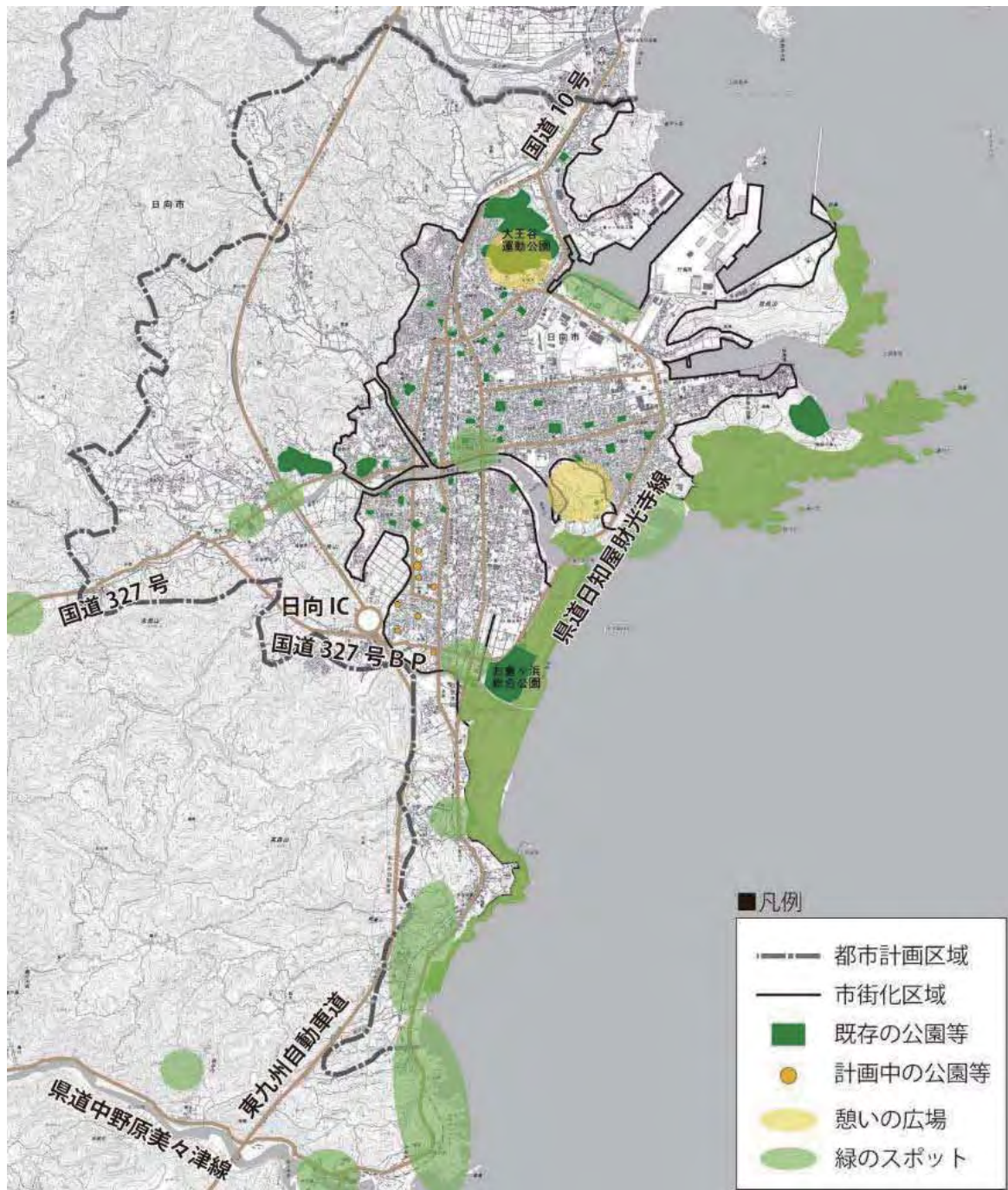
◇方針	◆方策
(公園・緑地の配置)	
◇公園・緑地の配置にあたっては、快適な都市環境の形成、地域住民のレクリエーション需要や安全なまちづくり等に対し、日向市の特色を活かした緑豊かな潤いのある魅力的なまちを創るよう計画します。	◆新たな公園の配置を検討する際には、公園の種別ごとに誘致圏域を明確にし、その圏域内の人口、土地利用の動向、交通計画、その他都市施設等を勘案して計画します。 ◆面的整備を中心に配置する地区については、計画的な公園・緑地の配置に努めます。 ◆個々の公園や緑地等を幹線道路や緑道といった線的な緑空間として配置することで、緑のネットワークの形成に努めます。
(公園・緑地の整備)	
◇公園・緑地の整備にあたっては、都市で生活する様々な人々に活力と潤いをもたらす重要な場であると考え、基本的な整備水準を設定し、計画的な整備を推進します。	◆既存の公園において、遊具施設等の機能更新を推進します。 ◆災害時の避難所・避難路として、防災機能を重視した都市公園や緑道等の整備を推進します。 ◆市民の健康を下支えする都市公園において、健康長寿のまちづくりにつながる健康器具装置の整備を推進します。 ◆農村部における健康増進や交流促進を図るため、地域住民とともに農村公園の維持管理に努めます。

◇方針	◆方策
(都市緑化)	
◇緑豊かな潤いのある快適な空間を創出するためには、都市公園を主体とした公園・緑地の整備のほかに、民有緑地の保全、公共公益施設の緑化に取り組み、積極的に都市の緑化を推進していきます。	◆道路、河川、下水処理施設、官公庁施設、公営住宅等の公共施設について、新設もしくは大幅な更新を行う場合は、植樹等による積極的な緑化を推進します。 ◆市街地の斜面林や平地林等の緑の保全、利用を図ります。 ◆市内全域を花や緑であふれる憩いの場とするために、イベントや啓発活動を通して市街地の緑花を推進します。

【公園・緑地等の配置方針図（全体）】



【公園・緑地等の配置方針図】

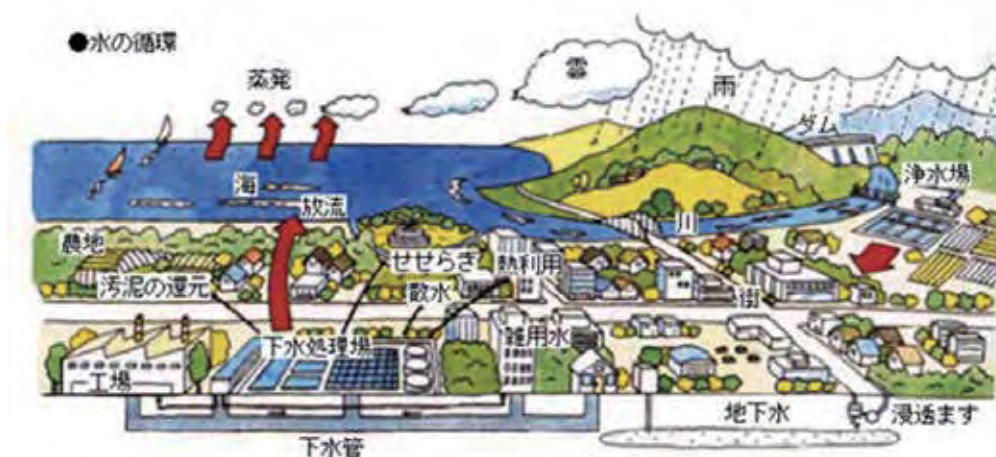


3. 上下水道・河川

現在の水資源は、治水や各種用水、再生可能なエネルギー源（水力発電等）として利用されており、水資源を循環させることで、私たちの安全・快適で豊かな生活を支えています。例えば、適切な農林業活動等を通じて発揮される森林や農地等のかん養機能、下水道等の排水処理による汚濁負荷の軽減などは水資源の循環によるものです。その一方で、都市への急激な人口や産業の集中と市街地の拡大、産業構造の変化、過疎化・少子高齢化の進行等を背景として、水資源を取り巻く環境も急激に変化してきています。

そこで、上下水道・河川を総合的な水の循環システムとしてとらえ、治水、利水だけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境としての機能も重視し、治水、利水機能の向上とあわせて、下水道の整備や河川環境の整備と保全を積極的に推進し、治水、利水、環境保全が相互に調和のとれた水の循環システムを形成していくことを基本方針とします。

【健全な水循環イメージ図】

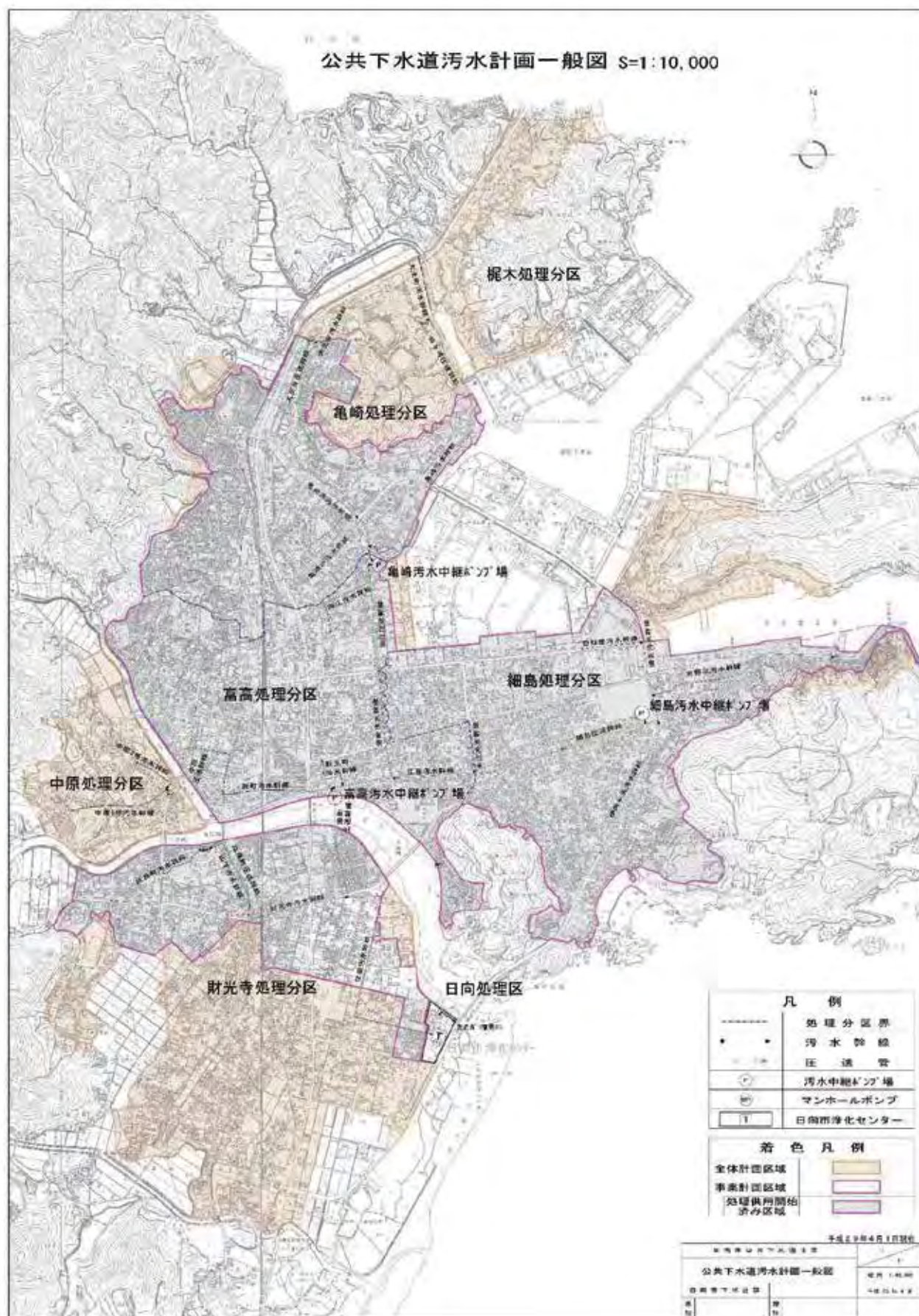


【下水道の仕組みのイメージ図】



上下水道・河川

◇方針	◆方策
（水道の安定供給の確保）	
◇災害時においても必要な水道水の供給を維持できるよう、水道施設の耐震化を含めた改築更新を推進するとともに、迅速な応急・復旧活動を行うための危機管理体制の確立を図ります。 ◇節水意識の向上や人口減少などの社会情勢の変化により給水量が減少傾向にあり、今後も給水収益の減少が想定されるため、中長期的な視点に立ち、更なる事業の効率化や健全化への取組を推進します。	◆「管路耐震化（更新）計画」に基づき老朽施設の計画的な更新や耐震化を推進することで、災害に強い強靱な配水管網の構築を図ります。 ◆危機管理体制の強化を図るため、応援活動訓練に積極的に参加し受援体制の整備を図ります。 ◆「日向市水道ビジョン」の「お客様に親しまれ 笑顔を未来へつなぐ 日向（ひむか）の水道」を基本理念に、将来においてもお客様から信頼される水道を目指し、健全な水道事業の経営を図ります。
（持続可能な下水道施設等の整備）	
◇豊かな水環境の保全と生活環境の向上を図るため、地域特性にあった生活排水処理施設（下水道・農業集落排水・浄化槽）の整備・維持・活用を図ります。 ◇人口減少の加速化や災害リスクの顕在化、財政・人員制約の高まり、施設の老朽化などに対応するため、「循環のみち下水道」の持続・進化を目指します。	◆社会情勢の変化に対応した下水道普及率の向上を図ります。 ◆都市部の浸水対策については、污水管と併せて雨水管を整備するなど、効率的で効果的な雨水排除を図ります。 ◆下水道施設については、維持管理と改築更新を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント」を推進することで、施設の維持管理の最適化を図ります。 ◆災害リスクへの対応としては、施設の改築更新に併せて効率的に耐震化を図ります。 ◆各方策の実施に当たっては、「下水道事業経営戦略」を策定し整合性を図ることで、安定且つ持続可能な事業経営を目指します。 ◆農業集落排水施設については、計画的な施設の延命化対策に取り組みます。 ◆浄化槽の適正管理に向けた普及啓発を推進します。
（河川の整備）	
◇洪水や浸水等の自然災害を未然に防ぐために、治水対策を中心に河川の整備を行いつつ、河川空間における人と水とが親しめる快適な空間の創出を図ります。	◆治水対策、水質汚染対策のための河川改修事業を促進します。 ◆自然の保全と緑化を図り、水辺環境の利用促進や水生動植物の保護を促進します。 ◆自然環境に配慮した計画的な整備、維持管理を促進します。



4. 住宅・宅地整備

住宅は、自然災害から生命や財産を守るとともに、人生の大半を過ごす欠くことができない生活の基盤です。また、私的な財産であるとともに、安全・環境・福祉や文化等で地域の生活環境と密接に関係しています。

市民の住まいの質の向上を図るためにも、道路や公園などの社会基盤が整備された生活環境を確保するとともに、耐震化やユニバーサルデザインといった多様化した住宅ニーズに対応した住宅供給を図ります。

住宅・宅地整備

◇方針	◆方策
(公営住宅のストック活用)	
◇予防保全的な観点から修繕や改善等の維持管理計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ります。	◆「日向市公営住宅長寿命化計画」に基づき、「ストック総合改善事業」「高齢者住宅住戸改善事業」により、施設の居住性向上、福祉対応、安全性確保及び長寿命化を推進します。
(高齢者や子育て世代に配慮した住宅整備)	
◇今後の少子高齢化の進展に対応するため、住宅行政と福祉行政との連携のもと、高齢者、障害者、子育て世代等に配慮した住宅建設を促進します。	◆バリアフリーや耐震に対応したリフォームの促進等による「次世代に住み継ぐことができる住まいづくり」を目指します。
(良好な住環境の整備)	
◇密集した市街地、浸水被害のおそれのある市街地等における居住環境の改善、防災性の向上等を図り、災害に強い住環境を創出します。 ◇空き家の適正管理についての指導や啓発活動、空き家の利活用の促進により、良好な住宅環境の保全を図ります。	◆地域の実情に応じて、道路改良、浸水対策等により住環境の向上を推進します。 ◆施行中の幡浦地区及び財光寺南部地区における住環境整備事業を推進します。 ◆「日向市空家等対策推進事業」により、空き家の適正管理・活用を促し、良好な住宅環境の保全を推進します。 ◆「日向市空き家等情報バンク」により空き家の活用を推進します。
(自然にやさしい住宅・宅地整備)	
◇自然環境に対する負荷を低減する住宅・宅地整備を促進します。	◆住宅の断熱化や自然エネルギーを活用する住宅設備の設置、省エネルギー機器への買い替え等、環境負荷を軽減する取り組みを推進します。

5. 公共公益施設（建物系）等

少子高齢化や地球規模での環境問題の顕在化等、市民生活を取りまく環境は大きく変化し、公的サービスへのニーズも多様化しています。行政の限られた経営資源で多様化するニーズに対応していくことは難しくなっており、あらためて行政が担うべき分野を明確にし、公共施設の整備などについてPPPやPFI等の民間活力の導入を検討します。

今後とも行政がサービスの提供を担うべき分野においては、公共施設マネジメントの三原則である「安全・安心の確保」、「総量の最適化」、「ライフサイクルコストの縮減」に基づき、総合的かつ計画的な管理に努めます。

公共公益施設(建物系)等

◇方針	◆方策
（ごみ処理対策）	
◇ごみ処理の適正化、収集、処理体制の充実を図ります。	◆県、市町村及び事業者等の連携による可燃物焼却施設の整備を検討します。
（学校施設の充実）	
◇安全・安心な教育が受けられるように、老朽化が進行する学校施設等の改善・充実を図ります。	◆適切な維持管理や耐震化とともに、施設の長寿命化や設備等の改善・充実に努めます。 ◆将来の人口の予測等を踏まえ、必要に応じて集約化、複合化、廃止等を検討します。
（行政施設の充実）	
◇「民間にできることは民間に委ねる」を基本とし、民間活力の導入を検討します。 ◇老朽化が進行する行政施設等の改善・充実を図ります。	◆適切な維持管理や耐震化とともに、施設の長寿命化や設備等の改善・充実に努めます。 ◆将来の人口の予測等を踏まえ、必要に応じて集約化、複合化、廃止等を検討します。 ◆新庁舎は、協働のまちづくりの拠点施設の核として位置づけし、活用します。
（スポーツ施設の整備）	
◇「日向市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、老朽化したスポーツ施設の整備・充実を図ります。 ◇安心安全で利用しやすい施設の提供に努めます。	◆市民ニーズや地域活性化を踏まえた施設整備を図るとともに、適正な維持管理に努めます。 ◆総合体育館の整備等により、災害時の防災拠点としての充実を図ります。

6. 産業

日向市では、恵まれた自然環境や細島港等を活用し、工業地域への企業誘致や、日向市中心市街地活性化基本計画の実施による、中心市街地の活性化並びに日向入郷地域全体の産業の活性化など、多様な産業が営まれています。これらの産業の振興を図るため、産業が営まれる農地や工業用地、商業地といった産業基盤の整備や、産業活動を活発に行うための道路や交通拠点の機能強化を推進します。

産業

◇方針	◆方策
（第1次産業基盤の形成）	
◇営農活動や農村活動のほか、漁業・林業等の生産活動を促進する基盤整備を推進します。 ◇生産活動の場である農地、山林、河川、海洋の環境保全を図ります。	◆優良農地の確保と農道、用排水路等の生産基盤の整備・充実を推進します。 ◆富島幹線用水路の更新工事を推進します。 ◆森林資源の保全、管理、造成を図るため、林道の開設、改良、作業路の整備を推進します。 ◆魚類の集まりやすい好漁場の造成や産卵・成育場となる藻場礁の造成等により水産資源の拡大を推進します。
（第2次産業基盤の形成）	
◇既存工業系施設の生産環境の向上や、新たな企業立地を促す生産基盤の整備を図ります。	◆港湾や道路網等、企業が立地しやすい環境の整備を促進します。 ◆周辺環境との調和を考慮しながら、新たな企業立地の二ーズを踏まえ、その受け皿となる用地の確保、造成を促進推進します。
（第3次産業基盤の形成）	
◇日向入郷地域の生活文化交流拠点として、人やものが集まり、賑わう商業地を形成するための施設整備を図ります。	◆中心市街地活性化基本計画に基づき、商業、業務、居住などの都市機能や文化、福祉などの公益施設の集積・再配置、道路、駐車場等の基盤整備を計画的に推進します。

7. 都市防災

「日向市地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進します。特に、津波防災対策については、「日向市津波防災地域づくり推進計画」や「日向市津波避難計画」等を踏まえて、ハード・ソフトの両面での対策を推進します。

また、市民の防災意識を高めるとともに、災害発生時には市民による初期活動と行政機関の迅速、的確な対応の連携により被害が軽減される社会づくりを進めます。

都市防災

◇方針	◆方策
（不燃化・耐震化の推進）	
◇建築物の不燃化・耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。	◆延焼を遮断するため、面的整備の推進により公園・緑地や道路等のオープンスペースの創出を検討します。 ◆耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進します。また、公共施設の建築物については、耐震診断・耐震改修を計画的に行います。さらに、既設の一般住宅に対しては耐震化に関する意識啓発を目的とした広報活動を展開します。
（避難路・避難場所の整備）	
◇都市計画道路や都市計画公園等の都市施設を利用した避難路・避難場所の確保を図ります。 ◇津波浸水想定区域内の特定避難困難地域において、高台や高い建物が不足している箇所に津波避難タワー・津波避難山の整備を行い、避難場所の確保を図ります。	◆新設または改良整備が行われる都市計画道路や都市計画公園等を中心に、避難路、避難場所としての機能充実を図ります。 ◆津波避難タワーや津波避難山の計画的な整備を行います。 ◆牧水公園交流施設及び東郷グラウンドを、大規模災害発生時に、被災地における救命・救助・消火・医療救護活動を迅速に行うとともに、その後の復旧活動を行うため、自衛隊、警察、消防、DMAT等の広域支援部隊が迅速に参集する後方支援拠点とします。 ◆電線類の地中化を検討し、都市災害の防止を図ります。
（土砂災害対策の推進）	
◇市街地周辺の災害危険箇所については、がけ崩れ、落石等の土砂災害に対して、ハード・ソフト両面から対策に努めます。	◆災害危険箇所の点検を定期的に行い、市民への周知や早期避難の促進、計画的な急傾斜地対策工事等を推進します。

◇方針	◆方策
（情報収集・伝達体制の確立）	
◇災害発生時の情報収集・連絡体制の整備や情報を伝達する通信手段の確立を図ります。	◆県や防災関係機関と協力し、あらかじめ情報収集体制を整備するとともに、各区長公民館長や自主防災組織及び消防団等と連絡を緊密にするよう努めます。 ◆要配慮者を含め、全ての市民へ迅速かつ的確に災害情報を伝えられるよう、様々な伝達手段を活用し、情報伝達の多重化に努めます。
（災害予防対策の推進）	
◇災害時の防災体制の強化を図るとともに、市民の防災意識及び地域防災力の向上を図ります。	◆「日向市地域防災計画」などの各種計画の検証・見直しや行動マニュアルの作成を行い、大規模災害時における体制の整備を図ります。また、他の自治体や民間事業者との災害時支援協定の締結に取り組みます。 ◆総合防災訓練や講演会などの内容を充実させ、市民の参加を促進します。 ◆地区防災計画の策定を支援し、自主防災会や自治会など地域で活躍する防災士の養成に努めます。
（災害応急対策の充実）	
◇災害時の迅速な初動体制の確立を図ります。	◆職員の非常参集基準の明確化や災害対策本部の機能強化を図り、被害状況の把握、市民の安全確保、被災者の救援救護、広域的応援要請等の初動対応に必要な事前の計画を策定し、職員及び市民等に周知します。 ◆防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図ります。

◇方針	◆方策
(地震・津波防災の対策の推進)	
◇津波による被害を減らすため、防災設備の充実を図るとともに、地域防災活動等、ソフト対策を推進し、人・まち・地域の協働による、安全・安心で持続可能なまちづくりを図ります。	◆建築物の耐震化の促進、耐震化促進の指導・啓発、耐震診断や改修に対する補助、橋梁の長寿命化・耐震補強等を図ります。 ◆防災士資格の取得の助成、避難計画の策定、避難ビルの指定、防災情報伝達システムの強化等の警戒避難体制の構築・強化等を図ります。 ◆早期の復旧復興活動を見据えた体制の構築を図ります。 ◆土地区画整理事業や住環境整備事業により緊急輸送路や周辺道路の整備を促進し、市街地の整備改善を図ります。 ◆円滑な避難確保のため、避難施設、輸送路、地域防災拠点施設の整備、一時避難場所となる都市公園の防災機能の強化等を図ります。 ◆海岸保全施設、港湾施設及び河川管理施設の整備を図ります。 ◆地域防災活動の啓発を支援します。

8. 都市自然環境の形成

本市は、日本の渚百選に選ばれた白砂青松の「お倉ヶ浜」や日本の海水浴場百選に選ばれた「伊勢ヶ浜」などの風光明媚な海岸線や、尾鈴山麓に連なる山々など、緑と太陽に恵まれた豊かな自然環境を有しており、この自然環境と都市環境の調和を図っていくことが必要です。

そのために、自然環境（海岸部、山林部、河川等）の保全を図りつつ「日向市環境基本条例」、「日向市環境基本計画」などに基づき、自然環境との共生を図る都市環境の形成を積極的に推進します。

都市自然環境の形成

◇方針	◆方策
(自然環境の保全)	
◇南北につながる海岸部の保全・整備を図ります。 ◇森林部においては、木材生産性等の経済機能、自然環境保全、保健休養、防災機能等の多様な公益的な機能を総合的に発揮するために、その保全を推進します。 ◇農村環境の総合的な整備を推進し、自然環境に悪影響を及ぼさない営農活動を促進します。	◆日豊海岸国定公園や景観形成重点地区等の保全を推進します。 ◆生物多様性の観点から、動植物の生息・生育環境の保全を図り、モニタリングを実施します。 ◆市民が森林浴や憩いの森として利用できるように、国定公園内の森林等の保全を図ります。 ◆治山事業を推進し、保安林の機能強化を図ります。 ◆林地の崩壊危険箇所等については、災害予防のため、堰堤等の整備を検討します。 ◆優良農地や農業用水の確保を図ります。 ◆畜産排泄物の適正処理を行い、バイオマス資源としての活用を検討します。

◇方針	◆方策
(都市環境の形成)	
◇大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の公害対策を図ります。 ◇自然環境への負荷を低減し、地球温暖化防止対策に取り組めます。 ◇うるおいのある環境を形成するために、水や緑の空間を連携するネットワークを組み込んだ市街地の整備を図ります。 ◇ごみ処理の適正化、収集・処理体制の充実、リサイクルの促進を図ります。	◆環境モニタリング制度の充実による監視体制の強化、特定事業場等への立入調査などを推進し、公害の未然防止対策の充実を図ります。 ◆公共施設や学校、企業において、再生可能エネルギー設備の導入を図ります。 ◆土地開発行為については、環境保全に配慮するよう指導します。 ◆河川浄化のための啓発活動を推進します。 ◆自然環境を守るため、緑化、美化運動等を推進します。 ◆工業地については、工業敷地内及びその周辺の緑化を促進します。 ◆ごみ処理に関する情報提供等により、市民や事業者への意識啓発を図り、ごみの発生抑制と再生利用を推進します。 ◆廃棄物処理施設等での余熱・廃熱利用を進め、エネルギーの省力化と効率化を図ります。



【平成 29 年度 優秀賞】コーヒーブレイク
第 6 回日向市景観賞 景観フォトコンテストより

9. 景観

本市は、豊かな自然とまちとの調和による多様な風景を有するまちです。この市固有の景観を守り育て、さらに次の世代に継承するためには、市民・事業者および行政が協働で景観まちづくりに取り組む必要があります。

このため、県の「美しい宮崎づくり推進条例」、「日向市景観基本計画」や景観形成重点地区における個別の景観計画等に基づき、景観の保全・創出及び活用することにより、「魅力ある地域づくり」を推進します。

景観

◇方針	◆方策
(自然の景観)	
◇日向灘や冠岳、尾鈴連山等を始めとする多種多様な自然景観と農村風景が調和した景観づくりを図ります。	◆自然景観の積極的な保全を図ります。 ◆緑地は、保全と調和のある開発の規制誘導及び適正な管理を行い、緑とふれあう空間としての有効活用を図ります。 ◆水質の浄化や川岸の美化清掃などによる美しい河川景観の保全と親水性の向上を図ります。
(歴史・文化の景観)	
◇細島や美々津、坪谷地区等に現存する、歴史・文化資源を守ると同時に、落ち着きと風格を大切にしたい景観づくりを図ります。	◆細島地区に現存する歴史的建造物を活用し、歴史・文化のネットワークづくりを推進します。 ◆伝統的建造物群保存地区条例等を活用し、美々津地区の落ち着きのある町並み景観の再生・保全を推進します。 ◆坪谷地区は、国民的歌人「若山牧水」の生誕地であり、多くの文化的資源を有することから、積極的な情報発信により、広域的な観光交流を推進します。

◇方針	◆方策
（街並みの景観）	
◇日向市駅周辺地区を始めとする良好な街並みと都市基盤施設等が調和した美しい景観づくりを図ります。	◆土地区画整理事業等による新たな市街地整備による賑わいの創出や魅力づくりを推進します。 ◆民有空間の建築物と公共空間の建築物との調和に配慮し、一体的な街並みの形成を図ります。 ◆景観に配慮した公共施設の整備を推進します。 ◆宮崎県屋外広告物条例に基づき、地域の特徴を生かしながら、風致の維持、危害の防止及び良好な景観形成を図ります。
（活動の景観）	
◇市民参加による生活風景と季節行事の風景を大切にした景観づくりを図ります。	◆人々の暮らしや活動、地域に根付いた楽しい集いから生まれる生活風景を大切にし、心に残る景観づくりを推進します。 ◆日向十五夜祭り等の行事による人々の賑わう風景の保全を図ります。

10. 福祉

世代や性別に関わらず、すべての人々がひとりの人間としてお互いを認め合い、尊重し、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生涯にわたり快適に暮らし続けられるように、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン導入を推進し、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

福祉

◇方針	◆方策
(公共インフラの整備)	
◇少子高齢化に対応した福祉社会を創り上げるために、行政、市民および事業者等が一体となって、公共インフラの整備に努めます。 ◇ユニバーサルデザインを基本とした福祉インフラの整備・推進を図ります。	◆道路整備に際しては、歩道などの幅員を十分確保し、歩車道境界の段差の解消、誘導用ブロックの設置のほか、わかりやすい目標標識（サイン）、音声誘導等の設置を推進し、バリアフリー化を図ります。 ◆広域救急医療を支える広域幹線道路等の整備を促進します。 ◆駅前広場等の交通結節点付近には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。 ◆公園の出入口、園路、駐車場等を子どもや高齢者、障がい者に配慮した構造とします。 ◆公共公益施設等の新築または大規模な改築の際には、道路や駐車場から施設入口への段差解消、施設内におけるスロープの設置、車いす利用者にも配慮したトイレ・エレベーター等の施設の整備を推進します。 ◆高齢者対応住宅の普及等を推進します。 ◆「日向市地域福祉計画」等を基本とした整備を推進し、福祉のまちづくりに取り組みます。

11. 歴史文化

本市は、有形無形の文化財が数多く残存しており、今後はそれらの活用を図るとともに、新たな時代にふさわしい日向入郷圏域の文化の創造を図ります。

このため、重要伝統的建造物群保存地区等における文化財の展示の充実や、学習ができるスペース等の設置、各種イベントによる伝統芸能の伝承等、日向入郷圏域の文化の発信をハード・ソフトの両面から推進します。

歴史文化

◇方針	◆方策
(文化の再創造)	
◇本市にある地域文化を再創造するとともに、周辺市町村との連携による広域な文化資産の効率的な整備・運営を図ります。 ◇新たな時代にふさわしい日向入郷圏域の文化の創造を図ります。 ◇人材育成等のソフト面の施策などを図り、本市を含めた日向入郷圏域の文化活動を促進します。	◆市民、行政、観光産業等が連携して地域文化の振興を図ります。 ◆各種イベントや文化財施設巡り等を行い、本市の文化的なアピールを推進し、文化的なまちの基盤整備を推進します。 ◆本市のひょっとこ踊りやはまぐり碁石まつり、十五夜祭りと牧水祭、門川町のみなとフェスティバル、美郷町の百済の里祭、御田祭、音楽祭等、周辺町村の各種イベントや民俗芸能などの交流を図り、日向入郷圏域の文化の創造を推進します。 ◆地域の歴史、文化財、伝統文化の資源を適切に保存し、次世代へ継承しながら、地域活性化に活用します。 ◆図書館、放送大学や中央公民館等の公共施設を有効に活用して、地域文化の啓発を推進します。

12. 市街地整備

市街地整備については、現在の土地利用、市街地の形成状況や土地利用構想等を踏まえ、市街地の状況ごとに概ねの市街地整備指針を設定します。

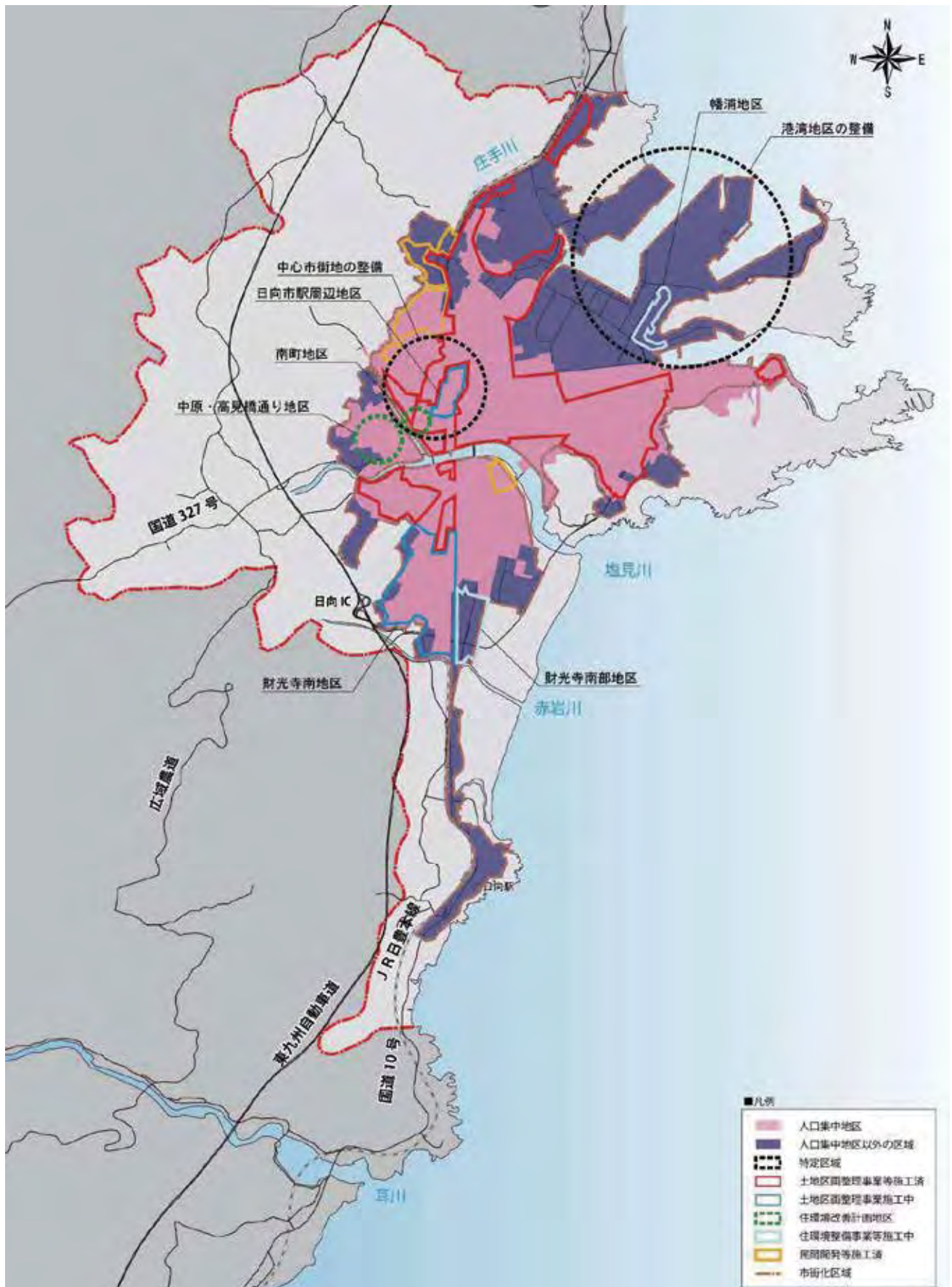
市街地（市街化区域）を①人口集中地区と②人口集中地区以外の区域に分けて、その中で特定区域として中心市街地（日向市駅周辺）と港湾地区（細島港）を位置づけし、それぞれの方針・方策を提示します。

また、これらの市街地整備の方針に沿って、地区の特徴や住民意向などを考慮した事業や地区計画をはじめとする個別の計画や立地適正化計画などの整備方針を作成します。

市街地整備

◇方針	◆方策
①人口集中地区の整備	
◇市街化区域の人口集中地区においては、既存施設の有効活用を図り、利便性に優れ、安全安心な都市型居住地として居住環境の再編・改善を図ります。	◆現在施行中の日向市駅周辺および財光寺南土地地区画整理事業の早期完成を目指します。 ◆南町の一部の地区においては、土地地区画整理事業などの手法を活用し、大雨時の浸水対策や公共施設の整備を推進します。 ◆中原・高見橋通り地区においては、大雨時の家屋浸水や道路冠水の対策計画を検討します。
中心市街地の整備（日向市駅周辺）	
◇中心市街地においては、人が集まる仕掛けの整備を図る一方、新たな魅力的な拠点づくりの整備を推進し、中心市街地全体の都市機能の更新・再編や既存機能の活用・再生を推し進めコンパクトシティの形成を目指します。	◆中心市街地内外の交通体系の再編や都市施設の整備により、便利で快適な都市空間の形成を推進します。 ◆中心市街地の魅力的拠点整備としては、中心市街地活性化基本計画を基本として、都市機能の再生・更新を行い、市民や日向入郷圏域住民の生活文化交流の拠点として機能強化を図り、多様なニーズを持つ人々が安心して暮らせる中心市街地の形成を推進します。 ◆市有地や空き地、空き店舗を活用し、土地の集約や再編を促進し、新たな拠点施設の整備計画の検討と合わせて、有効利用や高度化を推進します。

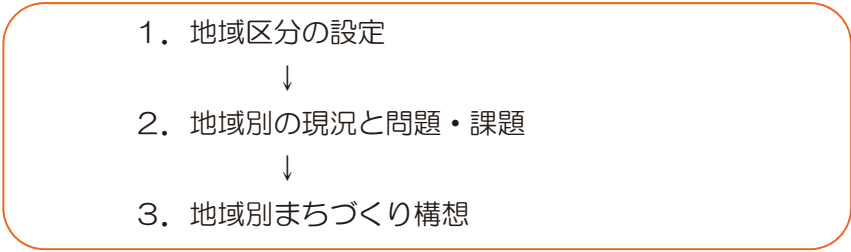
◇方針	◆方策
②人口集中地区以外の区域の整備	
◇市街化区域の人口集中地区以外の区域については、住環境整備事業等を基本として良好な市街地を形成します。	◆財光寺南部地区、幡浦地区においては、道路、排水等の住環境の整備を推進します。
港湾地区の整備（重要港湾細島港）	
◇港湾地区においては、重要港湾細島港の整備を今後とも積極的に促進し、港湾機能の強化を図ります。 ◇細島港港湾計画に位置付けられた商業港の緑地の整備を促進します。	◆細島港の港湾業務機能の強化のため、新たな岸壁の整備を促進し、工業用地の確保を図ります。また、沖防波堤をはじめとする外郭施設の整備を促進し、港内の浚渫等、港内水域の管理に努めます。 ◆小型船だまりの整備や小型遊漁船の適正な収容を図るための施設の検討などを行い、漁業活動の充実強化を促進します。 ◆港湾における快適な環境の創造を図り、港湾の魅力を活かした親水空間等の整備を促進します。



第5章 地域別まちづくり構想

本章では、前章までの全体構想を踏まえ、より詳しく地域ごとに分けてまちづくり構想を提示します。

以下では、次のフローに従って地域別まちづくり構想を展開します。

- 
- ```

graph TD
 A[1. 地域区分の設定] --> B[2. 地域別の現況と問題・課題]
 B --> C[3. 地域別まちづくり構想]

```
1. 地域区分の設定
  - ↓
  2. 地域別の現況と問題・課題
  - ↓
  3. 地域別まちづくり構想

### 1. 地域区分の設定

#### 1) 地域区分の考え方

地域区分は、地域的なまとまり、これまでの各計画の区分や小・中学校区及び本市の沿革等を考慮し設定します。各地域は大王谷運動公園を中心とした「梶木大王谷地域」、細島港を中心にした「細島地域」、富島中学校を中心にした「日知屋地域」、日向市駅を中心にした「中心市街地地域」、富高川・塩見川周辺を中心にした「富高塩見地域」、財光寺地域についてはＪＲ日豊本線を中心に東西に区分し、東側を「財光寺東地域」、西側を「財光寺西地域」、そして最後に平岩小中学校を中心にした「平岩地域」をそれぞれ設定します。

#### 2) 地域区分

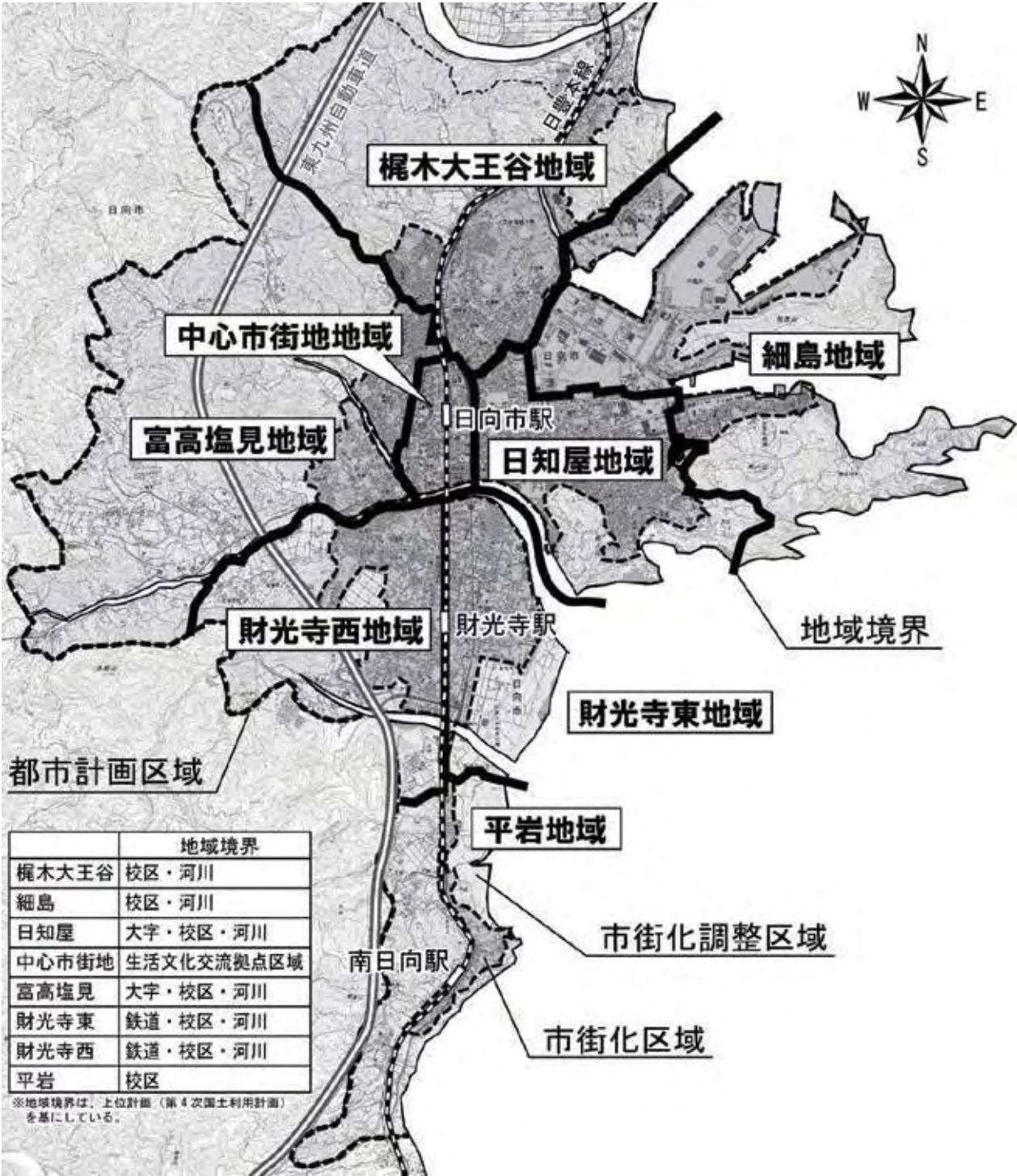
地域区分は上記の考え方にに基づき、以下のような８地域とします。また、地域区分図を次ページに示します。

##### 【地域の概要】

| 地 域 名   | 全面積 (ha) | 人口 (H17国調) | 人口 (H27国調) | 中 学 校 区          |
|---------|----------|------------|------------|------------------|
| 梶木大王谷地域 | 1,057    | 7,356      | 8,385      | 大王谷小中学校          |
| 細島地域    | 889      | 2,940      | 2,724      | 大王谷小中学校<br>富島中学校 |
| 日知屋地域   | 443      | 13,351     | 13,996     | 富島中学校            |
| 中心市街地地域 | 105      | 3,608      | 2,949      | 日向中学校            |
| 富高塩見地域  | 1,271    | 9,796      | 8,743      | 日向中学校            |
| 財光寺東地域  | 306      | 6,754      | 6,165      | 財光寺中学校           |
| 財光寺西地域  | 575      | 8,849      | 9,691      | 財光寺中学校           |
| 平岩地域    | 459      | 2,207      | 2,078      | 平岩小中学校           |
| 合 計     | 5,105    | 54,861     | 54,731     |                  |



【地域区分図】





## 2. 地域別の現況と問題・課題

ここでは、地域区分に従い、各地域の現況（地域の位置づけ、地域の概要―人口、土地利用、都市施設、基盤整備、公共・公益施設、その他）と問題・課題（土地利用、都市基盤、地域環境、その他）をまとめます。

### ●地域別の現況

- ・ 地域の位置づけ
  - ― 各地域の立地条件や地域の特徴等
- ・ 地域の概要
  - ― （人口）地域内の人口の増減等
  - ― （土地利用）土地利用の現況、低未利用地の状況等
  - ― （都市施設）都市計画道路、公園、公共下水道等の整備状況、防災施設の整備状況等
  - ― （基盤整備）土地区画整理事業などの整備状況等
  - ― （公共公益施設）小・中学校、幼稚園及び公民館等
  - ― （その他）河川、海岸、文化財等

### ●地域別の問題・課題

- ・ 現況分析等による問題点、市民アンケートによる主な意見・要望等とこれらをまとめた課題を整理します。

## 3. 地域別まちづくり構想

地域別の問題・課題を受け、地域別まちづくり構想を提示します。

### 1. 将来目標―地域別の整備の目標

### 2. 地域別まちづくりの方針

- ― ①土地利用の方針
- ― ②都市基盤の方針（道路・交通、上下水道、住宅・宅地整備、公共公益施設等、産業、福祉）
- ― ③地域環境の保全・創出の方針（公園緑地、都市・自然環境、景観）
- ― ④その他の方針（歴史・文化）

## 1) 梶木大王谷地域

## 梶木大王谷地域

## 地域別の現況

## ■地域の位置づけ

本地域は、本市の北部に位置し、大王谷運動公園の南部や西部に住宅地が集中するほか、本市の主要幹線道路である国道10号が縦断しています。

また、国道10号北部に農業や集落、森林地帯が広がり、東部は重要港湾細島港に面しています。

これらの特性から、梶木大王谷地域は、自然と住環境の調和のとれた地域と位置づけられます。

## ■位置図



## ■地域の概要

## ○人口

市街化区域：当地域の約3割

人口：増加傾向

## ○土地利用

- ・地域の中心に大王谷運動公園があり、その周辺に住宅地が広がっています。
- ・国道10号を中心とした沿道型の土地利用がなされています。
- ・市街化調整区域内には、広大な優良農地および既存の集落地があり、良好な営農環境を有しています。

## ○都市施設

- ・都市計画道路  
全ての路線が整備済です。
- ・公共下水道  
一部地域が整備されています。
- ・公園・緑地  
近隣公園1箇所、街区公園4箇所および運動公園1箇所が都市計画決定されています。  
亀崎近隣公園と大王谷運動公園には、防災トイレが設置されています。

## ○基盤整備

- ・亀崎および亀崎北地区で土地区画整理事業が行われ、本地域の市街化区域内は、大部分が土地区画整理事業および民間開発により計画的に整備された市街地となっています。

## ○公共・公益施設

- ・消防本部・小学校・中学校・幼稚園・保育園・公民館・児童館・大王谷運動公園・市営プール・陸上競技場・野球場

## ○景観形成等

- ・河川  
庄手川沿いを中心に市民に親しめる水辺空間の創出を図っています。

| 地域別の問題・課題 |                                                                                           |                                                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | ◆現況分析等による問題点                                                                              | ◆課題                                                                                                               |
| ①土地<br>利用 |                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域内の未利用地の適正利用</li> <li>・優良農地の保全と森林の計画的保全、活用</li> </ul>               |
| ②都市<br>基盤 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の未整備（梶木地区）</li> <li>・大雨時の大王谷地区の浸水</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が立地しやすい環境整備</li> <li>・基盤整備（下水道）の実施</li> <li>・バリアフリーを考慮した道路整備</li> </ul> |
| ③地域<br>環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域内の森林の開発</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発計画の自然環境と景観への配慮</li> <li>・市民に親しまれる河川環境の創出</li> </ul>                     |
| ④その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大王谷遊歩道の整備（まちづくり座談会より）</li> </ul>                  |                                                                                                                   |

## 地域別まちづくり構想

### 1. 将来目標 「運動公園を核とした自然環境と共生するまち」

- ・大王谷運動公園を拠点とした周辺緑地と水辺空間のネットワーク化を図ります。
- ・亀崎地区および住宅団地周辺の良好な住環境の保全を図りつつ、水辺空間の利用増進を推進します。
- ・自然環境との共生を推進し、活気あるまちづくりを図ります。

### 2. 地域別まちづくりの方針

|                 |          |                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 土地利用の方針       | ○住宅ゾーン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 10 号沿いおよびその周辺については、沿道サービス施設、流通施設と住居施設との調和を図ります。</li> <li>・亀崎地区及び住宅団地周辺については、現在の低層住宅を中心とした、住環境の維持・保全に努めます。</li> </ul>                                           |
|                 | ○商業ゾーン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 10 号沿道については、中心商業地を補完する商業・サービス業務施設の集積を図ります。</li> </ul>                                                                                                          |
|                 | ○工業ゾーン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業地周辺については、今後ともより一層、住工混在を解消・防止していきます。</li> </ul>                                                                                                                  |
|                 | ○市街化調整区域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農道および農業集落排水路等の整備を図ります。</li> <li>・存置されている未利用地（耕作放棄地）について、周辺の自然環境に配慮しつつ適正な利用を誘導します。</li> <li>・細島工業港の埋立整備に伴い、企業立地需要の高まった場合の受け皿となり得る源氏山周辺の土地利用の規制・誘導を図ります。</li> </ul> |
| ② 都市基盤の方針       | ○道路・交通施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の骨格軸を形成する国道 10 号を広域幹線道路、（都）財光寺仙ヶ崎通線、（都）富高庄手通線を主要幹線道路、（都）北町通線を幹線道路と位置付けます。</li> </ul>                                                                            |
|                 | ○都市防災    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。</li> <li>・大王谷運動公園、亀崎近隣公園を防災施設として活用します。</li> </ul>                                                                                     |
| ③ 地域環境の保全・創出の方針 | ○公園緑地    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大王谷運動公園の機能強化を図りスポーツレクリエーション拠点として活用します。</li> </ul>                                                                                                                 |
|                 | ○都市・自然環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庄手川、亀崎川は、市民の親しめる水辺空間の形成を図ります。</li> </ul>                                                                                                                          |
|                 | ○景観      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。</li> </ul>                                                                                                                    |





## 2) 細島地域

## 細島地域

## 地域別の現況

## ■地域の位置づけ

本地域は、本市の海の玄関口として古くから港町として栄えた、歴史のある町であります。

また、重要港湾 細島港は、九州の扇の要となる国際的な港湾としてのポテンシャルを持ち、日本の活性化に貢献した港湾に送られる「2017 ポート・オブ・ザ・イヤー」に輝いた、海上交通の要衝です。

そして、米ノ山から日向岬一帯はレクリエーション拠点となっています。

これらの特性から、細島地域は、東九州の海上流通の拠点であるとともに、海洋性レクリエーションの拠点を形成する地域と位置づけられます。

## ■位置図



## ■地域の概要

## ○人口

市街化区域：当地域の約5割

人口：減少傾向

## ○土地利用

- ・地域面積の約2割を工業用地が占め、細島港港湾計画に基づき、工業用地が拡大されています。
- ・海岸部には、優れた自然景観を有する米ノ山や牧島山、日豊海岸国立公園や日向グリーンパーク等の自然公園やレジャー施設が多く見られます。

## ○都市施設

- ・都市計画道路  
細島御鉾ヶ浦通線を除く全ての路線が整備されています。
- ・公共下水道  
全ての整備が完了しています。
- ・公園・緑地・防災  
公園を防災施設として3箇所指定しています。

## ○基盤整備

- ・細島港港湾整備事業  
企業立地と工業用地の拡大が促進されています。
- ・幡浦住環境整備事業  
防災機能の向上や生活の利便性を図るため生活道路の整備を実施しています。

## ○公共・公益施設

- ・支所・国県の行政施設・小学校・保育園・公民館・「海の駅ほそしま」・神社仏閣

## ○景観形成等

- ・細島地区景観計画  
細島みなと資料館をはじめとした歴史的建造物等など、細島港及びその周辺の景観形成を推進しています。
- ・自然  
日向岬を中心とする柱状節理のリアス式海岸や妙国寺等、本市の代表的な観光地が多く存在しています。

| 地域別の現況        |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                  |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | ◆現況分析等による問題点                                                                                                                          | ◆課題                                                                                                                                                              |
| ①<br>土地<br>利用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業系地域における企業立地の受け皿の減少</li> <li>・工業と宅地の混在区域</li> <li>・狭小宅地や道路幅員の不足による住宅再生の困難性</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致等による未利用地への立地</li> <li>・工業地と宅地の用途混在の解消</li> </ul>                                                                     |
| ②<br>都市<br>基盤 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路（細島御鉾ヶ浦通線）および生活道路の未整備</li> <li>・ＪＲ貨物細島線跡地の未利用</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路を中心とした道路網の整備推進</li> <li>・物流機能の強化</li> <li>・基盤整備（下水道）の実施</li> <li>・ＪＲ貨物細島線跡地の整備</li> <li>・幡浦地区住環境整備の早期完成</li> </ul> |
| ③<br>地域<br>環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住環境の未整備</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・細島港のウォーターフロント開発</li> <li>・海洋性レクリエーション施設の整備</li> </ul>                                                                    |
| ④<br>その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾諸施設の機能強化</li> <li>・津波浸水想定区域による定住意向の低下（アンケート結果より）</li> <li>・都市計画区域の除外（まちづくり座談会より）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾諸施設の計画的な整備</li> <li>・東九州自動車道、九州中央自動車道と連携した物流拠点機能の強化</li> <li>・既存市街地のコミュニティ維持</li> <li>・指定文化財の保全・活用</li> </ul>          |

## 地域別まちづくり構想

### 1. 将来目標 「人と海が融合し資源を活用した活気あふれるまち」

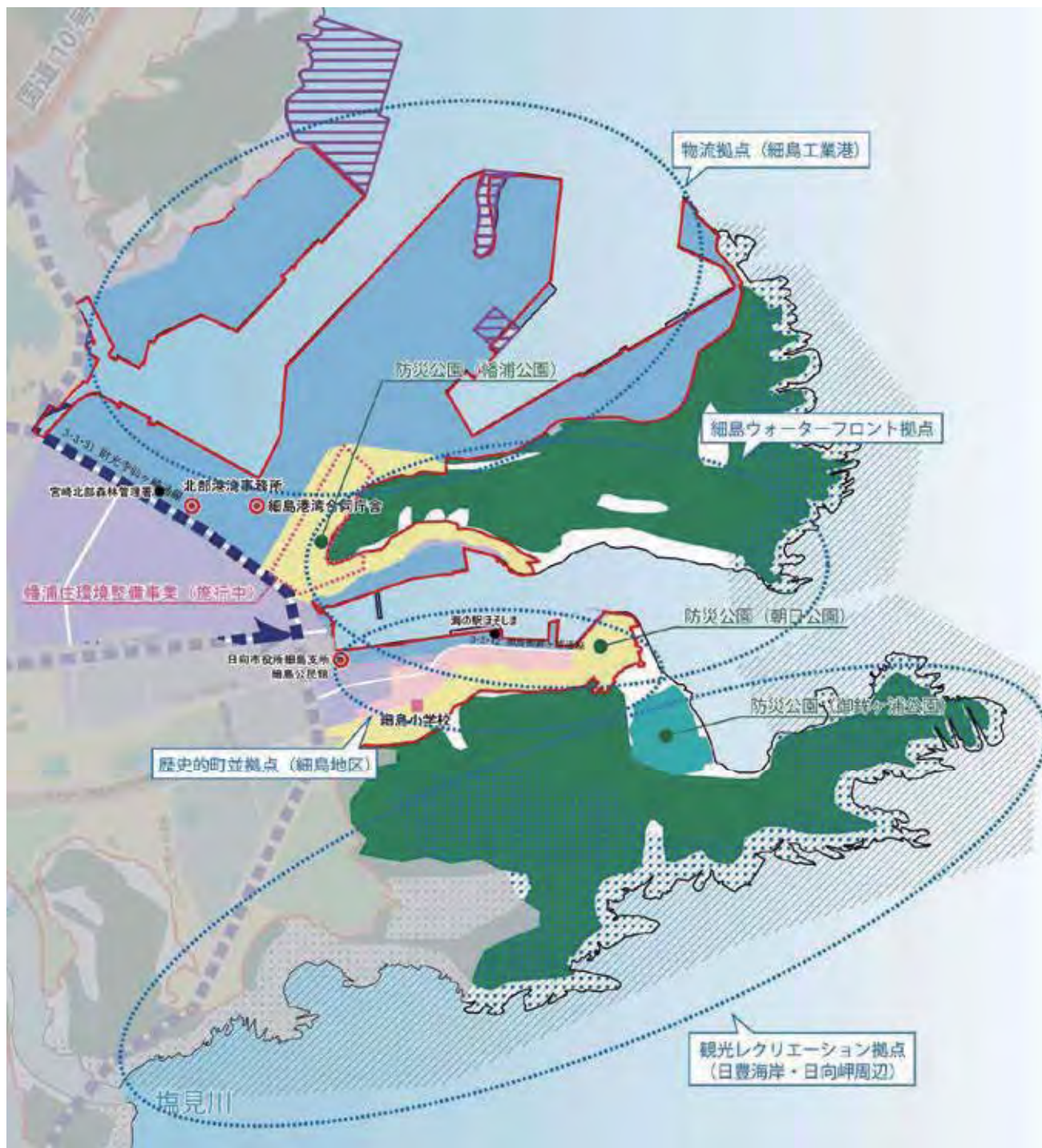
- ・ 細島商業港の漁港としての機能を強化します。
- ・ 「海の駅」を活用した回遊・滞在型観光の振興を図ります。
- ・ 細島工業港は港湾機能並びに流通業務機能の強化を促進します。
- ・ 日向岬を中心に観光レクリエーションの拠点地区として位置づけします。

### 2. 地域別まちづくりの方針

|           |          |                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 土地利用の方針 | ○商業ゾーン   | ・ 商業地については、用途地域区分の変更を含め、実情に応じた対応を図ります。                                                                                                                                                                     |
|           | ○工業ゾーン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業港中心部では業務機能を一層図り、その外縁部では住工の混在を解消・防止を検討します。</li> <li>・ 企業誘致のフォローアップとして、工業地の利便性を一層高めます。</li> <li>・ 埋立により創出された新たな工業地について、活用を進めます。</li> </ul>                        |
| ② 都市基盤の方針 | ○道路・交通施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の骨格軸を形成する（都）財光寺仙ヶ崎通線を主要幹線道路、（都）細島御鉾ヶ通線および（都）日知屋財光寺通線を幹線道路と位置付け、特に（都）財光寺仙ヶ崎通線については、本市の骨格軸の中心であるので全線4車線化を早期に進めます。</li> <li>・ 本地域周辺の道路網の抜本的な整備・改善を図ります。</li> </ul> |
|           | ○公共公益施設等 | ・ 細島商業港周辺は、漁港として機能を強化しつつ、「海の駅ほそしま」を活用した観光振興を図ります。                                                                                                                                                          |
|           | ○産業      | ・ 細島工業港周辺は、港湾機能および流通業務機能の強化を促進します。                                                                                                                                                                         |
|           | ○都市防災    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。</li> <li>・ 幡浦公園、朝日公園、御鉾ヶ浦公園を防災施設として活用します。</li> </ul>                                                                                  |



|                    |              |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③地域環境の保全・創出の方針     | ○公園緑地        | ・米ノ山周辺を観光レクリエーション拠点として活用します。                                                                                                                                                                                                                                           |
|                    | ○都市・<br>自然環境 | ・日向岬（馬ヶ背）を中心とした国定公園区域の自然環境の保全を図ります。                                                                                                                                                                                                                                    |
|                    | ○景観          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港ならではの食の文化を十分に啓発しながら景観形成を促進します。</li> <li>・工業の敷地での緑化を推進し、緑豊かな工業地景観の形成を図ります。</li> <li>・工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。</li> <li>・日豊海岸国定公園の風光明媚なリアス式の自然海岸線の景観の保全を図ります。</li> <li>・細島地区景観計画に基づき、歴史的建造物等の保全、整備を図ります。</li> </ul> |
| ④その他の方針<br>（歴史・文化） |              | ・国指定天然記念物「日向岬の柱状節理」の岩礁の景観について、教育、普及や活用を図ります。                                                                                                                                                                                                                           |



### 3) 日知屋地域

日知屋地域

## 地域別の現況

## ■地域の位置づけ

本地域は、中心市街地より約2km 圏内に位置しており、米ノ山や櫛ノ山といった山々や、日豊海岸国定公園等の豊かな自然に囲まれた住宅地を有しています。

米ノ山は日向岬の最高頂の山であり、若山牧水の歌碑や展望台などが設置されています。

また、地区の北東部には日向入郷圏域を商圈とする大規模集客商業施設や救急病院、小学校など地域の生活機能が集積しています。

これらの特性から、日知屋地域は、豊かな山々と海浜景観に囲まれた利便性の高い住宅地を形成する地域と位置づけられます。

## ■位置図



## ■地域の概要

○人□

市街化区域：当地域の約6割

人口：横ばいの傾向

## ○土地利用

- ・住宅地が全体の約7割を占めており、閑静な住宅地を形成しているが、細島工業団地に近接していることから、一部工業地が見られます。
- ・北東部に大規模商業施設が進出し、本市における最大の商業拠点となっています。

## ○都市施設

- 都市計画道路  
全ての整備が完了しています。
- 公共下水道  
全ての整備が完了しています。
- 公園・緑地  
近隣公園 1 箇所、街区公園 13 箇所が都市計画決定されており、そのすべてが整備されています。
- 防災  
津波避難タワー 3 箇所の整備を位置づけており、その全てが整備されています。  
公園を防災施設として 1 箇所指定しています。

### ○基盤整備

- ・ 曽根地区、幡浦第2地区、東部地区、東部第2地区は、土地区画整理事業による整備が行われた市街地ですが、その他の地区は旧来からの市街地となっています。

○公共・公益施設

- ・ 小学校・中学校・高等学校・幼稚園・保育園・公民館・児童センター・日向ひとものづくりセンター・神社仏閣
- ・ 包括支援センター・病院
- ・ 病院

○景觀形成等

- ・日豊海岸地区景観計画  
海岸線を「海辺の景観拠点」と位置づけ、景観と海辺を楽しむ拠点づくりを推進しています。

## 日知屋地域

| 地域別の現況    |                                                                                                                                                             |                                                                                                                            |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | ◆現況分析等による問題点                                                                                                                                                | ◆課題                                                                                                                        |
| ①土地<br>利用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業と宅地の混在区域</li> </ul>                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の用途純化</li> <li>・不適格建築物の解消</li> <li>・居住環境の整備</li> <li>・工業地と宅地の用途混在の解消</li> </ul> |
| ②都市<br>基盤 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨時の向江町の浸水</li> </ul>                                                                                               |                                                                                                                            |
| ③地域<br>環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業地周辺の騒音、異臭等住環境に与える悪影響</li> </ul>                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に親しまれる河川環境の創出</li> <li>・工場地周辺に緩衝帯等の設置</li> </ul>                                 |
| ④その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・櫛ノ山周辺の整備</li> <li>・津波の二次避難施設（まちづくり座談会より）</li> <li>・企業への避難指示の要請（まちづくり座談会より）</li> <li>・浸水地域の改善（まちづくり座談会より）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・櫛ノ山周辺に市民に親しめる観光レクリエーション施設の整備</li> </ul>                                            |



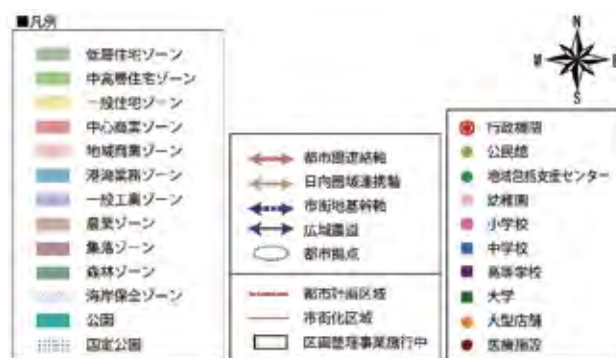
## 地域別まちづくり構想

### 1. 将来目標 「良好な居住環境と自然景観を一体的に保つまち」

- ・建築物の用途純化を一層高め、住環境の向上を図ります。
- ・住環境の保全と景観整備を統一的に図ります。

### 2. 地域別まちづくりの方針

|                 |              |                                                                                                                    |
|-----------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 土地利用の方針       | ○住宅ゾーン       | ・ 平野、深溝地区は、道路整備や面整備等による未利用地の宅地化を推進します。                                                                             |
|                 | ○工業ゾーン       | ・ 地域北部の工業地については、住宅地に近接しているため、住工の混在を防止し、周辺環境への配慮を十分に行った上で、現在の工業系土地利用を維持する方針とします。                                    |
|                 | ○市街化<br>調整区域 | ・ 伊勢ヶ浜および荒浜を中心とした観光レクリエーション拠点を整備し、米ノ山観光レクリエーション拠点とのネットワーク化を図り、本地域の観光レクリエーションの形成を推進します。                             |
| ② 都市基盤の方針       | ○道路・<br>交通施設 | ・ 本市の骨格軸を形成する（都）財光寺仙ヶ崎通線、（都）細島新財市通線、を主要幹線道路、（都）日知屋財光寺通線、（都）中央通線、（都）草場細島通線を幹線道路として位置付けます。                           |
|                 | ○都市防災        | ・ 地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。<br>・ 櫛の山公園を防災施設として活用します。                                                             |
| ③ 地域環境の保全・創出の方針 | ○公園緑地        | ・ 伊勢ヶ浜および荒浜を中心とした観光レクリエーション拠点を整備し、米ノ山観光レクリエーション拠点とのネットワーク化を図り、本地域の観光レクリエーションの形成を推進します。                             |
|                 | ○都市・<br>自然環境 | ・ 伊勢ヶ浜および荒浜周辺の、観光レクリエーション地帯の保全に努めます。<br>・ 櫛の山周辺については、市民に親しめるレクリエーション地の形成を図る地帯とします。<br>・ 塩見川は、市民の親しめる水辺空間の形成を促進します。 |
|                 | ○景観          | ・ 工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。<br>・ 白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。<br>・ 中央通線の景観軸としての整備を図ります。                |



## 4) 中心市街地地域

中心市街地地域

## 地域別の現況

## ■地域の位置づけ

本地域は、本市の中心市街地である日向市駅周辺の商業業務地と、その周囲の住宅地からなる地域であり、本市の主な行政機能を担う公共公益施設が数多く立地しています。

土地区画整理や中心市街地活性化などの様々な事業が実施されており、日向市の中で最も変化に富んだ地域です。

これらの特性から、中心市街地地域は、市民が主体となったにぎわい創出を図るとともに、生活に必要な機能が集積した利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進し、生活と文化の交流拠点を形成する地域と位置づけられています。

## ■位置図



## ■地域の概要

## ○人口

市街化区域：当地域全域

人口：減少傾向

## ○土地利用

- ・JR日向市駅周辺には、大型スーパーや小売店舗、娯楽・飲食店舗等の商業施設や市役所、警察署等の公共・公益施設が数多く立地し、本市の中心的な地域となっています。

## ○都市施設

- ・都市計画道路

未整備区間のうち、大部分の区間は土地区画整理事業により整備中ですが、事業箇所の南側に位置する高砂通線や横町通線、文化交流センター通線や天神山通線等の一部、未整備路線もあります。

- ・公共下水道

全ての整備が完了していますが、日向市駅周辺土地区画整理事業が施行されている区域では更新中です。

- ・公園・緑地

街区公園5箇所が都市計画決定されており、そのうち3箇所が整備済、2箇所が整備中です。

## ○基盤整備

- ・日向市駅周辺土地区画整理事業

公共施設の整備改善と土地の高度利用の促進、商店街の再構築を実施しています。

- ・高砂通線街路事業

庁舎と細島港を結び緊急避難道路に連結するなど交通ネットワークの構築を実施しています。

## ○公共・公益施設

- ・市役所・警察署・総合庁舎等の行政施設・日向市駅・病院・郵便局・銀行等の金融機関・中央公民館・公民館
- ・文化交流センター・市立図書館・放送大学宮崎学習センター・包括支援センター・体育センター・幼稚園・保育園

## ○景観形成等

- ・中心市街地活性化の事業

日向入郷圏域の顔として中心市街地のにぎわいと回遊性の創出を目指し事業を実施しています。

- ・日向市駅周辺地区地区計画

土地区画整理事業と併せ日向入郷圏域の顔として良好な都市景観による質の高い公共空間の整備を実施しています。

- ・中町地区地区計画

住民との協働により地区の資源や緑を生かした歩行空間の整備を実施しています。

## 中心市街地地域

| 地域別の現況        |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | ◆現況分析等による問題点                                                                                                                                                                             | ◆課題                                                                                                                                                                                                                            |
| ①<br>土地<br>利用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の低未利用地の存置</li> <li>・機能的な商業施設の未集積と商店街の空洞化</li> </ul>                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の抜本的な土地利用の高度化の促進</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| ②<br>都市<br>基盤 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路および生活道路の未整備</li> <li>・レクリエーション施設の不足（アンケート結果より）</li> <li>・商業施設の不足（アンケート結果より）</li> <li>・公共施設の未整備（アンケート結果より）</li> <li>・大雨時の南町地区の浸水</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な都市活動を支える交通網の整備</li> <li>・災害時にも対応した道路網整備</li> <li>・駐車場、駐輪場の整備</li> <li>・鉄道高架下用地の活用</li> <li>・公共施設の整備・集積（アンケート結果より）</li> <li>・日向市駅周辺土地区画整理事業の早期完成</li> <li>・南町地区住環境整備の早期着手</li> </ul> |
| ③<br>地域<br>環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の未整備</li> </ul>                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の整備</li> <li>・市民に親しまれる河川環境の創出</li> </ul>                                                                                                                                             |
| ④<br>その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館の建設（まちづくり座談会より）</li> <li>・通勤時間帯の JR 車両増（まちづくり座談会より）</li> </ul>                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の玄関口にふさわしい都市景観の創出</li> <li>・交流とにぎわいの拠点の形成</li> <li>・レクリエーション施設の整備</li> </ul>                                                                                                         |



## 地域別まちづくり構想

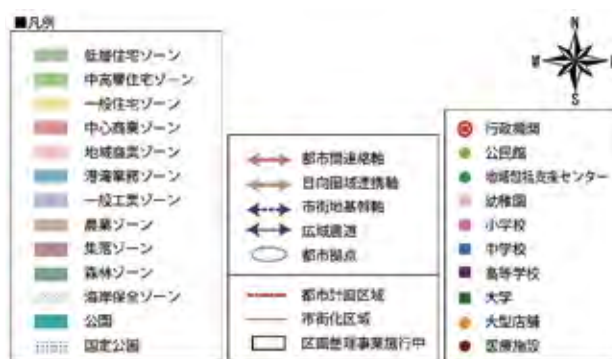
### 1. 将来目標 「日向圏域の生活・文化が交流する賑わいのあるまち」

- ・日向入郷圏域の「顔」にふさわしいまちづくりを進めます。
- ・日向市駅周辺の都市施設整備を推進します。
- ・道路網の整備を行い、住商をつなぐ動線の確保を図ります。
- ・商業地の機能強化と高密度な土地利用を促進します。
- ・本市の商業および生活・文化の交流拠点づくりを図ります。

### 2. 地域別まちづくりの方針

|    |           |          |                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方針 | ① 土地利用の   | ○商業ゾーン   | ・商工会議所や商店街と連携し、空き店舗の活用や賑わいと回遊性の創出に取り組みます。                                                                                                                                                                                 |
|    | ② 都市基盤の方針 | ○道路・交通施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR日豊本線の連続立体交差化により一体化された市街地において、幹線道路網の整備を推進します。</li> <li>・本市の骨格軸を形成する国道10号、国道327号を広域幹線道路、（都）富高財光寺通線、（都）富高庄手通線を主要幹線道路、（都）草場大曲通線、（都）草場細島通線、（都）中央通線および（都）北町通線を幹線道路と位置付けます。</li> </ul> |
|    |           | ○上下水道    | ・公共下水道の整備を推進するとともに、区画整理事業やソフト事業等により都市基盤の強化を図ります。                                                                                                                                                                          |
|    |           | ○公共公益施設等 | ・地域住民の学習のための機能を充実するため、図書館等の文化施設の充実を図るとともに、放送大学宮崎学習センターの活性化を図ります。                                                                                                                                                          |
|    |           | ○住宅・宅地整備 | ・土地区画整理事業の実施による中心市街地の利便性を向上させ、住宅地への人口増加を図ります。                                                                                                                                                                             |
|    |           | ○都市防災    | ・地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。                                                                                                                                                                                              |
|    |           | ○福祉      | ・駅と主要な施設をつなぐ動線のバリアフリー化を進めます。（部門別計画より）                                                                                                                                                                                     |

|                 |              |                                                                                                                                                      |
|-----------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ 地域環境の保全・創出の方針 | ○公園緑地        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街区公園を中心とした公園の整備を図ります。</li> </ul>                                                                            |
|                 | ○都市・<br>自然環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富高川および塩見川の整備は、市民生活の憩いの場となる親水性の高い、水辺空間の創出を目指します。</li> <li>・ 街路樹の植栽や電線類の地中化を検討し、アメニティ空間の創出を図ります。</li> </ul>   |
|                 | ○景観          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地区画整理事業を中心にまちのにぎわい創出や魅力づくりを推進します。（部門別計画より）</li> <li>・ 魅力あるまちなみの形成を図るため、電線類の地中化や歩道舗装の統一などを検討します。</li> </ul> |



## 5) 富高塩見地域

## 富高塩見地域

## 地域別の現況

## ■地域の位置づけ

本地域は、市街化調整区域の森林・農村地帯がほとんどを占め、中心市街地に近い地域に一部住宅地を含んでいます。

森林・農村地帯には、広範囲に集落が点在しており、入郷町村に続く国道327号が通過する地域です。

一方、住宅地は低層住居地域が大部分であり、閑静な住宅地が広がっています。

これらの特性から、富高塩見地域は、森林・農村地帯を背景とした閑静な住宅地の形成を図る地域と位置づけられます。

## ■位置図



## ■地域の概要

## ○人口

市街化区域：当地域の約1割

人口：減少傾向

## ○土地利用

- 本地域の大部分を占める市街化調整区域は、外周部の森林地域と農村集落から形成されており、豊かな自然環境に囲まれています。
- 市街化区域内は約5割が住宅であり、農地等の自然的土地利用は約3割を占めています。

## ○都市施設

- 都市計画道路  
草場大曲通線、岩崎通線が未整備となっています。（都市計画道路の見直し方針より）
- 公共下水道  
一部地域が整備されています。
- 公園・緑地  
近隣公園1箇所、墓園1箇所および街区公園5箇所が都市計画決定されており、近隣公園、街区公園は整備済、墓園は一部整備中です。  
農振公園1箇所が整備されています。
- 防災  
公園を防災施設として2箇所指定しています。

## ○基盤整備

- 春原地区で土地区画整理事業が行われたほか、一部地域で民間開発が行われていますが、大部分の地区は都市基盤の整備がなされていない地区となっています。

## ○公共・公益施設

- 小学校・中学校・保育園・総合福祉センター・老人福祉センター・公民館・国県の行政施設・病院・墓園
- 広域連合清掃センター・学校給食センター



| 地域別の現況           |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                              |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | ◆現況分析等による問題点                                                                                                                                                                                                                                   | ◆課題                                                                                                                          |
| ①<br>土地<br>利用    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内の未利用地の存置</li> <li>・農地と宅地の混在区域の進行</li> </ul>                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内の未利用地の宅地化</li> <li>・優良農地の保全と森林の計画的保全・活用</li> <li>・農地と宅地の用途混在の解消</li> </ul>     |
| ②<br>都市<br>基盤    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路および生活道路の未整備</li> <li>・公共下水道の未整備</li> <li>・大雨時における中原・高見橋通り地区の浸水</li> <li>・高見橋通り区の土地区画整理事業の要望（まちづくり座談会より）</li> <li>・中原・高見橋通り地区の大型排水ポンプ等による浸水対策（まちづくり座談会）</li> <li>・通学路の道路拡幅（まちづくり座談会より）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時にも対応した道路網整備</li> <li>・基盤整備（下水道）の実施</li> <li>・富高川の改修整備</li> <li>・橋の拡幅整備</li> </ul> |
| ③<br>地域<br>環境    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の未整備</li> </ul>                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の整備</li> <li>・市民に親しまれる河川環境の創出</li> </ul>                                           |
| ④<br>そ<br>の<br>他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為に伴う浸水対策の指導（まちづくり座談会より）</li> </ul>                                                                                                                                                                  |                                                                                                                              |

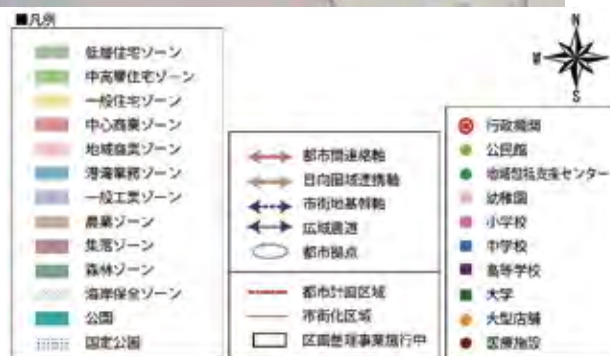
## 地域別まちづくり構想

### 1. 将来目標 「営農活動と調和した閑静な居住環境を創造するまち」

- ・住宅地の整備を行い、快適な住環境を推進します。
- ・農用地等の保全・整備を図り、良好な営農活動を促進します。

### 2. 地域別まちづくりの方針

|                     |              |                                                                                                           |
|---------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 土地利用の方針           | ○住宅ゾーン       | ・無秩序に形成されてきた住宅地や市街化が進みつつある地区では、良好な住宅地形成について検討します。                                                         |
|                     | ○市街化<br>調整区域 | ・既存集落の住宅建築については、住民等と調整を図り規制緩和を目指します。<br>・防災に資する土地利用について、既存制度等を活かした規制・誘導を検討します。                            |
| ② 都市基盤の方針           | ○道路・<br>交通施設 | ・本市の骨格軸を形成する国道 327 号を広域幹線道路、(都)草場大曲通線、(都)草場細島通線を幹線道路、その他の都市計画街路を補助幹線道路と位置付けます。<br>・市街地と各集落を結ぶ道路網の整備を図ります。 |
|                     | ○住宅・<br>宅地整備 | ・住宅の浸水対策等、災害に強い住環境の整備を図ります。                                                                               |
|                     | ○都市防災        | ・地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。<br>・若宮近隣公園、塩見農村公園を防災施設として活用します。                                              |
| 全・創出の方針<br>③ 地域環境の保 | ○都市・<br>自然環境 | ・富高川および塩見川の整備は、市民生活の憩いの場となる親水性の高い、水辺空間の創出を目指します。                                                          |



## 6) 財光寺東地域

## 財光寺東地域

## 地域別の現況

## ■地域の位置づけ

本地域は、国道10号を中心とした工業地域と路線型商業地、及びJR財光寺駅周辺の住宅地等からなる地域です。

お倉ヶ浜総合公園は、市民のスポーツ・レクリエーションの拠点となっており、野球場や運動公園、多目的広場や屋内運動場、庭球場等の様々な施設が設置されています。

これらの特性から、財光寺東地域は、住宅地と工業地、スポーツ・レクリエーションの拠点とが混在する地域と位置づけられます。

## ■位置図



## ■地域の概要

## ○人口

市街化区域：当地域の約5割

人口：若干減少傾向

## ○土地利用

- ・住宅地が約5割を占めるほか、比較的にまとまった工業地が存在し、国道10号を中心にした沿道型の土地利用がなされています。
- ・お倉ヶ浜総合公園が海岸部にあり、その周辺に日豊海岸国定公園が広がっています。

## ○都市施設

- ・都市計画道路  
未整備路線が多く存在します。
- ・公共下水道  
現在整備中です。
- ・公園・緑地  
総合公園1箇所および街区公園1箇所が都市計画決定されており、整備が完了しています。
- ・防災  
津波避難タワー4箇所、津波避難山1箇所、津波避難階段1箇所、津波避難路1箇所の整備を位置づけています。

## ○基盤整備

- ・財光寺南部住環境整備事業  
防災機能の向上や生活の利便性を図るため生活道路の整備を実施しています。
- ・お倉ヶ浜総合公園整備事業  
スポーツ振興と健康増進を図るための総合公園の整備を実施しています。
- ・公共下水道事業  
河川の水質や水辺環境を保全するため污水管敷設工事を実施しています。

## ○公共・公益施設

- ・幼稚園・保育園・公民館・浄化センター・県の行政施設・お倉ヶ浜総合公園・包括支援センター・財光寺駅・病院

## ○景観形成等

- ・日豊海岸地区景観計画  
海岸線を「海辺の景観拠点」と位置づけ、景観と海辺を楽しむ拠点づくりを推進しています。
- ・財光寺池地区地区計画  
無秩序な市街地の防止や安全確保のため、まちの骨格となる道路の整備を実施しています。



| 地域別の現況           |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                               |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | ◆現況分析等による問題点                                                                                                                                                      | ◆課題                                                                                                                                                           |
| ①<br>土地<br>利用    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業と宅地の混在区域</li> <li>・市街化調整区域内のスプロール化</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致等による未利用地の活用</li> <li>・商業機能の活性化</li> <li>・無秩序な開発の抑制</li> <li>・工業地と宅地の用途</li> <li>・ＪＲ日豊本線と都市計画道路の立体交差の検討</li> </ul> |
| ②<br>都市<br>基盤    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の未整備</li> <li>・都市計画道路および生活道路の未整備</li> <li>・国道１０号の渋滞</li> <li>・公共施設の未整備（アンケート結果より）</li> <li>・レクリエーション施設の不足</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備（下水道）の実施</li> <li>・都市計画道路を中心とした地域全体の道路網の整備推進</li> <li>・国道１０号の４車線化</li> <li>・公共施設の整備（アンケート結果より）</li> </ul>         |
| ③<br>地域<br>環境    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の未整備</li> <li>・工場地周辺の騒音、異臭等の住環境に与える悪影響</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の整備</li> <li>・居住環境の整備</li> <li>・工場地周辺に緩衝帯等の設置</li> <li>・市民に親しまれる河川環境の創出</li> <li>・海洋性レクリエーション施設の整備</li> </ul>       |
| ④<br>そ<br>の<br>他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波浸水想定区域による定住意向の低下（アンケート結果より）</li> </ul>                                                                                  |                                                                                                                                                               |

## 地域別まちづくり構想

### 1. 将来目標 「スポーツと自然を活かし住工調和型を促進するまち」

- ・住宅地と工業地の混在を解消し、住工調和型のまちづくりを推進します。
- ・排水整備や面整備等による生活基盤の強化を図り、本地域にふさわしいまちづくりを進めます。
- ・国道 10 号の4車線化とその周辺の施設整備を図ります。
- ・お倉ヶ浜総合公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備します。

### 2. 地域別まちづくりの方針

|           |              |                                                                                                                                                                                              |
|-----------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 土地利用の方針 | ○住宅ゾーン       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 日豊本線沿いの住宅地については、市民に身近な生活利便施設などの立地をある程度容認した住宅地の形成を図ります。（一般住宅地）</li> <li>・住環境整備事業等による住環境の整備を図ります。（一般住宅地）</li> </ul>                                 |
|           | ○工業ゾーン       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業地については、面整備にあわせて住工の混在を解消・調和に努めます。</li> </ul>                                                                                                        |
|           | ○市街化<br>調整区域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東九州自動車道の開通に伴い、企業立地需要の高まった場合の受け皿となり得る地区整備の可能性を検討します。</li> <li>・お倉ヶ浜海岸等の各観光レクリエーション拠点とのネットワーク化を図り、観光レクリエーション地区の形成を推進します。</li> </ul>                    |
| ② 都市基盤の方針 | ○道路・<br>交通施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の骨格軸を形成する国道 10 号を広域幹線道路、（都）財光寺仙ヶ崎通線を主要幹線道路、（都）日知屋財光寺通線を幹線道路と位置付けます。</li> <li>・道路整備に併せて居住環境の整備を進めるとともに、国道 10 号の4車線化を促進し、円滑な道路網の整備を推進します。</li> </ul> |
|           | ○上下水道        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の整備を計画的に推進します。</li> </ul>                                                                                                                       |
|           | ○都市防災        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。</li> </ul>                                                                                                               |
|           | ○住宅・<br>宅地整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住環境整備事業等により、住宅の浸水対策等を行い、災害に強い住環境の整備を行います。</li> </ul>                                                                                                 |

|                 |              |                                                                                                                                 |
|-----------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ 地域環境の保全・創出の方針 | ○公園緑地        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お倉ヶ浜総合運動公園の機能強化を図り、スポーツレクリエーション拠点として活用します。</li> </ul>                                   |
|                 | ○都市・<br>自然環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩見川および赤岩川の整備は市民の親しめる水辺空間の創出を目指します。</li> </ul>                                           |
|                 | ○景観          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場の道路に面する部分での修景を行い、周辺に与える乱雑感を和らげます。</li> <li>・白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。</li> </ul> |







## 財光寺西地域

| 地域別の現況    |                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | ◆現況分析等による問題点                                                                                                                                      | ◆課題                                                                                                                                                                                                            |
| ①土地<br>利用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR日豊本線による東西市街地分断</li> <li>・商業地の活性化</li> <li>・市街化区域内の未利用地の存置</li> <li>・農地と宅地の混在区域の進行</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR日豊本線と都市計画道路の立体交差の検討</li> <li>・商業機能の高度化</li> <li>・市街化区域内の未利用地の宅地化</li> <li>・優良農地の保全と森林の計画的保全・活用</li> <li>・農地と宅地の用途混在の解消</li> </ul>                                    |
| ②都市<br>基盤 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の未整備</li> <li>・生活道路の未整備</li> <li>・公共施設の未整備（アンケート結果より）</li> <li>・土地区画整理事業の早期完成（まちづくり座談会より）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備（下水道）の実施</li> <li>・財光寺南土地区画整理事業の早期完成</li> <li>・市道を中心とした地域全体の道路網の整備推進</li> <li>・高速道路へのアクセス道路の整備</li> <li>・公共施設の整備（アンケート結果より）</li> <li>・財光寺南部地区住環境整備の早期完成</li> </ul> |
| ③地域<br>環境 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤岩川の未整備</li> <li>・公園・避難山の未整備</li> </ul>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に親しまれる河川環境の創出</li> <li>・公園・避難山の整備</li> </ul>                                                                                                                         |
| ④その他      |                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                |

## 地域別まちづくり構想

### 1. 将来目標 「快適かつ機能的で良好な居住環境を備えたまち」

- ・生活に便利な施設を備えた住宅地の整備を行い、新しい住環境の形成を推進します。
- ・農用地の保全・整備を図り、良好な営農活動を推進します。
- ・東九州自動車道を活かした日向インターチェンジ周辺の土地利用の規制・誘導を図ります。

### 2. 地域別まちづくりの方針

|           |              |                                                                                                                                            |
|-----------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 土地利用の方針 | ○住宅ゾーン       | ・財光寺南土地区画整理事業に伴い、良好な住環境の形成を推進します。                                                                                                          |
|           | ○商業ゾーン       | ・住宅地の利便性を高めるための商業施設の誘導を図り、商業施設の集積を図るため、財光寺南土地区画整理事業地内のショッピングセンターのさらなる活用を図ります。                                                              |
|           | ○市街化<br>調整区域 | ・既存集落の住宅建築については、住民等と調整を図り規制緩和を目指します。<br>・日向インターチェンジ周辺の土地利用の規制・誘導を図ります。                                                                     |
| ② 都市基盤の方針 | ○道路・<br>交通施設 | ・本市の骨格軸を形成する(都)富高財光寺通線を主要幹線道路、(都)草場大曲通線、(都)日知屋財光寺通線を幹線道路と位置付け、市街地における地域間の連絡を担う道路として整備を推進します。<br>・東九州自動車道日向ICから入郷方面に向けての国道327バイパスの整備を促進します。 |
|           | ○上下水道        | ・土地区画整理事業やソフト事業等により都市基盤の強化を図ります。                                                                                                           |
|           | ○公共公益<br>施設等 | ・市民交流のための拠点施設として、財光寺南土地区画整理事業地内に財光寺コミュニティセンター、児童館等の立地を図ります。                                                                                |
|           | ○産業          | ・日向インターチェンジ周辺への企業誘致等を促進します。                                                                                                                |
|           | ○住宅・<br>宅地整備 | ・住環境整備事業等により、住宅の浸水対策等を行い、災害に強い住環境の整備を行います。                                                                                                 |
|           | ○都市防災        | ・地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。                                                                                                               |

|                |              |                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③地域環境の保全・創出の方針 | ○都市・<br>自然環境 | <ul style="list-style-type: none"><li>・市街化調整区域内の農地については、周辺の土地利用との調整を図りながら、営農環境を保全していきます。</li><li>・財光寺南土地区画整理事業内で、地区計画等のまちづくりのルールづくりなどにより、良好な住環境の形成を推進します。</li><li>・塩見川および赤岩川の改修整備を促進します。</li></ul> |
|                | ○景観          | <ul style="list-style-type: none"><li>・財光寺南地区地区計画により魅力あるまちなみ景観を目指します。</li></ul>                                                                                                                    |





## 8) 平岩地域

## 平岩地域

## 地域別の現況

## ■地域の位置づけ

本地域は、市街化区域の南端部に位置しており、JR 日豊本線を境にし、商業、住宅地と農村地帯が混在する地域です。

一方で、日豊海岸国定公園に包含される風光明媚な海岸線や、地域のシンボルとなっている平岩地蔵尊などの歴史的資源が点在しています。

これらの特性から、平岩地域は、豊富な自然環境と、歴史ある文化財を有する観光レクリエーションの拠点と住宅地とが混在する地域と位置づけられます。

## ■位置図



## ■地域の概要

## ○人口

市街化区域：当地域の約1割

人口：減少傾向

## ○土地利用

- ・市街化区域内は住宅地が約4割を占めているほか、農地等の自然的土地利用が約3割を占めています。
- ・市街化調整区域内は、森林・農村地帯として優良農地および集落地があり、良好な営農環境を有しています。

## ○都市施設

- ・都市計画道路  
富高財光寺通線のみで、整備は完了しています。
- ・公共下水道  
下水道計画区域外です。
- ・公園・緑地  
都市計画決定されている公園はありません。都市計画区域内に農村公園が2箇所設置されています。
- ・防災  
公園を防災施設として2箇所指定しています。  
津波避難タワー1箇所、津波避難経路1箇所の整備を位置づけています。

## ○公共・公益施設

- ・支所・小学校・中学校・公民館・神社仏閣・福祉施設・保育園・南日向駅・病院

## ○景観形成等

- ・日豊海岸地区景観計画  
海岸線を「海辺の景観拠点」と位置づけ、景観と海辺を楽しむ拠点づくりを推進しています。  
潮害防備および保健保安林等の樹林が立地しているほか、海岸部は日豊海岸国定公園に指定され、砂浜と岩礁が交互に続いています。

| 地域別の現況           |                                                                                                                                             |                                                                                                                          |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | ◆現況分析等による問題点                                                                                                                                | ◆課題                                                                                                                      |
| ①<br>土地<br>利用    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内の未利用地の存在</li> <li>・農地と宅地の混在区域の進行</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内の未利用地の宅地化</li> <li>・優良農地の保全と森林の計画的整備・保全</li> <li>・農地と宅地の用途混在の解消</li> </ul> |
| ②<br>都市<br>基盤    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の整備（まちづくり座談会より）</li> </ul>                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路など身近な生活基盤の整備</li> </ul>                                                      |
| ③<br>地域<br>環境    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の未整備</li> <li>・居住環境の未整備</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の整備</li> <li>・居住環境の整備</li> </ul>                                               |
| ④<br>そ<br>の<br>他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・南日向駅周辺の活性化</li> <li>・農漁業の後継者となる若者への空き家の斡旋（まちづくり座談会より）</li> <li>・旧岩脇中の図書館等の活用（まちづくり座談会より）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流とにぎわいの拠点の形成</li> <li>・南日向コミュニティセンターの利用増進を図り、地域全体の活性化を推進</li> </ul>             |

## 地域別まちづくり構想

### 1. 将来目標 「人と自然が織りなす地域生活の拠点となるまち」

- ・都市基盤の保全を図り、快適な生活空間の創造を図ります。
- ・南日向駅周辺を核としたにぎわいのある地域生活拠点の形成を図ります。
- ・農業集落施設の整備とともに農用地の保全・整備を図ります。
- ・周辺の海岸線を利用した景観形成を図ります。

### 2. 地域別まちづくりの方針

|                        |              |                                                                                                   |
|------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>土地利用の方針           | ○住宅ゾーン       | ・現状の低層住宅を中心とした、住環境の維持・保全に努めます。                                                                    |
|                        | ○市街化<br>調整区域 | ・既存集落の住宅建築については、住民等と調整を図り規制緩和を目指します。<br>・お倉ヶ浜海岸等の各観光レクリエーション拠点とのネットワーク化を図り、観光レクリエーション地区の形成を推進します。 |
| ②<br>都市基盤の方針           | ○道路・<br>交通施設 | ・本市の骨格軸を形成する広域的な道路である国道 10 号を広域幹線道路、県道土々呂日向線を主要幹線道路と位置づけます。<br>・安全で快適な生活ができるよう生活道路の整備を推進します。      |
|                        | ○都市防災        | ・地区内の公共施設等を災害時の避難場所として活用します。<br>・平岩児童遊園、平岩農村公園を防災施設として活用します。                                      |
|                        | ○福祉          | ・南日向コミュニティセンターの利用増進を図り、地域全体の活性化を推進します。                                                            |
| ③<br>地域環境の保全<br>・創出の方針 | ○都市・<br>自然環境 | ・市街化調整区域内の農地については、現在の営農環境を整備・保全します。                                                               |
|                        | ○景観          | ・白砂青松の美しい海岸線を生かした美しい景観の保全を図ります。                                                                   |

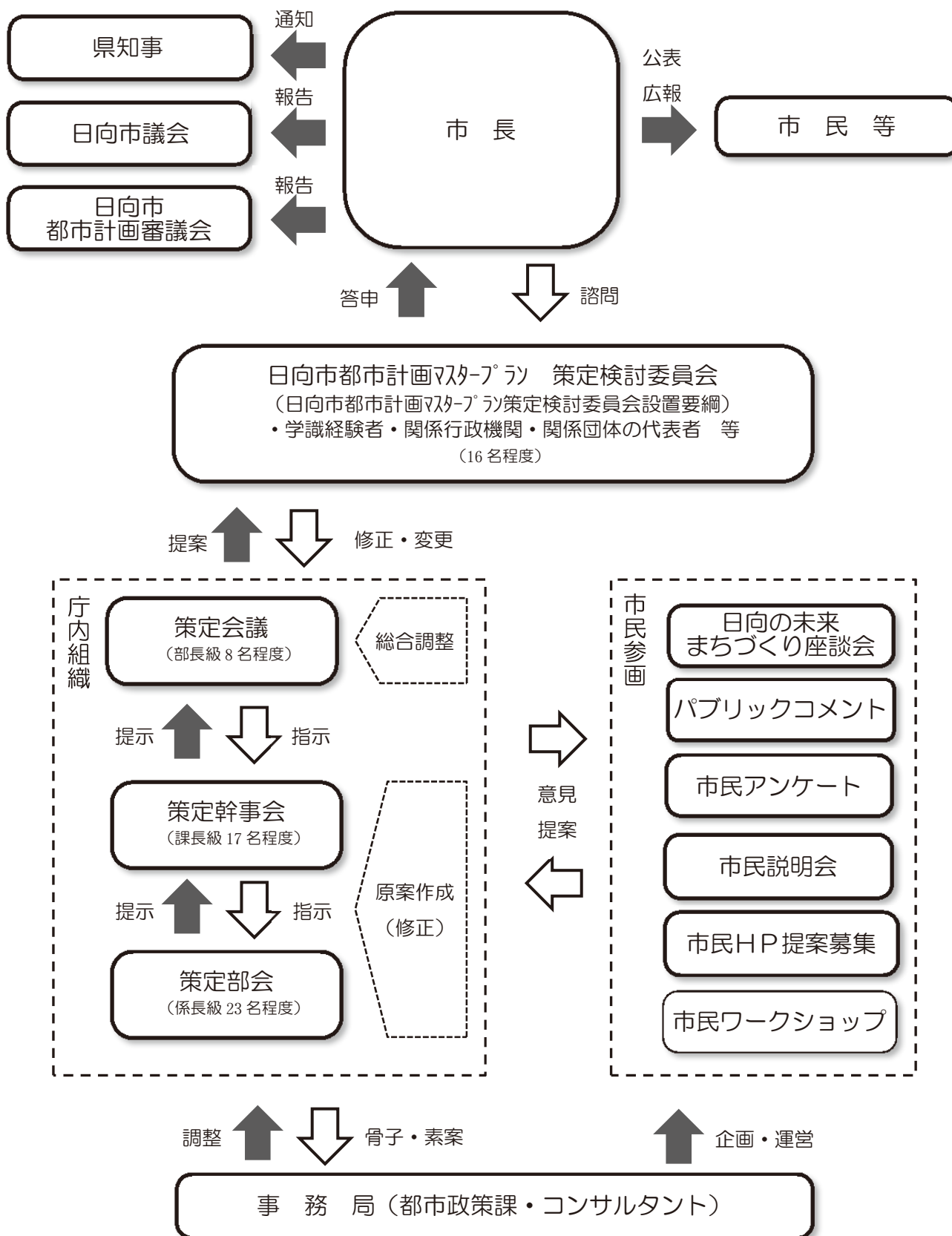




# 資 料 編

【資料編 1 ～ 資料編 56】

## 日向市都市計画マスタープラン策定体制イメージ



## 策定経過

| 年 月 日         | 事 項                                                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 29 年       |                                                                                                  |
| 5月26日、30日     | 第 1 回建設部プロジェクト外会議（都市計画マスタープランの見直しについて）                                                           |
| 6月15日～16日、28日 | 第 2 回建設部プロジェクト外会議（市民アンケートについて）                                                                   |
| 6月28日～7月31日   | 市民意向調査（市民、区長・独立班長、座談会参加者アンケート実施）                                                                 |
| 9月21日         | 第 1 回日向市都市計画マスタープラン庁内策定部会<br>（都市計画マスタープラン概説、見直し概要、進め方【案】、住民アンケート結果について）                          |
| 10月2日～27日     | 庁内にて意見照会・聴取の実施                                                                                   |
| 10月23日～24日    | 第 3 回建設部プロジェクト外会議（市民アンケート結果について）                                                                 |
| 11月17日        | 第 1 回日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会<br>（都市計画マスタープランの見直し概要、進め方、市民アンケート調査結果、<br>まちづくりの理念【ビジョン】と都市計画の目標について） |
| 12月19日        | 第 4 回建設部プロジェクト外会議（市民ワークショップについて）                                                                 |
| 平成 30 年       |                                                                                                  |
| 1月10日         | 庁内にて意見照会・聴取の実施（2 回目）                                                                             |
| 1月25日         | 市民ワークショップ（20 年後の日向を考えよう！）                                                                        |
| 2月1日          | 第 2 回日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会<br>（市民ワークショップの結果、計画改定の概要と流れ、都市計画マスタープラン【素案】について）                      |
| 2月22日         | 第 1 回日向市都市計画マスタープラン庁内策定幹事会<br>（都市計画マスタープラン【素案】について）                                              |
| 2月23日         | 第 1 回日向市都市計画マスタープラン庁内策定会議<br>（都市計画マスタープラン【素案】について）                                               |
| 3月15日         | 第 3 回日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会<br>（都市計画マスタープラン【素案】、答申書【案】について）                                       |
| 5月30日～6月30日   | 日向市都市計画マスタープラン【素案】に関する意見募集【パブリックコメント】<br>（意見 1 件）                                                |
| 6月21日         | 日向市都市計画マスタープラン【素案】に関する市民説明会<br>（日向市中央公民館 第 4 研修室、1 名参加）                                          |
| 6月26日         | 第 26 回日向市都市計画審議会へ報告                                                                              |
| 9月25日         | 策定検討委員長から市長へ答申                                                                                   |



## 諮問（日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会）

写

発日都第 224 号  
平成29年11月17日

日向市都市計画マスタープラン  
策定検討委員会委員長 様

日向市長 十 屋 幸 平

日向市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2及び日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会要綱第2条の規定により、ご審議いただきますよう諮問いたします。

## 答申（日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会）



平成30年9月25日

日向市長 十 屋 幸 平

日向市都市計画マスタープラン  
策定検討委員会  
委員長 桑 野 齊

## 「日向市都市計画マスタープラン見直し」の答申について

平成29年11月17日付、発日都第224号で諮問のあった「日向市都市計画マスタープラン見直し」の策定について、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、留意すべき下記の事項を付して別冊の案のとおり答申いたします。

## 記

- 1 少子高齢化・人口減少社会の進展や自然災害に対する安全・安心の備え、また、公共施設の老朽化対策や社会保障費の歳出増加など、地方を取り巻く社会経済情勢の潮流を踏まえ、時代に対応したまちづくりを推進すること。
- 2 地域特性や資源、歴史文化、景観、地形や自然条件など、強みも弱みも柔軟な視点で全てを「日向らしさ」と捉え、都市の魅力を維持・向上させる政策提案に繋げていくこと。
- 3 地方創生の実現のため、都市機能の集積や小さな拠点の形成によるコンパクトな都市の整備と拠点連携型ネットワークの構築により市域の一体性を高め、賑わいのある利便性の高いまちづくりを推進すること。
- 4 市街化調整区域は、地域コミュニティを維持し、住宅建築が可能となる制度の拡充を検討すること。
- 5 居住拠点地区の形成については、農林漁業の振興や他所管プロジェクトとの協調を前提に、コンパクトシティの推進と周辺環境との調和を図ること。
- 6 国・県との連携により、重要港湾「細島港」と森林資源を有する入郷地域の木材供給インフラを地域経済や活性化の生命線と位置付け、充実を図ること。

## 日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱

平成20年9月26日

告示第157号

### (趣旨)

第1条 この告示は、都市計画に関する基本的な方針を策定するために設置する日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、まちづくりの理念並びに市全体及び地域別の都市計画の構想に関する事項について審議する。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 検討委員会は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者

### (任期)

第4条 検討委員会の任期は、日向市都市計画マスタープランの策定までとする。

### (委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、都市計画に関する事務を主管する課において処理する。

### (委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 日向市都市計画まちづくり懇話会設置要綱(平成11年日向市告示第103号)は、廃止する。

## 日向市都市計画マスタープラン策定検討委員会 委員名簿

| 委員の区分 |           | 氏名     | 団体名                        | 役職名           | 備考   |
|-------|-----------|--------|----------------------------|---------------|------|
| 1号委員  | 学識経験を有する者 | 桑野 齊   | 宮崎大学<br>地域資源創成学部           | 教授            |      |
| 2号委員  | 関係行政機関の職員 | 北園 猛   | 国土交通省 九州地方整備局<br>延岡河川国道事務所 | 事務所長          |      |
|       |           | 蓑方 公   | 日向土木事務所                    | 所長            |      |
|       |           | 平部 隆典  | 宮崎県北部港湾事務所                 | 所長            |      |
| 3号委員  | 関係団体の代表者  | 海野 真吾  | 日向農業協同組合                   | 常務理事兼<br>事務局長 | 産業振興 |
|       |           | 鈴木 裕二  | 耳川広域森林組合                   | 日向支所長         | 産業振興 |
|       |           | 近藤 弘幸  | 日向市漁業協同組合                  | 参事            | 産業振興 |
|       |           | 黒木 正一  | 日向商工会議所                    | 専務理事          | 産業振興 |
|       |           | 山本 達雄  | 日向市観光協会                    | 常務理事兼<br>事務局長 | 産業振興 |
|       |           | 和田 龍祐  | 東郷町商工会                     | 経営指導員         | 産業振興 |
|       |           | 沖田 實美  | 日向市区長公民館長連合会               | 会長            | 地域経営 |
|       |           | 平田 賢司  | 日向青年会議所                    | 理事長           | 地域経営 |
|       |           | 木村 礼子  | 男女共同参画推進ルーム協議会             | 副会長           | 地域経営 |
|       |           | 黒木 一彦  | 日向市社会福祉協議会                 | 常務理事兼<br>事務局長 | 健康福祉 |
|       |           | 甲斐 政夫  | 日向市高齢者クラブ連合会               | 会長            | 健康福祉 |
|       |           | 瀬戸口 潤子 | NPO法人 こども遊センター             | 副代表           | 健康福祉 |



## 日向市都市計画マスタープラン庁内策定会議設置規程

平成20年9月26日

訓令(甲)第26号

(設置)

第1条 日向市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)に関する基本的事項を審議し、計画原案を策定するため、日向市都市計画マスタープラン庁内策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定会議は、総合政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、上下水道局長及び東郷総合支所長をもって組織する。

(会長)

第3条 策定会議に議長を置く。

2 議長は、建設部長とする。

3 議長は、策定会議を代表し、会務を総括する。

4 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 策定会議の会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、策定会議の議長となる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 策定会議の審議を円滑にするため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成及び構成員は、会長が指定し、別に定める。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 幹事会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) マスタープランの策定に関する資料の収集及び分析

(2) マスタープランの具体的な計画原案の作成

(策定部会)

第6条 幹事会に策定部会を置く。

2 策定部会の構成及び構成員は、幹事長が指定し、別に定める。

3 策定部会は、幹事会の資料収集、分析及び計画素案の作成を行う。

(任期)

第7条 委員、幹事及び策定部会員の任期は、マスタープランの策定までとする。

(庶務)

第8条 策定会議及び幹事会の庶務は、都市計画に関する事務を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年6月26日訓令(甲)第13号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年2月17日訓令第2号)

この訓令は、平成24年2月25日から施行する。

附 則(平成26年3月31日日向市訓令第13号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## □ 日向市都市計画マスタープラン策定会議

| 役 職 名            | 氏 名    |
|------------------|--------|
| 総合政策部長 兼 東郷総合支所長 | 大石 真一  |
| 総務部長             | 門脇 功郎  |
| 市民環境部長           | 柏田 淳一  |
| 健康福祉部長           | 水野 重信  |
| 商工観光部長           | 清水 邦彦  |
| 農林水産部長           | 海野 雅彦  |
| 建設部長             | 藤元 秀之  |
| 上下水道局長 兼 水道課長    | 御手洗 幸二 |

## □ 日向市都市計画マスタープラン策定幹事会

| 役 職 名                  | 氏名    |
|------------------------|-------|
| 総合政策部 総合政策課長           | 田中 藤男 |
| 地域コミュニティ課長             | 藤本 一三 |
| 総務部 総務課長               | 黒木 升男 |
| 防災推進課長                 | 長友 正博 |
| 財政課 公共施設マネジメント推進室長     | 黒木 秀樹 |
| 市民環境部 環境政策課長           | 北住 英介 |
| 健康福祉部 福祉課長             | 福永 鉄治 |
| 商工観光部 商工港湾課長           | 春尾 和人 |
| 観光交流課長                 | 長山 尚広 |
| 農林水産部 農業畜産課長           | 児玉 貴  |
| 林業水産課長                 | 松永 雅春 |
| 建設部 建設課長 兼 高速道対策室長     | 中島 克彦 |
| 建築住宅課長 兼 空家対策推進室長      | 米良 勝幸 |
| 市街地整備課長 兼 中心市街地活性化推進室長 | 古谷 政幸 |
| 上下水道局 下水道課長            | 松尾 昇一 |
| 東郷総合支所 東郷地域振興課長        | 清水 昭生 |
| 農業委員会 事務局長             | 山床 貞雄 |

## □ 日向市都市計画マスタープラン策定部会

| 役 職 名                            | 氏名     |
|----------------------------------|--------|
| 総合政策部 総合政策課 政策推進係長               | 麻田 悦子  |
| 広域連携推進係長                         | 赤木 新一  |
| 地域コミュニティ課 市民協働係長                 | 駒田 康弘  |
| 総務部 総務課 法務係長                     | 小坂 公人  |
| 防災推進課 防災施設係長                     | 東田 誠   |
| 財政課 公共施設マネジメント推進室 公共施設マネジメント推進係長 | 押川 克久  |
| 市民環境部 環境公害課 環境政策係長               | 片江 豊春  |
| 健康福祉部 福祉課 福祉政策係長                 | 児玉 秀雄  |
| 商工観光部 商工港湾課 港湾・企業立地係長            | 三谷 宏二  |
| 観光交流課 観光施設係長                     | 有田 裕美  |
| 農林水産部 農業畜産課 農村整備係長               | 黒木 郁志  |
| 林業水産課 林業土木係長                     | 齊藤 岳彦  |
| 建設部 建設課 土木建設係長                   | 黒木 松博  |
| 高速道対策室 事業調整係長                    | 河野 剛一  |
| 建築住宅課 指導係長                       | 黒木 秀樹  |
| 空家対策推進室 空家対策推進係長                 | 田吉 粒人  |
| 市街地整備課 区画整理係長                    | 黒木 康文  |
| 公園街路係長                           | 大坪 真司  |
| 中心市街地活性化推進室 街なか整備係長              | 大崎 雅彦  |
| 上下水道局 下水道課 工務係長                  | 日吉 知博  |
| 水道課 工務係長                         | 児玉 誠一郎 |
| 東郷総合支所 東郷地域振興課 地域振興係長            | 東村 光教  |
| 農業委員会 事務局 農地係長                   | 野別 浩三  |

# 市民アンケート調査

【資料編 9 ～ 資料編 51】

## 市民アンケート調査

### 第 1 部 調査の概要

#### 1 調査の目的

都市計画マスタープランの改訂に先立ち、都市の現状と課題および前回の都市マスに対する達成度評価や今後のまちづくりに関する市民意識を把握し、計画への反映を行うため、市民意向調査（アンケート）を実施する。

#### 2 調査の方法

##### ① 一般市民アンケート

調査対象者：18 歳から 79 歳の市内在住者  
調査件数：2,000 件  
抽出方法：市全体の性別、年代別、地区別の割合に応じて無差別抽出  
調査方法：郵送法  
調査期間：6 月 28 日郵送 実施期限 7 月 31 日  
回収状況：回収数 632 件 回収率 31.6%

##### ② 区長、独立班長アンケート

調査対象者：市内の各区長、各独立班長  
調査件数：区長 90 件 独立班長 7 件 計 97 件  
調査方法：郵送法  
調査期間：7 月 7 日郵送 実施期限 7 月 31 日  
回収状況：回収数 37 件 回収率 38.1%

##### ③ 座談会参加者アンケート

調査対象者：「市長と語る日向のまちづくり座談会」の参加者  
調査件数：全 7 会場 262 件  
調査方法：座談会参加者に直接配布 郵送による返送  
調査期間：6 月 29 日～7 月 25 日  
回収状況：回収数 92 件 回収率 35.1%

##### ④ 合 計

調査件数：2,359 件  
回収状況：回収数 761 件、回収率 32.3%



## 第2部 調査の結果

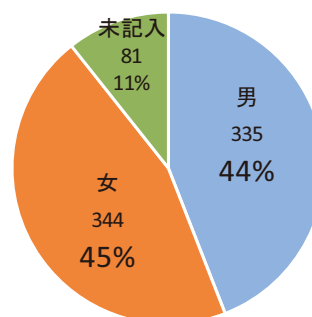
### 1 回答者の属性について

#### 問1) 性別

・女性が45%、男性が44%、未記入が11%を占める。

(市全体人口の構成比：女性 52%、男性 48%とほぼ同割合である。)

問1:性別

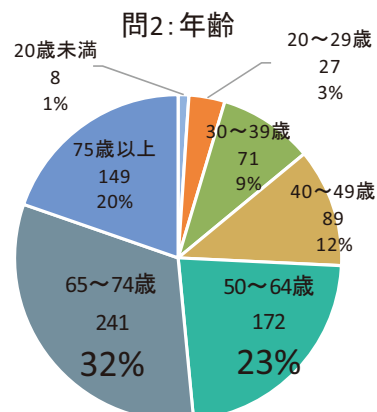


#### 問2) 年齢

・65歳以上の高齢者が52%と最も多く、年代層が若くなる程、回答率が低く、20歳代では3%である。

(アンケート配布の割合：65歳以上約35%、50～64歳約25%、40歳代16%、30歳代14%、20歳代10%、20歳未満2%)

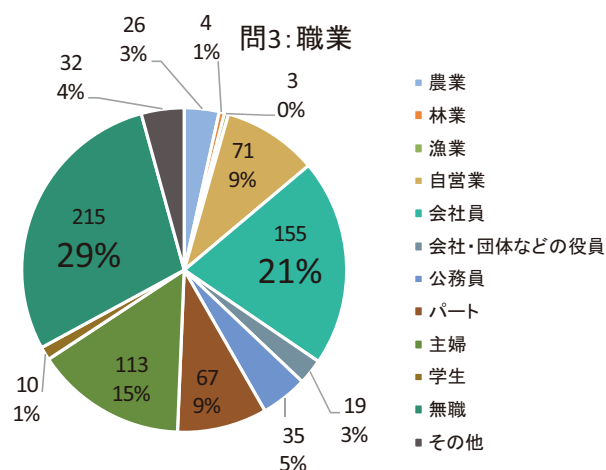
問2:年齢



#### 問3) 職業

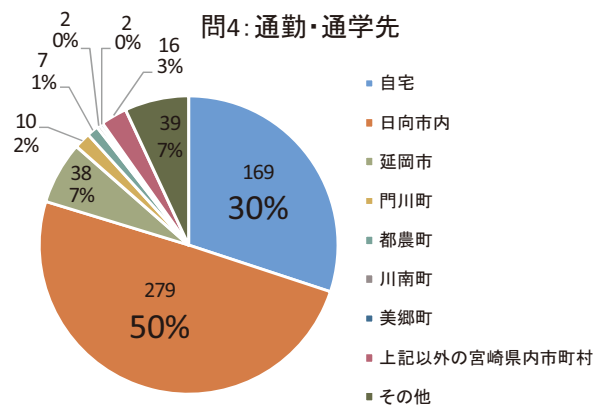
・会社員が21%と多く、次いで主婦が15%と多い。

問3:職業



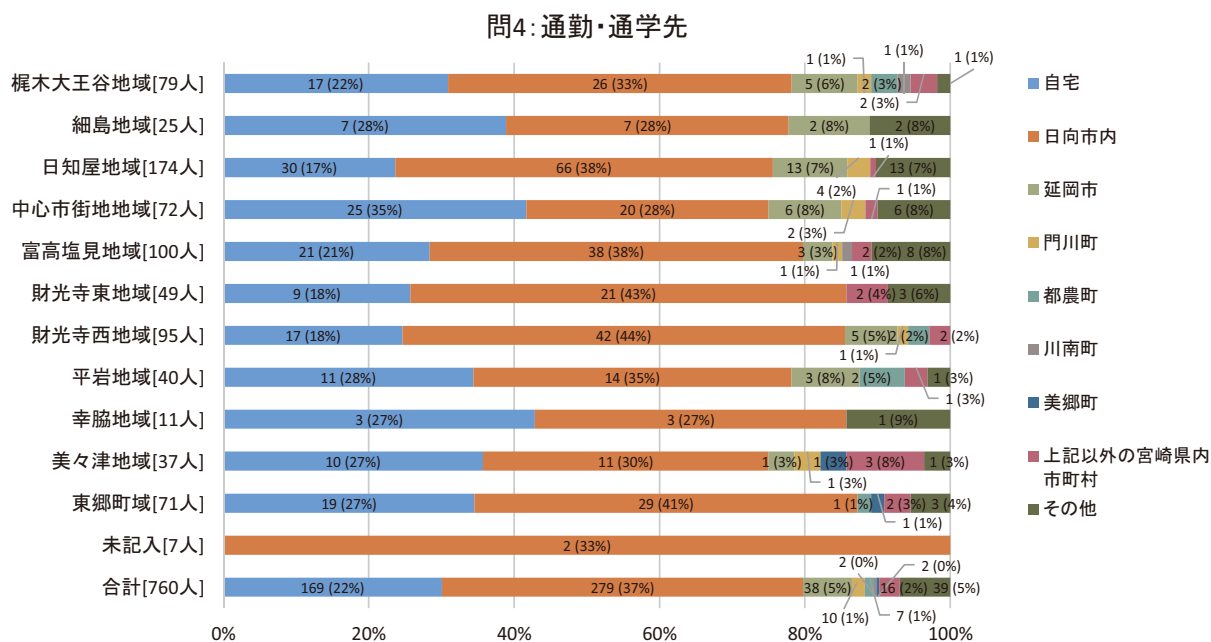
## 問4) 通学・通勤先

- ・日向市内が50%と最も多く、次いで自営業である自宅が多い。



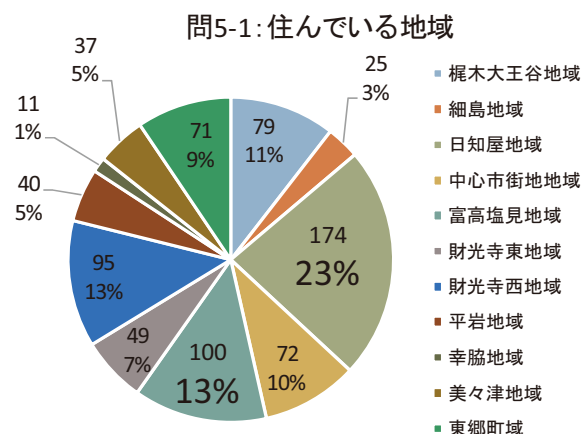
## ■ 地域別比較

- ・特に中心市街地 35%では、自宅である自営業が多い。



## 問5-1) 住んでいる地域

- ・地域別の人口の割合に応じてアンケートを実施しており、ほぼ同割合で回答を得ている。
- ・したがって、住んでいる地域では、日知屋地域が最も多く、都市計画区域外である平岩、幸脇、美々津地域や、工業地域である細島地域では、回答数が少ない状況である。



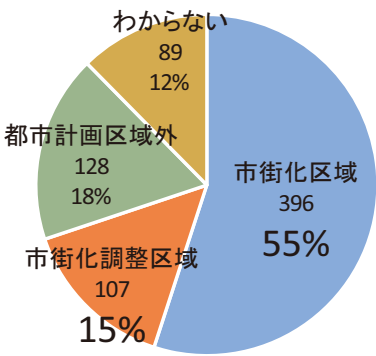
(参考)

| アンケート回答率 |     | アンケート配布割合 |     |
|----------|-----|-----------|-----|
| 梶木大王谷地域  | 33% | 日知屋枝郷地区   | 38% |
| 日知屋地域    |     | 日知屋本郷地区   |     |
| 細島地域     | 3%  | 細島地区      | 3%  |
| 中心市街地地域  |     | 新町地区      |     |
| 富高塩見地域   | 23% | 富高地区      | 19% |
|          |     | 塩見地区      |     |
| 財光寺東地域   | 20% | 財光寺地区     | 24% |
| 財光寺西地域   |     |           |     |
| 平岩地域     | 5%  | 平岩地域      | 5%  |
| 幸脇地域     | 1%  | 幸脇地域      | 1%  |
| 美々津地域    | 5%  | 美々津地域     | 4%  |
| 東郷町域     | 9%  | 東郷町域      | 7%  |

問5-2) 住んでいる区域

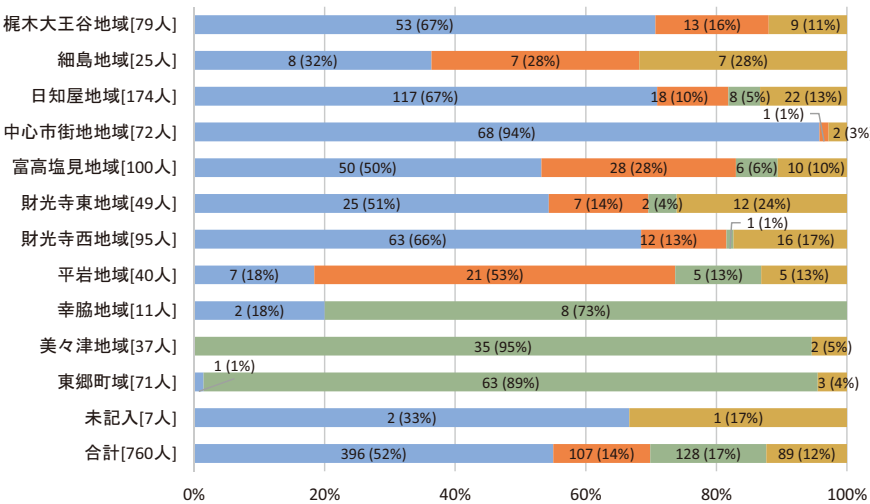
・市街化区域が 55%、市街化調整区域が 15%、  
都市計画区域外が 18%となっている。

問5-2: 住んでいる区域



■ 地域別比較

・幸協、美々津、東郷地域では都市計画区域外に住んでいる人が多い一方、中心市街地地域では自営業が多いこともあり、市街化区域での居住者が多い。



(参考)

|                                              | 1. 市街化区域 | 2. 市街化調整区域 | 3. 都市計画区域外 |
|----------------------------------------------|----------|------------|------------|
| 1. 梶木大王谷地域                                   | ○        | ○          |            |
| 2. 細島地域                                      | ○        | ○          |            |
| 3. 日知屋地域                                     | ○        | ○          |            |
| 4. 中心市街地地域                                   | ○        |            |            |
| 5. 富高塩見地域                                    | ○        | ○          | ○          |
| 6. 財光寺東地域<br>( J R日豊本線から東側)                  | ○        | ○          |            |
| 7. 財光寺西地域<br>( J R日豊本線から西側)<br>※ 塩見、平岩の一部を含む | ○        | ○          |            |
| 8. 平岩地域                                      | ○        | ○          | ○          |
| 9. 幸協地域                                      |          |            | ○          |
| 1 0. 美々津地域                                   |          |            | ○          |
| 1 1. 東郷町域                                    |          |            | ○          |



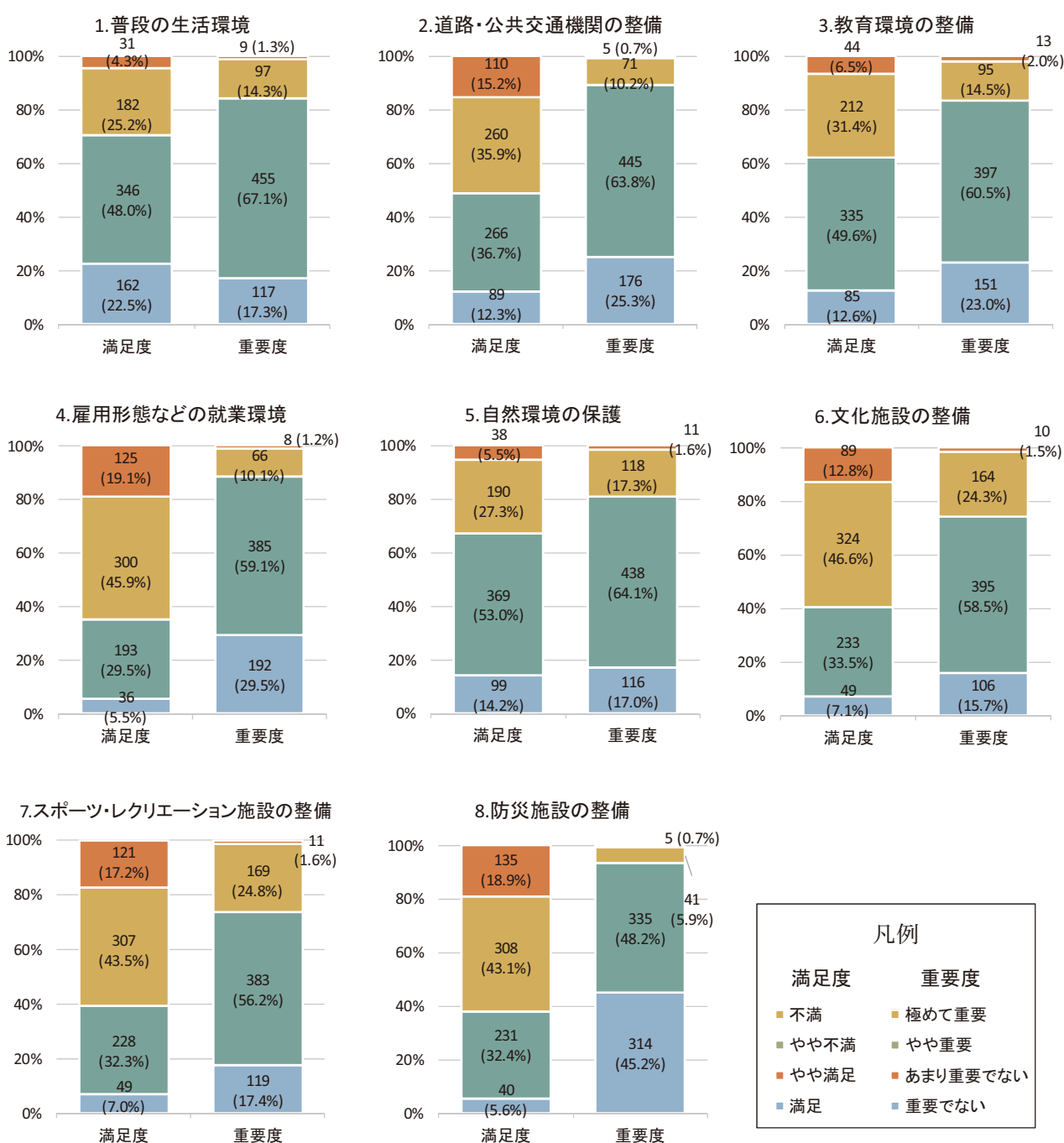
## 2 都市の現状について

問6) あなたのお住まいの地域の現状や身近な生活環境に対して、どの程度満足していますか？

また、今後の生活にどの程度重要だと思いますか？

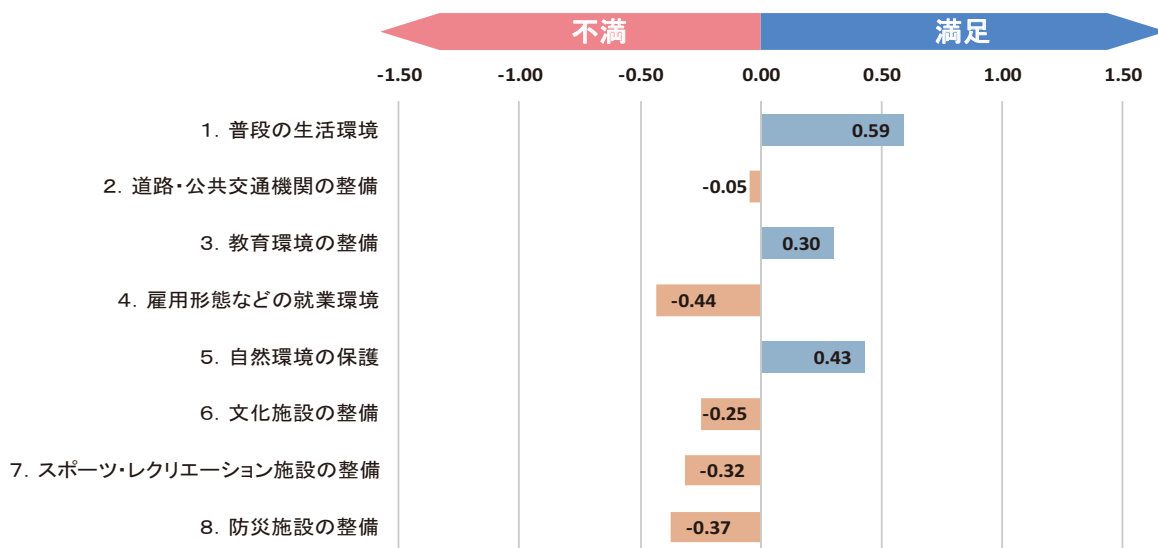
### ■ 現状の満足度と将来の重要度

- ・満足度については、「普段の生活環境」70.5%、「自然環境の保護」67.2%、「教育環境の整備」62.1%で満足度が高い。
- ・逆に、「防災施設の整備」62.1%、「スポーツ・レクリエーション施設の整備」60.8%、「雇用形態などの就業環境」60.0%、「文化施設の整備」59.5%で満足度が低い。
- ・重要度については、「防災施設の整備」93.3%、「道路・公共交通機関の整備」89.1%、「雇用形態などの就業環境」89.6%では9割程度が重要と考えている。



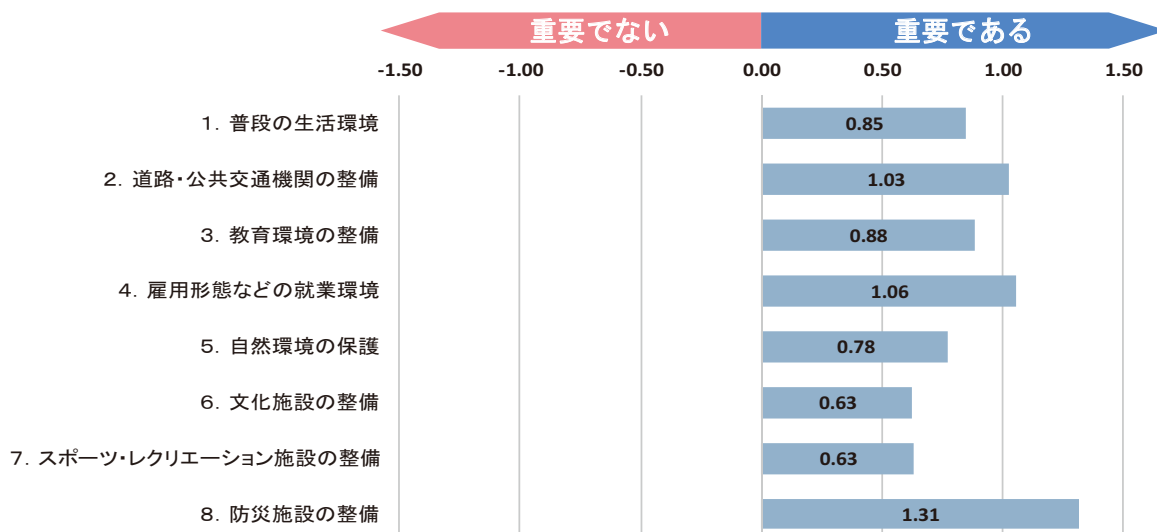
## ■ 現状の満足度の点数化

- ・「満足」2点、「やや満足」1点、「やや不満」－1点、「不満」－2点、「無回答」除外として平均点を算出した。
- ・満足度については、「普段の生活環境」、「自然環境の保護」、「教育環境の整備」の項目で満足度が高く、「雇用形態などの就業環境」、「文化施設の整備」、「スポーツ・レクリエーション施設の整備」、「防災施設の整備」で満足度が低い。



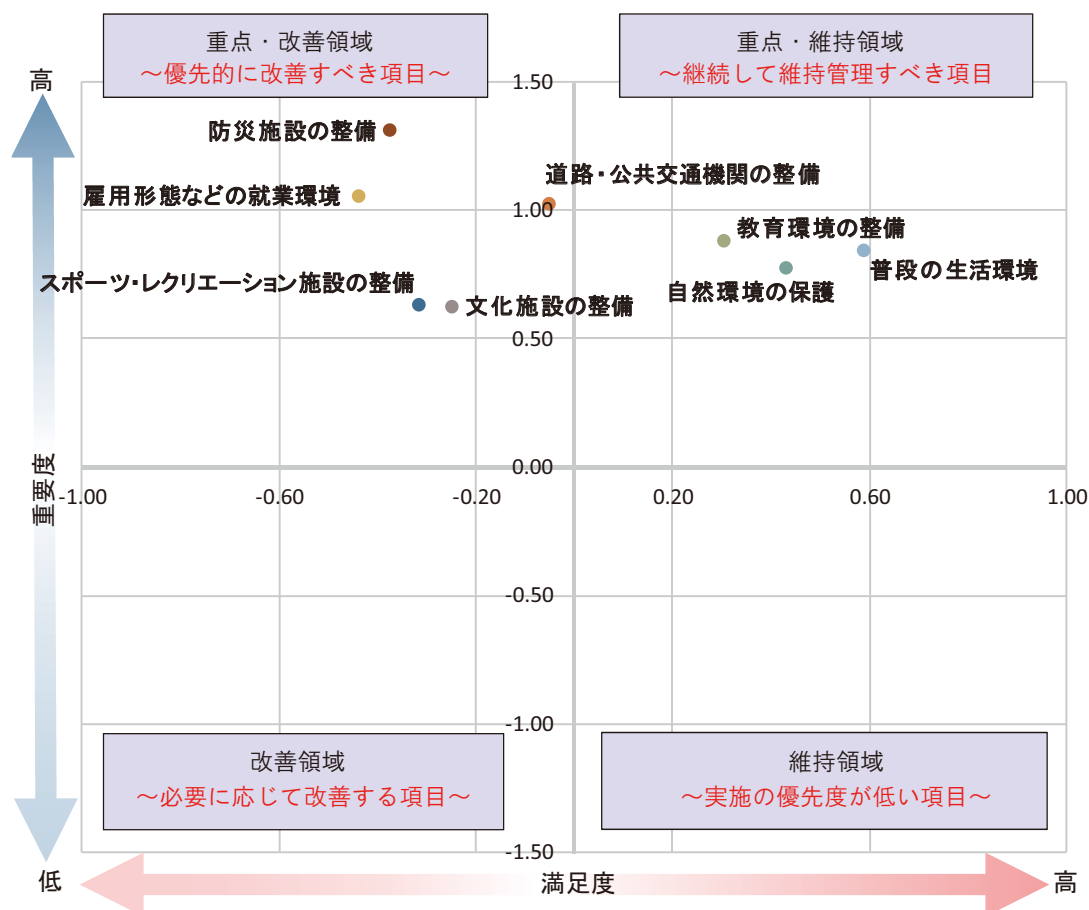
## ■ 将来の重要度の点数化

- ・「極めて重要」2点、「重要」1点、「あまり重要でない」－1点、「重要でない」－2点、「無回答」除外として平均点を算出した。
- ・重要度については、全体的にいずれの項目でも高いが、特に「防災施設の整備」や「道路・公共交通機関の整備」、「雇用形態などの就業環境」は高い。



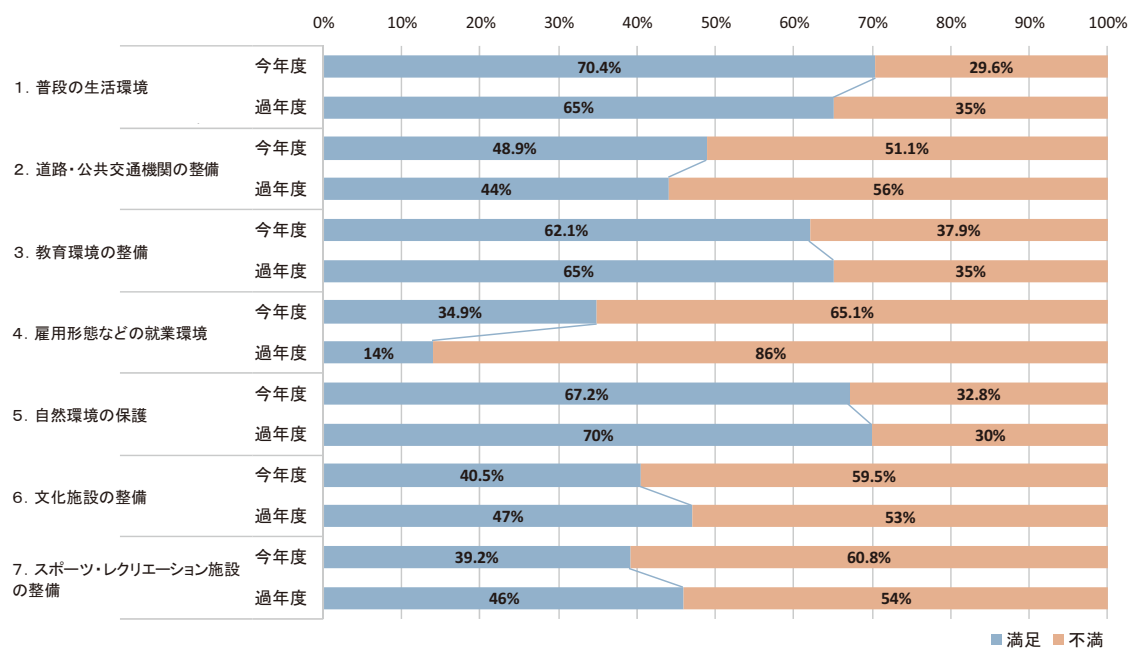
## ■ 充実が期待される整備内容

- ・これら平均値での算出結果をクロス集計した結果、「重点・改善領域」に位置している、「防災施設の整備」、「雇用形態などの就業環境」、「道路・公共交通機関の整備」、「スポーツ・レクリエーション施設の整備」、「文化施設の整備」については、改善の余地がある。
- ・特に「防災施設の整備」や「雇用形態などの就業環境」の優先度が高い結果となっています。



## ■ 都市の現状満足度の経年比較

- ・満足度を過年度と比較したところ、各項目の全体的な傾向はあまり変化していない。
- ・「雇用形態などの就業環境」については、今年度の満足度は一番低いものの、過年度と比較した場合に著しく高まっている。
- ・逆に「スポーツ・レクリエーション」、「文化施設の整備」について、若干不満が多くなっている傾向である。



(注：過年度は前回都市計画見直し時のアンケート調査である平成 20 年度)

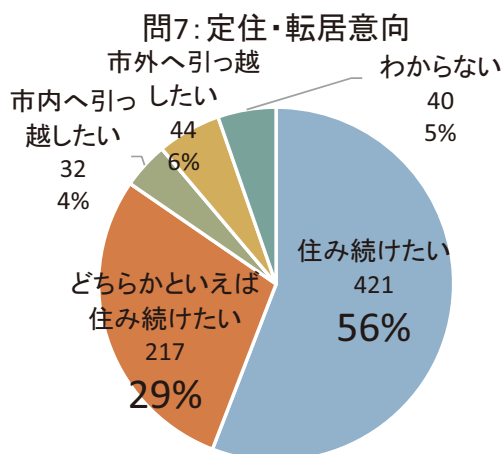
### 3 定住・転移の意向について

問7) 今後も日向市に住み続けたいと思いますか？

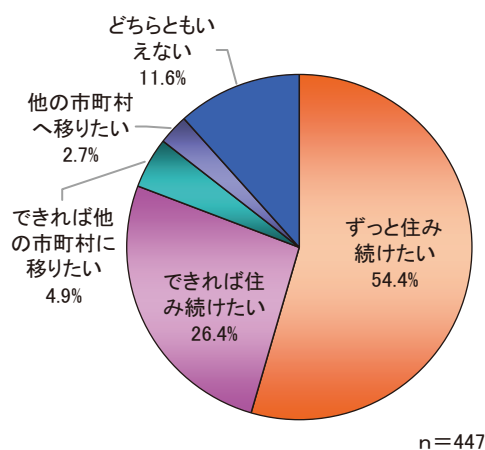
#### ■ 定住・転居の意向

- ・「日向市に住み続けたい」および、「どちらかといえば住み続けたい」と回答された方が85%となり、全体的にかなり定住意向が強く、この傾向は過年度の結果とほぼ変わらない。

(今年)



(過年)

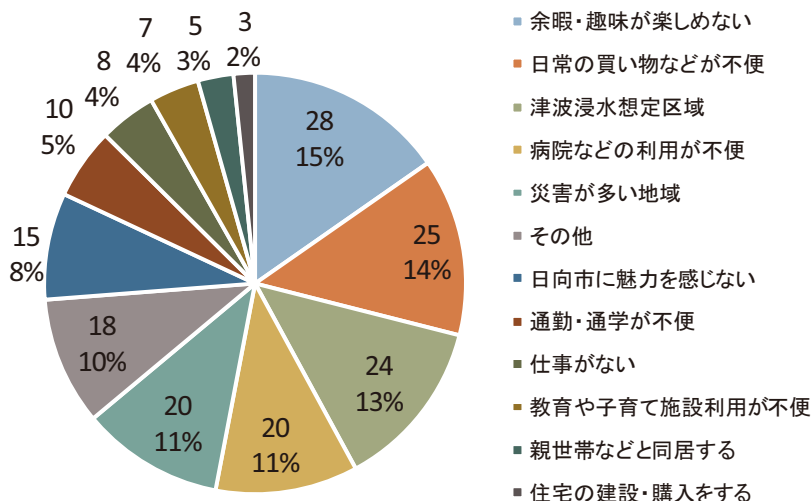


問8) 転居を考える理由はなんですか？

#### ■ 転居したい理由

- ・「日常の買い物などが不便だから」、「現在の住まいが津波浸水想定区域だから」、「充実した余暇・趣味が楽しめないから」との回答が多い。

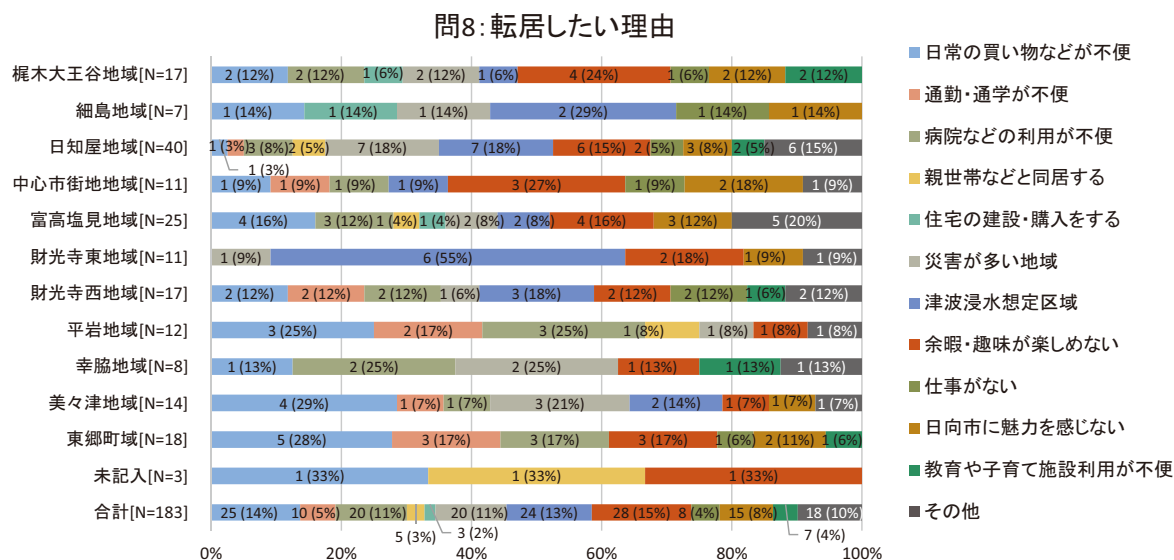
問8: 転居したい理由





## ■ 地域別比較

- ・細島地域 29%や財光寺東地域 55%では、「津波浸水想定区域だから」との回答が多い。
- ・中心市街地 27%であっても、「余暇・趣味が楽しめない」との回答が多い。
- ・平岩地域 25%、美々津地域 29%、東郷町域 28%では、「日常の買い物などが不便」との回答が多い。

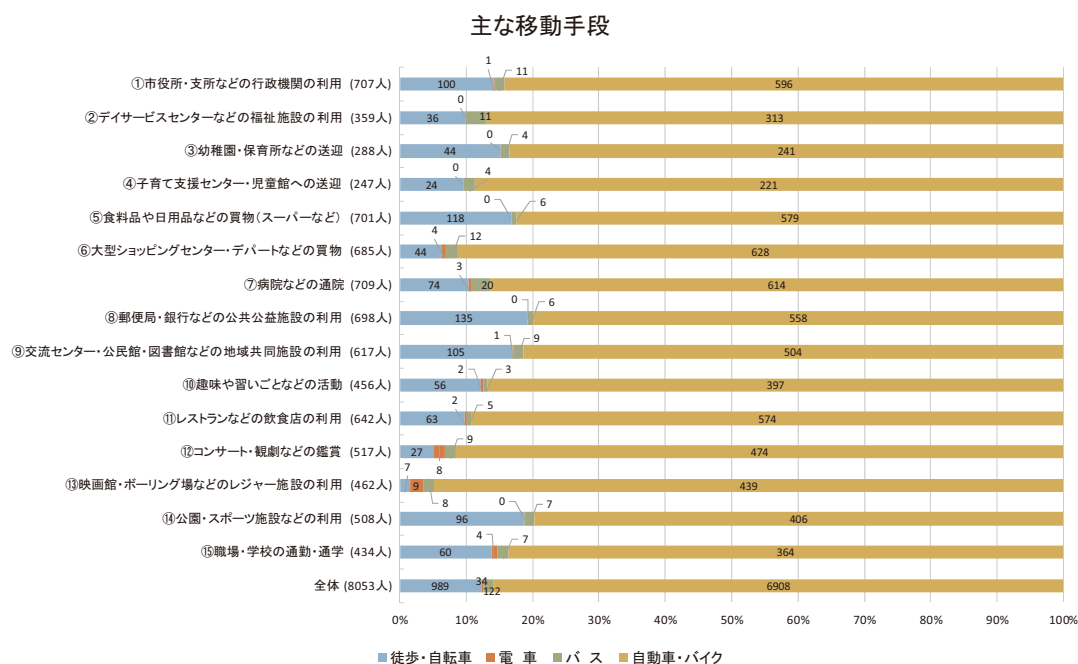


## 4 日常の活動状況について

問9-1) あなたが日常生活で以下の活動を行う際の、移動手段・活動範囲・活動回数について、教えてください。

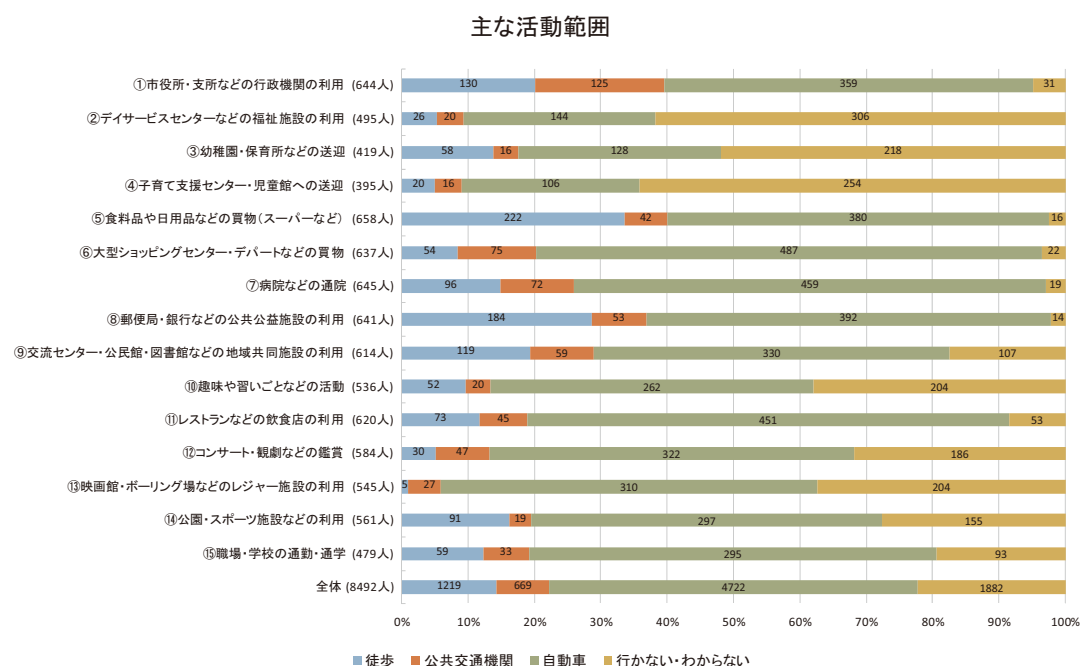
### ■ 主な移動手段（日常生活でそこに行くときの方法）

- ・主な移動手段では、すべての活動にて「自動車・バイク」が86%と圧倒的に高い割合を占めており、次いで「徒歩・自転車」が多く、「バス」は2%とかなり少ない傾向にある（未記入除く）。



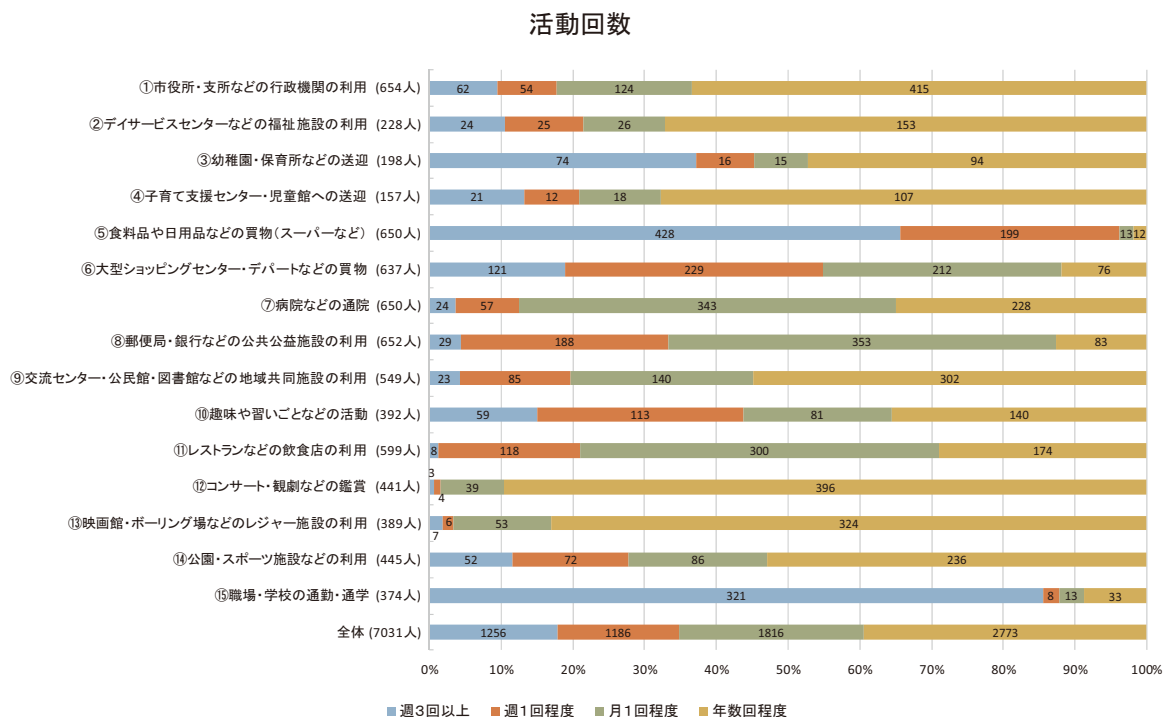
### ■ 主な活動範囲（日常生活でその施設が立地している場所）

- ・主な活動範囲では、「デイサービスセンター」や「子育て支援センター」などの利用者が限られている項目については、「行かない・わからない」との回答が多いが、その他の活動については、「自動車がないと行けない」との割合が高い。



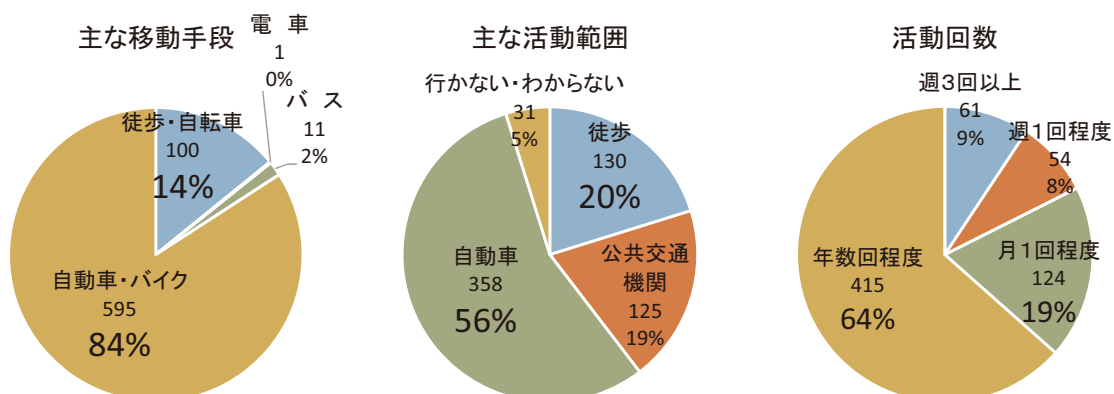
## ■ 活動回数（日常生活でその施設を利用する頻度）

- ・活動回数では、「食料品や日用品などの買物（スーパーなど）」や「職場・学校の通勤・通学」は週3回以上との回答が多い一方で、「病院などの通院」や「郵便局・銀行などの公共公益施設の利用」は月数回となっており、その他の項目では年数回の利用が多い。

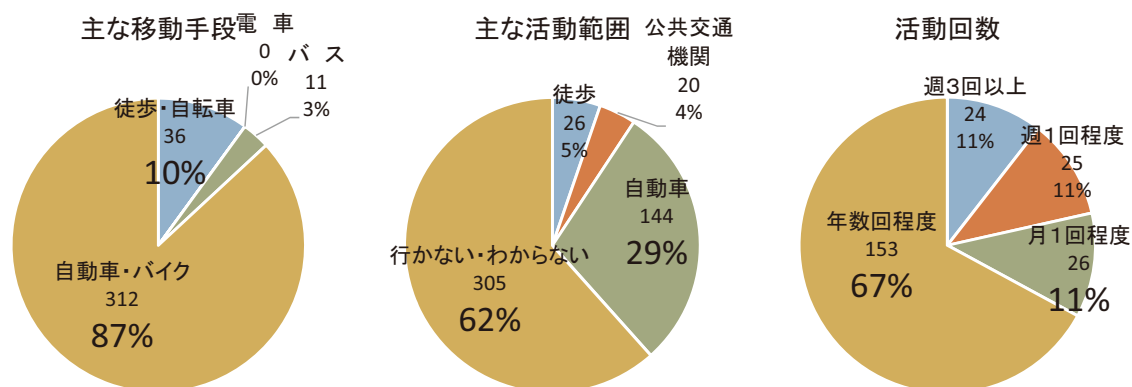


(参考)

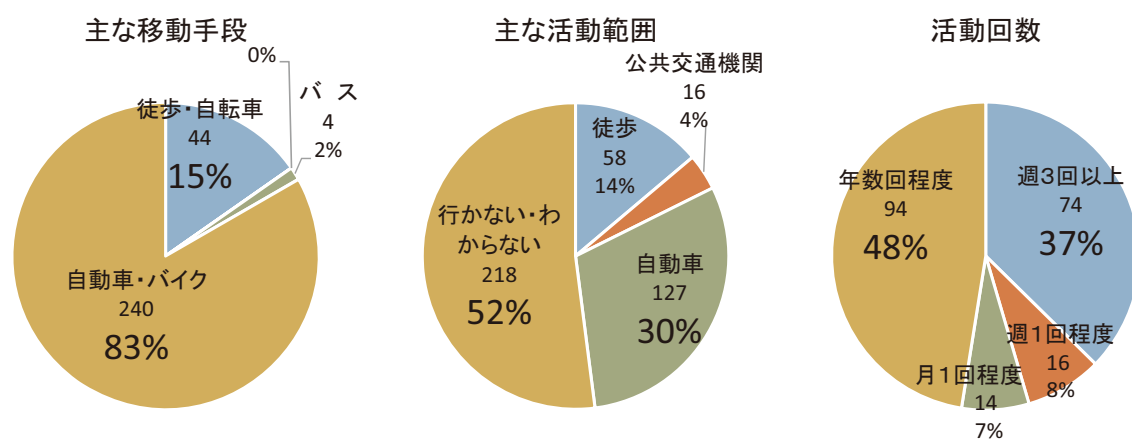
## ①市役所・支所などの行政機関の利用



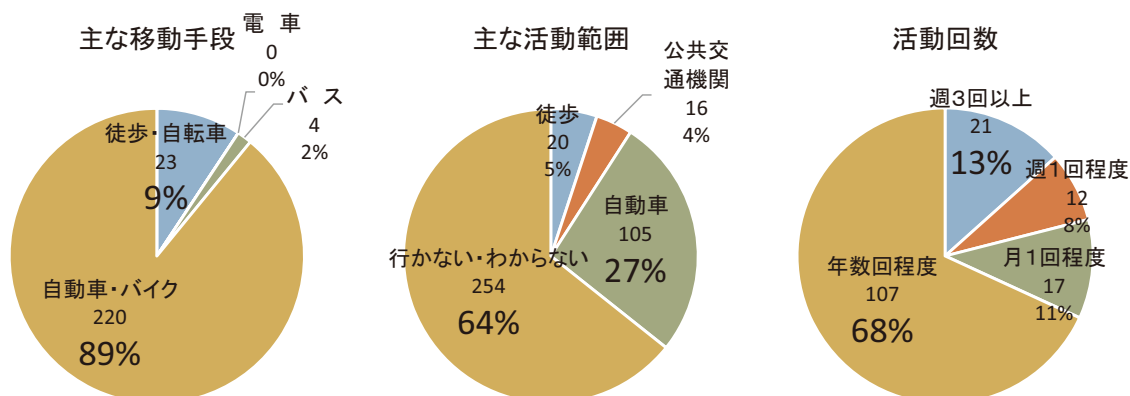
## ②デイサービスセンターなどの福祉施設の利用



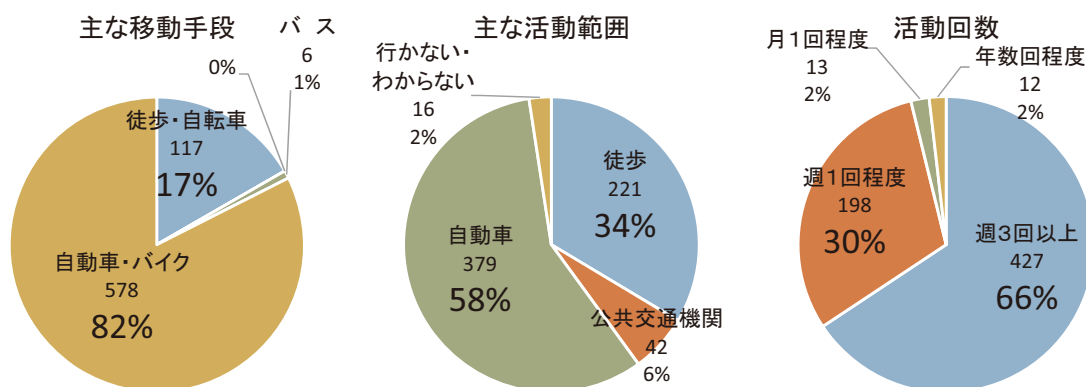
## ③幼稚園・保育所などの送迎



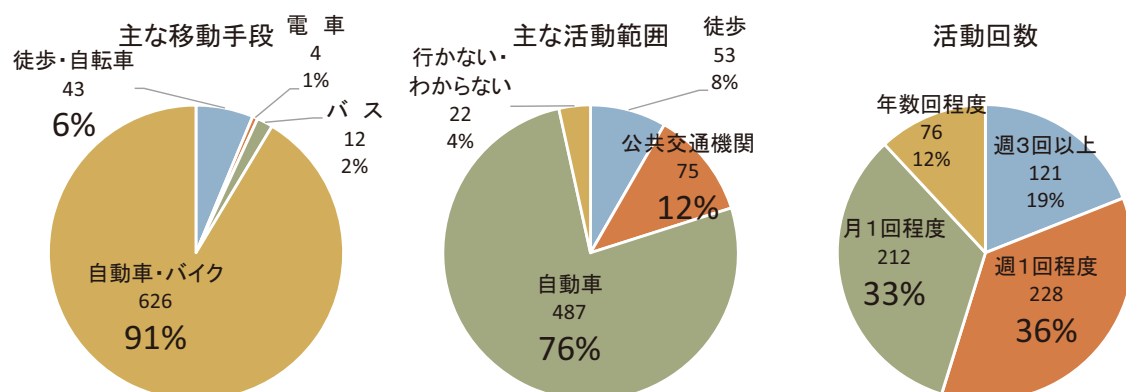
## ④子育て支援センター・児童館への送迎



## ⑤食料品や日用品などの買物（スーパーなど）

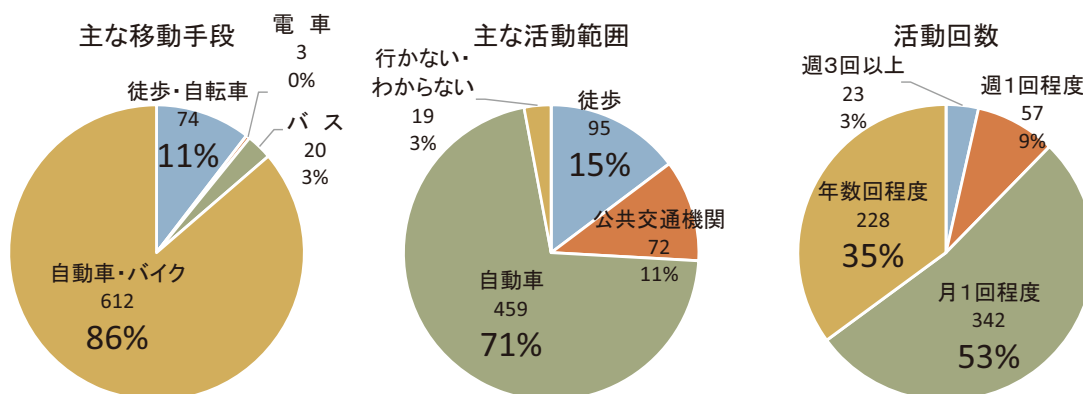


## ⑥大型ショッピングセンター・デパートなどの買物

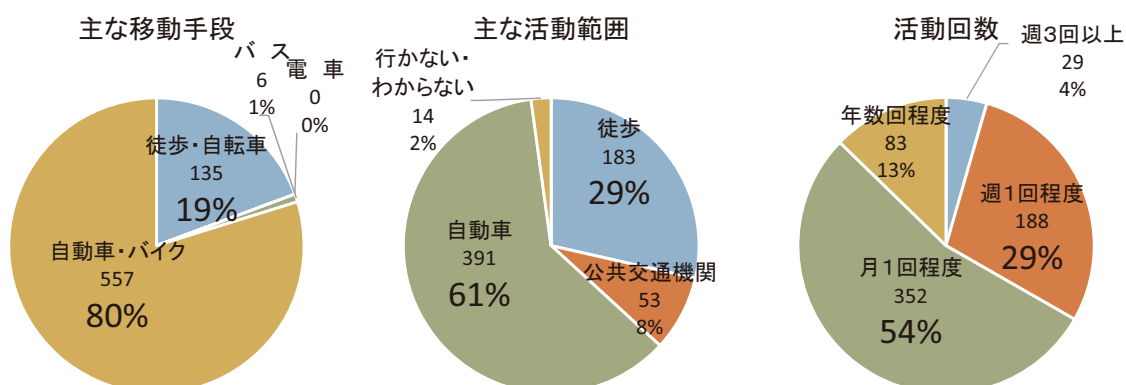




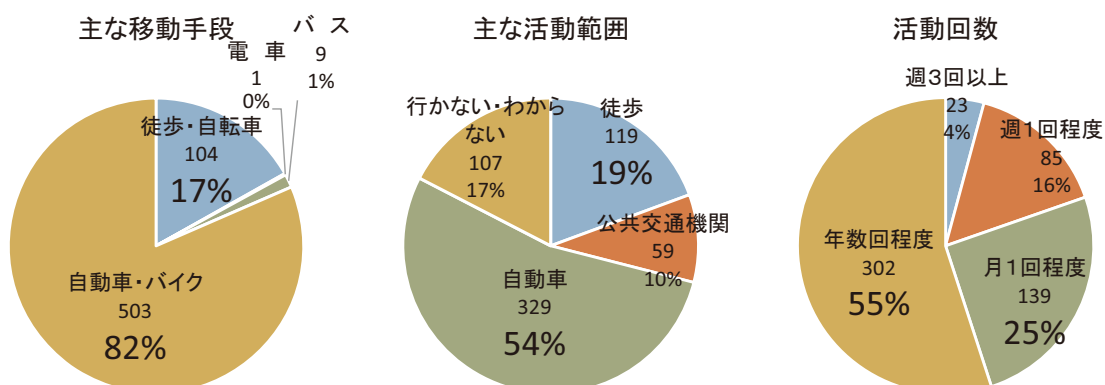
## ⑦病院などの通院



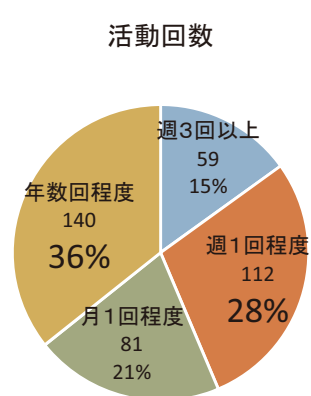
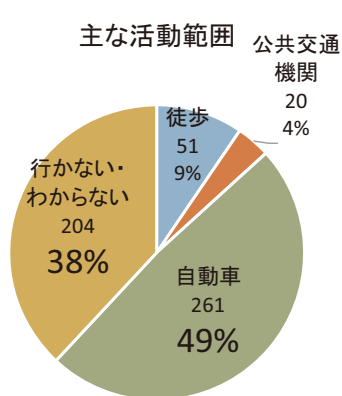
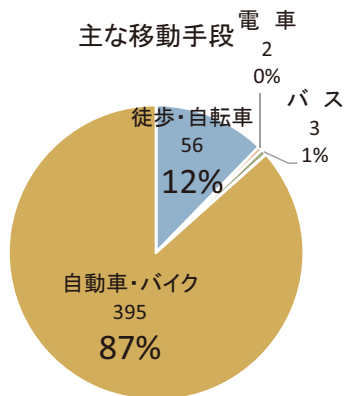
## ⑧郵便局・銀行などの公共公益施設の利用



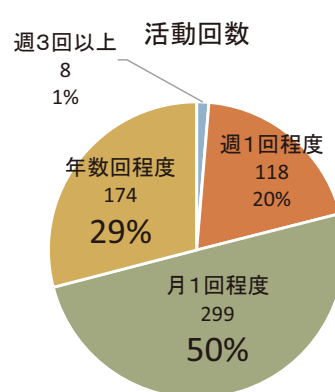
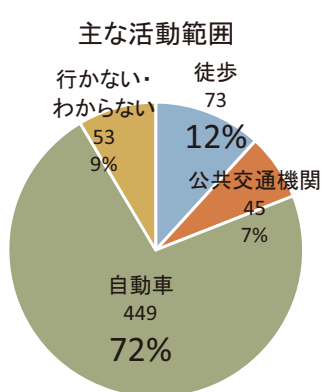
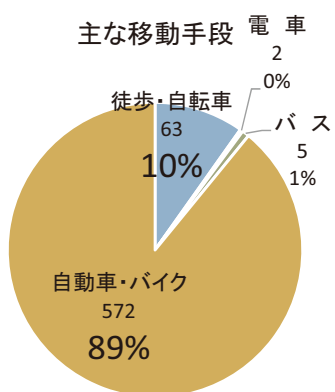
## ⑨交流センター・公民館・図書館などの地域共同施設の利用



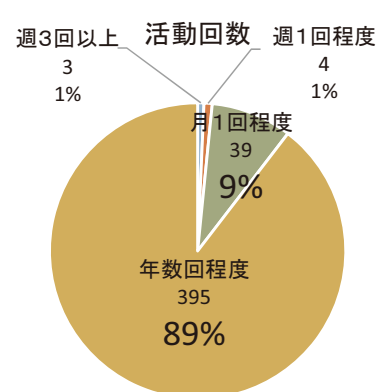
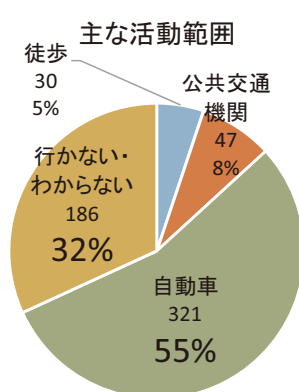
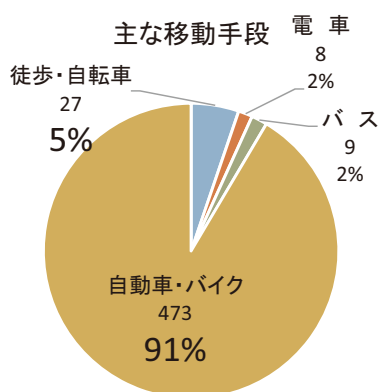
## ⑩趣味や習いごとなどの活動



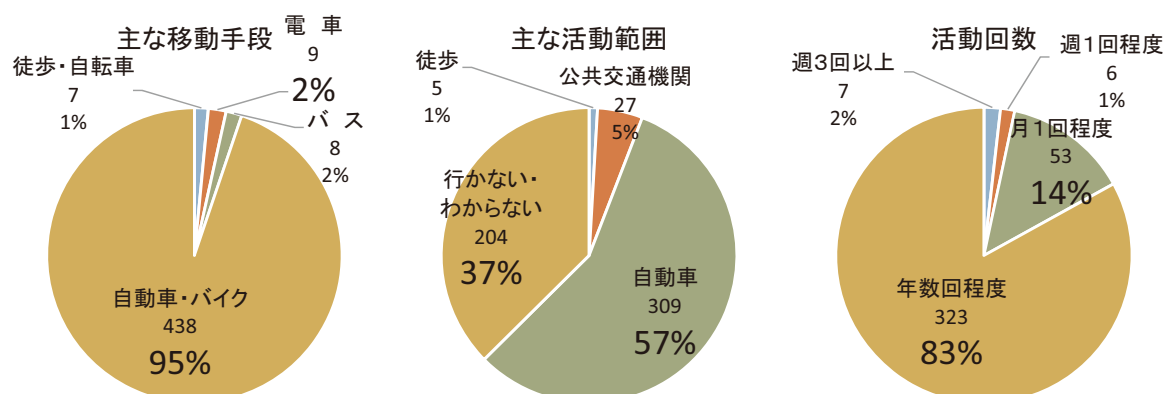
## ⑪レストランなどの飲食店の利用



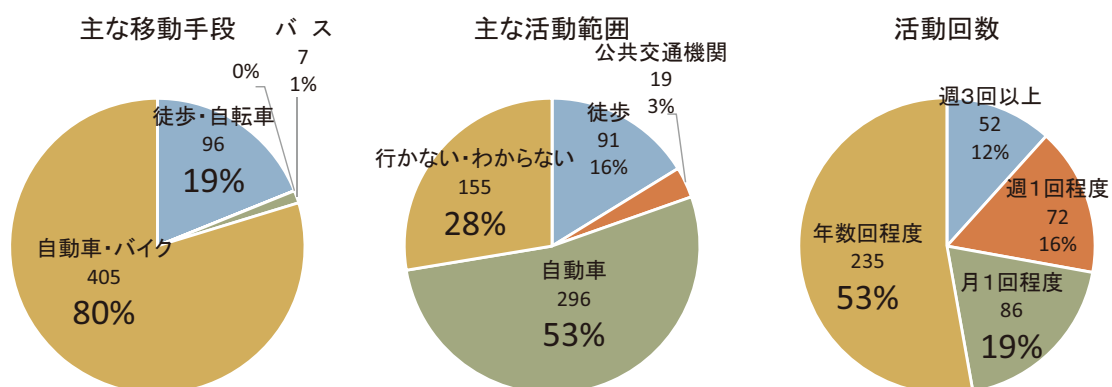
## ⑫コンサート・観劇などの鑑賞



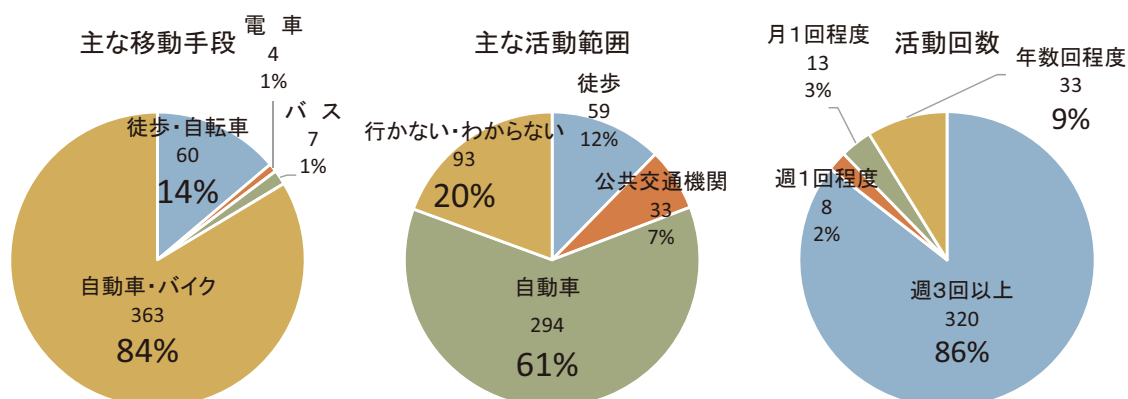
## ⑬映画館・ボーリング場などのレジャー施設の利用



## ⑭公園・スポーツ施設などの利用



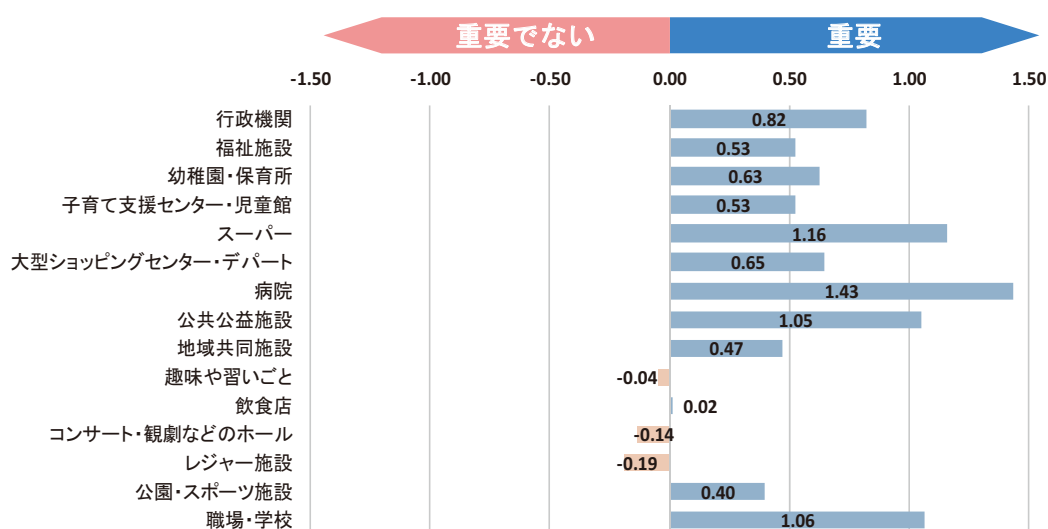
## ⑮職場・学校の通勤・通学



問9-2) あなたの日常生活において、以下の施設の重要度・満足度・不満な場合の理由について教えてください。

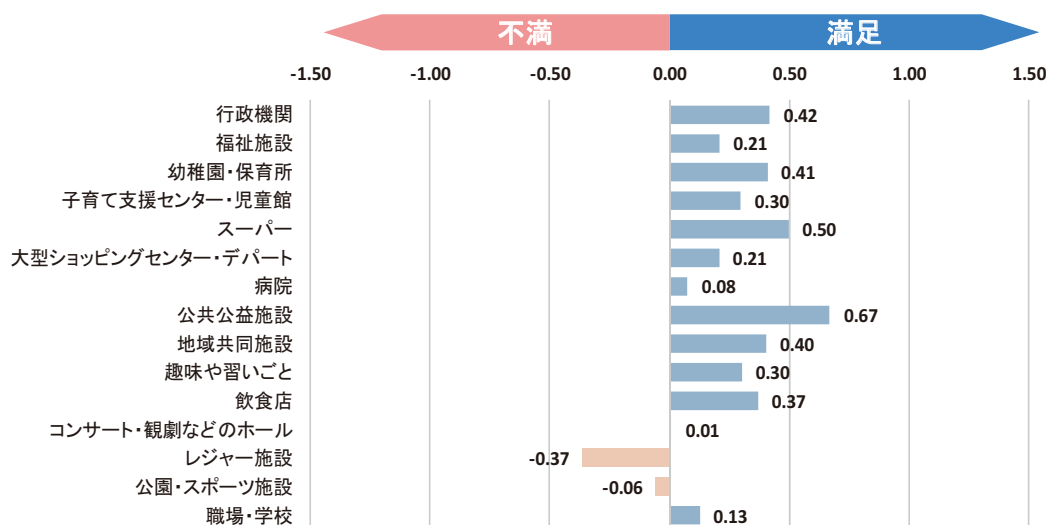
### ■ 将来の重要度の点数化

- ・「満足」2点、「やや満足」1点、「やや不満」-1点、「不満」-2点、「無回答」除外として平均点を算出した。
- ・日常の活動にて重要度の高い項目としては、「病院」や「スーパー」などの利用頻度が高く、生活に密着した施設が挙げられている一方で、「趣味や習いごと」、「コンサート・観劇」、「レジャー施設」などの娯楽施設では重要度が低い。



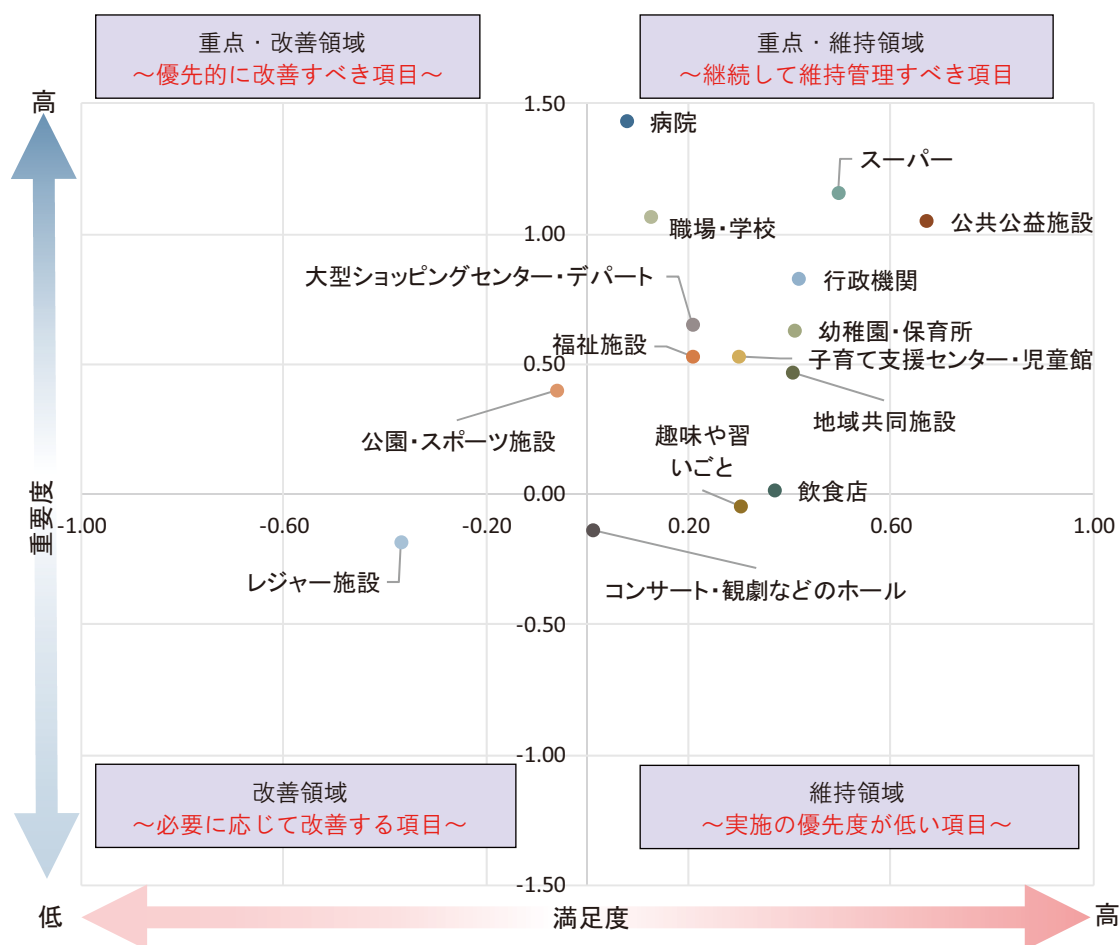
### ■ 現在の満足度の点数化

- ・「満足」2点、「やや満足」1点、「やや不満」-1点、「不満」-2点、「無回答」除外として平均点を算出した。
- ・日常生活において現在の施設について、全体的に満足しているという住民意向となっている。
- ・満足度の高い項目としては、重要度と同様に「公共公益施設」や「スーパー」が挙げられている。一方、「レジャー施設」や「公園・スポーツ施設」などでは満足度が低い。



## ■ 充実が期待される施設内容

- ・これら平均値での算出結果をクロス集計した結果、ほとんどの項目にて「重点・維持領域」に属しているが、「公園・スポーツ施設」や、「レジャー施設等」については、改善の余地がある。

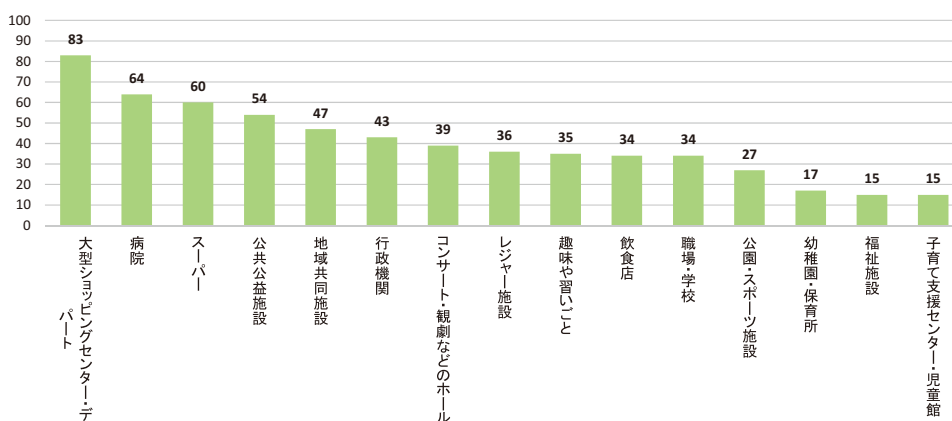




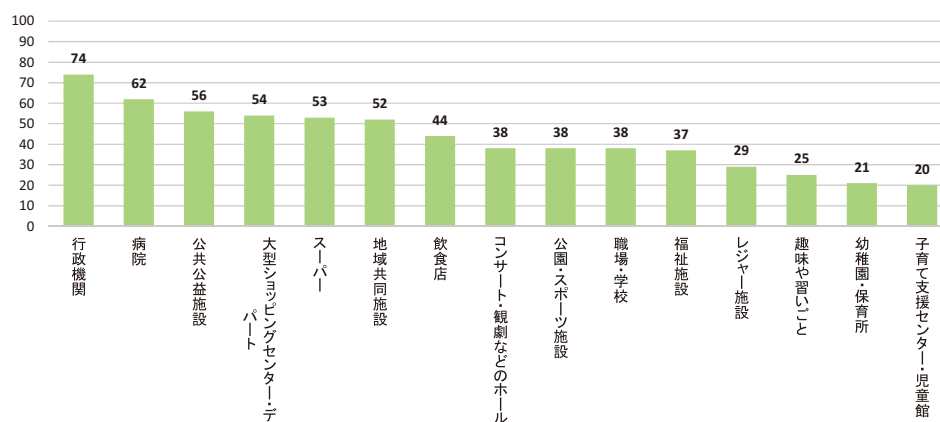
## ■ 施設に対して不満な理由

- ・不満の理由としては、各施設ともに「数が少ない」との割合が高く、次いで「公共交通がない」、「移動時間がかかる」との意見が多かった。
- ・「移動時間がかかる施設」については、「大型ショッピングセンター」や「病院」、「スーパー」などが多く、交通手段として公共交通が少ない施設については、「行政機関」や「病院」、「公共公益施設」が挙げられた。
- ・一方、施設数が少ない施設については、「レジャー施設」や「公園・スポーツ施設」などの娯楽施設で多く意見が挙がった。

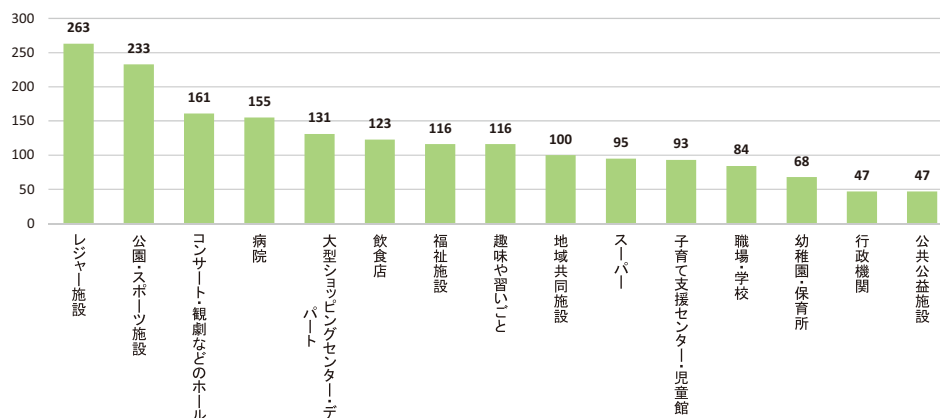
移動時間がかかる



公共交通がない

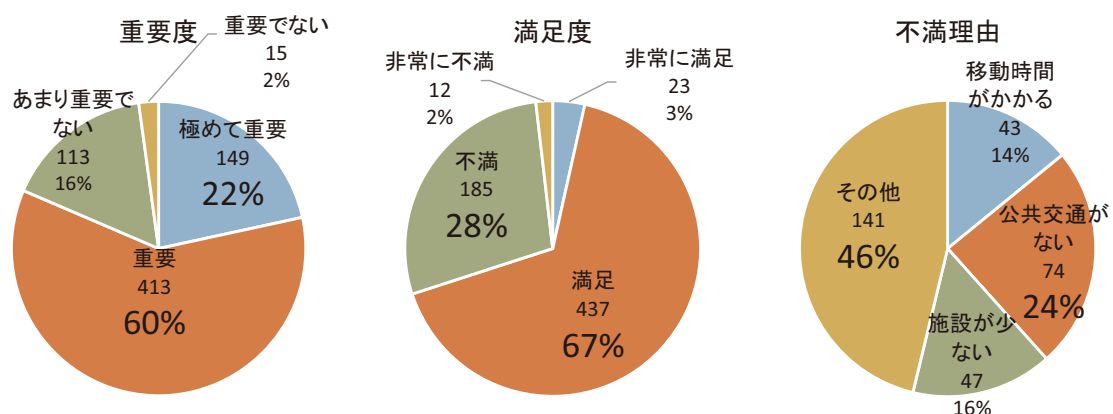


施設が少ない

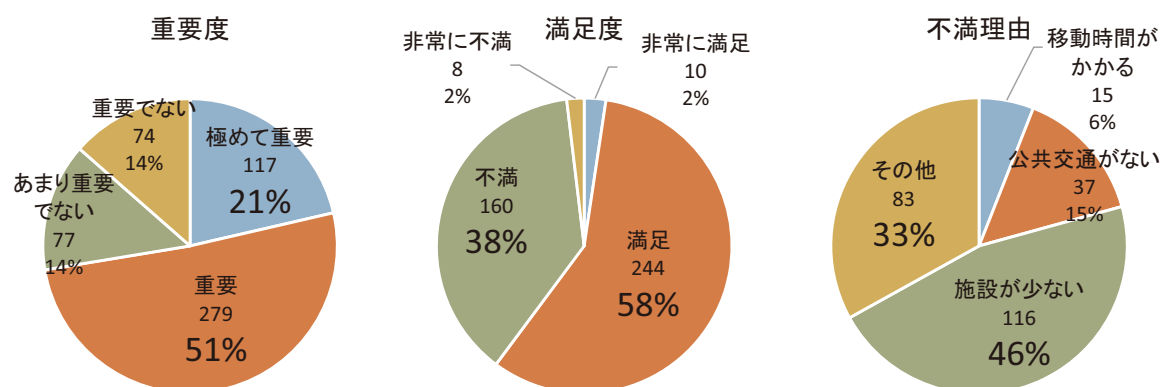


(参考)

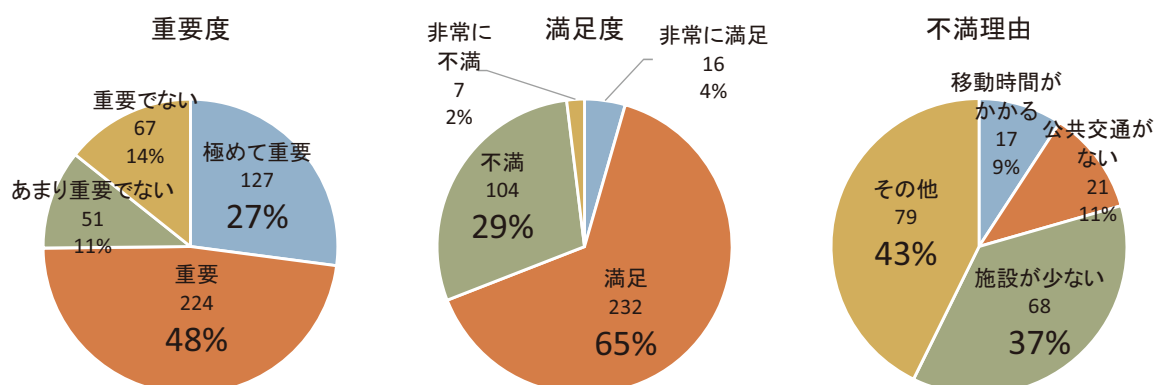
## ①市役所・支所などの行政機関の利用



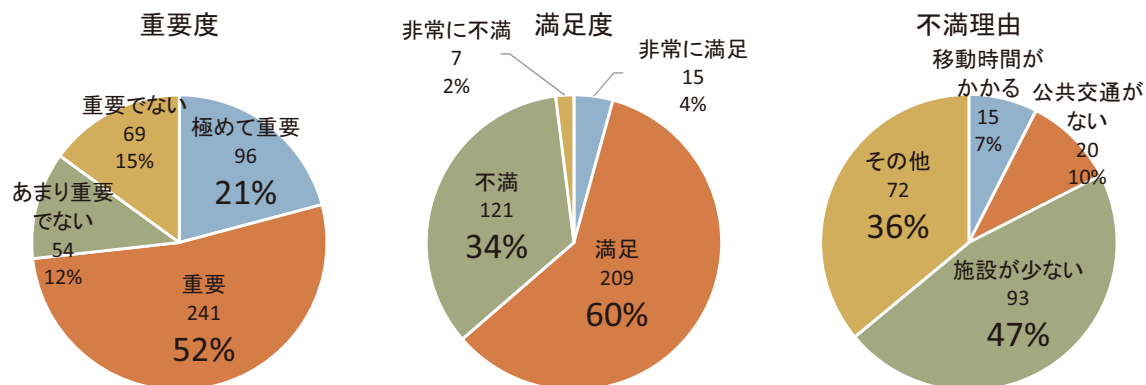
## ②デイサービスセンターなどの福祉施設の利用



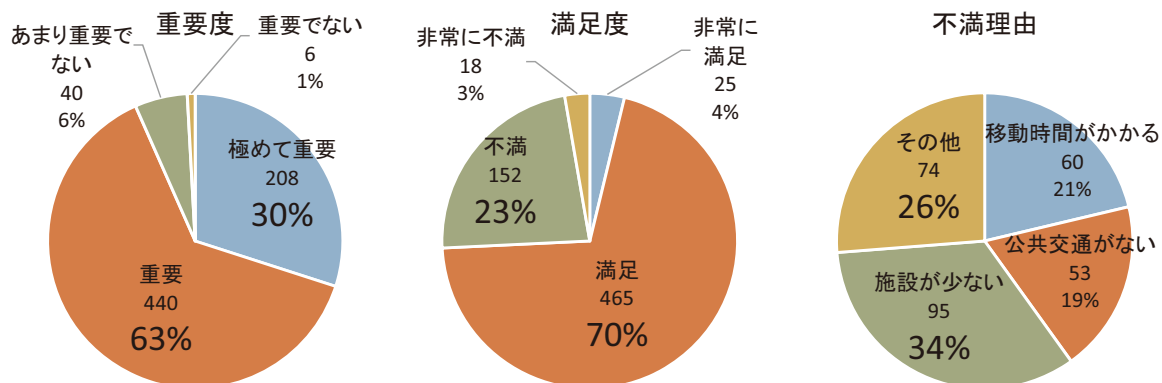
## ③幼稚園・保育所などの送迎



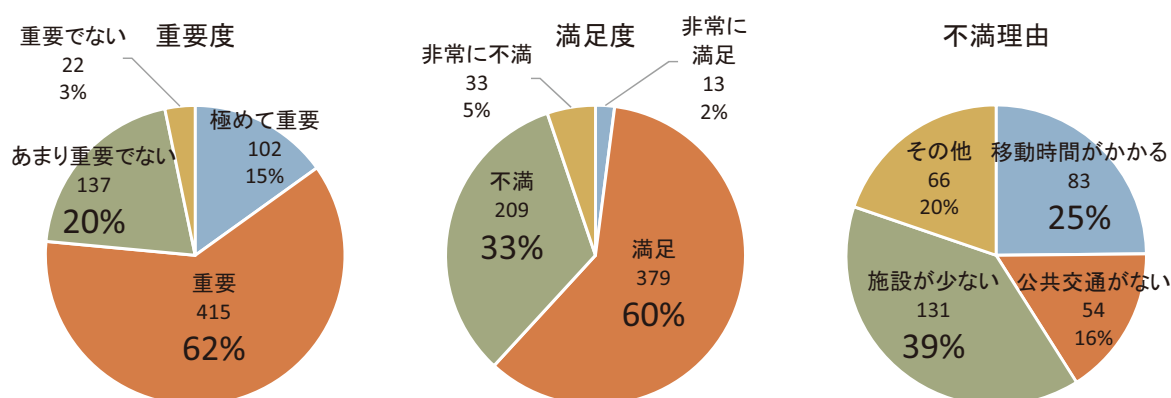
## ④子育て支援センター・児童館への送迎



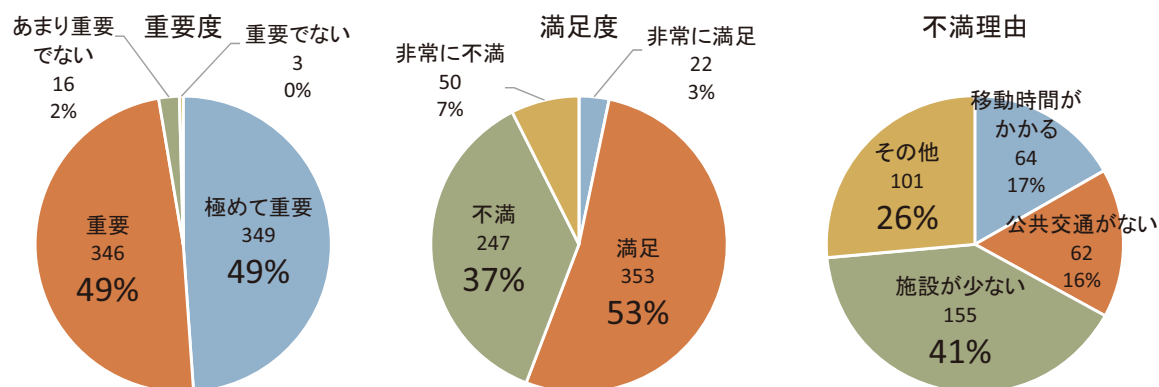
## ⑤食料品や日用品などの買物（スーパーなど）



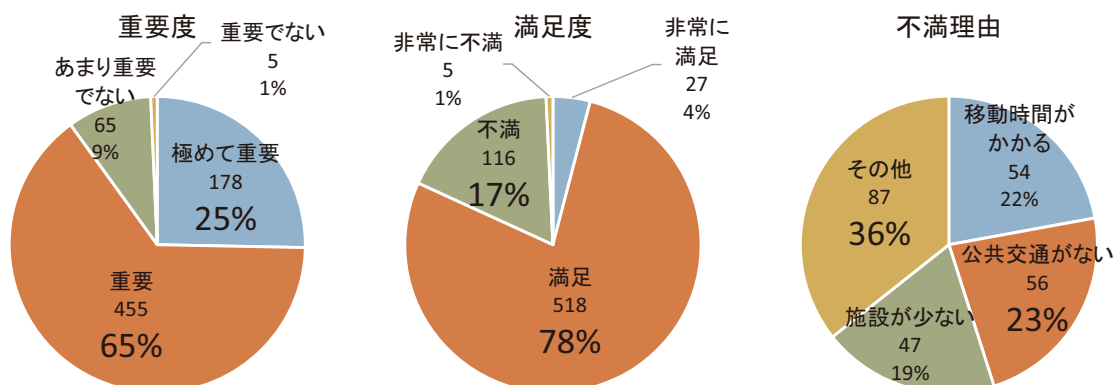
## ⑥大型ショッピングセンター・デパートなどの買物



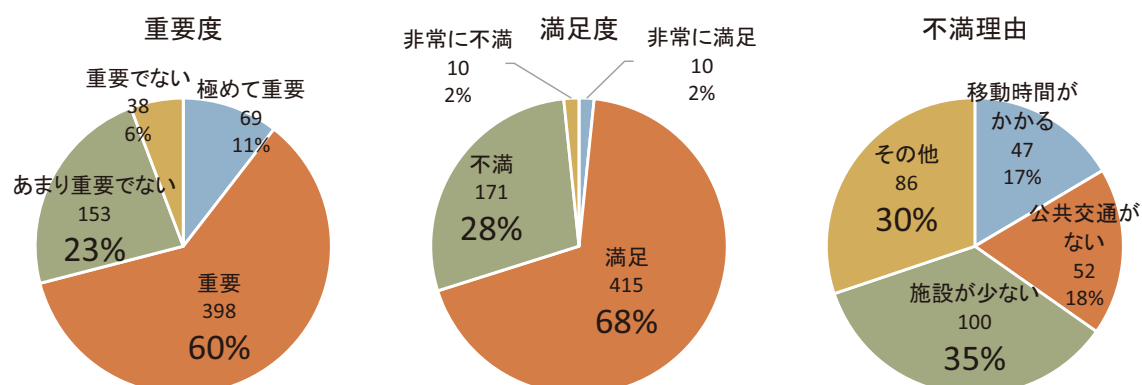
## ⑦病院などの通院



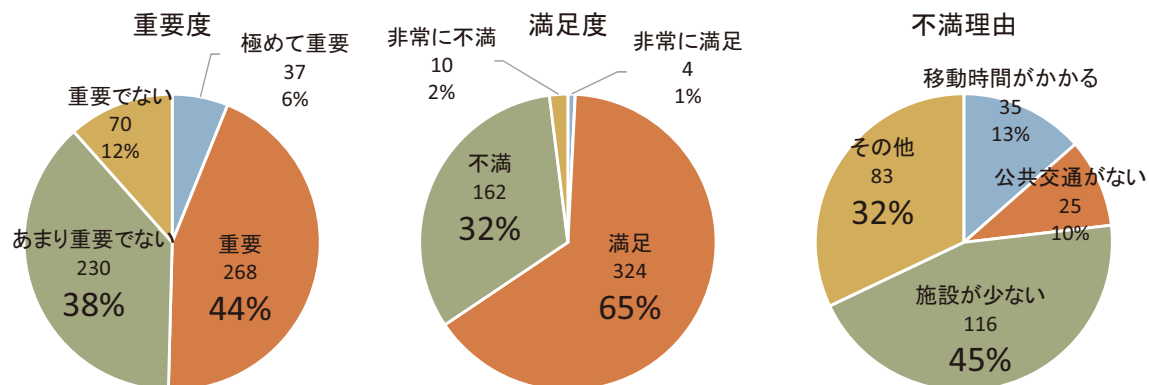
## ⑧郵便局・銀行などの公共公益施設の利用



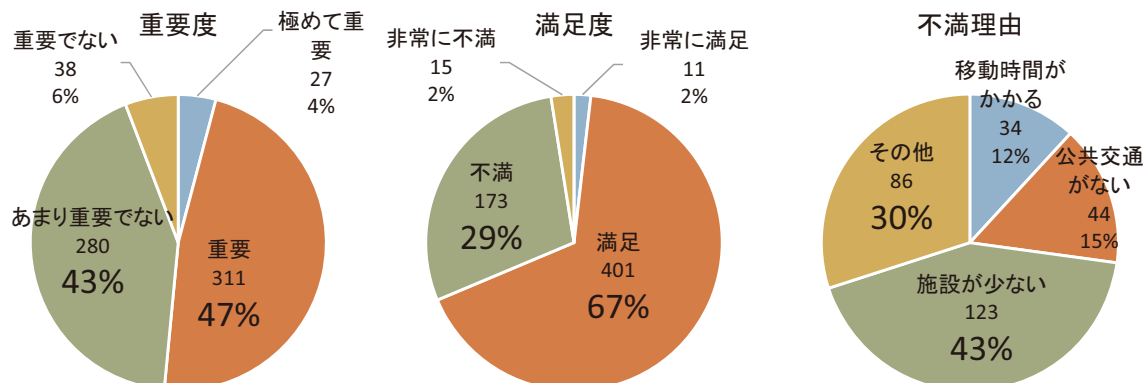
## ⑨交流センター・公民館・図書館などの地域共同施設の利用



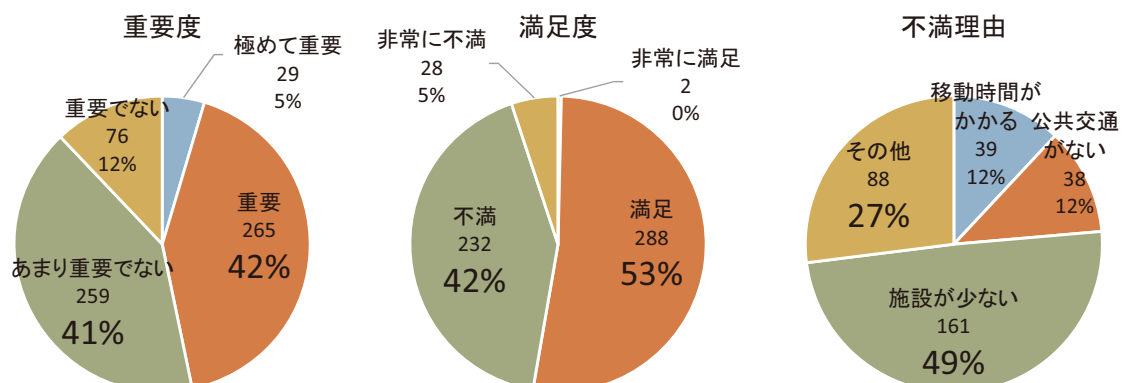
## ⑩趣味や習いごとなどの活動



## ⑪レストランなどの飲食店の利用

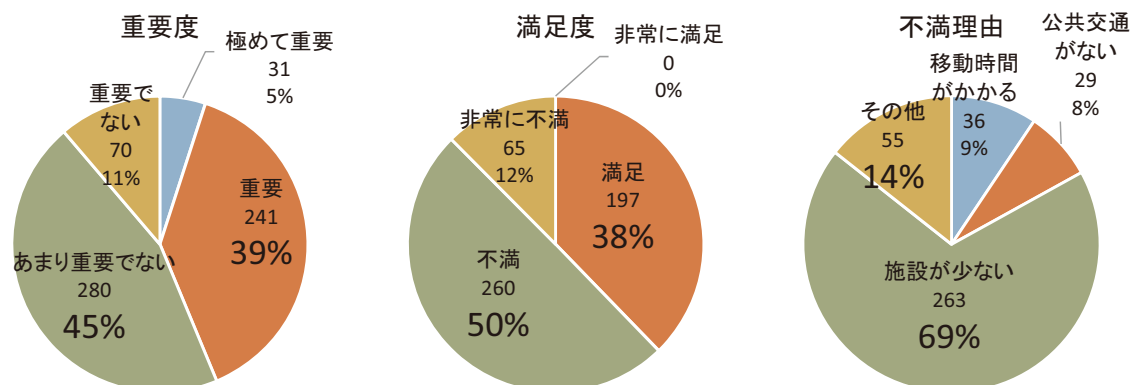


## ⑫コンサート・観劇などの鑑賞

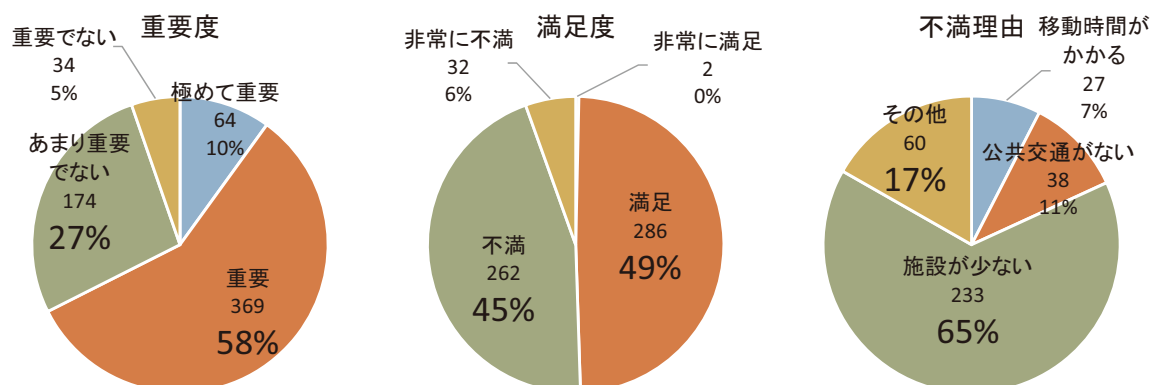




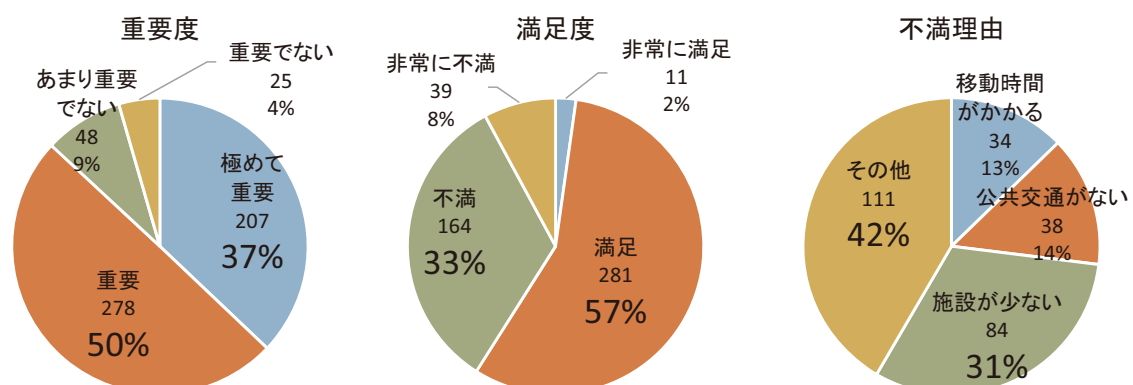
## ⑬映画館・ボーリング場などのレジャー施設の利用



## ⑭公園・スポーツ施設などの利用



## ⑮職場・学校の通勤・通学



## 5 将来の都市像について

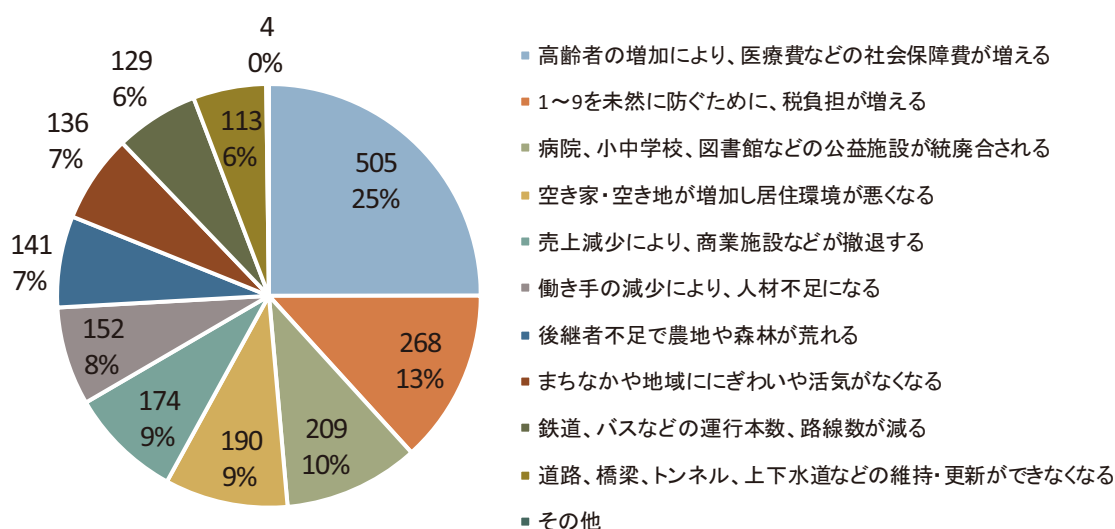
### 《生活への影響》

問 10) 人口減少・高齢化の進行により予想される影響について、あなたの普段の生活に関係するものはどれだと思いますか？

#### ■ 人口減少・高齢化が普段の生活に関係するもの

- ・人口減少・高齢化が普段の生活に関係するものとしては、「高齢者の増加により医療費などの社会保障費が増える」との意見が 25%と最も多く、次いで「各課題に関する税負担が増える」との意見が多い。

問10: 人口減少・高齢化が普段の生活に関係するもの



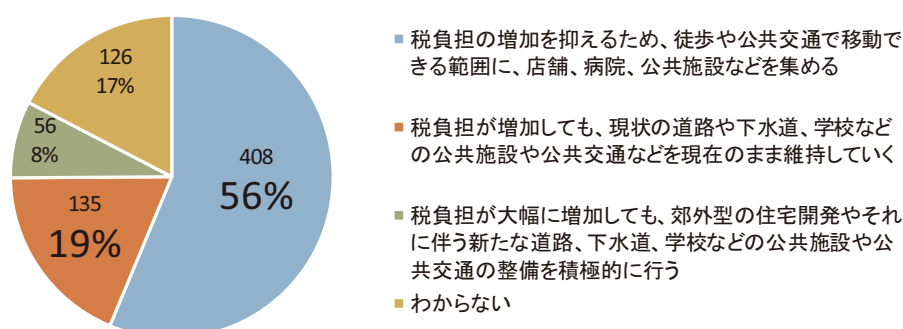
### 《コンパクトなまちづくり》

問 11) 日向市が持続的な発展を遂げていくためには、今後どのようなまちづくりを行っていくべきだと思いますか？

#### ■ 税負担と今後のまちづくりの意向

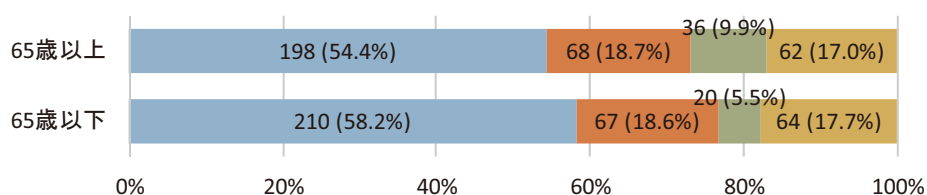
- ・今後のまちづくりについて、「税負担の増加を避けたまちづくりの手法を進めるべき」との意見が 56%と多い。

問11: 今後のまちづくり



## ■ 年代別比較

- ・65歳以下では65歳以上に比べて若干多いが、あまり差はない。

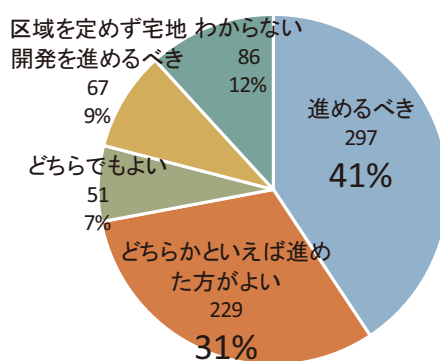


問 12) 国や日向市では、今後の人口減少や少子高齢化に対応するため、現在の市街地の範囲内で医療や子育て施設などを集約したコンパクトで効率的なまちづくりを進めています。  
このことについてどのように思いますか？

## ■ コンパクトなまちづくりの必要性の意向

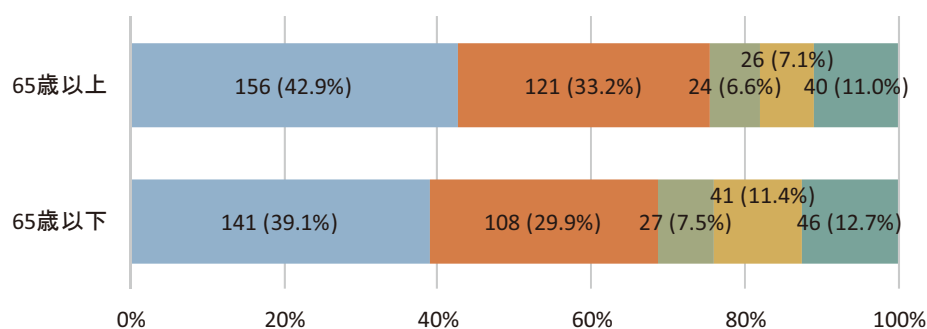
- ・都市のコンパクト化については、「進めるべき」および「どちらかといえば進めるべき」との意見が72%と非常に多い。
- ・逆にコンパクトなまちづくりと相反し、「区域を定めて宅地開発を進めるべきである」との意見は9%と少数である。

問12:コンパクトなまちづくりの必要性



## ■ 年代別比較

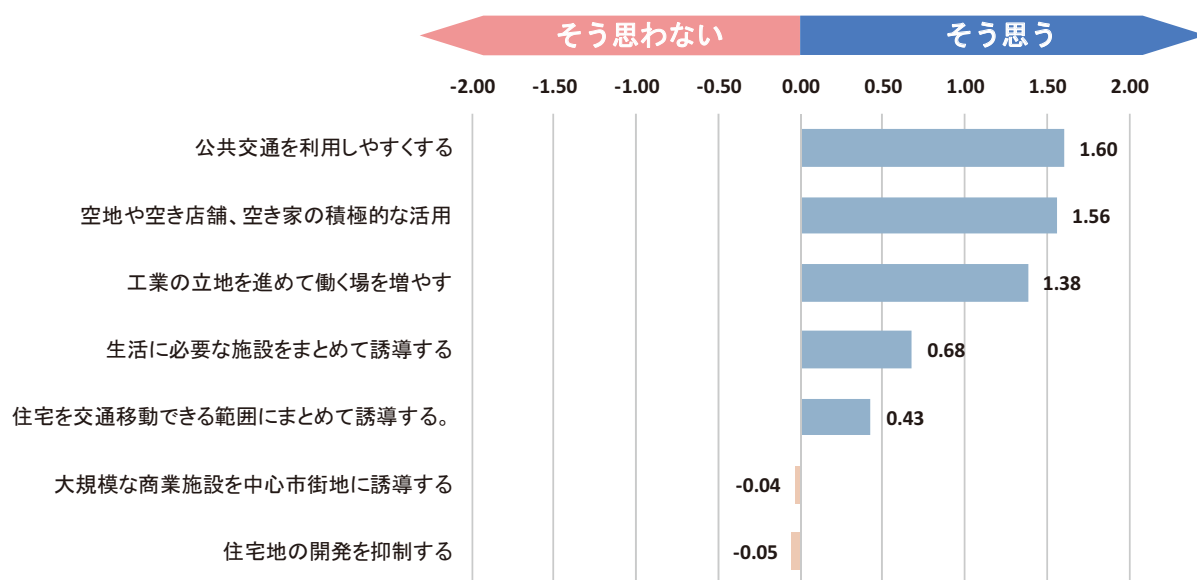
- ・65歳以上では65歳以下に比べて「進めるべき」との意見が多い。



問 13) 今後、日向市がコンパクトなまちづくりを進める上で、どのようなことを目指すべきだと思いますか？

■ 目指すべきコンパクトなまちづくりとは

- ・「そう思う」2点、「ややそう思う」1点、「あまりそう思わない」－1点、「そう思わない」－2点、「無回答」除外として平均点を算出した。
- ・コンパクトなまちづくりを進める上で目指すべきこととしては、「公共交通を利用しやすくする」「空地や空き店舗、空き地の積極的な活用」「工業の立地を進めて働く場を増やす」等を重要視している。
- ・また、「大規模な商業施設を中心市街地に誘導する」という意見についても、「そう思わない」という結果となった。



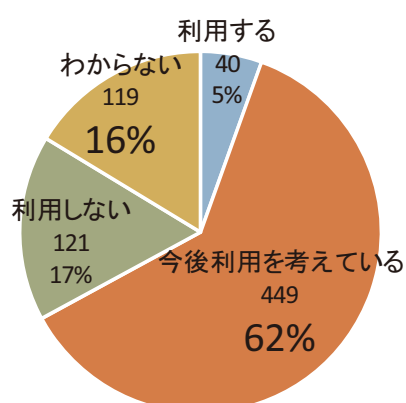
## 《ネットワークのまちづくり》

問 14) 公共交通（バス）の利用について、どのように考えていますか？

### ■ バス利用の意向

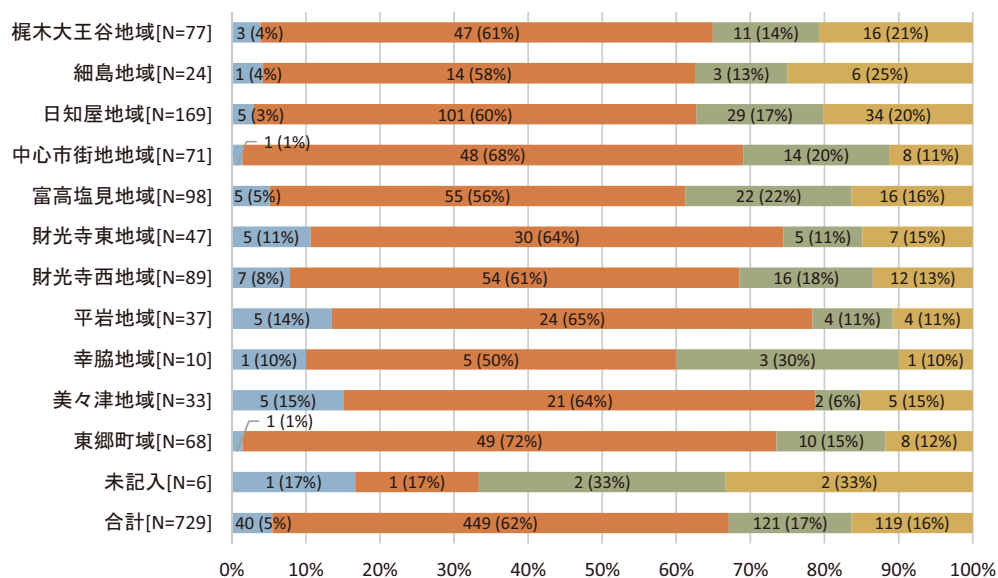
- ・バスの利用については、「現在の利用者」に加え、「今後は利用を考えている」との意見が合計で 67%と最も多く、バスの必要性を実感している結果となった。

問14:バスの利用について



### ■ 地域別比較

- ・平岩、美々津地域では、利用意向が高いが、幸脇地域では利用意向が低い。



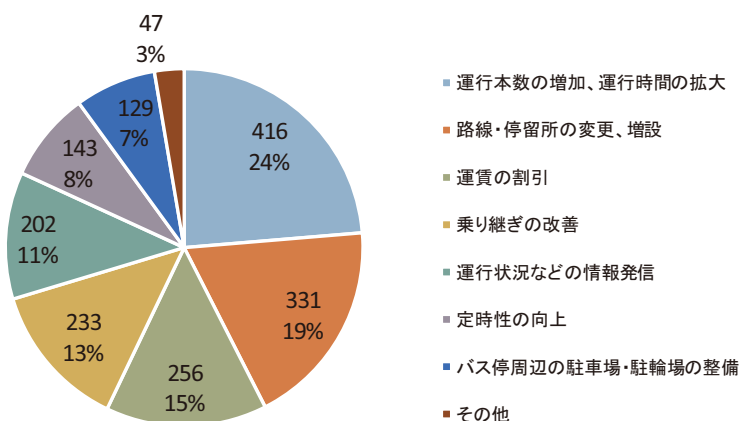


問 15) 公共交通（バス）について、利用者を増やすためにどのようなことが必要だと思いますか？

### ■ 利用者を増やす方法

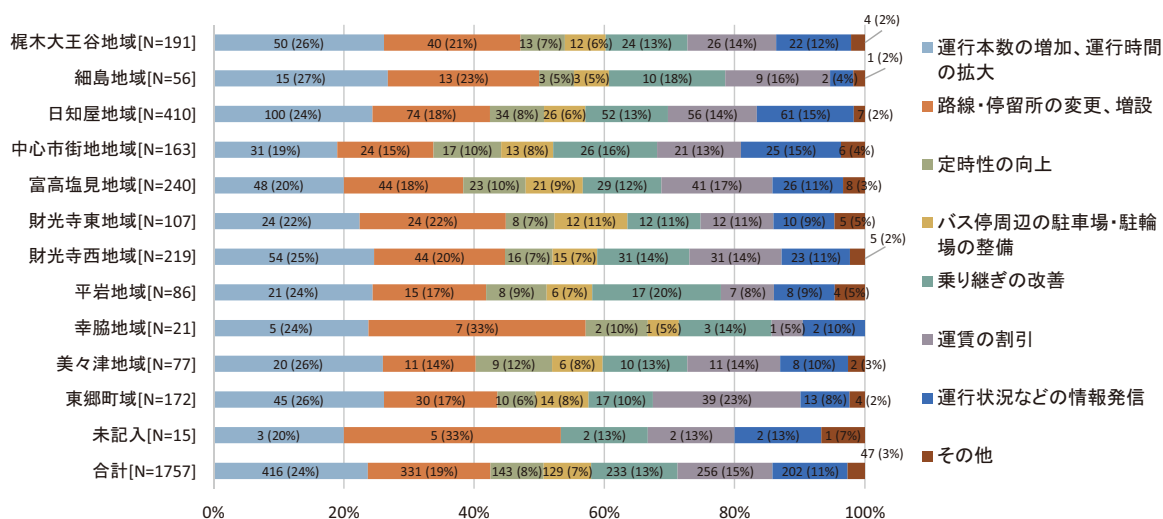
- ・また、利用者を増やすためには、「運行本数の増加、運行時間の拡大」が 24%、「路線や停留所の変更・増設」が必要であるとの意見が 19%と多い。

問15: 利用者を増やすために



### ■ 地域別比較

- ・東郷町などでは、遠方ということもあり、「運賃の割引」が望まれている。
- ・また、幸協地域では「路線・停留所の変更・増設」が望まれている。



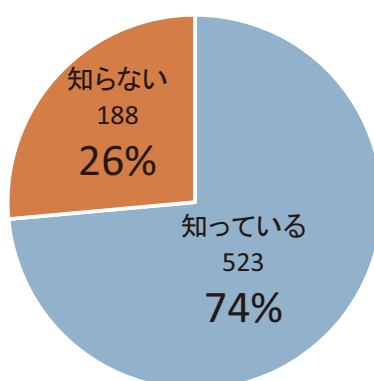
## 6 防災減災対策について

問 16) あなたのお住まいの地域の危険箇所や避難箇所を知っていますか？

### ■ 危険箇所や避難箇所の認知度

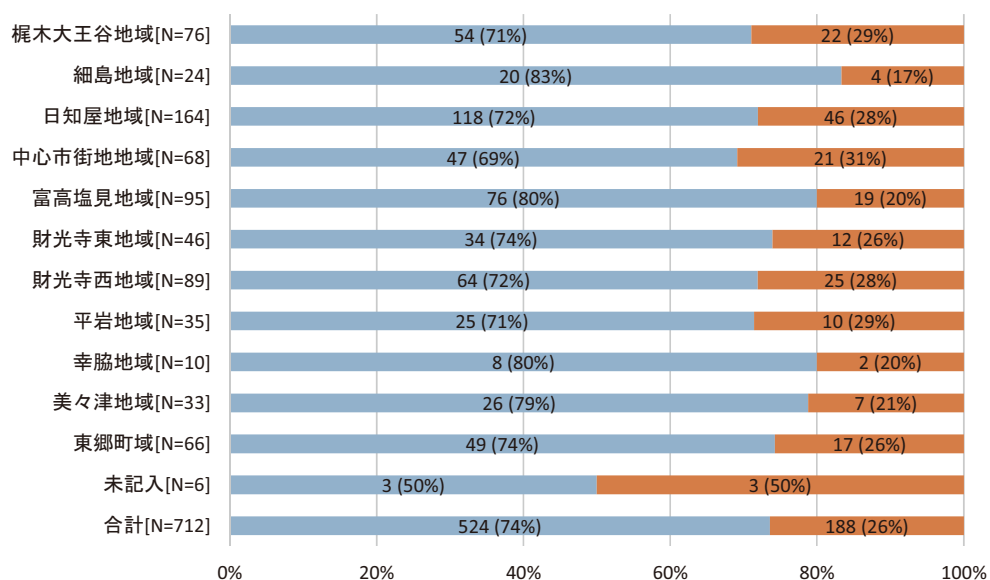
- ・お住まいの地域の危険箇所や避難箇所を「知っている」との意見が 74%と 4 分の 3 が知っている。

問16: 危険箇所や避難箇所の認知度



### ■ 地域別比較

- ・認知度は、細島地区 83%が高く、中心市街地 69%が低い。

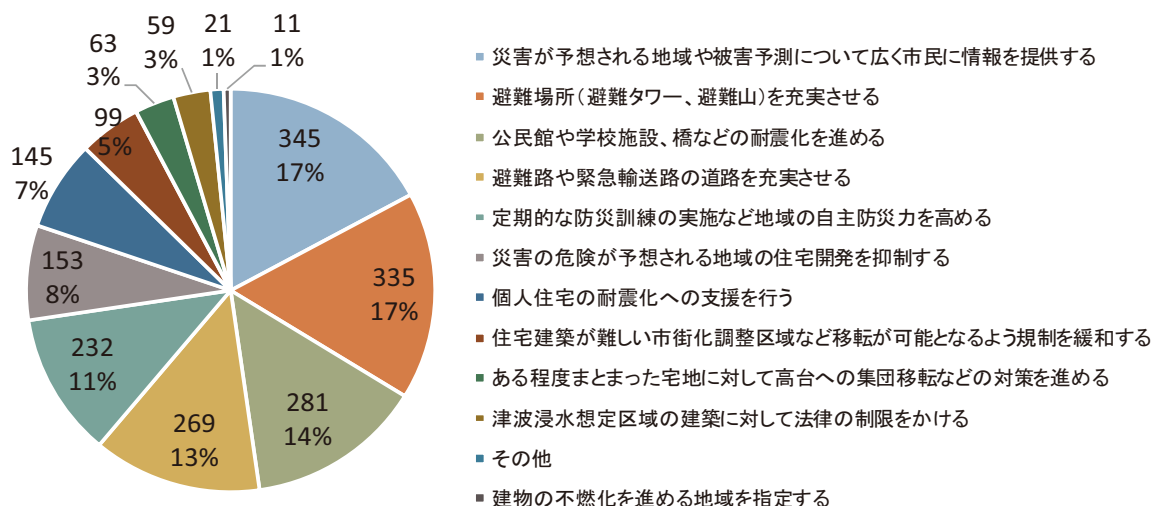


問 17) 災害に強いまちづくりを進める上で、市が積極的に取り組む必要がある防災対策はどれですか？

### ■ 必要な防災対策

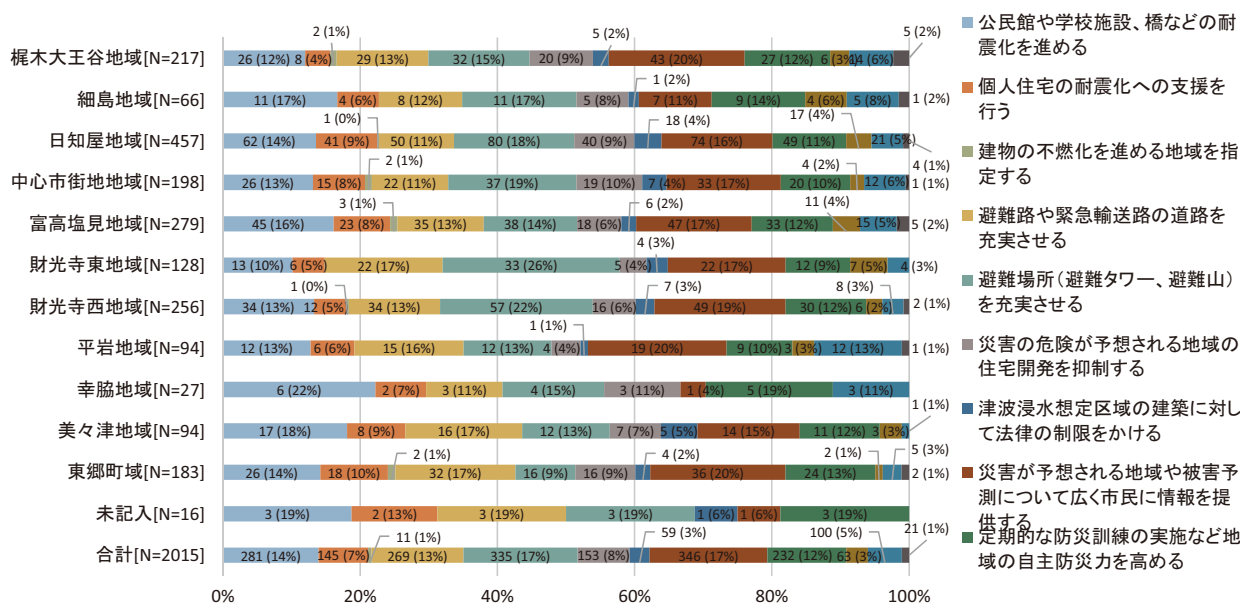
- ・ 防災に必要な対策としては、「広い地域への情報提供」や「避難場所（避難タワー、避難山）を充実させる」がそれぞれ 17%と最も多く、次いで「公民館や学校施設、橋などの耐震化」を進めるとの意見が 14%と多い。

問17: 必要な防災対策



### ■ 地域別比較

- ・ 財光寺東および西については、特に「避難場所の設置」が望まれている。



## 7 今後、取り組むべき施策について

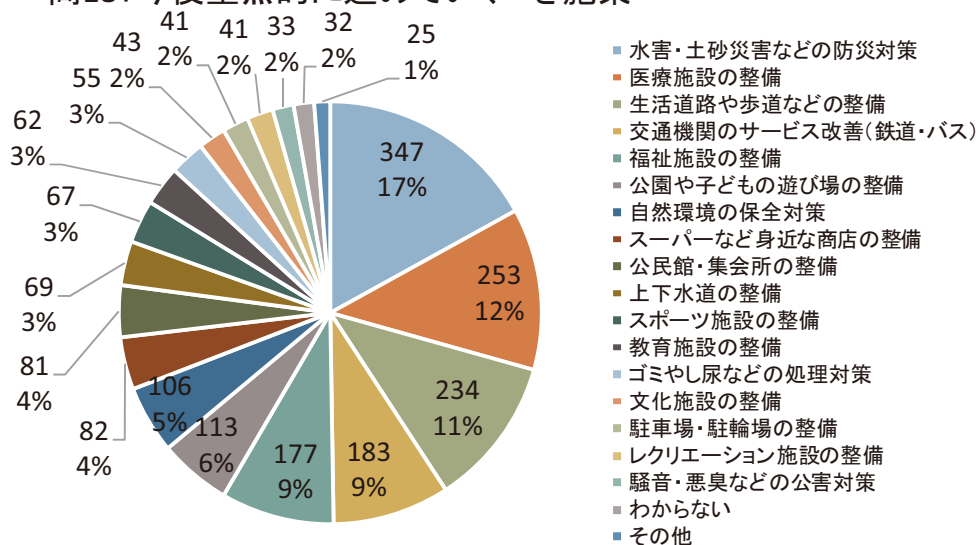
### 《施策》

問 18) 今後、重点的に進めていくべき施策はなんですか？

#### ■ 今後重点的に進めていく施策

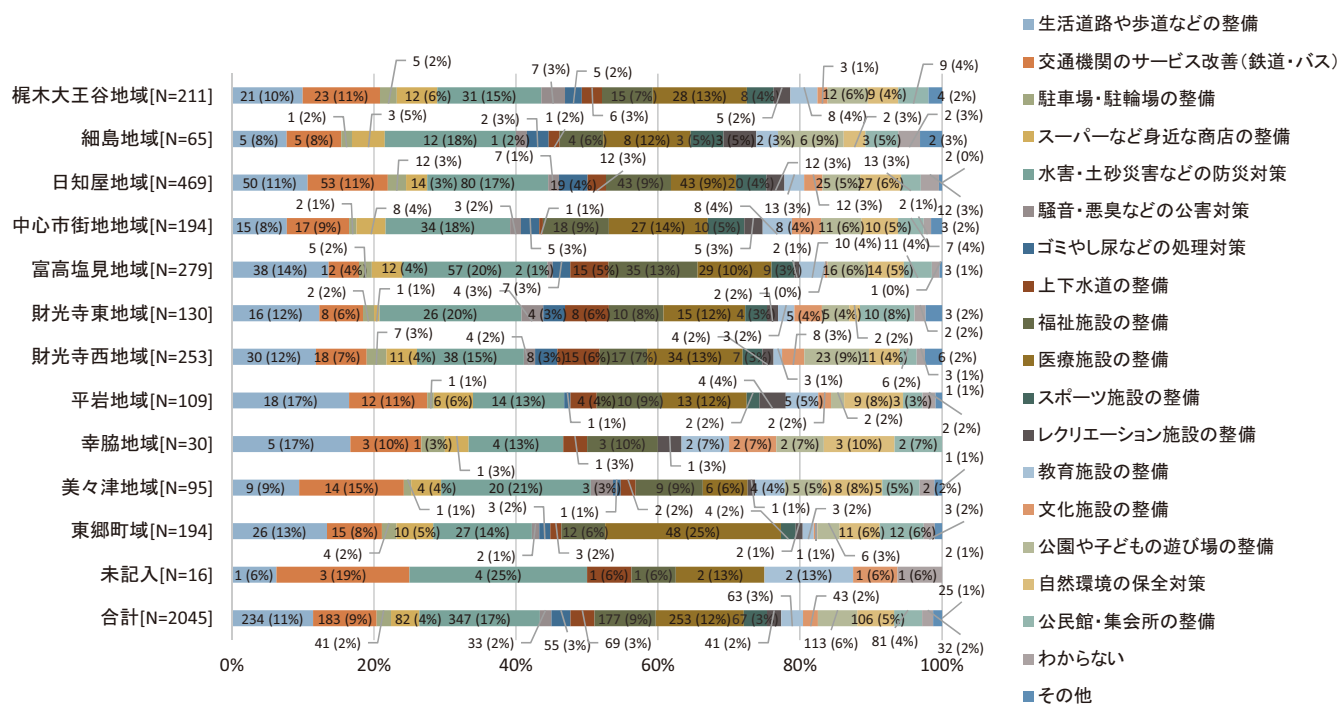
- ・ 今後重点的に進めていくべき施策については、「水害・土砂災害などの防災対策」や「医療施設の整備、生活道路」や「歩道などの整備」を重要視する意見が多い。

問18: 今後重点的に進めていくべき施策



#### ■ 地域別比較

- ・ 平岩、幸協地域では、特に「生活道路や歩道などの整備」を進めるべきとの意見が多い。
- ・ 東郷町域では、「医療施設の整備」を進めるべきとの意見が多い。

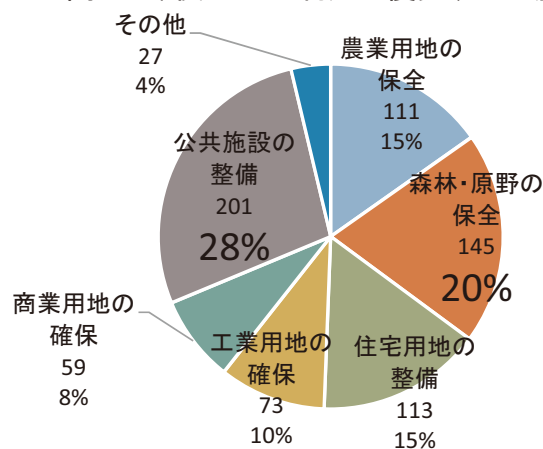


## 問 19) 今後の土地利用で優先すべき施策はなんですか？

## ■ 今後の土地利用で優先すべき施策

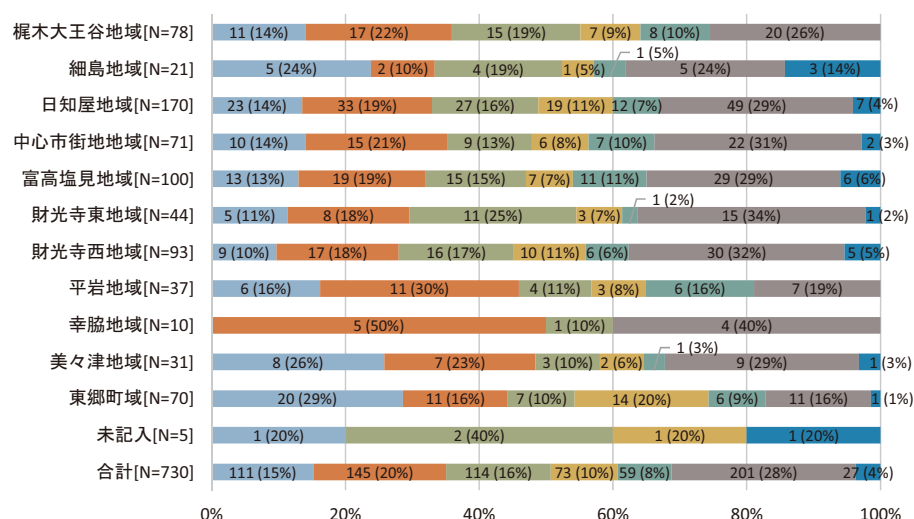
- ・今後の土地利用で優先すべき施策については、「公共施設の整備」が28%と最も多く、次いで「森林・原野の保全」が20%と多い。一方、「商業や工業用地の確保」については優先度が低い。この傾向は過年度の結果とあまり変わらない。

問19: 今後の土地利用で優先すべき施策



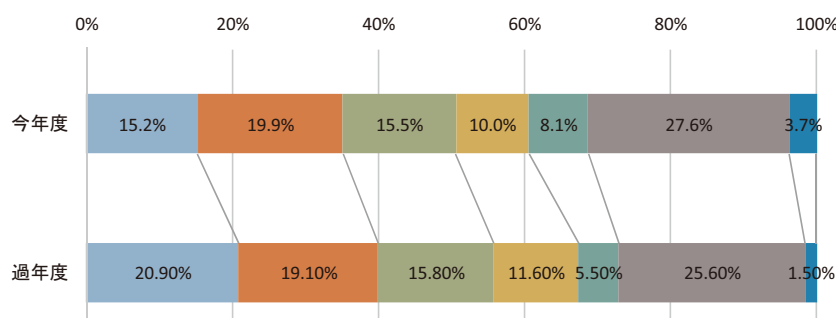
## ■ 地域別比較

- ・財光寺東および西、中心市街地では、「公共施設の整備」を優先すべきとの意見が多い。
- ・一方、美々津、東郷町などの農地を抱える地域では「農用地の保全」が多数を占めている。



## ■ 経年比較

- ・今年度と過年度を比較すると、今後の土地利用で優先すべき施策として「農業用地の保全」という意見の減少が目立つ。





## 《市街化調整区域の土地利用》

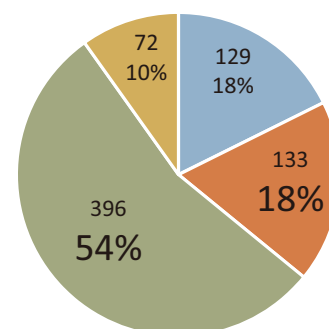
問 20) 市街化調整区域について今後どのような土地利用を行っていくべきだと思いますか？

### ■ 市街地調整区域の土地利用の意向

- ・市街化調整区域での土地利用としては、「雇用促進のために企業誘致を優先して行うべき」との意見が54%と最も多い。過年度も雇用促進を望む意見が最も多かったが、「自然環境、農林業の基盤として保全していく」との意見が減少している。

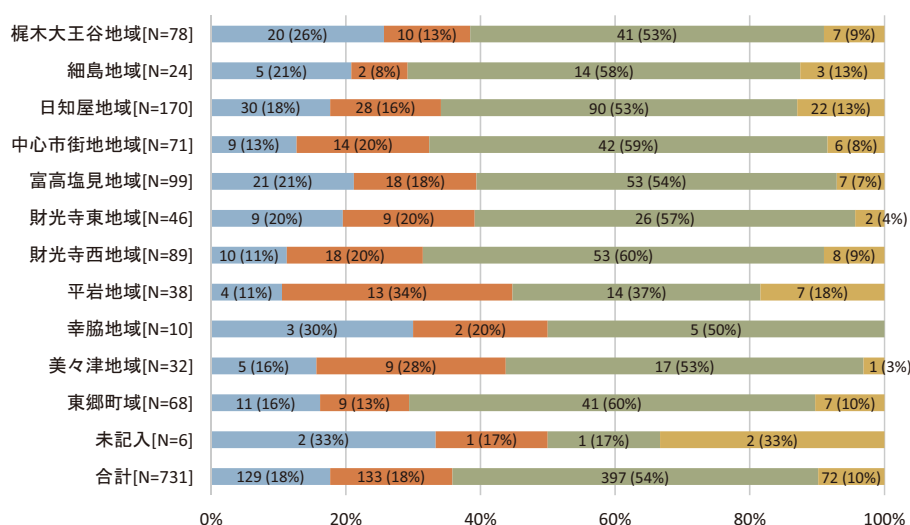
- 今後も豊かな自然環境、農林業の基盤として保全していく必要がある
- 既存の集落地の維持や活性化のために、現在環境を損なわない程度の小規模な施設などの立地であれば構わない
- 日向市周辺で新たな雇用が期待される企業を誘致するなど、地域に利益をもたらす、環境への配慮がなされた開発であれば、大規模であっても構わない
- わからない

問20:市街化調整区域の土地利用について



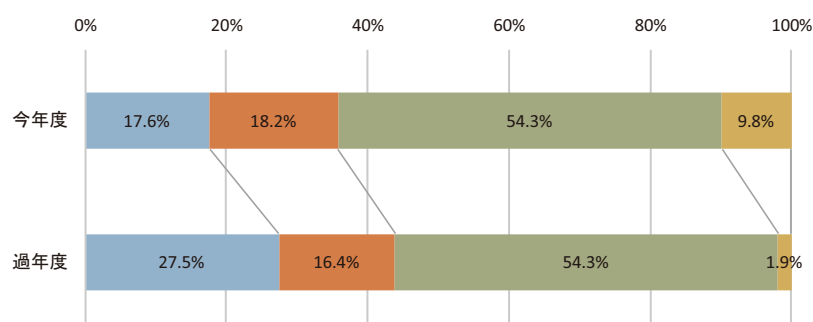
### ■ 地域別比較

- ・日向 IC の周辺に位置する財光寺西やその周辺である東郷町では、「企業の誘致や雇用の創出が」望まれている。



### ■ 経年比較

- ・今年度と過年度を比較すると、市街化調整区域の土地利用で優先すべき施策として「自然環境、農林業の基盤としての保全」という意見の減少が目立つ。

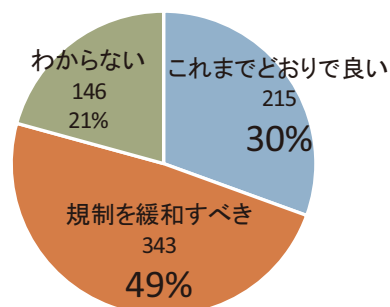


問 21-1) 市街化調整区域は市街化を抑制するため、原則、住宅建築が制限されています。  
このことについてどう思いますか？

### ■ 住宅建築の規制緩和の意向

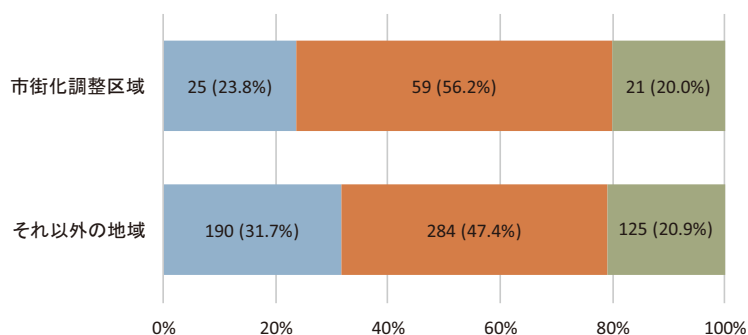
- 市街化調整区域における住宅の建築制限については、  
全体的に「規制を緩和すべき」との意見が 49% と多い。

問21-1: 住宅建築制限について



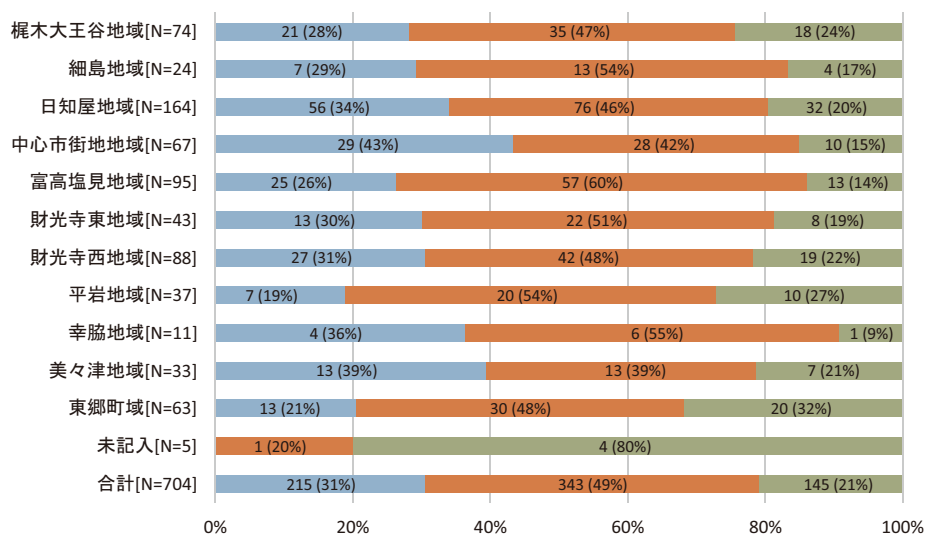
### ■ 用途別比較

- 市街化調整区域とそれ以外の地域とで比較したところ、市街化調整区域にお住まいの方々は、それ以外の地域よりも規制緩和を強く望んでいる結果となった。



### ■ 地域別比較

- 中心市街地地域ではこれまで通りでよいとの意見が多。
- 調整区域の割合が高い富高塩見地域や平岩地域では、規制緩和を望む意見が多い。

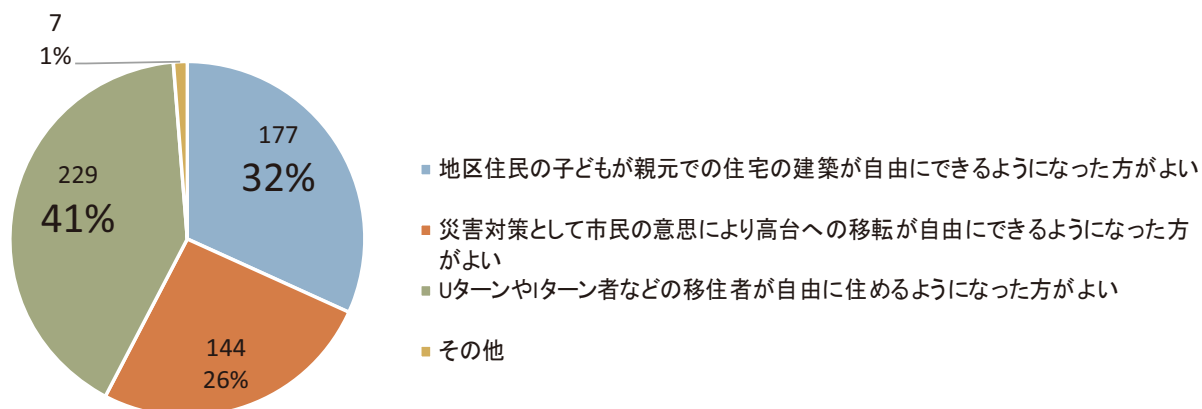


問 21-2) どのような理由で自由に建築できるようになったらよいと思いますか？

### ■ 規制を緩和すべき理由

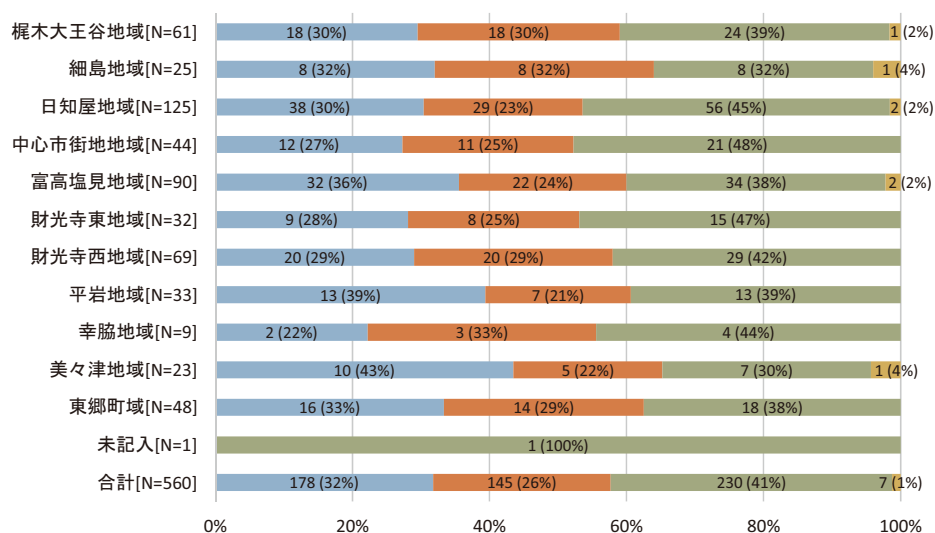
- ・ 規制を緩和すべき理由としては、「U ターンや I ターンなどの移住者が自由に住めるようになったほうが良い」との意見が 41% と多い。

問21-2: 規制を緩和すべき理由



### ■ 地域別比較

- ・ 規制緩和が必要であるとの意見が多かった富高塩見地域では、特に「地区住民の子どもが親元で自由に建築できるように」との意見が多い。
- ・ また、中心市街地や財光寺東地域などでは、「U ターンや I ターン者に対する規制緩和」が理由として多い。



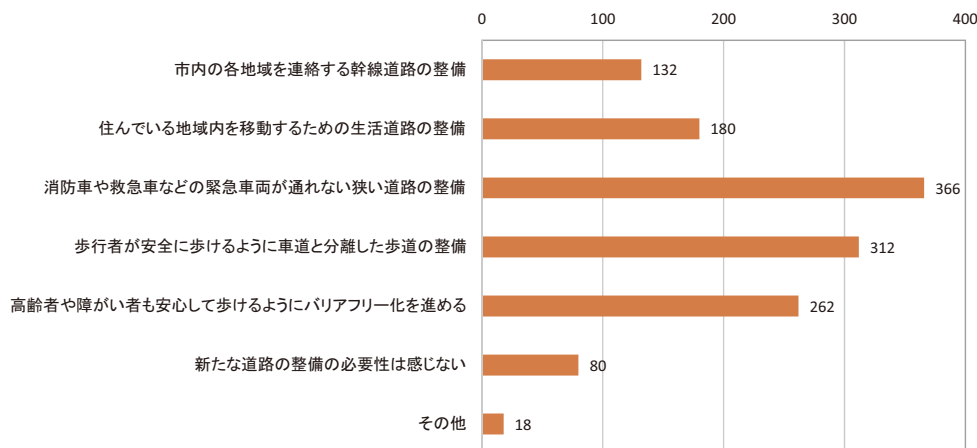
## 《道路》

問 22) 市内の道路について今後、どのような整備を行っていきべきだと思いますか？

### ■ 必要な道路整備の意向

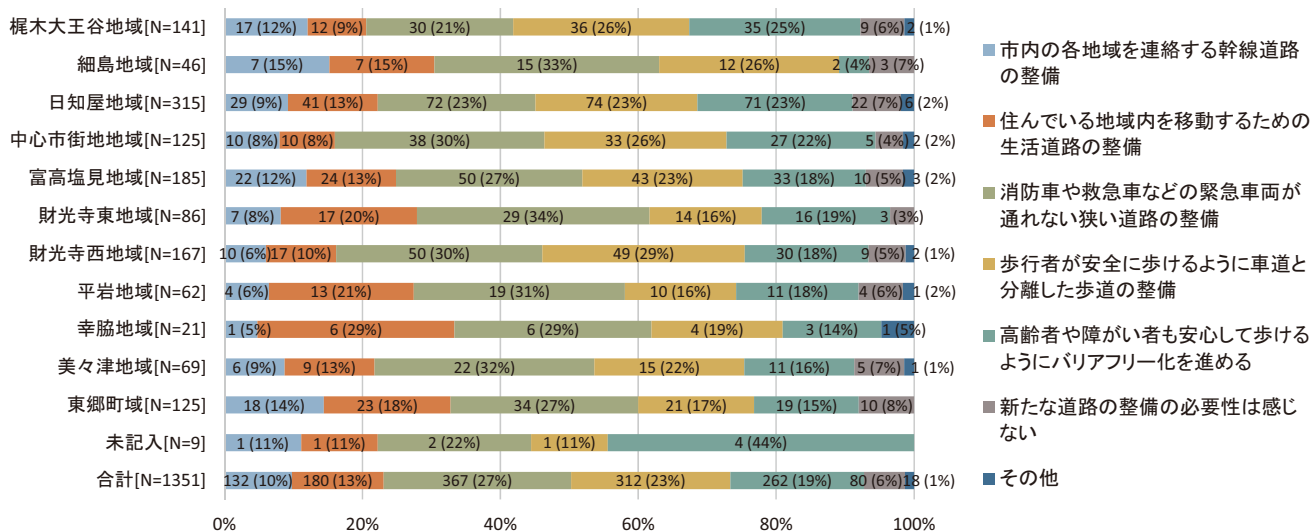
- 道路整備については、「緊急車両が通れないような狭い道の解消」が最も多く、次いで「歩道の整備」や「バリアフリー」が望まれている。この傾向は過年度の結果とあまり変わらない。

問22: 必要な道路整備



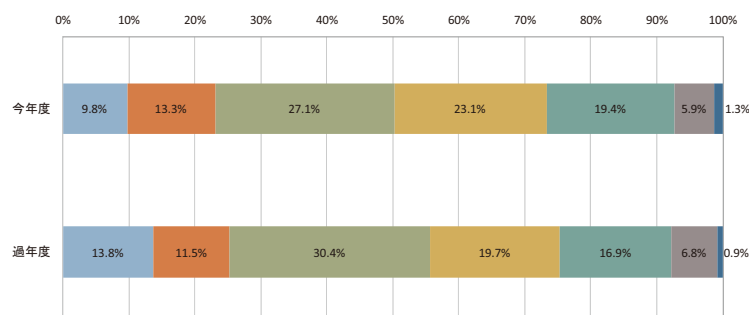
### ■ 地域別比較

- 細島地域では幹線道路の整備が望まれており、一方幸脇地域では「生活道路の整備」が望まれている。
- また、梶木大王谷地域では、「バリアフリーの道路」が必要とされている。



### ■ 経年比較

- 「新たな道路の整備の必要性は感じない」についての回答率は、今年度 5.9%、過年度 6.8%と若干減っている。



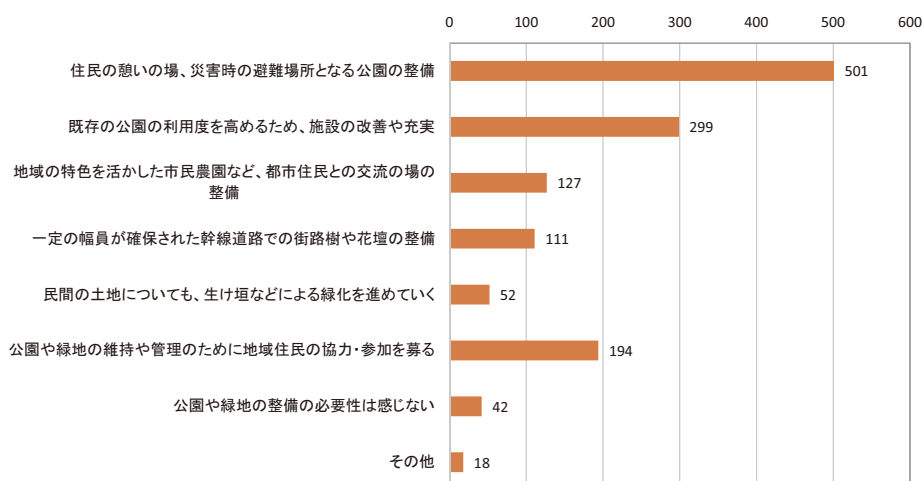
## 《公園・緑地》

問 23) 市内の公園・緑地整備、緑化について今後、どのような整備を行っていきべきだと思いますか？

### ■ 必要な公園・緑地整備の意向

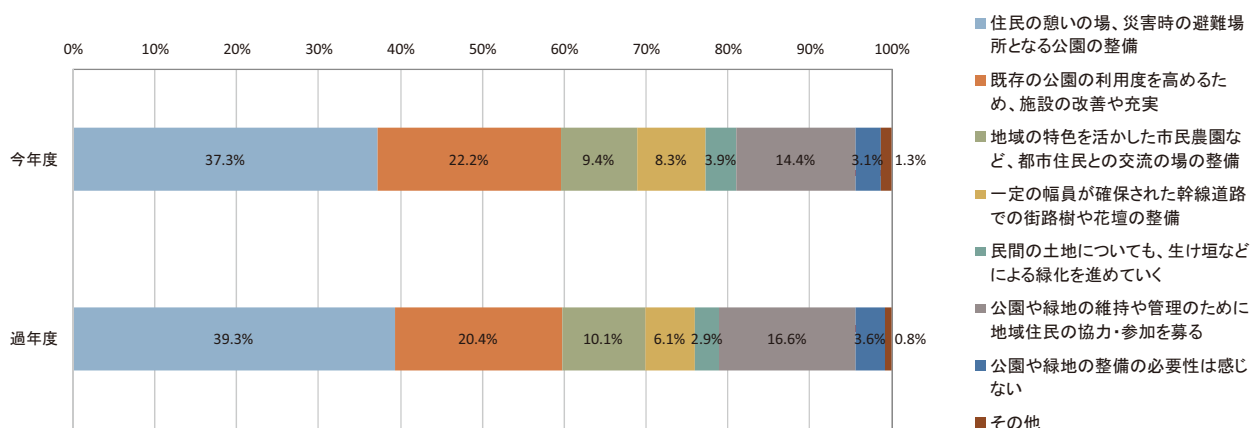
- ・公園・緑地整備、緑化については、「災害時の避難場所となる公園の整備」が最も多く、次いで「公園の利用度を高めるための整備」が必要との意見が多い。この傾向は過年度の結果とあまり変わらない。

問23: 必要な公園・緑地整備、緑化



### ■ 経年比較

- ・「公園や緑地の整備の必要性は感じない」についての回答率は今年度 3.1%、過年度 3.6%と若干減っており、市民意識の変化から、整備の必要性が若干増している。





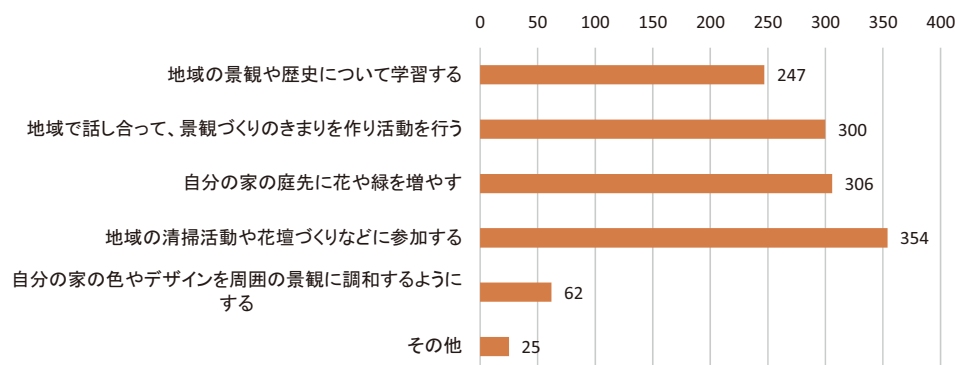
## 「景観」

問 24) 景観の保全や整備のためにどのような取組であれば協力できますか？

### ■ 景観保全・整備のために協力できる取組

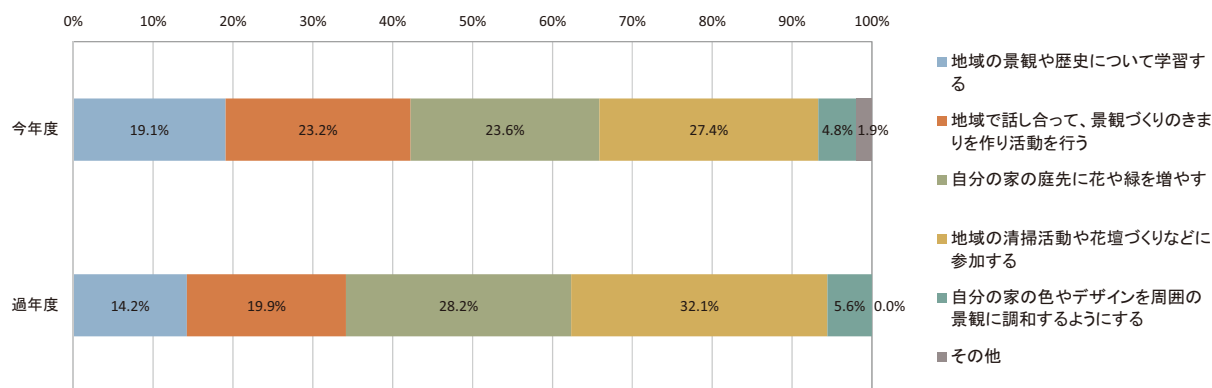
- ・景観の保全や整備のために協力できることとしては、「地域の清掃活動や花壇づくり」が最も多く、次いで「庭先に花や緑を増やすや景観づくりのきまりを作る」との意見が同程度に多い。この傾向は過年度の結果とあまり変わらない。

問24: 景観保全・整備のために協力できる取組



### ■ 経年比較

- ・「地域の景観や歴史について学習する」および「景観づくりのきまりを作る」などの項目にて回答率が上がっており、できることの選択肢も変化している。

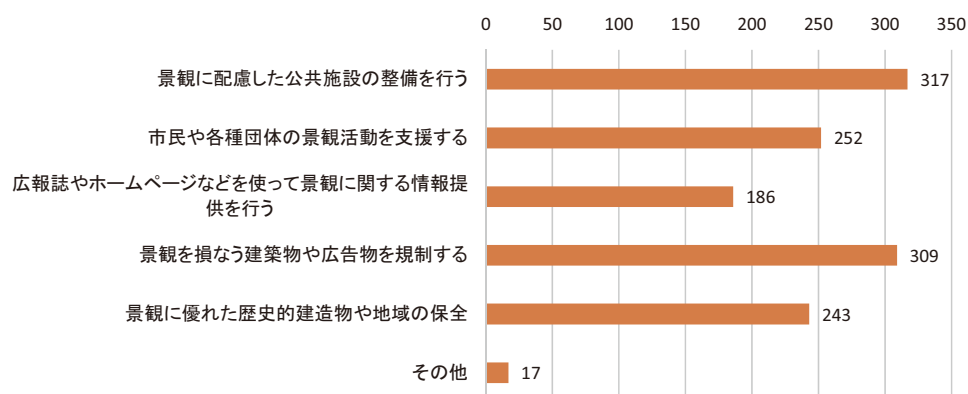


## 問 25) 景観の保全や向上のために行政に望むことはなんですか？

## ■ 景観の保全・向上のために行政に望むこと

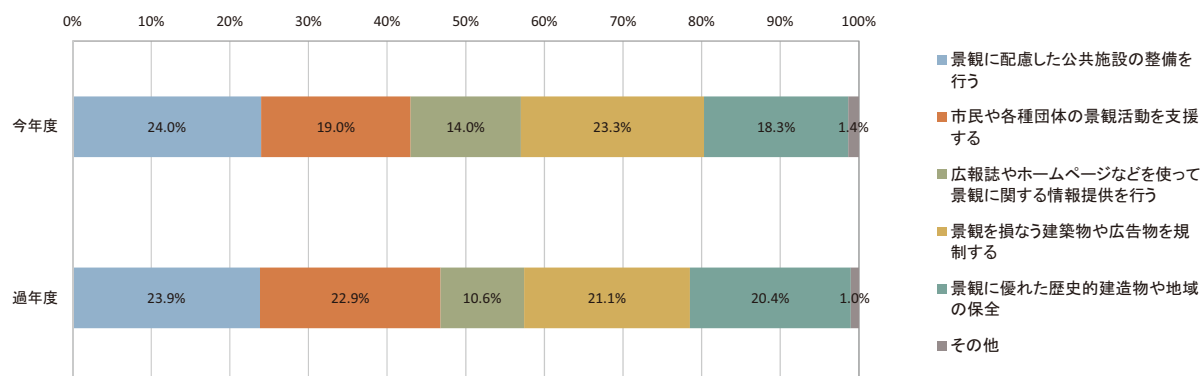
- ・ 景観の保全や向上のために行政に望むこととしては、「景観に配慮した公共施設の整備」や「景観を損なう建築物や広告物の規制」が最も高く、次いで「景観活動の支援」や「景観に優れた歴史的建造物や地域の保全」との意見が同程度に多い。過年度ではこの4項目の重要度はあまり変わらなかったが、今年度は重要度が変わってきている。

問25: 景観の保全・向上のために行政に望むこと



## ■ 経年比較

- ・ 「景観を損なう建築物や広告物の規制や情報提供」などの項目で回答率が上がっており、行政への要望も変化してきている。



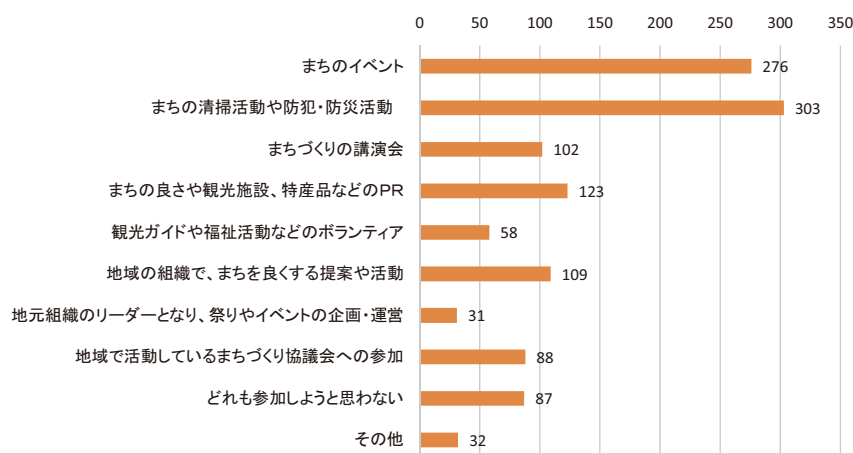
## 8 市民のまちづくりへの関わり方について

問26) どのようなまちづくり活動であれば参加しようと思いますか？

### ■ 参加したいまちづくり活動

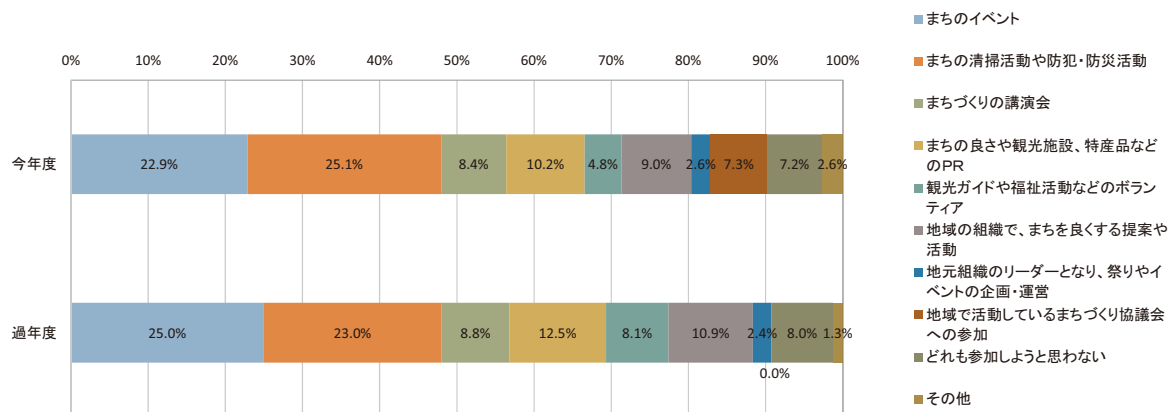
- ・参加したまちづくり活動としては、「清掃活動や防犯・防災対策が」最も多く、次いで、「まちのイベントへの参加」との意見が多い。この傾向は過年度の結果とあまり変わらない。

問26: 参加したいまちづくり活動



### ■ 経年比較

- ・過年度の項目にない、「まちづくり協議会への参加」などにも回答されているため、活動の範囲は年々増えている。



# 用 語 解 説

【資料編52 ～ 資料編56】

－ あ行 －

|            |                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| アセットマネジメント | 元来経済用語で、資産管理のことをいいます。まちづくりにおいては、公共施設などの維持管理費を、経済性などを踏まえ長期的な視点で精査し、毎年の事業量を平準化していく管理方法です。 |
| アメニティ      | 快適さや心地よさを得るために、必要なものが整えられている状態のことです。                                                    |
| 一級河川       | 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系（一級水系）に係わる国土交通大臣指定の河川のことです。日向市では小丸川水系の小丸川が一級河川に指定されています。             |
| インフラ       | インフラストラクチャーの略語で、道路、上下水道などの社会基盤のことです。                                                    |
| ウォーターフロント  | 海岸や河川などの水辺に接する地域のことで、                                                                   |
| 堰堤         | 川水を他に引いたり、流れを緩やかにしたり、また釣り場をつくったりするために築かれる堤防を指します。                                       |

－ か行 －

|          |                                                                                                                           |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 灌漑排水事業   | 農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良）し、水利用の安定と合理化を図るとともに、農業生産条件の整備の根幹をなすものです。                                      |
| 環境モニタリング | 大気や河川など、生活を取り巻く環境の汚染状況を調査する事をいいます。                                                                                        |
| かん養      | 森林が水資源を蓄え、育み、守っている働きのことを指します。                                                                                             |
| 既成市街地    | 既に市街地として成立しており、都市としての機能、景観等を備えた地域の事をいいます。                                                                                 |
| ランドデザイン  | 物事の全体構想をさす言葉で、『国土の・・・』『日向市の・・・』といった使い方がされます。                                                                              |
| 建築協定     | 建築基準法第69条などに基づくもので、建築における最低基準を定める建築基準法では満たすことのできない地域の要求に対応するため、同法で定められた基準に上乗せする形で基準を設ける制度です。                              |
| 広域幹線道路   | 広域にわたって都市圏域相互を連絡する道路のことです。ここでは東九州自動車道、国道10号、国道327号等の道路を指します。                                                              |
| 広域都市圏    | 行政界を超えて多数の自治体にまたがる都市圏域のことです。                                                                                              |
| 交通空白地域   | 地域公共交通の利用圏域から離れた地域を指します。なお、利用圏域の設定については自治体によって定義されます。                                                                     |
| 交通弱者     | 自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人を指します。                                                                         |
| コミュニティバス | 市町村などの自治体が、住民の移動手段を確保するために地域の必要目的に合わせて運行する乗合バスです。                                                                         |
| コンパクトシティ | 人口減少、高齢化社会に対応したまちづくりとして、都市の中心部に商業施設、文化施設、福祉・医療施設などを集約することにより、市街地をコンパクトに保ち、歩いて行ける範囲を生活圏ととらえ、コミュニティの再生や市街地の活性化を図ろうとする考え方です。 |



## — さ行 —

|               |                                                                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| シーニックバイウェイ    | 道路そのものを観光資源として活用するという新しい視点で、行政、住民、利用者、NPO が一体となり、地域の沿道景観や自然環境の保全・整備に取り組む活動をいいます。                                              |
| 市街化区域         | 都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備をする区域として、既に市街地を形成している区域や 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域として定めます。市街化調整区域 都市計画区域のうち、原則として市街化を抑制すべき区域として定めます。 |
| 自助、共助、公助      | (自助) 個人でできることは個人が、(共助) それができないときには地域が、それでもできないときには行政が、というようになるべく身近なところで問題の解決を図るという考え方です。                                      |
| 自然的土地利用       | 都市の土地のうち、農地や山林、河川や池等の水面を合わせて自然的土地利用と称します。これに対し、住宅や工場などの宅地、道路用地、造成された空地等を合わせて都市的土地利用と称しています。                                   |
| 市民協働          | 市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むことをいいます。                |
| 社会資本ストック      | 社会資本とは道路や港、公園などの公共施設や、住宅、病院など社会を支える様々な施設のことをいいます。ストックとは備蓄、在庫などと訳され、社会資本ストックとは、まちにすでに整備された様々な施設の総じて称しています。                     |
| 主要幹線道路        | 地方生活圏及び都市圏域の骨格を構成する道路のことで、ここでは県道細島港線や(都)財光寺仙ヶ崎通線、県道土々呂日向線などをさします。                                                             |
| 主要地方道         | 道路法第 56 条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または市道のことをいいます。                                                                              |
| 重要港湾          | 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾のことで、宮崎県では・細島港・宮崎港・油津港が指定されています。                                                  |
| 重要伝統的建造物群保存地区 | 文化財保護法に基づき、市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、特に価値が高いものとして国(文部科学大臣)が選定したものを指します。                                                  |
| 循環型社会         | 製品等が廃棄物となることを抑制し、適正に循環的な利用が行われることを促進することで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいいます。                                             |
| 省エネルギーシステム    | 同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られる様にするシステムのことです。                                                                                     |
| 進行市街地         | 従来から住宅や商店が立地していた市街地を既成市街地と呼び、これまで宅地が少なかったものの、住宅や商店などの立地が進み市街地を形成しつつある地区を進行市街地と称しています。                                         |
| ストック          | 備蓄、在庫等の意味を持ちますが、ここでは既に整備されている都市施設等を表しています。                                                                                    |

|                      |                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ストック総合改善事業           | 既に供用されている公営住宅の居住水準の向上、安全性の確保等を図るために必要な改善・更新を実施し、良質な公営住宅の効率的な供給を促進する事業のことです。                                                                                                                                   |
| スプロール化               | 市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地が形成されることです。                                                                                                                                                                        |
| 整序                   | 規則などにのっとって整えることをいいます。まちづくりにおいて土地の使い方についてきまりを定め、よりよいまちとするために誘導することなどを「土地利用の整序化」という表現する場合があります。                                                                                                                 |
| 都市計画区域の整備、開発及び、保全の方針 | 平成12年の都市計画法改正により、都道府県がすべての都市計画区域について策定することになった、都市計画区域マスタープランのことです。都市計画区域マスタープランは、市町村界を超える広域的な観点から、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めるもので、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分（線引き）の可否などを判断することになっています。                       |
| — た行 —               |                                                                                                                                                                                                               |
| 大規模集客施設              | 郊外型の大型ショッピングセンター等をさす言葉ですが、まちづくり3法では『それぞれの用途に使用する延床面積が10,000㎡を超える店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等をいう』と定義されています。                                                                                                          |
| 耐震診断                 | 既存建物（1981年以前に設計され竣工した建物）が地震の脅威に対して安全に使えるかどうかを見極めるもので、古い構造基準で設計され、十分な耐震性能を保有していないと思われる既存建物について、現行の耐震基準によりその耐震性を再評価することです。                                                                                      |
| 耐震改修                 | 古い構造基準で設計され、十分な耐震性能を保有していないと思われる既存建物について耐震補強等の工事を行い、地震に対して安全な縦物に改修することをいいます。                                                                                                                                  |
| 地区計画                 | 都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象に、道路・公園などの位置や建築物などのルールを定め、それぞれの区域の特性に応じた良好な都市環境を整備しようとするものです                                                                                                                            |
| 地方創生                 | 国内の各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくり、魅力あふれる地方のあり方を築くことです。                                                                                                                                                 |
| 中心市街地                | 地域の中心となる市街地のことで、人口が集中し、商業、行政機能が充実している地域を指します。本市でも日向市駅を中心とした区域において中心市街地の活性化に向けた取り組みが行われています。                                                                                                                   |
| 特別用途地区               | 都市計画法第8条に規定されている「地域地区」の1つで、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的実現を図るために用途地域内の一定の地区において重ねて指定されるものです。まちの地形条件や人々の生活上の結び付きなどを総合的に考慮し、一体の都市として都市づくりを進めていくべき区域として都道府県がその区域を定めます。〇〇市や△△町といった行政区域のとらわれずにその区域が定められる場合があります。 |
| 都市計画基礎調査             | 都市計画区域における人口、産業別就業人口、市街地面積、土地利用、交通量、地価など多種多様な項目を調査しています。                                                                                                                                                      |
| 都市計画区域               | 日向市においては、延岡市、日向市、門川町の行政区域の一部区域を一体                                                                                                                                                                             |

的な都市として都市づくりを進めていくべき区域にとらえ、この区域を「日向延岡新産業都市計画区域」として指定しています。

|                 |                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市計画<br>マスタープラン | 市民と行政が協働して進めるまちづくりのガイドプランとして、目指すべき将来都市像を明示し、その実現に向けた都市計画の対応について合意形成を図って行くものです。このマスタープランは、市町村が定める「市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）」と、都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」があります。 |
| 都市施設            | 道路、公園、上下水道など都市において必要となる公共的な施設のことです。                                                                                                                                                  |
| 都市的土地利用         | 都市の土地のうち、住宅や工場などの宅地、道路用地、造成された空地等を合わせてこのように称しています。これに対し、農地や山林、河川や池等の水面を合わせて自然的土地利用と称しています。                                                                                           |

## — な 行 —

|        |                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二級河川   | 一級水系以外で公共の利害に重要な関係があるものに係る水系（二級水系）に係わる都道府県知事指定の河川のことです。本市では耳川、塩見川などが指定されています。                                   |
| 農業振興地域 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される地域です。特に、農用地区域内の農地（いわゆる農振青地）では、農地以外への転用が許可されないなど、土地利用が厳しく制限されています。 |
| 農村公園   | 農業集落居住者の憩いの場を提供する目的で造られた公園で、農林水産省の農村総合整備モデル事業として整備された公園が含まれています。                                                |

## — は 行 —

|         |                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハード、ソフト | 元来、コンピューター関連用語で、計算機本体をハードウェア、計算機の指示系統をソフトウェアと呼んだことに由来しています。まちづくりにおいては、道路、公園、下水道などの施設の整備を行う取組を「ハード施策」、条例や規則をつくることや人々の活動により物事を動かすことなどを「ソフト施策」と区別して呼んでいます |
| バリアフリー  | 障がいのある方や高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害（障碍）や精神的な障壁を取り除くための施策、あるいは具体的に障害を取り除いた状態のことをいいます。                                                         |
| バイオマス   | 生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。                                                                                               |
| 普通河川    | 一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない河川（法定外河川）で、河川法の適用・準用を受けていない市町村が管理する河川のことです。                                                                                      |
| 不適格建築物  | 都市計画法や建築基準法の規定に適合していない建築物のことです。また、建築したときはそれらの法令に適合していた建築物でも、建築後に行われた法改正や都市計画の変更などにより、現行の規定に適合しなくなった建築物のことを既存不適格建築物といいます。                               |
| 日向入郷圏域  | 日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村を合わせた地域をこのように呼んでいます。                                                                                                                |

|     |                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| 保安林 | 公益的な目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことである。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第 25 条に基づき指定します。 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|

|         |                                                   |
|---------|---------------------------------------------------|
| ポケットパーク | 道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園をいいます。 |
|---------|---------------------------------------------------|

— ま行 —

|     |                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------|
| モール | 単なる通行のための道ではなく、広場やベンチ噴水などが整備して、憩い、遊び、集いなどの機能を付与したものです。 |
|-----|--------------------------------------------------------|

— ら行 —

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| ライフサイクルコスト | 製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額のことをいいます。 |
|------------|------------------------------------|

— や行 —

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 遊休農地 | 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいいます。 |
|------|--------------------------------------------------|

|            |                                                                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ユニバーサルデザイン | 「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が表しているように、「全ての人のデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設などをデザインすることをいいます。 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 用途地域 | 住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 13 種類があります。 |
|------|-----------------------------------------------------------|





## 日向市都市計画マスタープラン

日向市 建設部 都市政策課

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

TEL:0982-52-2111

E-mail:toshi@hyugacity.jp